

会 議 録

会議の名称	第5回つくば市高齢者福祉推進会議		
開催日時	令和5年(2023年)10月23日 開会14:00 閉会15:35		
開催場所	つくば市役所2階会議室203		
事務局(担当課)	福祉部高齢福祉課		
出席者	委 員	根本典子委員、八木充子委員、鬼頭聖委員、福井正人委員、中島さおり委員、 渡邊多永子委員、山脇博紀委員、小坪達也委員、成島浄委員、長卓良委員、 飯野正委員、野澤亮子委員、山田直人委員 (欠席:大河原純也委員、斉藤秀之委員、山口泰寿委員、高橋純悦委員)	
	事 務 局	福祉部部長 根本 祥代 福祉部次長 相澤 幸男 保健部顧問 黒田 直明 福祉部地域包括支援課 課長 相澤 幸子 福祉部地域包括支援課 課長補佐 飯島 良弘 保健部介護保険課 係長 小林 実 保健部健康増進課 係長 小池 牧子 保健部健康増進施設いきいきプラザ 保健係長 永井 さなえ 建設部住宅政策課 係長 加園 美紀 福祉部社会福祉課 課長 宇津野 功 福祉部社会福祉課 係長 大竹 智 福祉部高齢福祉課 課長 日下 永一 社会福祉協議会 室長 大橋 功 福祉部高齢福祉課 課長補佐 稲葉 正子 福祉部高齢福祉課 係長 石田 佳子 福祉部高齢福祉課 主任 相馬 智菜津 株式会社 名豊 大川 祐希	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
	傍聴者数	0人	

議題	つくば市高齢者福祉計画（第9期）素案について
会議次第	1 開会 2 議題 つくば市高齢者福祉計画（第9期）素案について 3 その他 4 閉会

<審議内容>

1. 開会

○事務局

定刻となりましたので、第5回つくば市高齢者福祉推進会議を開催いたします。初めに、会議の開会にあたりまして、福祉部長の根本より御挨拶を申し上げます。

○福祉部長

委員の皆様には大変お忙しい中お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議では、第9期計画の素案について御審議をいただくこととなっております。計画案につきましても、今回の会議でいただいた御意見を反映させた上で、12月にパブリックコメントを実施します。広く市民の皆様の意見を聞いた上で、1月中に最終案を作成し、1月末から2月上旬に実施する予定の第6回会議で皆様にお示しする予定です。また、第6回会議でいただいた御意見をもとに最終の調整を行った上で3月中に計画を決定する予定です。今回はパブリックコメント前の最終の会議になります。限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

では事務局より委員の皆様へ御連絡がございます。皆様の前に設置しておりますマイクですが、こちらは録音機能を備えたものになっています。恐れ入りますが正確な会議録作成のため、発言の際には必ずマイクの御使用をお願いいたします。発言の前には、マイクの底のボタンを押し、マイクのランプが赤から緑に変わったことを確認の上、発言をお願いいたします。発言された後には、再度、マイクの底のボタンを押してマイクのランプが緑から赤に変わったことを確認してからお戻し願います。また、本会議は、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市附属機関

の会議及び懇談会等の公開に関する条例によりまして、会議の内容を公開することとしておりますので、御理解をお願いいたします。

それでは渡邊委員長、会議の進行をお願いいたします。

○渡邊委員長

それでは議題に入ります前に、本日の会議につきまして欠席の連絡が入っております。大河原委員、斉藤委員、山口委員、高橋委員が欠席です。

したがいまして、ただいまの出席委員は13名で過半数に達しておりますので、つくば市高齢者福祉推進会議設置要項第6条第3項に基づき、この会議が成立することを御報告します。

2. 議題 つくば市高齢者福祉計画（第9期）素案について

○渡邊委員長

それでは、議題の「つくば市高齢者福祉計画（第9期）素案について」事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、事務局から説明させていただきます。まず始めに、資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料は、事前に送付した資料1素案、本日配布した当日配布資料1～5となっております。もし不足や落丁等ございましたら、随時事務局までお声かけください。

では、つくば市高齢者福祉計画（第9期）素案について説明いたします。まず全体の構成を説明いたしますので、表紙を開いていただき、目次をご覧ください。第1部は総論となっており、第1章「計画策定の趣旨と概要」、第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」、目次2ページ目に進んでいただきまして、第3章「つくば市の高齢者福祉の基本的な考え方」となっています。第1部総論につきましても、前回会議で御説明した骨子の内容と大きく変更はありませんが、一部追加があった点と令和5年度の数値を入力した部分につきまして、後ほど説明させていただきます。次に第2部は各論となっており、第1章から第6章が各施策に関する記述となっています。こちらの内容は前回会議でお示した骨子の施策体系案をもとに主な取組と指標となる数値を記載しています。こ

こちらにつきましても、一部、取組の追加等がありましたので、後ほど御説明いたします。続きまして第7章は「介護保険事業の推進」としまして、サービスごとの給付実績の推移と推計、日常生活圏域ごとの整備状況、介護給付費等の推移と推計を記載しています。なお、給付の各推計につきましては数字の確定が来年1月頃となるため、パブリックコメントは現在作成中の暫定値を公開する予定です。最後に第8章は「介護保険料の見込額」としてしています。こちらにつきましても、保険料の算定が来年1月頃の予定となっておりますので、現時点では未作成となっております。また、巻末に資料編として、当日配布資料4の用語解説、策定過程、会議要項、委員名簿を掲載する予定です。

では、第1部総論の変更点を御説明いたしますので、7ページをご覧ください。日常生活圏域別地名一覧を追加しました。8期では巻末資料として掲載していましたが、6ページの地図と合わせて地名を参照しやすくするため、今期では「日常生活圏域の設定」の項目に掲載しています。次に8ページから21ページにつきましては、当日配布資料2にて令和5年度の数値を入力いたしましたのでそちらを使用して御説明いたします。当日配布資料2の8ページ、9ページをご覧ください。総人口・高齢者人口は令和5年度も引き続き増加しており、全体の構成比はほぼ横ばいとなっています。一方で10ページの前期高齢者と後期高齢者の割合をご覧くださいと、令和5年度で逆転しており、後期高齢者割合が上回る状況となっています。また高齢者単身世帯・夫婦世帯数は引き続き増加しています。14ページをご覧ください。認知症高齢者数の推移について、今期では自立度別に集計を行いました。令和5年度の数値が令和4年度と比較して減少していますが、こちらは10月上旬に集計した暫定値であり、集計時点で認定申請中の方の結果により数値の増減がありますので、パブリックコメント前に再集計を行う予定です。15ページをご覧ください。上段の要支援・要介護認定者の推移についても、令和5年度は暫定値となっております。16ページから17ページの国・県との比較につきましては、国・県の令和5年の数値が出るのが年明け頃以降になる予定のため、令和4年度での比較で掲載しています。18ページ、19ページをご覧ください。日常生活圏域別の高齢者の状況について、今期から圏域の地理的特徴、通いの場の状況、介護サービス事業所数を追加しました。また、人口構造については、令和5年度の数値を入力しております。当日配布資料2については以上になります。

次に、資料1素案の71ページ、施策体系をご覧ください。はじめに、体系に1点誤りがございましたので、お知らせいたします。71ページ一番下の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」

の項目については、一つ上の施策方針「介護予防事業の推進」の「介護教室」の下が正しい位置になります。大変失礼いたしました。では、骨子の体系案からの変更点について御説明いたします。

施策目標1の主な取組の3つ目の項目「地域見守り体制の整備」について、骨子案では、「地域共生社会の推進」としておりましたが、前回会議で地域共生社会は地域包括システムの上位概念であり、下位の取組として位置付けるにはそぐわないとの御指摘を斉藤委員、山脇副委員長からいただきましたので、項目名を修正いたしました。次に施策目標2の施策方針1「認知症高齢者の支援」の中に「若年性認知症の支援」の取組を追加いたしました。次に施策目標3の施策方針1「介護予防の推進」について、骨子の「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」から名称を変更しました。また、前回会議での斉藤委員の御意見にもありました、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について新たに追加しました。次に施策目標4生活支援の推進の施策方針1の項目1「在宅福祉サービスの充実」について、在宅布団丸洗い乾燥事業を施策方針2「ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実」から移動させました。こちらについては、令和3年度から事業の要件が変更になり、ひとり暮らしの方のみを対象とした制度ではなくなったことを反映させたものです。次に施策目標5の施策方針4「地震災害等に強い住まいづくり」の3つ目の取組について、骨子案では「介護施設等の災害対策の強化」としていたところを、山脇副委員長のご意見を踏まえて感染症対策について盛り込み「介護施設等の災害・感染症対策の強化」と変更しました。また、73ページの表の最後に注釈を付けていますが、施策体系の表の中で★印を付している取組については、自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標に位置付けています。こちらの取組と目標については、計画に定め、その達成状況を評価し、結果を公表することが介護保険法に明記されています。前期計画までは目標は定めていたものの、計画に明記する形をとっていなかったため、今期では明記するよういたしました。

続きまして、74ページからの第2部各論については、先ほどの施策体系の順番に主な取組、指標を掲載しています。なお、施策目標2の中にあります、成年後見制度利用促進基本計画については、パブリックコメント前に追加する予定です。では、各論につきましては、今期から新しく追加した取組のみ抜粋して御説明いたします。

83ページをご覧ください。取組番号7の「若年性認知症の支援」について、認知症の本人が集い、自らの希望や必要としていることを語り合う場の整備を行い、認知症当事者の発信支援を行っていきます。認知症疾患医療センター等関係機関と連携し、本人・家族を一体とした、家族関係にアプ

ローチする新たな支援の取組も進めていきます。

84 ページをご覧ください。取組番号2の「高齢者虐待の防止」について、高齢者虐待の対応では、通報・相談機関として位置づけられ、関係者のネットワークを構築して虐待発生の防止、被虐待者の保護、養護者への支援など問題解決に向けた取組を図っています。

89 ページをご覧ください。取組番号7の「傾聴ボランティア事業」について、ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者などへの交流の場の提供として、傾聴ボランティアが自宅に伺い、傾聴を通じた交流を行います。多くの高齢者の閉じこもり予防の効果を得ることができ、高齢者が住み慣れた地域で人と人のつながりを継続し介護予防につながる取組を推進します。計画値につきましては、傾聴ボランティアの延べ利用者数を各年度100名と設定しています。

次に、取組番号8の「介護教室」について、家族介護のための講座としては、介護準備や実際の介護方法などについてテーマ別講座を実施します。若年層（小学生）向け講座としては、加齢に伴う心身の変化や認知症を理解し、思いやりの育成や認知症対応力の向上を目指す講座を実施します。計画値につきましては、こちらも各年度延べ利用者数100名と設定しています。

ここで、当日配布資料3をご覧ください。事前にお送りした素案には記載できておりませんでした。取組番号9「介護予防実態把握訪問」について、新たに追加しました。KDBシステムから対象者を抽出し、閉じこもりや生活能力低下、認知機能低下、社会性の低下、医療等で関わり支援が必要な対象者へ訪問等を実施し介護予防につなげます。計画値は各年度400人としています。

続けて当日配布資料3の90ページをご覧ください。「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」について、国で掲げる指針に基づき、健康保険の保健事業と介護予防の一体的な取り組みを実施するため、医療・保健・介護分野の関連分野において連携を図ります。実施にあたり、専従の保健師が関与し、後期高齢者の特性に応じた事業の企画・調整の基、事業を実施します。

資料1に戻っていただき、93ページをご覧ください。取組番号9「高齢者文化芸術鑑賞助成事業」について、高齢者の健康の保持増進、社会参加の促進及び生きがいの推進を図るため、市内在住の70歳以上の高齢者に対し、文化芸術振興事業のチケット料金の一部を助成します。つくば文化振興財団と協力連携し、高齢者が利用しやすい内容を検討していきます。計画値としましては、利用者数が令和6年度1,600人、令和7年度1,700人、令和8年度1,800人としています。

95 ページをご覧ください。取組番号1「敬老祝写真贈呈事業」について、敬老の日において、70歳・80歳・90歳・100歳の方を対象に対象事業所で利用できる写真撮影利用券を送付します。多年

にわたり社会の発展に寄与してこられた高齢者に対し、長寿を祝し敬老の意を表するとともに福祉の増進に寄与することを目的としています。事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。計画値は各年度 1,500 人、1,600 人、1,700 人としています。

取組番号 2 「長寿をたたえる事業」について、今年度 100 歳を迎える方に、老人週間の前後 2 週間以内に、ほう状などを贈呈します。長寿をたたえるとともに、高齢者を敬愛する意識の啓発を図ることを目的としています。事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。計画値は各年度 70 人としています。

取組番号 3 「敬老祝金給付事業」について、77 歳、88 歳、100 歳及び 101 歳以上の方へ敬老祝金を給付することにより、長寿を祝福し、敬老の意を表するとともに、福祉の増進に寄与することを目的としています。高齢者が利用しやすい内容となるよう引き続き検討していきます。計画値は各年度 3,400 人、3,500 人、3,600 人としています。

102 ページをご覧ください。取組番号 3 「高齢者移動支援担い手育成事業」について、既存の福祉有償運送団体及びボランティア輸送団体の支援をするほか、移動支援に興味を持っている市民が実際に支援を始めるための一助とするため、福祉有償運送の運転者となる場合に受講が必要な運転者講習会を市が主催します。事業や福祉有償運送、ボランティア輸送を広く周知し、団体の活動を支援していきます。計画値は各年度 15 人としています。

103 ページをご覧ください。取組番号 6 「高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業」について、自動車に代わる移動手段の確保、高齢者の社会参加の促進、心身の健康増進、介護予防の推進のため、市の交通安全講習会を受けた 70 歳以上の方に電動アシスト自転車および自転車用ヘルメットの購入費の補助を行います。事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。計画値は各年度 560 人としています。

112 ページをご覧ください。取組番号 3 の「介護施設等の災害・感染症対策の強化」について、こちらは新規の項目ではございませんが、感染症に関する記載を追加し、令和 6 年度から義務付けられる業務継続計画（BCP）の策定についての記述を盛り込みました。

117 ページをご覧ください。取組番号 2 「文書負担の軽減」について、介護サービス事業者の事務手続に係る負担軽減のため、押印省略や電子申請の拡大などの取組を行ってきました。介護保険法施行規則等の改正に伴い、第 9 期期間中には、指定申請等における標準様式の使用、「電子申請・届出システム」の利用が原則化されることから、利用開始に向けた対応を実施していきます。

取組番号3「リスクマネジメントの推進」について、介護サービス事業所で発生した事故等については、事故報告書による報告の徹底を促すとともに、報告された事故情報の集計・分析を行い、介護現場に対する指導や支援等に活用していきます。

取組番号4「ハラスメント対策の推進」について、令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務づけられたことを踏まえ、介護サービス事業所に対するマニュアルの周知等、ハラスメント対策の推進に向けた体制整備の支援・連携体制の強化を行う等、介護職員が安心して働くことができるよう、職場環境・労働環境の改善を図っていきます。各取組についての説明は以上です。

次に121ページの第7章「介護保険事業計画の推進」をご覧ください。冒頭で御説明したとおり、サービスごとの給付実績の推計については、推計値の確定が令和6年1月頃になりますので、実績のみ入力しております。また、今期から、サービスごとに簡単な説明と整備予定について記載しております。整備予定のあるサービスについて御説明いたしますので、まず125ページをご覧ください。⑩特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウスなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練を提供するサービスです。市内に4事業所が整備されています。国の基本指針にも、高齢者人口が増加する都市部では、特別養護老人ホーム等従来からの介護サービスに加え、特定施設入居者生活介護も含めた効果的な介護基盤整備を行うことが重要であることが記載されており、自宅での生活が難しくなった高齢者が複数の選択肢から自分にあった住まいの選択ができるように整備が必要になっています。全国と比較して市内の事業所が少なく、市内事業所はおおむね90%以上の利用状況にあることから、今期中に80床の整備を実施する方針です。お配りした資料には90床と記載させていただきましたが、整備予定数に変更になり80床となりました。次に127ページをご覧ください。地域密着型サービスの①定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行うサービスです。現在市内に該当する事業所はなく、居宅介護支援事業所に対する調査でも、不足しているサービス（居宅サービスを除く）となっており、日中・夜間を通じた訪問介護・看護のニーズが高まっていることから、1事業所の整備を行う方針です。次に128ページをご覧ください。⑥認知症対応型共同生活介護は認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を提供するサービスです。市内に18事業所が整備されています。認知症対応型共同生活介護事業所に対する調査によると、既存のサービス量でおおむね充足

できると考えられるため、新規事業所の整備は実施しない方針ですが、1事業所（谷田部西圏域）から、3床の増床について要望があり、当該事業所のユニット定員が6名になっている状況を改善し、既存事業所の安定的な運営の継続を図るため、3床の増床を計画に位置付ける予定です。次に129ページをご覧ください。⑨看護小規模多機能型居宅介護は、小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」に加えて看護師などによる「訪問看護」も組み合わせることで、食事・入浴などの介護や支援及び看護の一体的に提供するサービスです。市内に1事業所のみと整備数の少ない状況ですが、居宅介護支援事業所に対する調査でも、不足しているサービス（居宅サービスを除く）となっており、（看護）小規模多機能事業所に対するアンケートでも整備に積極的な意見が多くみられました。在宅で暮らす医療ケアが必要な方のサービスニーズが高まっていると考えられることから、1事業所の整備を行う方針です。

資料の説明は以上になります。続きまして、事前質問への回答に移らせていただきます。当日配布資料5をご覧ください。質問番号1の福井委員の質問、SNS等に抵抗のある高齢者に対して、状況に応じた丁寧な対応は考えているかということについて、高齢福祉課より回答いたします。

○高齢福祉課

P62の情報提供については、広報誌や回覧等のいわゆるアナログな手段は継続した上で、若年者や回覧のない新興住宅地等に居住されている方等も情報収集がしやすいようにSNS等の手段も活用していくという意味合いですが、誤解を招く可能性があるのであれば、記載を一部変更することも検討したいと思います。

○事務局

次に質問番号2の鬼頭委員の質問、自転車専用道の拡充について、高齢福祉課より回答いたします。

○高齢福祉課

自転車専用道の整備、拡充については、つくば市自転車安全利用促進計画に基づき、関係課と協議を行うなど、検討を行っていきます。また、高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業の中で、交通安全講習会を実施し、高齢者の安全な自転車利用の促進に向けて取り組んでまいります。

○事務局

次に質問番号3の鬼頭委員からの質問、福祉避難所について、社会福祉課より回答いたします。

○社会福祉課

現在、市内には県立つくば特別支援学校の他に高齢者施設等24か所が福祉避難所としての利用を想定されています。

福祉避難所は、高齢者、障害者などの方の中でも特に配慮が必要な方を対象とした避難所であり、市が災害の状況等を踏まえた上で案内することとしています。

要介護の高齢者の避難先としては、市が開設する指定避難所や市が開設を依頼する福祉避難所のほか、台風などあらかじめ災害の発生やリスクが予想できる場合は、自宅での垂直避難や親族や知人宅への避難、普段から利用している介護施設の短期入所などの方法も考えられます。

なお、つくば特別支援学校への避難者としては、原則として卒業生や特別支援学校に通学している児童、生徒とその介助者を想定しています。

○事務局

最後に質問番号4の鬼頭委員からの質問、施設サービスにおける人員等の質の維持について、高齢福祉課より回答いたします。

○高齢福祉課

市では、介護人材の確保のため、市独自の給付金制度により介護の担い手の育成と確保に努めています。また、指導・監査により、事業所の運営状況を確認するとともに、利用者からの苦情・相談があった場合には、事業所に対して指導を行っております。

事前質問への回答は以上です。

○渡邊委員長

ただいまの説明につきまして、何か御質問・御意見等ございましたらお願いします。

○飯野委員

文書の表現の整合性に問題があるかと思しますので、検討していただきたいと思えます。71 ページに施策体系がありまして、この体系に基づいて、次の表で、例えば、最初の地域包括ケアシステムのへ深化・推進が1 というようになります。その次の施策方針が1 になって、主な取り組みが1 ということになるわけですが、まず74 ページを見ていただきますと、第1章の下、地域包括支援センター等の相談窓口や情報提供の「充実」となっていますが、表の方では、「共有」になっているので、統一された方がいいと思えます。79 ページの(3)の一番上、「地域支え合い」になっていますが、表では、「地域見守り」になっています。それから、90 ページのところでは、(3)「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が施策体系の中に入っていません。71 ページの一番下、高齢者事業の推進の下に、「高齢者の保健事業と介護予防の一体実施」というのはありますが、95 ページでは漏れています。96 ページの「生活支援の推進」の1「在宅介護」は、施策体系の中には、「在宅高齢者」となっています。これも統一した方がいいのではないのでしょうか。それから、100 ページの一番上、「ひとり暮らし・高齢者世帯の見守りの充実」で、施策のところには、「ひとり暮らし高齢者」となっています。それから109 ページの一番上、「安全安心な居住環境の確保」は施策体系の中では、「安心安全」となっています。それと、111 ページの4「災害に強い住まいづくり」は、施策の中には、「地震等災害に強い住まいづくり」と「地震等」が入っています。同じく(1)111 ページでは「災害に強い住まいづくり」、施策体系では、「地震等災害に強い住まいづくり」と「地震等」が入っています。ですから、こちらも統一された方がよろしいのではないかと思しますので、御検討をお願いします。以上です。

○渡邊委員長

飯野委員ありがとうございます。施策体系の文言と説明の文言一致していないというところで一致させた方がいいのではというとても妥当な御意見だったかと思えます。事務局の方で御対応いただけますでしょうか。

○事務局

至急修正したいと思いますありがとうございます。

○渡邊委員長

ありがとうございます。では他に御意見・御質問等ありますでしょうか。福井委員、鬼頭委員、事前質問の御回答については他に追加の御質問とか御意見等ありますでしょうか。

○福井委員

非常に細かいところで質問させていただいて、回答いただいて、わかったのですが、資料を読んだときの印象は、総論の「広報誌に加え」というところで、高齢者の情報提供の手段として、例えば、回覧版であるとか、ケーブルテレビを利用するとか、SNS が非常に有効な手段というのはよくわかるのですが、その間ということも何か検討していただければ嬉しいなと思うし、姫路の場合は回覧版が高齢者の間で広がったというところがあったので、加えてお伝えしたかったというところなのです。それから、地域リハビリテーション推進事業のところ、個人的なところなのですが、私は ST、言語聴覚士なのですが、一応三本柱として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士とされているので、できれば言語聴覚士も入れていただきたいと思います。ST の方も非常に喜ぶだろうと思います。

○渡邊委員長

ありがとうございます。事務局の方より、先ほどの今の御意見につきまして何かありますでしょうか。

○事務局

回覧版については、既存の区会回覧の方がありますので、そちらに高齢者関係の情報の方も一緒に回らせていただくという認識でよろしいでしょうか。

○福井委員

広報誌以外で、御高齢の方がアナログ的に情報収集できるような、小集団っていうところがあれば、ということをやったらちょっと発展的にというか試行的に検討できるのであればと、例として、お伝えしたままで、回覧版やケーブルテレビにこだわっているわけではないのです。

○事務局

わかりました。ありがとうございます。現時点では、有効な手段の方がすぐには出てこないのも、また検討させていただきたいと思います。御意見ありがとうございます。

○渡邊委員長

では鬼頭委員いかがでしょうか。

○鬼頭委員

質問に関しての回答はどうもありがとうございました。私の方はこれで大丈夫です。少し気になっていることですが、18 ページの日常生活圏別の高齢者の状況が書いてあるところで、つくばエクスプレスが出てくるのですが、これでちょっと気になることがありまして、高齢者の割合は、現状ではこういうふうなんです、長い目で見たら TX は土浦に延長すると取りざたされていますよね。そういった時に、若者が増えると相対的に高齢者の割合が減ってしまうわけですよね。そういうことも考えて記載していかないと、この高齢者福祉計画というのは、5年後ぐらいまで使えるような資料となってくわけでしょうから、そういったことも考慮した上で書かれた方がいいのかなと思います。当然桜地域はこれから土地の分譲とかそういったところで増えていく可能性も若い世代が多く入居してくる可能性も出てくるわけですが相対的には、見かけ上減ってしまうことも事態として出てくるのではないかなと。ただ、実際には施策としてサービス自体の質が変化するかそういうことはまずないでしょうけれども。少しその辺のところを考慮していただけたらいいんじゃないのかなと思います。以上です。

○渡邊委員長

鬼頭委員ありがとうございます。高齢者の人口自体は変わらなくても若年層の流入等によって、高齢化率等は変化するかもしれないのでその辺りも考慮した記載をとという御意見です。少し記載方法について難しいところあるかもしれないですが、事務局の方で御意見等ありますでしょうか。

○事務局

本計画においては、現時点での人口の増加分を加味しているだけの形ですので、開発の進み具合とかそういったものまでは考慮できていないものになっていまして、ちょっとそこまではこの計画では難しいという部分があります。3年ごとには推計をやり直すような形になりますので、そこでもう少し修正を加えながら、推計を行っていければ、計画上はよろしいかと思えます。

○株式会社名豊

株式会社名豊の大川と申します。21 ページに圏域別の推計という記載があります。こちらについては今事務局からありました通り、全体としての高齢者の人口推計をした後、現在の地域ごとの比率という形で按分をしている数字になります。この比率については、直近の人口の現時点の割合になってしまっているというのが実情でございます。また、今後の推計ということで、総合計画であるとか人口ビジョン等で、市の施策の人口推計といったところは各種つくば市さんにも作られておりますので、そうしたところと整合と取れているかどうかについてはちょっと確認をさせていただいて、将来の部分についての比率といったところも明示されているっていうことであれば、参考として、その比率に合わせるということも一つあるかと思えますので、精査をさせていただくという形でよろしいでしょうか。

○渡邊委員長

数年ごとに見直しも行われるということで、現在の記載でよろしいでしょうか。

他に御意見・御質問のある委員の皆様いらっしゃいますか。根本委員お願いします。

○根本委員

138 ページの、3 番の介護予防給付費等の推移と推計という欄の表の中で、短期入所療養介護（介護医療院）、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、それから 140 ページの介護予防通所介護、介護予防短期入所療養介護（老健、療養型、医療院）、認知症対応型通所介護が 0 という数字で推移していますが、この辺の数字というのは、アンケート調査とか実績に基づいて、利用者がいないということなので、今後 3 年間、第 9 期計画の中にも、この辺についての整備は盛り込まないということになりますでしょうか。

○渡邊委員長

事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局

実績が令和3年度令和4年度の実績が0のところについて今後の整備は行わないかということによろしいですか。

○根本委員

はい。実績に基づいて0という数字が記載されていますが、今後つくば市民のニーズに基づいて、あまり必要がないという見込みで、今後もこの第9期の事業計画では、この事業所等の整備は盛り込まないということによろしいのでしょうか。

○事務局

第9期では、先ほど申し上げたサービスの整備のみ行う予定です。

○渡邊委員長

野澤委員よろしくお願ひします。

○野澤委員

一つだけちょっと気が付いたのですが、140ページで介護予防通所介護がゼロとなっておりますが、これは市の施策で総合事業という形になっていると思うので、介護予防通所介護は0になるかなと思うのですがいかがでしょうか。あと他に介護予防に関して0の項目が結構あるのですが、介護予防は要支援の方を対応しておりますので、他の例えば介護予防短期入所生活介護等で賄えるような、ニーズの方がそちらに賄えるようなものというふうに考えて、特に実績もなければ、予定もないというような形ではないかなと、私の方は思いました。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。おっしゃっていただいた通り、特に介護予防サービスに関しては、総合事業に入っていたり、ニーズもないのでというところで問題ないのではという御意見でしたが、よろしいでしょうか。

○根本委員

はい。大体理解はできていますけれども、また第9期の計画におきまして計画的には予防事業等が今回はあまりニーズがないので整備しないという状況だと思うのですが、もし今後の状況をかんがみて、第10期計画においてももしニーズがあるようでしたら、見込み数等も入れていただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。他に御意見、御質問等ありますでしょうか。

はい。八木委員よろしく申し上げます。

○八木委員

八木と申します。私ここに参加するたびに、いつもちょっと心が重くなったり、現実を勉強したりしているのですが、私、こんなに高齢者会議というのが、介護に重きを置いているものだと、参加するその日まで全く知りませんでした。現実を知ることができたということはあるのですが、なぜでしょう、という単純な思いがあるんですね。やっぱりそこに行き着く前に、ここにあるいきいきサロンなどの活動をもっと多く行きやすく、利用しやすくというように、シフトしていただくということはできないのでしょうか。私も含め、現在介護は受けておりませんが、いろんな意味で高齢者のサービスを利用させていただいていますけれども、やはり元気である、もしかしたら明日から介護になるかもしれないという高齢者にとって、このいきいきサロンのような活動というのは、大変心強いんですね。それと同時に、現在はこのいきいきサロンにたまたま参加できるんですが、事情によっては、交通手段によって、できなくなるということもあります。やはりもう少し細分化して、みんなが歩いて行けるところにできたらなと思っています。でも、私桜地区に住んでいて、いきいきサロンがあるのが大穂で、とても歩いて行ける距離ではありませんし、1人で行

くと思っただけではない。もう少しこの点、サロンやいきいきプラザにもっと行きやすくなったら、介護の可能性が少なくなるのではないかと考えています。

○渡邊委員長

ありがとうございます。確かにおっしゃる通りで、もちろん、この計画の中で介護の占める割合が多いというのは、実際困ってらっしゃる方が多いので何とかして欲しいというニーズがある以上、致し方ない部分もあるのですが、いきいきサロンに関しては 92 ページにありますように、確かに 4 会場で実施されている。94 ページに数字が載っておりますが、令和 3 年度登録者が 89 人、令和 4 年が 135 人と割と少なめなところで数字も推移しているというところありまして、こういった元気な高齢者に対する取り組みにつきまして、さらに進めていくというところは事務局の方でいかがお考えでしょうか。

○社会福祉協議会

いきいきサロンにつきましては、先ほどお話がありましたように現在 4 会場で実施をしております。その中で、今現在 18 のメニューを実施していますが、このところ実績からしますと、コロナの状況もあり、実績としては少なくなっておりますが、これから令和 6 年から 7 年 8 年と、少しずつ元のコロナ前の状況に戻していきたいと思っております。新しいメニューの開発等も含めまして、参加者増に向けて考えていきたいというふうに思っております。

○渡邊委員長

ありがとうございます。例えば実績値の方が今年度 135 人で、計画値の方も、140 人 145 人 150 人と増えていく感じではあるのですが、可能ならもう少し増やしていきたいというようなところでよろしいでしょうか。

○社会福祉協議会

はい。そうでございます。

○福祉部長

先ほどの御質問の中で 92 ページのいきいきサロンの下に、社会福祉協議会さんが実施しているふれあいサロン事業なんていうのもあります。こちらに関しては、先ほど委員がおっしゃった通り身近な地域で独立したサロンというのをやってらっしゃる方々がいらっしゃいましたりですとか、あと社会福祉協議会のふれあいサロン以外にも、地域で別途活動されている団体さんがあります。私どもの方で、そういう御紹介の冊子みたいなものは、別途作ってるんですが、この中には入っていませんので、ぜひそういうことももう少し周知の方を進めていきたいと、今お話聞きながら思いました。御意見ありがとうございます。

○八木委員

今おっしゃった冊子の方は、私も拝見しております。

○渡邊委員長

では他に御意見・御質問ございますでしょうか。例えば今回初めて介護保険事業計画の推進ということで、サービスの整備目標等も先ほど御説明いただいたところですが、事業者の方から何か御意見ございますでしょうか。結構資料も多いのでなかなか御質問、思いつきづらいところはあるかもしれませんが、これは後で何か御質問等あれば、事務局の方に御連絡してもよろしいものなのでしょうか。

○事務局

あまり長い期間は取れないかとは思いますが、数日設けさせていただきたいと思います。

○渡邊委員長

ありがとうございます。山脇先生どうぞ。

○山脇副委員長

2点ほど。1点は、毎回そうなんですけど、目標数値、計画値の根拠をどういうふうを設定しているのかというのが、少し解説があるといいのかなというふうに思います。推計するのは本当に難しい

作業だということはわかっていますが、数値によっては3年間で増加させていくような数値もあれば、3年間一定の数値になっているものもある。例えば97ページのあん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう施術費の増加数の細かさというのは、他とまたちょっと違う気がしますが、そういったものの揃っていないさというの、何をもってこの数字を出してるのかなと。例えば、ベースとなる高齢者人口の表を最初の方に出されていますよね、認知症高齢者の見込み数とか、そういったものに対して何%の利用を目指します、或いは何パーセントの増加を目指しますと、そういった考え方を示せば、それだけでも大分数値が目指しているものがわかりやすくなる気はするんです。もちろんそういう表現をしにくい項目もたくさんあると思いますから、全てについてではなくていいと思うんですが。そういったことを追記していくということはできそうですかというのがまず一つの質問です。もう一つは、例えば第2章81ページの認知症の地域支援2、認知症高齢者の支援というふうに書かれていて、そこに主な取組というのが出てきます。これをパッと見たときに、居住支援とか、そういったものも実はあるわけじゃないですか。介護保険サービスとかですね。そういったページに飛ばさせるようなメッセージというのがここについてもいいのかなという。例えば介護保険サービスは何ページを見てくださいというようなことですね、認知症に係る情報はあと他にはどういうところに書かれていますよ、というようなことが少し連続するとですね。御家族は、例えば、自分の親が認知症の疑いがある。或いは怖いなと思ったときにこのページを見ようとしたときにそういう連携で見ていく、つまり自分の親は何が必要なのかとかですね或いは自分が何が必要そうなのかというふうに見ていった時の連携って、我々以上に介護保険が何かというのが浸透していないとか、あまり理解してないとすると、そういう表記でどんどん関連ページへ飛ばさせるというんですかね。そういった、読者にやさしい工夫が何かあるといいのかなという思ったところでは。

○渡邊委員長

計画値については、確かに前の議論の時にもありましたけれど、おっしゃる通りかと思っております。読んでいても確かにこの計画値がどうして出てきたのかなというのは、皆様疑問に感じられるところかなと思います。私としては、例えば計画値の出し方の先ほどの山脇委員の御意見に少しだけ付け加えまして、実績をそのまま伸ばすか、ニーズから推定するか、といったところかなと。それにプラスしてコロナの影響とかがあった場合はそこを考慮してとか、その程度かなと思うの

で。何かこういった方法で数値を出しましたというようなところを記載していただけたらわかりやすいのかと思うのですが、事務局の方いかがでしょうか。

○事務局

計画値については、前の会議の際にも委員長からも御指摘いただいていたので、何かしら数値の出し方を合わせるなり、今回山脇先生がおっしゃっていたような根拠とかどうかどういった形で算定してあるのかについて、記載するなりできればわかりやすいとは思いますが、なかなか現時点ではそこまで至れていない状況です。現時点で何か補足のようなもの追記できるかどうかも含めてちょっと検討させていただきたいと思います。御意見ありがとうございます。

○渡邊委員長

ありがとうございます。もう大分でき上がってしまっているところはあるので今からというところだと、もしかしたら難しくて次回への課題かもしれないですけど、それと関連する内容については記載があってもいいのではないかとこのところについてはいかがでしょうか。

○事務局

とてもわかりやすいと思います。全然そこまで思い至らなかったのですが、読まれる方としては、近い情報がどのページにあるかということが書かれていた方が、読みやすいかと思うので、そちらも検討させていただきたいと思います。

○渡邊委員長

ありがとうございます。山脇委員いかがでしょうか。

○山脇副委員長

はい。整備計画ですから、一人一人の個人、高齢者とか家族がですね、最初から1ページずつめくっていくという見方はあまり多くないだろうなと思うと、少しそういう見方をフォローできるのかなと思います。よろしくお願いたします。

○渡邊委員長

他に御意見・御質問ございますでしょうか。では、ちょっと早いんですけども、御意見ないようでしたら、一旦ここで切らせていただいて、何かまた思いつかれたらここ数日ぐらいは事務局の方に御指摘等しても大丈夫ということです。すみませんどうぞ福井委員。

○福井委員

素案に直接関係ないのですが、教えていただいきたいことがあって、この後パブリックコメントに移られるわけですが、自分の経験からいくと、パブリックコメントってすごく少ないとか。どういうふうに戦略的に進められようと思われているのかちょっとその辺を教えていただきたいと思います。僕はこの会議に入って初めてなのですが、経験からいくと、例えば、師走に設定されると母体数が少なくなるとかですね。パブリックパブリックコメントの戦略とか進め方というか、過去にどういう感じだったかというところも教えていただければと思います。

○事務局

パブリックコメントの実施時期ですが、御指摘いただいた通り、師走になっていまして、12月8日から1月9日までの時期にさせていただきます。

○福井委員

そのあたりは市民の方っていうのは、かなり忙しいのかなというに思ったりもするし、それこそ情報の伝達というところで、パブリックコメントなので、やっぱり市民の方に情報を提供してそれで意見をいただくっていうのがベストなものかなというふうに思います。あくまで個人的な経験なのですが、いろんな市自治体で苦労されているとか、不十分というところが結構あると思うので、過去にパブリックコメントをされていて、うまくいってらっしゃるのであればそれはそれでいいのかなと。それだけ確認したかっただけです。

○事務局

数がすぐ出てこないのですが、大体20件未満の質問数だったようです。あとは一応ですね、交流センター等にはこちらの案の方は設置して、近くの公共の施設で見ただけのようにして、で

きる限り広く皆様に御意見いただけるようにということで、実施していこうとは思っております。

○渡邊委員

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、他に御意見なければ一旦ここで終わらせていただこうと思います。では、委員長の任を解かせていただきます本日はありがとうございました。

○事務局

先ほど会議終了後の御質問をしばらく受け付けますということでお話をさせていただいたかと思うのですが、パブコメパブリックコメントの方の手続き等ございますので、短くて大変恐縮なのですが、10月26日までということで。申し訳ないんですけども御意見がある場合には、こちらまでメール等でお送りいただくか、あとはお電話かFAXでも受け付けておりますので、よろしくお願いいたします。

3. その他

○事務局

委員長、ありがとうございました。

最後に事務連絡です。次回の会議は、令和6年1月下旬から2月上旬頃に実施する予定です。後日正式な開催通知をお送りいたしますので、御確認をお願いいたします。

事務連絡は以上となります。

4. 閉会

○事務局

それでは以上をもちまして、本日の会議はすべて終了となります。ありがとうございました。

第5回つくば市高齢者福祉推進会議 次第

令和5年(2023年)10月23日(月)

午後2時から午後4時

つくば市役所2階 会議室203

- 1 開会
- 2 議題 つくば市高齢者福祉計画(第9期)素案について
- 3 その他
- 4 閉会

素案



つくば市 高齢者福祉計画 (第9期)

令和6年(2024年)3月

〔対象期間〕

令和6年度(2024年度)から
令和8年度(2026年度)まで



これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

市長挨拶文掲載予定

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定の趣旨と概要	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の性格と位置付け	2
(1) 根拠法令等	2
(2) 関連計画との関係	3
(3) SDGsとの関係	3
(4) 計画の期間	4
3 計画の策定体制	5
(1) つくば市高齢者福祉推進会議による検討	5
(2) 計画策定への市民参加	5
(3) パブリックコメントの実施	5
4 日常生活圏域の設定	6
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	8
1 統計からみた本市の現状	8
(1) 人口の推移	8
(2) 高齢者人口の推移	9
(3) 高齢者世帯の推移	10
(4) 人口推計	11
(5) 認知症高齢者数の推移	14
(6) 要支援・要介護認定者数の推移	15
(7) 要支援・要介護認定者数の推計	15
(8) 国・県との比較	16
(9) 日常生活圏域別の高齢者の状況	18
(10) 日常生活圏域別高齢者数の推移	20
(11) 日常生活圏域別高齢者数の推計	21
2 アンケート結果からみた本市の状況	22
(1) 高齢者福祉計画策定に係るアンケート調査の実施について	22
(2) 生活機能評価等に関する分析について	23
(3) 日常生活について	38
(4) 社会参加について	40
(5) アンケート結果について	44
3 第8期計画施策目標における現状と課題	62
施策目標1「地域包括ケアシステムの深化・推進」	62
施策目標2「認知症地域支援や成年後見制度の利用の促進」	63
施策目標3「介護予防や健康づくりの推進」	64
施策目標4「ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の支援」	65
施策目標5「高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）」	66
施策目標6「介護保険サービスの充実と制度の活用」	67

第3章 つくば市の高齢者福祉の基本的な考え方	68
1 計画の基本理念	68
2 基本視点の設定	68
3 施策体系	71
第2部 各論	74
第1章 地域包括ケアシステムの深化・推進	74
1 地域包括支援センター等の相談窓口や情報提供の充実	74
(1) 地域包括支援センターの機能強化	75
(2) 多職種連携の推進	76
(3) 地域支え合いの体制整備	79
(4) 介護・福祉サービスの情報提供・相談体制の充実	79
第2章 認知症地域支援や成年後見制度の利用の促進	81
1 認知症高齢者の支援	81
(1) 認知症高齢者の支援	82
2 権利擁護の推進	84
(1) 権利擁護の推進	84
3 成年後見制度の利用促進（つくば市成年後見制度利用促進基本計画）	85
第3章 介護予防や健康づくりの推進	86
1 介護予防事業の推進	86
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	87
(2) 一般介護予防事業	88
(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	90
2 高齢者の健康づくりと社会参加の支援	91
(1) 健康づくりの推進	91
(2) 社会参加と生きがいづくりの推進	92
(3) 敬老事業の推進	95
第4章 生活支援の推進	96
1 在宅介護・家族介護者の支援の充実	96
(1) 在宅福祉サービスの充実	96
(2) 家族介護者の支援	97
2 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実	99
(1) 日常生活に必要なサービスの充実	99
(2) ひとり暮らし・高齢者世帯の見守りの充実	100
3 高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実	102
(1) 外出支援の充実	102
(2) 買物支援の充実	104
第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）	105
1 ニーズに合わせた多様な住まいの供給	106
(1) 賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化	106
2 適切な住まいに入居できるための情報提供の支援	108

(1) 民間賃貸住宅への入居支援と住み替え住宅の情報提供	108
3 安全安心な居住環境の確保	109
(1) 高齢者に適した居住環境を有する住宅の促進	109
(2) 安心した日常生活を営むための地域支援体制の構築	110
4 災害に強い住まいづくり	111
(1) 災害に強い住まいづくり	111
第6章 介護保険サービスの充実と制度の活用	113
1 介護サービス事業所の整備・質の向上	113
(1) 適切な介護サービス事業所の整備の推進	114
(2) 介護サービスの質の向上	114
(3) 介護サービス事業所の指導・監査の強化	115
(4) 介護人材の確保	116
(5) 介護現場の生産性向上と負担軽減	117
2 低所得者の利用負担等の軽減	118
(1) 低所得者の利用負担等の軽減	118
3 介護保険料の減免・細分化	120
(1) 介護保険料の減免・細分化	120
第7章 介護保険事業計画の推進	121
1 サービスごとの給付実績の推移と推計	121
(1) 居宅サービス	121
(2) 地域密着型サービス	127
(3) 施設サービス	131
2 日常生活圏域ごとの整備状況	132
(1) 地域密着型サービス	132
(2) 施設・有料老人ホーム	135
3 介護（予防）給付費等の推移と推計	138
(1) 介護給付費の推移	138
(2) 介護給付費の見込額	139
(3) 介護予防給付費の推移	140
(4) 介護予防給付費の見込み額	141
(5) 保険給付額全体の見込額	142
(6) 地域支援事業費の推移	143
(7) 地域支援事業費の見込額	145
第8章 介護保険料の見込額	147

第 1 章 計画策定の趣旨と概要

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、令和5年の高齢社会白書では高齢化率は29.0%となっています。また、令和7年（2025年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は令和22年（2040年）を超えるまで、75歳以上人口は令和37年まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和17年まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。

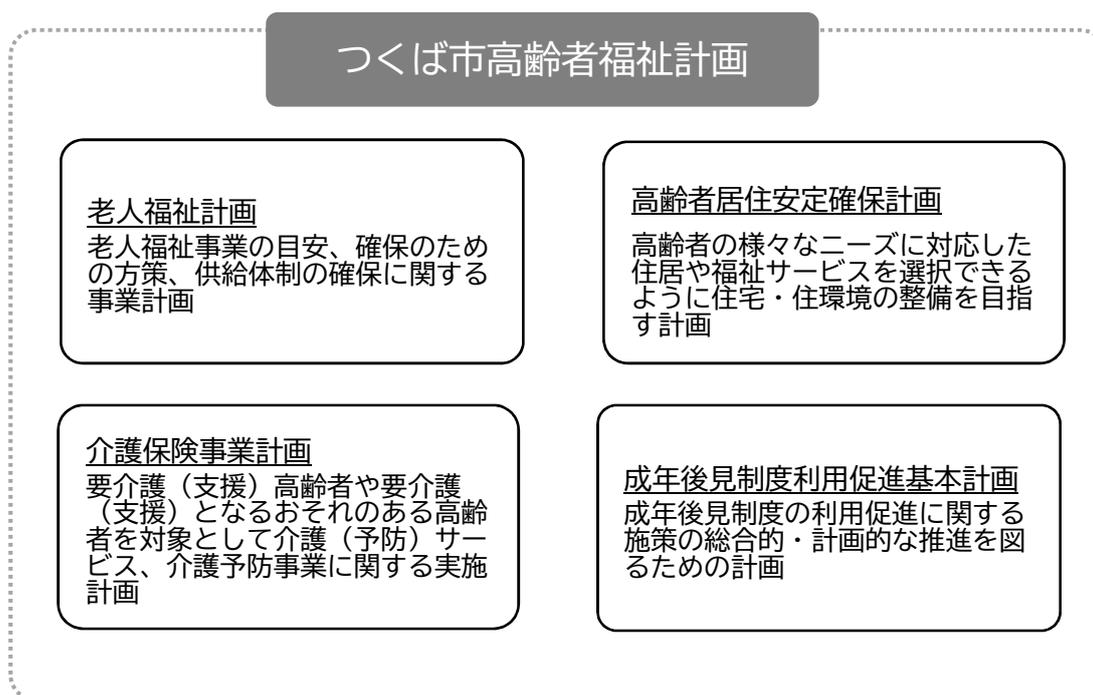
本市は高齢化率が約19%となっており、茨城県や全国と比較しても、高齢化率の低い自治体ではありますが、圏域間での差が大きく、高齢化率が21%を超える「超高齢社会」の水準に到達している圏域もあります。地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「つくば市高齢者福祉計画（第8期）」において、基本理念である「高齢者と介護者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、高齢者への介護予防や健康づくり、また、社会参加を促し、地域社会で支えあいながら安心して暮らしていけるように、高齢者福祉を推進してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする「つくば市高齢者福祉計画（第9期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格と位置付け

(1) 根拠法令等

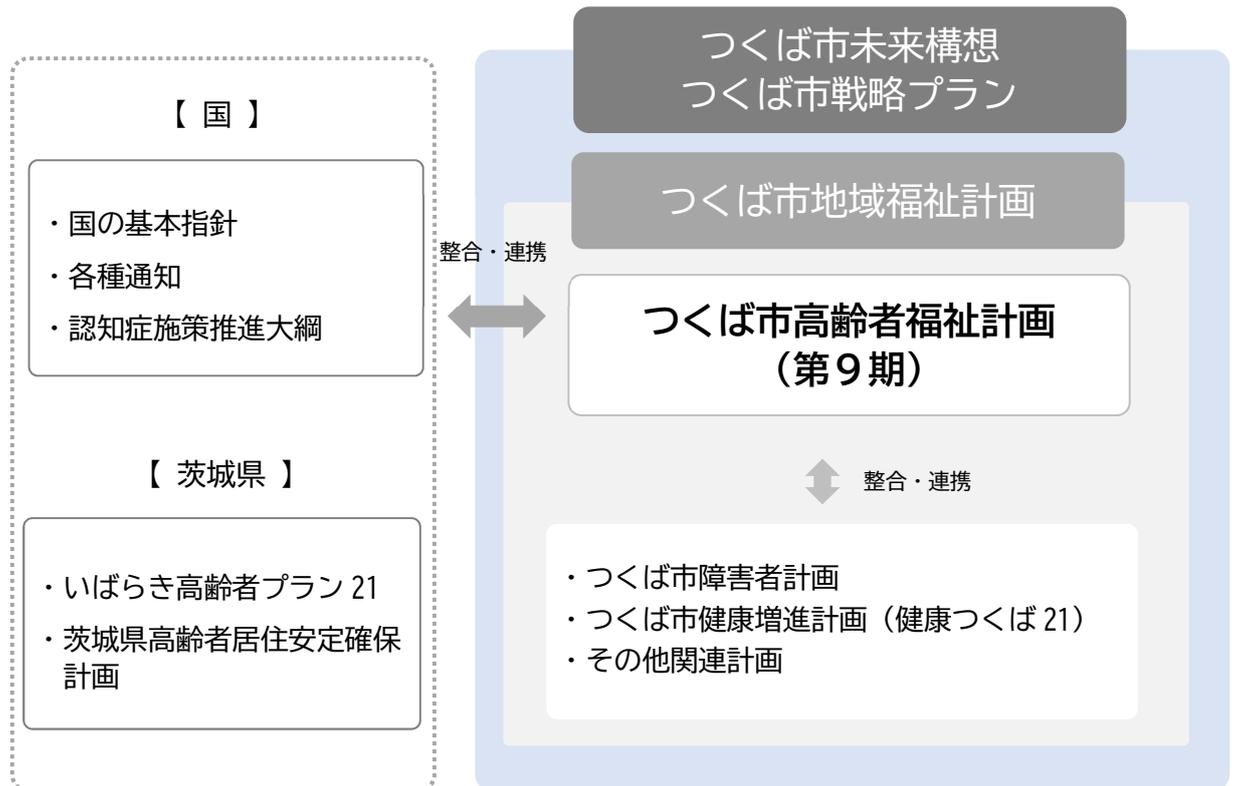
本計画は、老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）、介護保険事業計画（介護保険法第117条）、高齢者居住安定確保計画（高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の2）の3つを一体として策定し、成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）を内包したものです。



(2) 関連計画との関係

本計画は「つくば市未来構想・つくば市戦略プラン」、「つくば市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「つくば市障害者計画」、「つくば市健康増進計画」等本市が策定する他の関連計画との整合を図って策定しています。

また、茨城県が策定する「いばらき高齢者プラン21」、「茨城県高齢者居住安定確保計画」との連携を図って策定しています。



(3) SDGs との関係

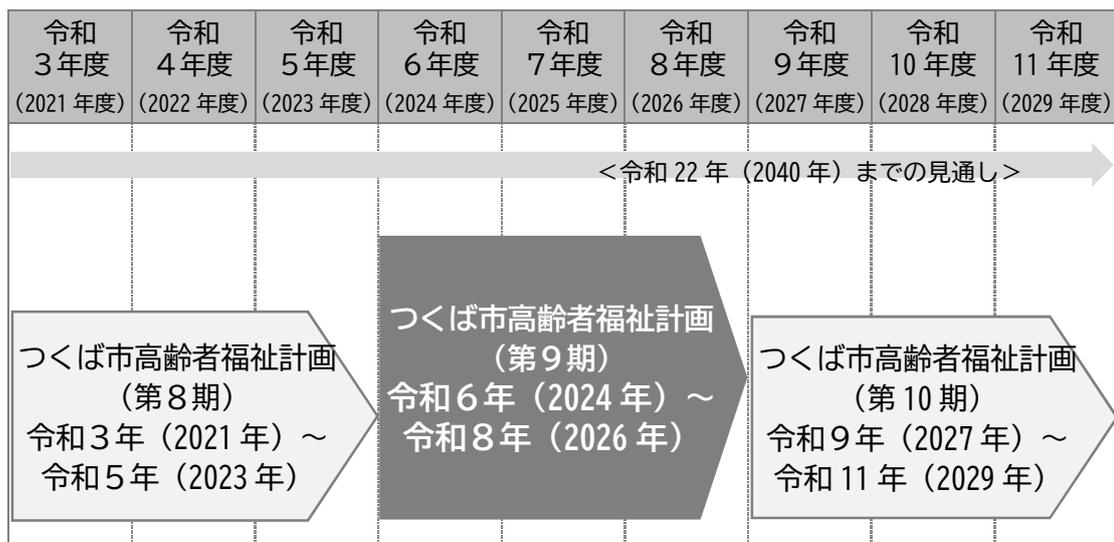
持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) の理念を踏まえて計画を推進していきます。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

また、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。



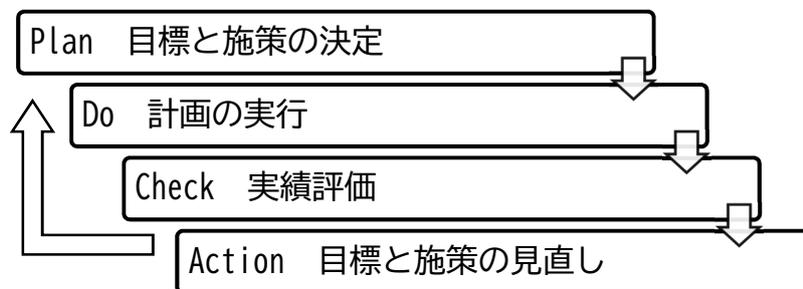
3 計画の策定体制

(1) つくば市高齢者福祉推進会議による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められるため、市民委員、学識経験者、保健・医療・福祉関係者及び介護サービス事業所の代表で構成する「つくば市高齢者福祉推進会議」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「つくば市高齢者福祉推進会議」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

また、計画の推進にあたっては、会議内でPDCAサイクルによる計画の進捗評価を実施し、適切な進行管理に努めます。



(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者、要支援認定者、総合事業対象者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）及び在宅の要支援・要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

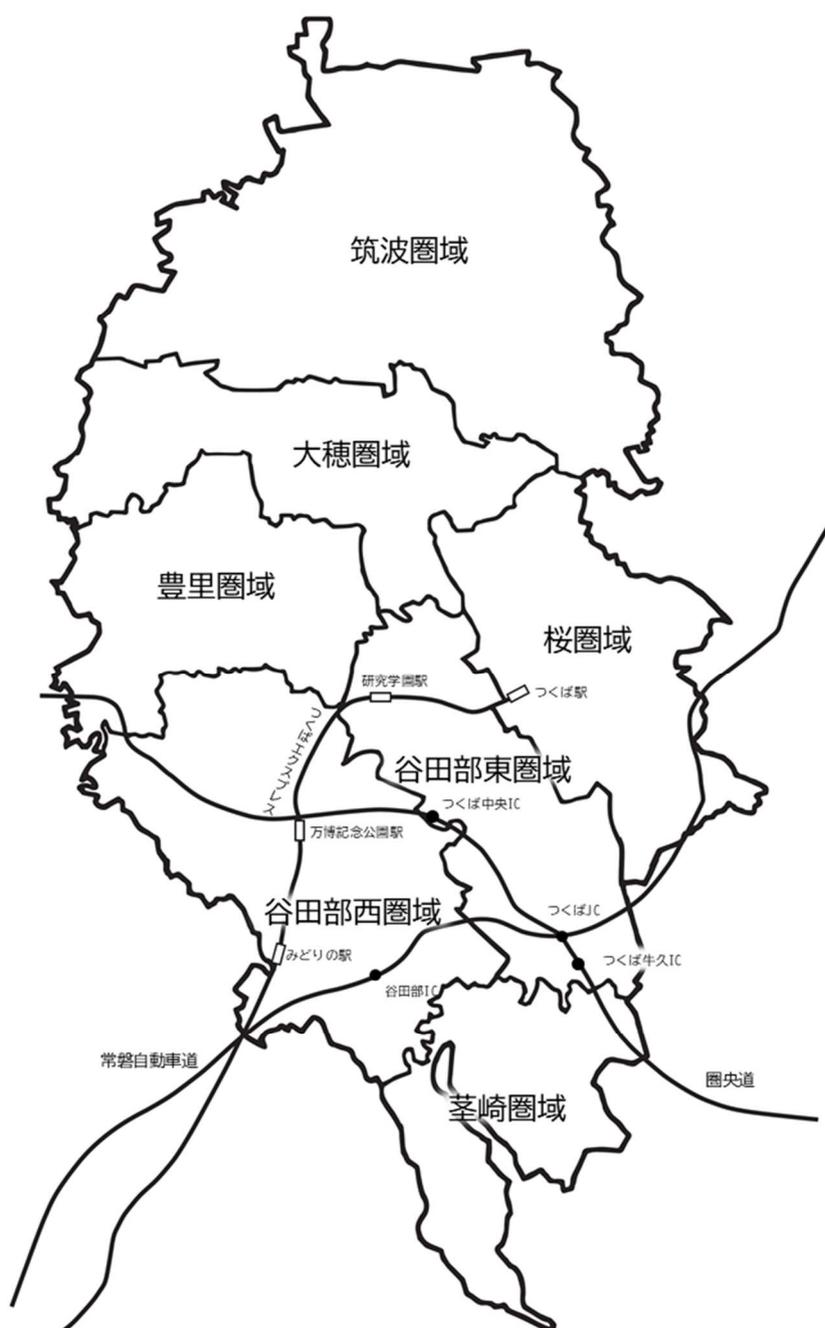
(3) パブリックコメントの実施

より多くの市民の意見を反映させるため、令和5年12月8日から令和6年1月9日までパブリックコメントを実施します。

4 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送ることができるように、市域をいくつかに分けた「日常生活圏域」を設定し、「日常生活圏域」ごとに、地域密着型サービスや施設整備等を行っています。

市では、原則として合併前の市町村単位で日常生活圏域を設定していますが、谷田部圏域については、他の圏域と比較して対象人口が多いため、東西に分割しています。



日常生活圏域別地名一覧

日常生活圏域	地名
筑波	筑波、上大島、国松、沼田、臼井、神郡、漆所、大貫、杉木、上菅間、中菅間、洞下、高野原新田、磯部、池田、明石、田中、小沢、北条、小泉、泉、平沢、山口、小和田、小田、大形、下大島、北太田、君島、山木、水守、作谷、寺具、安食、田水山、和台原
大穂	佐、若森、大曾根、鹿島台、玉取、大穂、前野、長高野、大砂、西高野、吉沼、篠崎、蓮沼、花畑1丁目、花畑2丁目、花畑3丁目、要、西沢、筑穂1丁目、筑穂2丁目、筑穂3丁目
豊里	沼崎、今鹿島、上里、田倉、上郷、手子生、木俣、野畑、高野、百家、酒丸、土田、東光台1丁目、東光台2丁目、東光台3丁目、東光台4丁目、東光台5丁目、中東原新田、遠東、豊里の杜1丁目、豊里の杜2丁目、中東
桜	栗原、上野、上境、柴崎、東岡、金田、中根、栄、松栄、松塚、横町、大、古来、吉瀬、花室、上ノ室、倉掛、上広岡、下広岡、大角豆、妻木、天王台2丁目、天久保1丁目、天久保2丁目、天久保3丁目、天久保4丁目、吾妻1丁目、吾妻2丁目、吾妻3丁目、吾妻4丁目、竹園1丁目、竹園2丁目、竹園3丁目、千現1丁目、千現2丁目、並木2丁目、並木3丁目、並木4丁目、梅園2丁目、桜1丁目、桜2丁目、桜3丁目、花園、春風台、さくらの森、流星台
谷田部東	西平塚、東平塚、下平塚、葛城根崎、苅間、原、西大橋、西岡、島、西郷、春日1丁目、春日2丁目、春日3丁目、春日4丁目、東新井、小野崎、二の宮1丁目、二の宮2丁目、二の宮3丁目、二の宮4丁目、松野木、上原、小野川、西大沼、中内、松代1丁目、松代2丁目、松代3丁目、松代4丁目、松代5丁目、手代木、今泉、榎戸、北中妻、南中妻、館野、東1丁目、東2丁目、稲荷前、赤塚、下原、梶内、新牧田、稲岡、北中島、市之台、下横場、高野台2丁目、高野台3丁目、鷹野原、学園の森1丁目、学園の森2丁目、学園の森3丁目、研究学園1丁目、研究学園2丁目、研究学園3丁目、研究学園4丁目、研究学園5丁目、研究学園6丁目、研究学園7丁目、学園南1丁目、学園南2丁目、学園南3丁目
谷田部西	面野井、高田、鬼ヶ窪、上河原崎、下河原崎、中別府、下別府、高須賀、高良田、鍋沼新田、真瀬、島名、水堀、大白碓、小白碓、平、柳橋、新井、山中、上横場、谷田部、上萱丸、下萱丸、中野、花島新田、西栗山、片田、飯田、古館、根崎、境松、境田、緑が丘、東丸山、羽成、観音台1丁目、観音台2丁目、上河原崎元宮本、上河原崎元中北、上河原崎下河原崎入会地、高良田元上新田、台町1丁目、台町2丁目、台町3丁目、みどりの1丁目、みどりの2丁目、みどりの中央、みどりの東、みどりの南
荃崎	小荃、下岩崎、上岩崎、房内、若栗、菅間、樋の沢、大井、高崎、天宝喜、牧園、宝陽台、城山、桜が丘、森の里、若葉、あしび野、高見原1丁目、高見原2丁目、高見原3丁目、高見原4丁目、高見原5丁目、富士見台、自由ヶ丘、梅ヶ丘、駒込、小山、荃崎、大舟戸、細見、泊崎、九万坪、六斗、明神、稲荷原、中山、西大井、池向

※令和5年4月時点で住民が居住している地名を記載しています。

第2章

高齢者を取り巻く現状と課題

1 統計からみた本市の現状

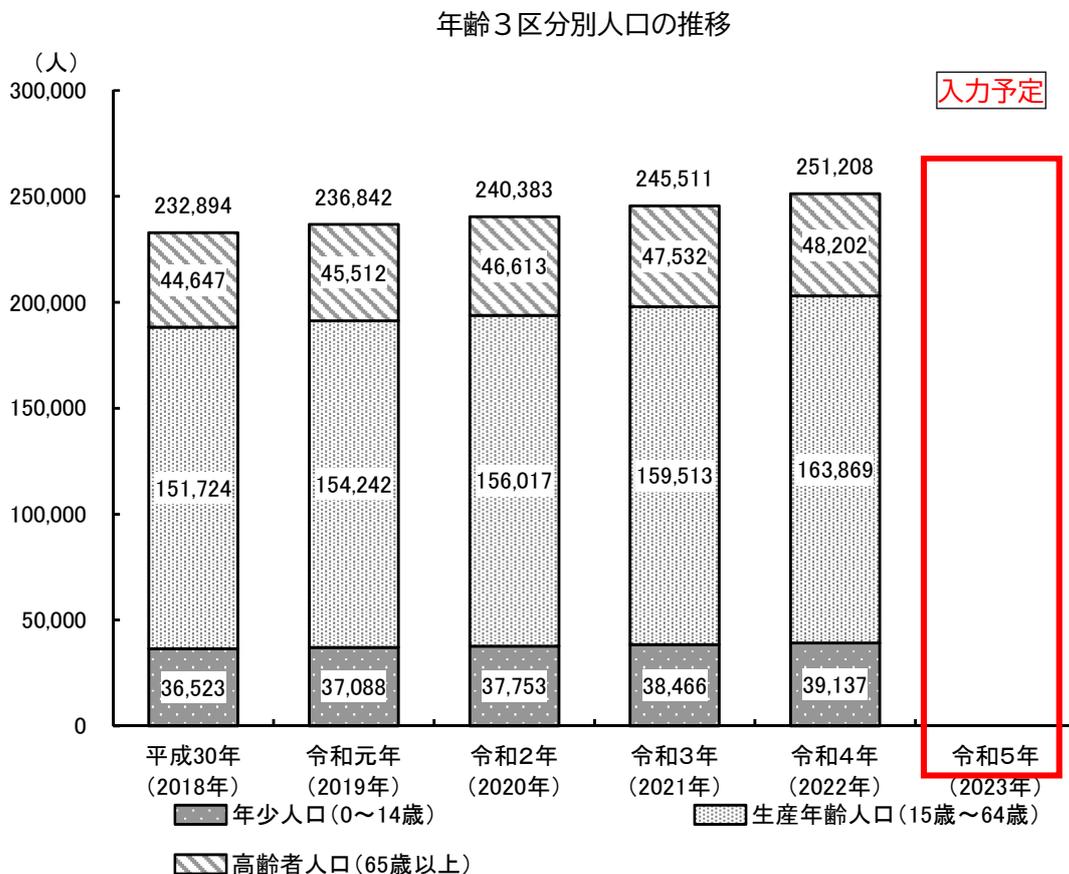
(1) 人口の推移

① 総人口の推移

本市の人口は、増加傾向を示しており、平成30年の232,894人から令和4年の251,208人と、5年間で18,314人増加しています。

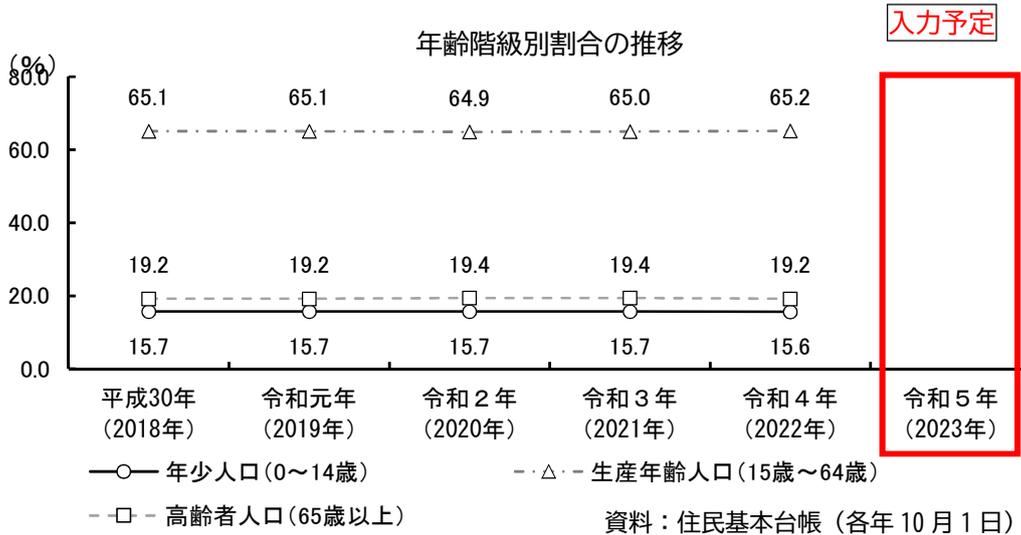
年少人口は、平成30年の36,523人から令和4年の39,137人、生産年齢人口は151,724人から令和4年の163,869人とそれぞれ増加傾向にあります。

高齢者人口も同様に、平成30年の44,647人から令和4年の48,202人と3,555人増加しています。



② 年齢階級別割合の推移

平成30年から令和4年までの年齢階級別割合の推移をみると大きな変動はなく、年少人口割合は0.1ポイントの減少、生産年齢人口は0.1ポイントの増加となっている一方、高齢者人口は変化がみられません。

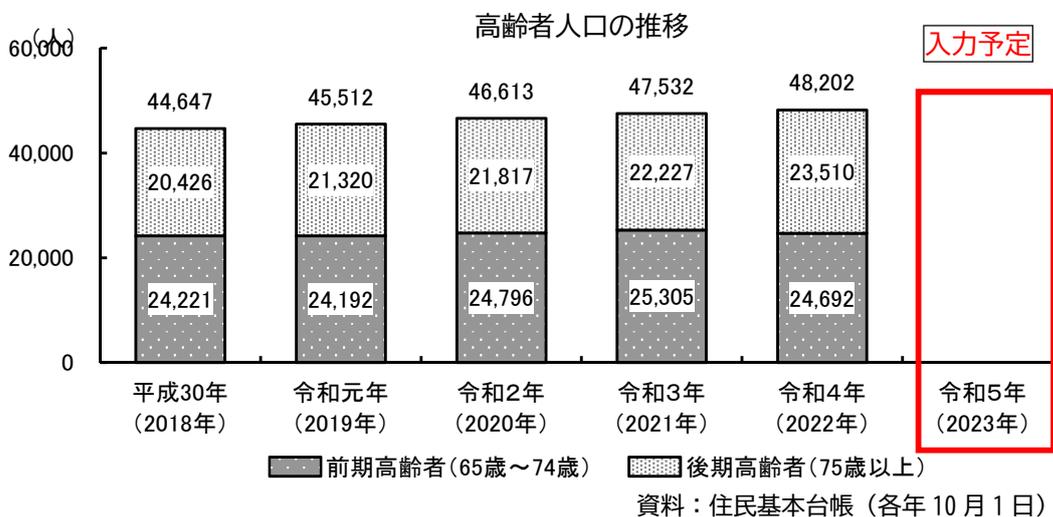


(2) 高齢者人口の推移

① 高齢者人口の推移

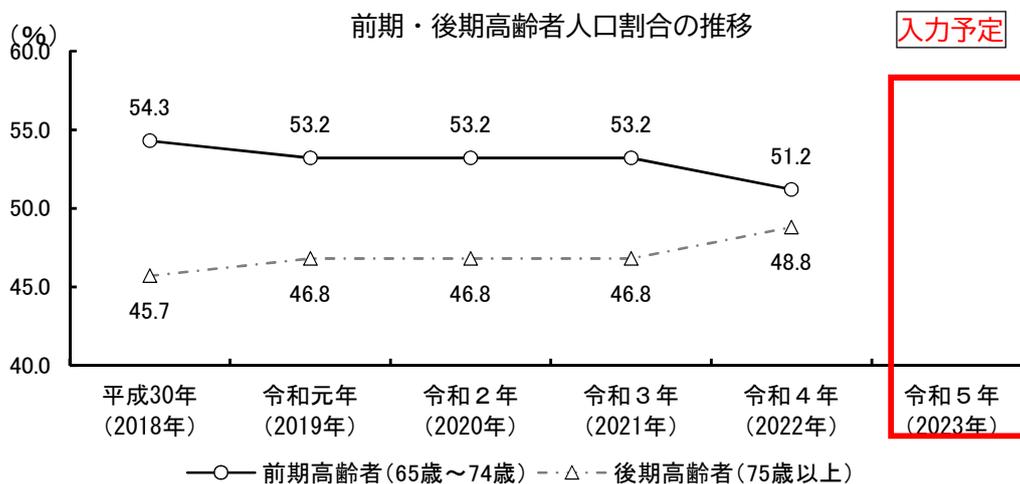
高齢者人口を2階級に分けて推移を見ると、前期高齢者と後期高齢者ともに増加傾向にあります。

前期高齢者は、平成30年の24,221人から令和4年の24,692人と471人増加し、後期高齢者は、平成30年の20,426人から令和4年の23,510人と3,084人増加しています。



② 前期・後期高齢者人口割合の推移

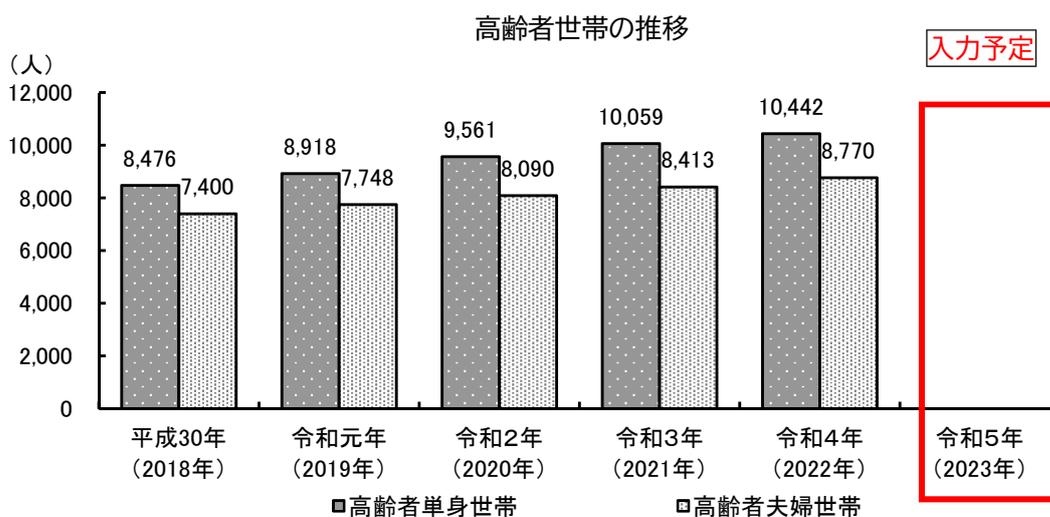
前期・後期高齢者人口割合の推移では、前期高齢者で減少傾向、後期高齢者で増加傾向がみられ、前期高齢者と後期高齢者の差が小さくなっています。



資料：住民基本台帳（各年 10月 1日）

(3) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移をみると、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯ともに増加傾向にあり、平成30年から令和4年までで、高齢者単身世帯では1,966世帯、高齢者夫婦世帯では1,370世帯増加しています。

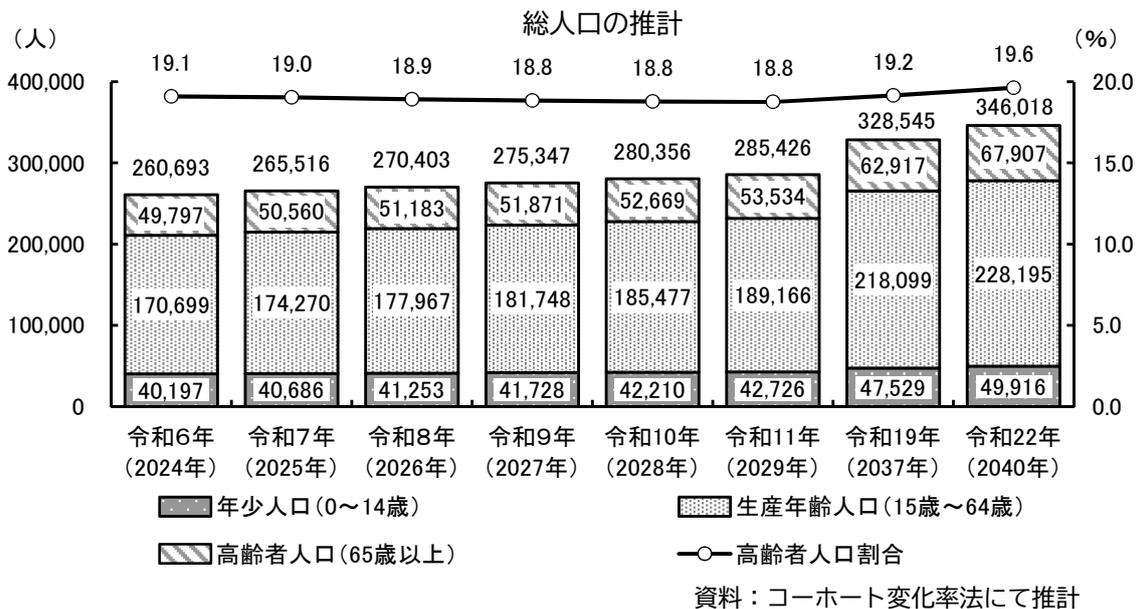


資料：住民基本台帳（各年 10月 1日）

(4) 人口推計

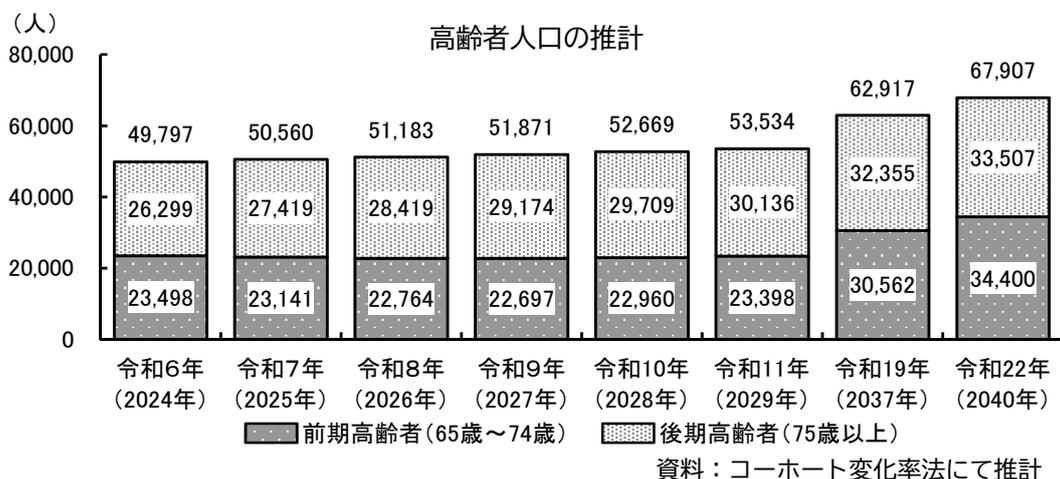
① 総人口の推計

本市の人口は、今後も増加し続けると予測され、団塊の世代の全ての人々が75歳を迎える令和7年（2025年）の総人口は約26万人、令和22年（2040年）においては34万人となる見込みです。また、高齢者人口の割合は令和11年まで徐々に減少し、令和22年（2040年）に向けて再び上昇する見込みとなっています。



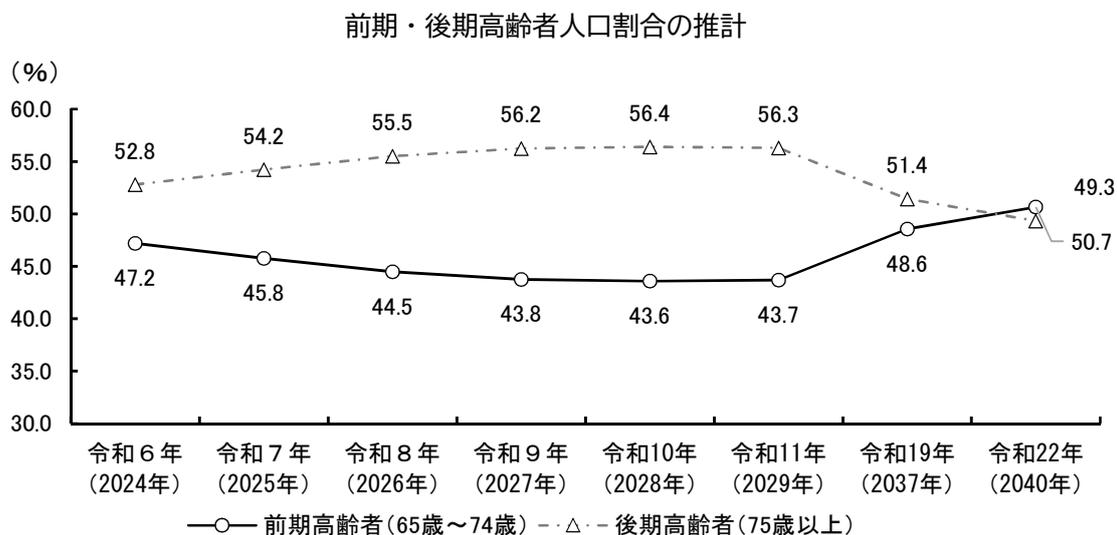
② 高齢者人口の推計

令和6年から令和8年までの計画期間中の高齢者人口の推計をみると、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向を示しています。また、高齢者人口は令和22年（2040年）には6万7千人を超えることが見込まれています。



③ 前期・後期高齢者人口割合の推計

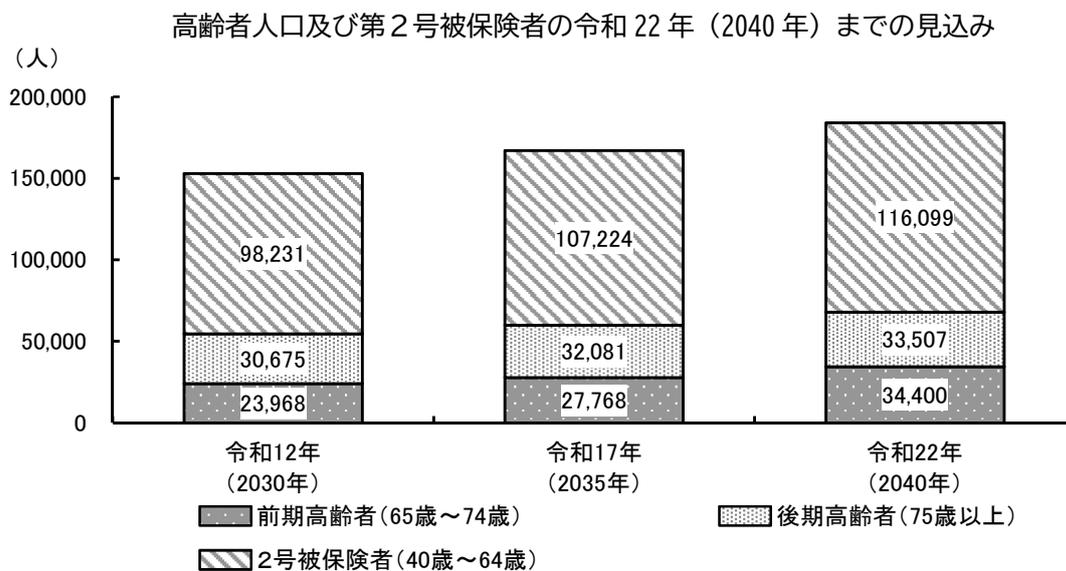
前期・後期高齢者人口割合の推計をみると、前期高齢者の割合は減少傾向、後期高齢者の割合は増加傾向にあります。令和22年（2040年）には前期高齢者割合と後期高齢者割合の差が縮まることが見込まれています。



資料：コーホート変化率法にて推計

④ 高齢者人口及び第2号被保険者の令和22年（2040年）までの見込み

令和12年（2030年）から令和22年（2040年）までの高齢者人口及び第2号被保険者の中長期的な推計をみると、高齢者人口及び第2号被保険者はともに増加すると見込まれています。

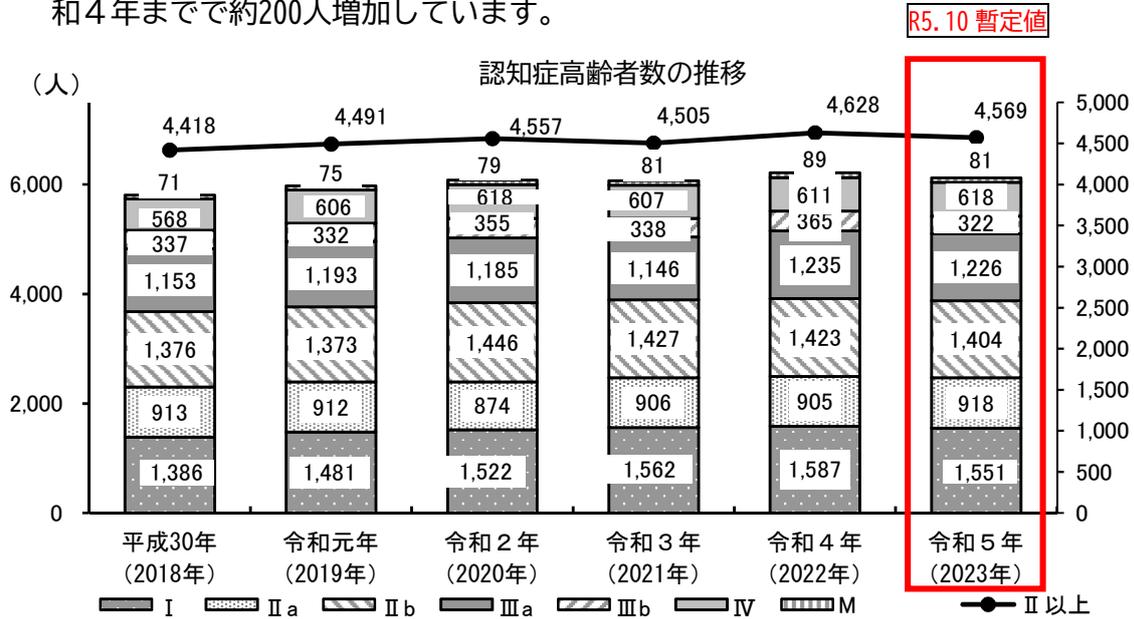


資料：コーホート変化率法にて推計

※本計画の人口推計は高齢者施策・介護保険事業の見込量の正確な算出のため、最新値を用いて推計を行っているため、「つくば市未来構想・戦略プラン」の推計値とは一致していません。

(5) 認知症高齢者数の推移

要支援・要介護認定者のうち認知症自立度Ⅱ以上の推移をみると、平成30年から令和4年までで約200人増加しています。



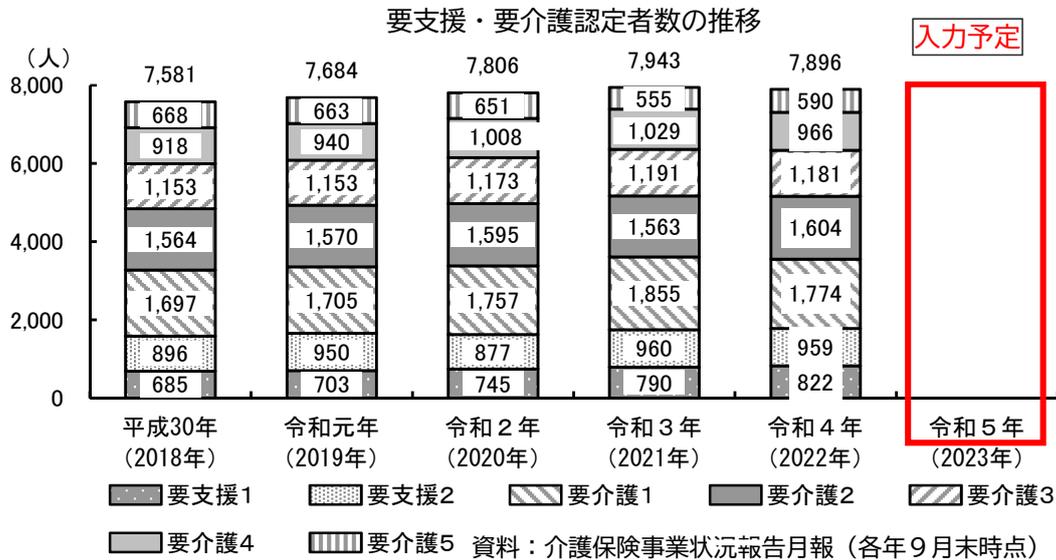
資料：介護保険課（各年9月30日）※認知症自立度Ⅱ以上

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	たびたび道に迷う、買物や事務、金銭管理など、それまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為がみられる等
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

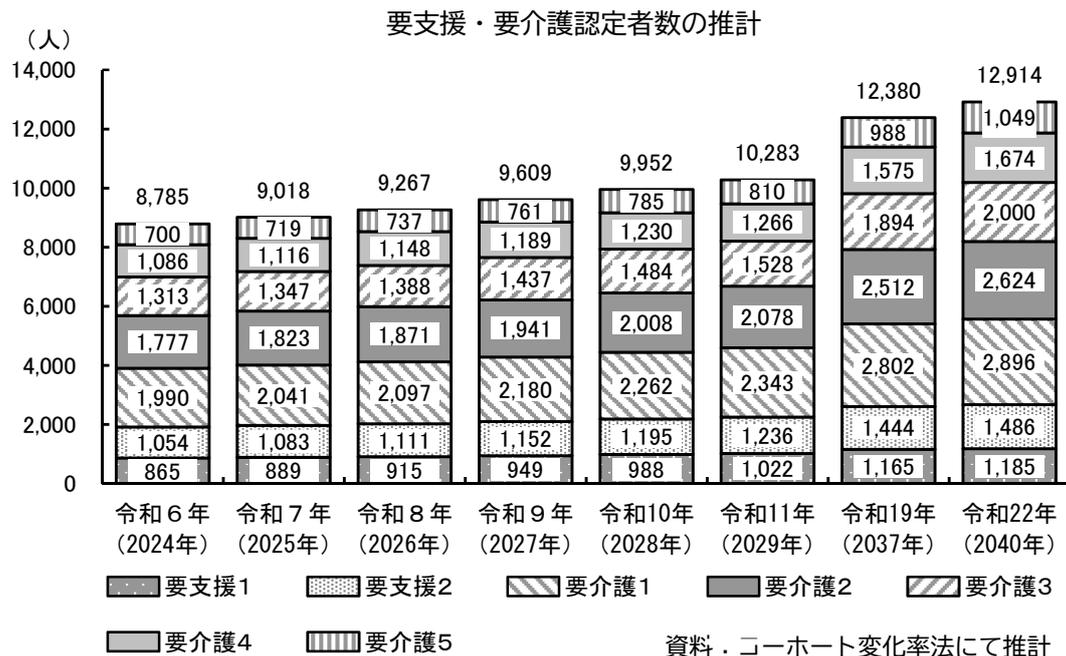
(6) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、平成30年から令和4年までで約300人増加しています。要介護度別で見ると、要支援1が最も多く増加しています。



(7) 要支援・要介護認定者数の推計

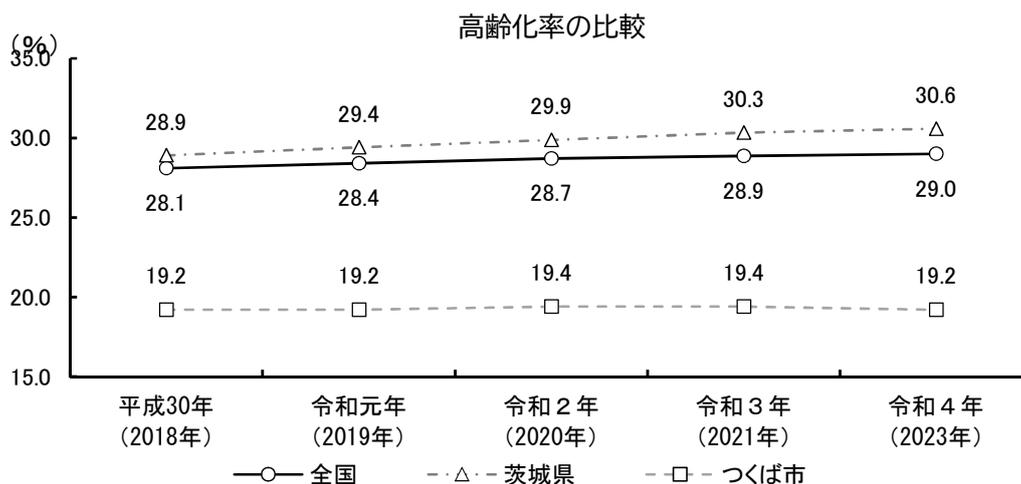
要支援・要介護認定者の推計をみると、要支援・要介護認定者数は今後も増加し続け、令和11年（2029年）に1万人を超え、令和22年（2040年）には12,914人になる見込みです。



(8) 国・県との比較

① 高齢化率の比較

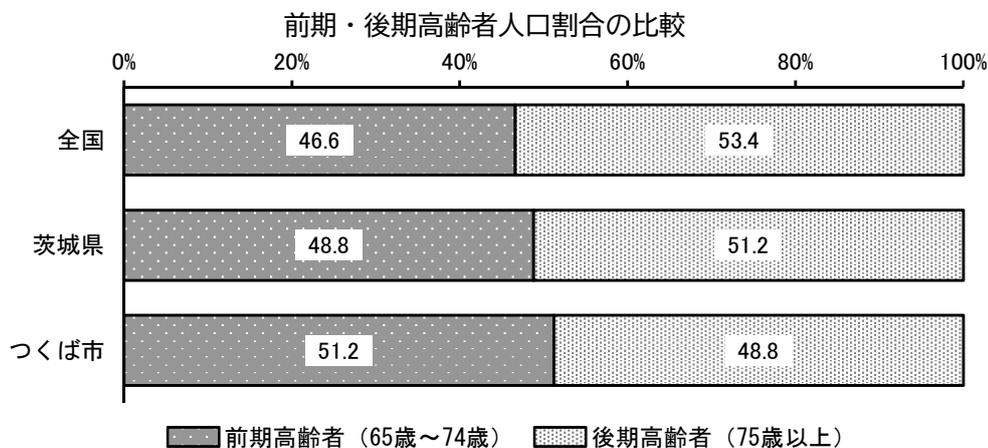
全国及び茨城県と高齢化率の比較をすると、令和4年では、全国より9.8ポイント、茨城県より11.4ポイントそれぞれ低くなっています。



資料：国は総務省統計局人口推計、
 県は茨城県常住人口調査（各年10月1日、令和2年のみ国勢調査）
 市は住民基本台帳（各年10月1日）

② 前期・後期高齢者人口割合の比較

全国及び茨城県と前期・後期高齢者人口割合を比較すると、前期高齢者の割合が高いことがうかがえます。



資料：国・県は総務省統計局人口推計、
 市は住民基本台帳（令和4年10月1日）

③ 高齢者人口に対する要支援・要介護認定者の比率

高齢者人口に対する要支援・要介護認定者数の割合は、本市は16.4%で、茨城県より0.2ポイント高く、全国より3.0ポイント低くなっています。

高齢者人口に対する要支援・要介護認定者の比率

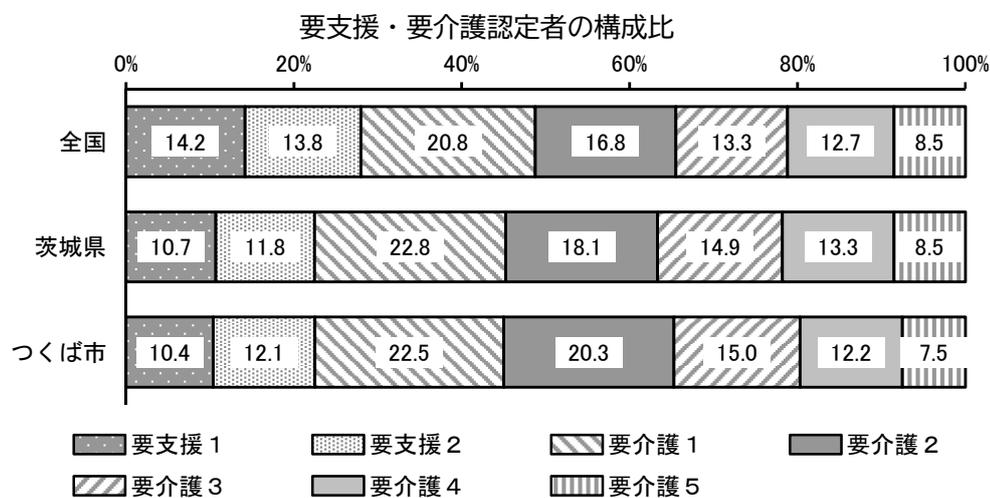
単位：人

項目	第1号被保険者数	要支援・要介護認定者数	第1号被保険者数に対する比率
全国	35,890,242	6,972,055	19.4%
茨城県	859,189	138,899	16.2%
つくば市	48,063	7,896	16.4%

資料：介護保険事業状況報告（令和4年9月）

④ 要支援・要介護認定者の構成比

要支援・要介護認定者の構成比について、本市は「要介護2」の割合が全国及び茨城県に比べ高くなっています。



資料：介護保険事業状況報告（令和4年9月）

(9) 日常生活圏域別の高齢者の状況

日常生活圏域は、その地域ごとに人口構成や交通の便、生活環境などに違いがあり、高齢化の進み具合にも差があります。日常生活圏域別の高齢化率をみると、「荃崎圏域」の38.2%が最も高く、次いで「筑波圏域」の37.8%となっています。高齢化率が最も低い圏域では「谷田部東圏域」の12.1%となっています。

また、地域住民によって主体的に運営される高齢者いきいきサロンや高齢者憩いの広場などにより、それぞれの地域で生活支援や介護予防の取組が進められています。

各日常生活圏域の地理的特徴

圏域	特徴
筑波圏域	市の北部に位置し、風光明媚な筑波山を有するのどかな農村地帯です。
大穂圏域	市の中西部に位置しており、圏域の東部は研究施設が立地し、西部はのどかな農村地帯となっています。
豊里圏域	市の西部に位置しており、東部は住宅街や研究団地・工業団地が立地し、西郡はのどかな農村地帯となっています。
桜圏域	市の東部に位置しています。西郡にはつくばエクスプレスつくば駅があり、周辺には商業施設、マンション、住宅地が立地した都会的な街並みが形成されています。東部は農村地帯と住宅地が混在した地域になっています。
谷田部東圏域	市のほぼ中部に位置しており、北部にはつくばエクスプレス研究学園駅があります。周辺には商業施設や研究機関が多く立地し、住宅街が広がっています。
谷田部西圏域	市の中南部に位置しており、つくばエクスプレス万博記念公園駅・みどりの駅の周辺には新興住宅地の開発が進み、人口が増加しています。
荃崎圏域	市の南部に位置し、大規模な住宅団地と農村地帯が混在する地域です。南部はJR常磐線牛久駅近くに位置し、東京のベッドタウンとしての開発が行われてきた地域で、現在も居住人口は増加傾向にあります。

R5年度の数値を入力予定

日常生活圏域別の人口構造

圏域	総人口	高齢化率	前期高齢者数	後期高齢者数	要支援・要介護認定者数
筑波圏域	16,950人	37.8%	3,181人	3,219人	1,200人
大穂圏域	19,892人	21.9%	2,184人	2,180人	788人
豊里圏域	16,282人	24.9%	2,021人	2,036人	723人
桜圏域	56,943人	14.6%	4,448人	3,872人	1,306人
谷田部東圏域	68,650人	12.1%	4,563人	3,743人	1,183人
谷田部西圏域	49,450人	16.1%	4,161人	3,797人	1,342人
荃崎圏域	23,041人	38.2%	4,134人	4,663人	1,221人

資料：住民基本台帳（令和4年10月1日）

日常生活圏域別の通いの場の状況

単位：か所

圏域	高齢者いきいきサロン数	高齢者憩いの広場数
筑波圏域	14	1
大穂圏域	7	0
豊里圏域	5	0
桜圏域	16	3
谷田部東圏域	17	2
谷田部西圏域	12	1
荃崎圏域	14	6

日常生活圏域別事業所数

単位：か所

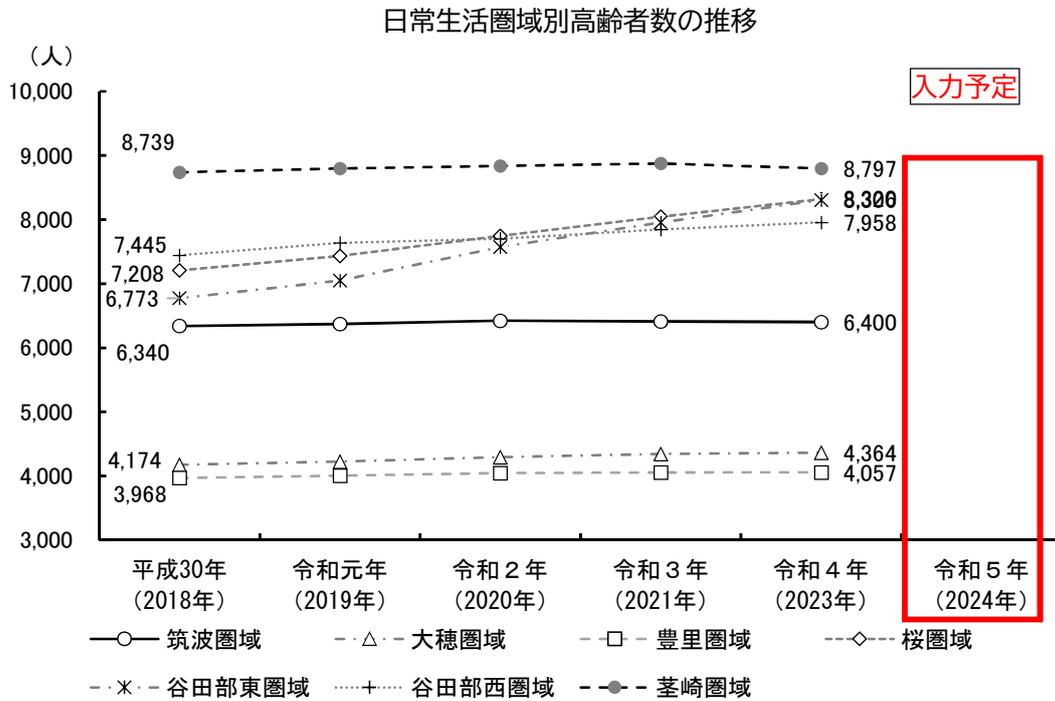
圏域	居宅介護支援	訪問介護	訪問看護	訪問リハ	訪問入浴介護	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	介護特定施設入居者生活
筑波圏域	9	3	2			5	3	2	3	1	1	
大穂圏域	7	3	3	1		5	2	5	2	1	1	2
豊里圏域	3	5	1		1	4		2		3	3	
桜圏域	10	8	8			9		3		5	5	
谷田部東圏域	12	8	7	1	2	9		4		1	1	1
谷田部西圏域	8	5	6	2	2	5	2	4	2	1	1	1
荃崎圏域	6	1	1			4	1	3	1	1	1	

圏域	認知症対応型通所介護	地域密着型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
筑波圏域				1	4	1	1	3	
大穂圏域			1		3	1	2	2	
豊里圏域			1		1	1	1		
桜圏域		5	1		2	1	1		
谷田部東圏域	1	1			2	1	3		
谷田部西圏域		6	1		4	1	2	2	
荃崎圏域					2	1	2	1	

※R5.10.1時点 休止中の事業所・介護予防・総合事業・みなし指定を除く

(10) 日常生活圏域別高齢者数の推移

日常生活圏域別高齢者数の推移をみると、令和4年では「荳崎圏域」の高齢者数が8,797人と最も多く、次いで「桜圏域」の8,320人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

入力予定

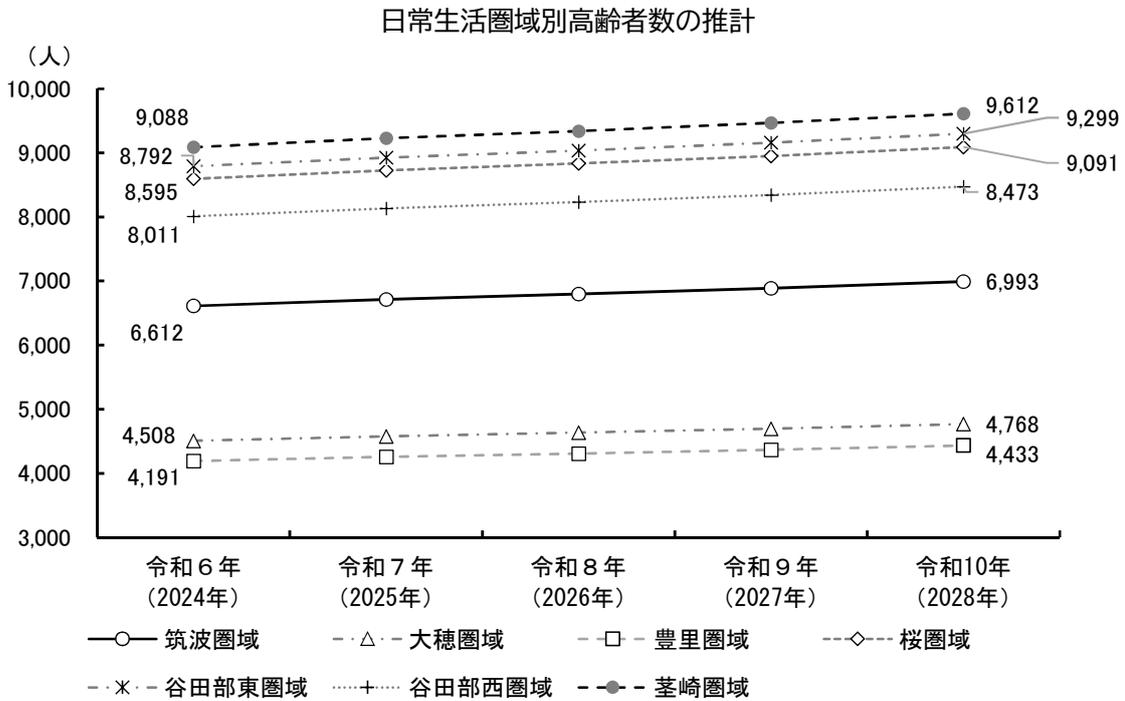
単位：人

項目	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
筑波圏域	6,340	6,370	6,422	6,413	6,400	
大穂圏域	4,174	4,226	4,293	4,343	4,364	
豊里圏域	3,968	4,005	4,045	4,054	4,057	
桜圏域	7,208	7,432	7,747	8,044	8,320	
谷田部東圏域	6,773	7,048	7,570	7,955	8,306	
谷田部西圏域	7,445	7,635	7,700	7,847	7,958	
荳崎圏域	8,739	8,796	8,836	8,876	8,797	

資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(11) 日常生活圏域別高齢者数の推計

日常生活圏域別高齢者数の推計をみると、「荃崎圏域」では約520人、「桜圏域」、「谷田部東圏域」では、それぞれ約500人の増加が見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

※北郷、藤本、今泉、榎戸、西原の地域は、令和6年から谷田部西圏域から谷田部東圏域に変更となります。

単位：人

項目	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)
筑波圏域	6,612	6,713	6,796	6,887	6,993
大穂圏域	4,508	4,577	4,634	4,696	4,768
豊里圏域	4,191	4,255	4,308	4,366	4,433
桜圏域	8,595	8,727	8,835	8,953	9,091
谷田部東圏域	8,792	8,927	9,036	9,158	9,299
谷田部西圏域	8,011	8,133	8,234	8,344	8,473
荃崎圏域	9,088	9,228	9,340	9,467	9,612

資料：住民基本台帳の圏域ごとの割合を基に推計

2 アンケート結果からみた本市の状況

(1) 高齢者福祉計画策定に係るアンケート調査の実施について

① 調査の目的

本調査は、本市の高齢者に関する福祉、介護保険のニーズを的確に把握し、高齢者福祉、介護保険及び高齢者に係る住宅政策等全般にわたる課題、問題点を分析することにより地域の実情や特性を活かした高齢者福祉計画（第9期）を策定することを目的に実施したものです。

② 調査対象

調査区分	対象
一般高齢者調査	つくば市の住民基本台帳に記載があり、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者
要支援・要介護認定者調査	つくば市の住民基本台帳に記載があり、在宅で生活している要支援・要介護認定者
若年者調査	つくば市の住民基本台帳に記載があり、介護認定を受けていない40歳以上65歳未満の人
介護支援専門員(ケアマネジャー)調査	市内の居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所に所属する介護支援専門員(ケアマネジャー)

③ 調査期間

令和4年12月27日～令和5年1月31日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者調査	3,000通	1,488通	49.6%
要支援・要介護認定者調査	3,000通	1,184通	39.5%
若年者調査	2,000通	655通	32.8%
介護支援専門員(ケアマネジャー)調査	258通	173通	67.1%

(2) 生活機能評価等に関する分析について

各圏域のリスクの状況

アンケート調査結果をもとに各圏域の高齢者のリスク状況を分析し、整理しました。7圏域中最もリスクの高い圏域を網掛けにしています。

単位：％

リスク名	運動器	閉じこもり	転倒	栄養	口腔	認知	うつ	IADL	知的能動性
つくば市	9.0	21.0	29.6	1.0	24.9	46.3	35.4	10.2	38.9
筑波	15.5	24.6	33.1	0.0	26.2	56.6	32.3	12.6	46.4
大穂	12.4	22.3	39.1	0.9	30.9	49.6	38.5	17.7	46.9
豊里	15.7	30.0	34.0	1.0	21.4	42.9	40.4	13.0	40.4
桜	3.6	16.1	25.3	0.4	23.2	42.5	32.6	6.0	28.9
谷田部東	7.5	19.2	29.2	1.3	19.2	43.6	34.9	8.2	37.1
谷田部西	7.8	22.9	33.2	1.5	29.4	48.8	36.3	9.3	41.0
荃崎	8.7	20.1	24.5	1.4	26.4	44.4	36.7	11.4	40.8

※一般高齢者のみ

圏域名	各圏域の特徴
筑波	認知についての項目が圏域中最も高くなっており、運動器、閉じこもり、転倒、口腔、IADL、知的能動性についても市平均より高い割合となっています。注意が必要な高齢者が多い圏域となっています。
大穂	転倒、口腔、IADL、知的能動性についての項目が圏域中最も高くなっており、運動器、閉じこもり、認知、うつについても市平均より高くなってしています。注意が必要な高齢者が多い圏域となっています。
豊里	運動器、閉じこもり、うつについての項目が圏域中最も高くなっており、転倒、IADL、知的能動性についても市平均より高くなってしています。注意が必要な高齢者が多い圏域となっています。
桜	全ての項目が市平均を下回っており、全体としてリスクが低い圏域となっています。
谷田部東	栄養についての項目が市平均より高くなってはいますが、その他の項目は市平均を下回っており、比較的リスクが低い圏域となっています。
谷田部西	栄養についての項目が圏域中最も高くなっており、閉じこもり、転倒、口腔、認知、うつ、知的能動性についても市平均より高くなってしています。注意が必要な高齢者が比較的多い圏域となっています。
荃崎	栄養、口腔、うつ、IADL、知的能動性についての項目が市平均より高くなってはいます。注意が必要な高齢者が一定数存在する圏域となっています。

① 運動器

国の手引きをもとに、調査票の以下の設問を抽出し、5項目のうち3項目以上に該当する人を運動器のリスク該当者と判定しました。

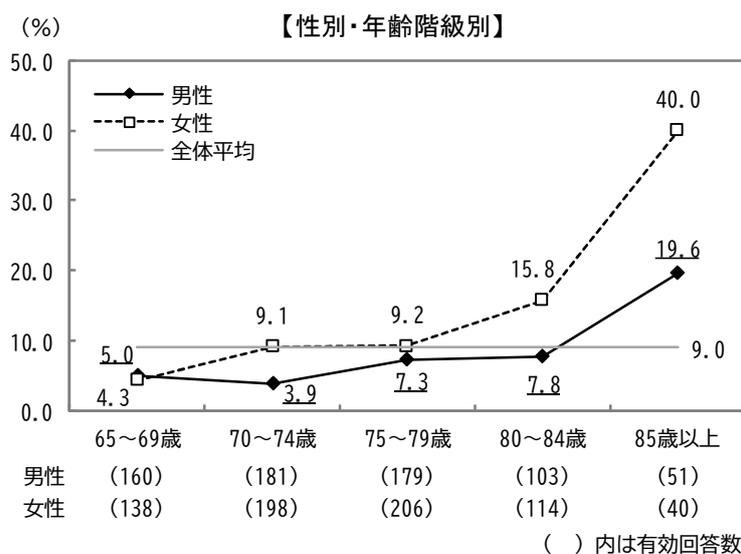
【判定設問】

問番号	設問	該当する選択肢
(3) 問1	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	3. できない
(3) 問2	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	3. できない
(3) 問3	15分位続けて歩いていますか。	3. できない
(3) 問4	過去1年間に転んだ経験がありますか。	1. 何度もある 2. 1度ある
(3) 問5	転倒に対する不安は大きいですか。	1. とても不安である 2. やや不安である

【リスク該当状況】

国の手引きに基づく運動器の評価結果をみると、全体平均で9.0%が運動器の機能低下該当者となっています。

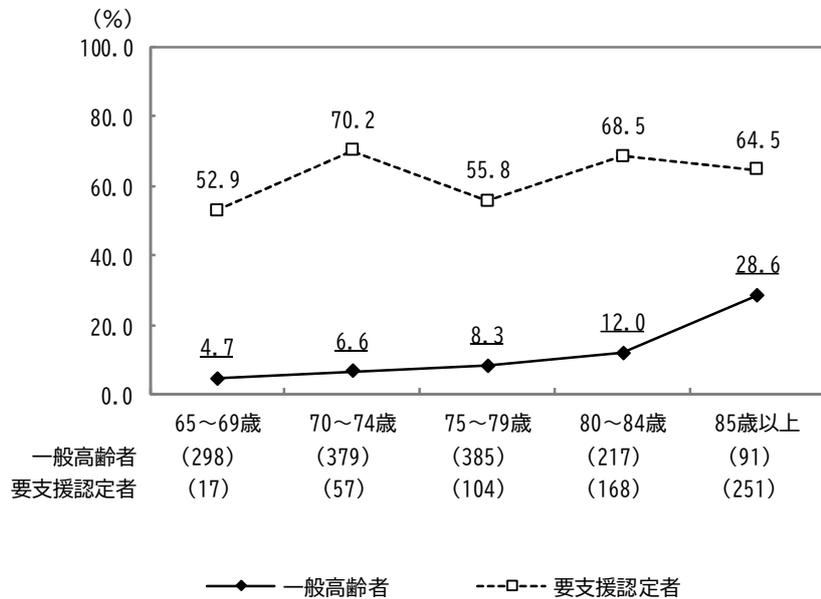
性別・年齢階級別にみると、女性では、65～69歳を除き、男性に比べ該当者割合が高く、85歳以上では40.0%と75～79歳に比べ30.8ポイント上昇しています。一方、男性では、85歳以上では19.6%と75～79歳に比べ12.3ポイント上昇しています。したがって、男性、女性ともに75歳以降で運動器におけるリスクが顕在化し、特に女性でリスクが高くなっています。



※一般高齢者のみ

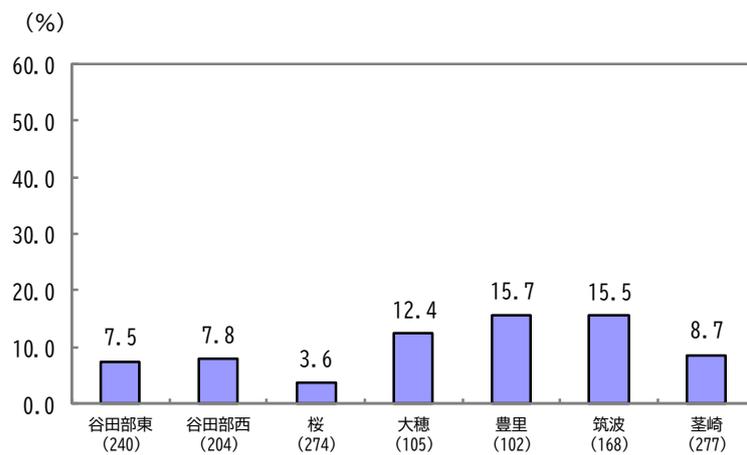
認定・該当状況別・年齢階級別にみると、一般高齢者に比べ、要支援認定者で割合がとて高くなっています。要支援認定者をみると、70～74歳で該当者が70.2%と最も高くなっています。

【認定・該当状況別・年齢階級別】



最も高い圏域は豊里で15.7%、最も低い圏域は桜で3.6%となっており、12.1ポイントの差となっています。

【圏域別】



※一般高齢者のみ

② 閉じこもり

国の手引きをもとに、調査票の以下の設問を抽出し、該当する人を閉じこもりのリスク該当者と判定しました。

【判定設問】

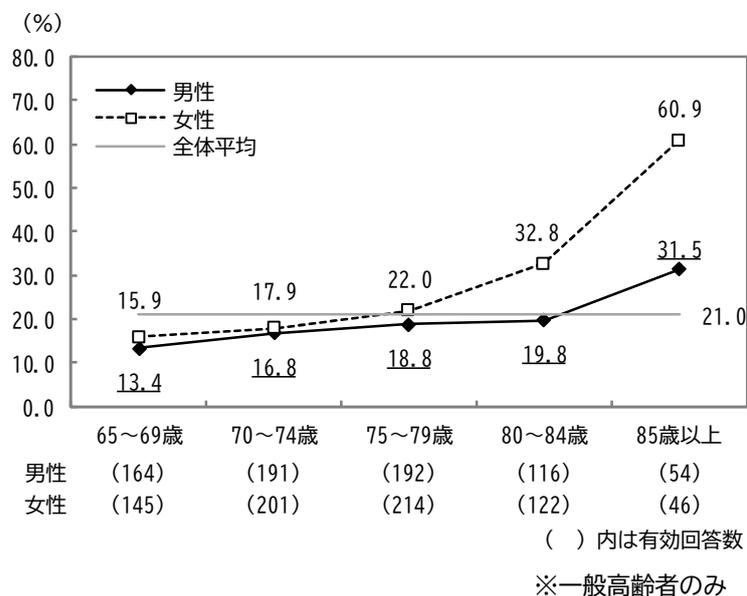
問番号	設問	該当する選択肢
(3) 問6	週に1回以上は外出していますか。	1. ほとんど外出しない 2. 週1回

【リスク該当状況】

国の手引きに基づく閉じこもりの評価結果をみると、全体平均で21.0%が閉じこもりのリスク該当者となっています。

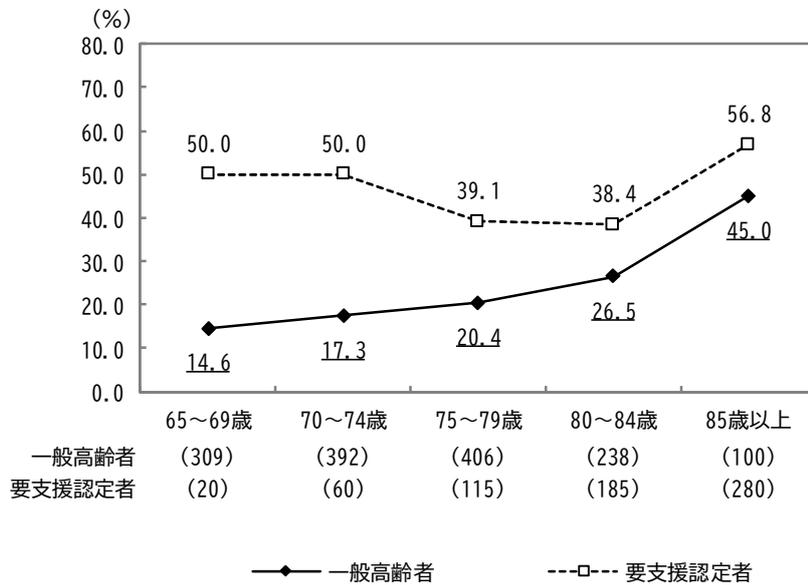
性別・年齢階級別にみると、女性では、85歳以上で60.9%と、80～84歳に比べ28.1ポイント上昇しています。また、すべての年齢階級で女性が男性の割合を上回っており、85歳以上で29.4ポイントの差と最も大きくなっています。男性、女性ともに85歳以上で外出の頻度が大きく減少しています。

【性別・年齢階級別】



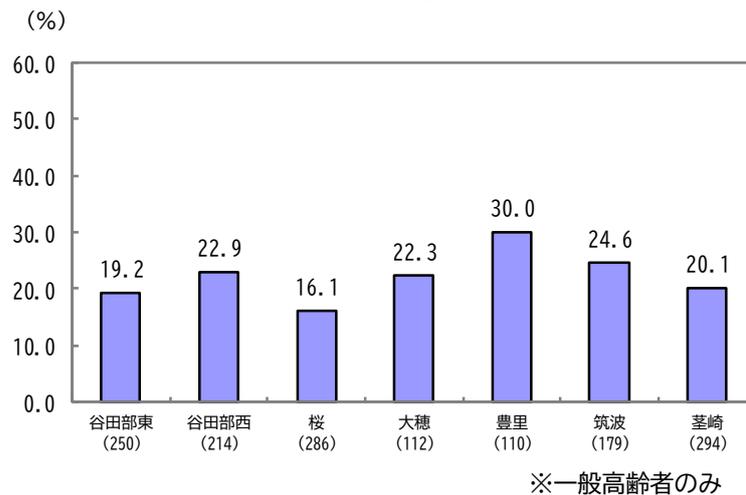
認定・該当状況別・年齢階級別にみると、要支援認定者では、85歳以上で56.8%と最も高くなっています。一般高齢者では、85歳以上で45.0%と80～84歳に比べ18.5ポイント上昇しています。

【認定・該当状況別・年齢階級別】



最も高い圏域は豊里で30.0%、最も低い圏域は桜で16.1%となっており、13.9ポイントの差となっています。

【圏域別】



③ 転倒

国の手引きをもとに、調査票の以下の設問を抽出し、該当する人を転倒のリスク該当者と判定しました。

【判定設問】

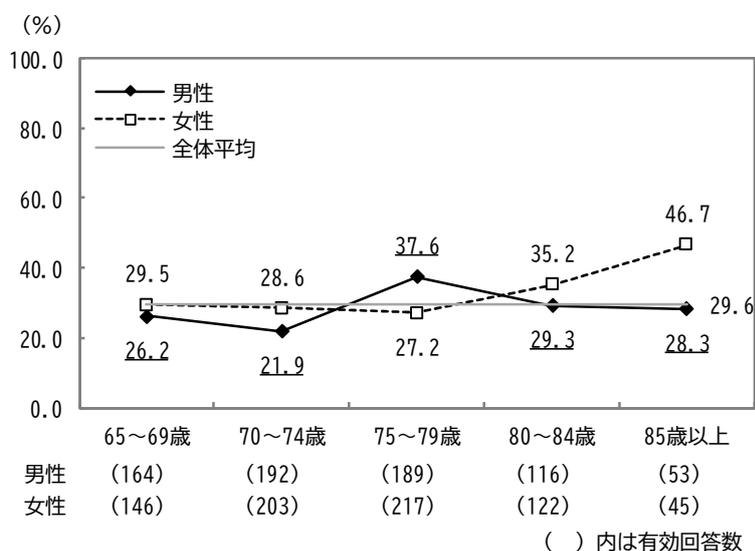
問番号	設問	該当する選択肢
(3) 問4	過去1年間に転んだ経験がありますか。	1. 何度もある 2. 1度ある

【リスク該当状況】

国の手引きに基づく転倒の評価結果をみると、全体平均で29.6%が転倒リスクの該当者となっています。

性別・年齢階級別にみると、女性では、85歳以上で46.7%と最も割合が高く、80歳以降で男性に比べ転倒リスクが高くなっており、全体平均より割合が高くなっています。一方、男性では、75～79歳で37.6%と最も割合が高くなっています。

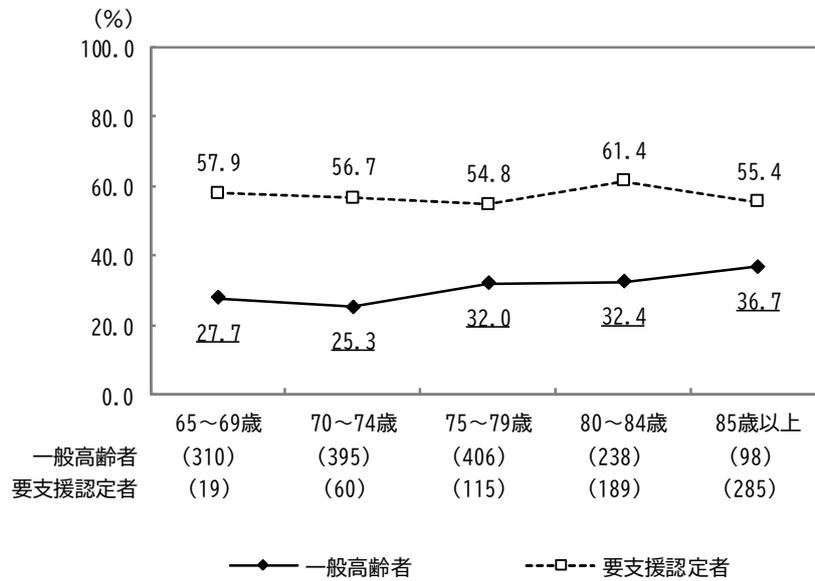
【性別・年齢階級別】



※一般高齢者のみ

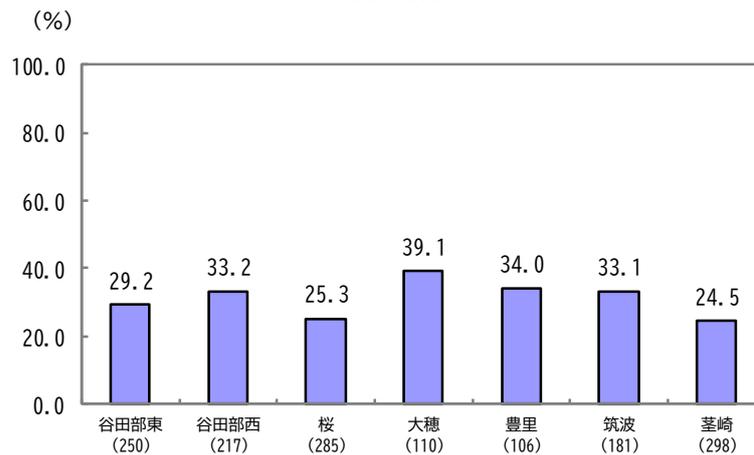
認定・該当状況別・年齢階級別にみると、要支援認定者では、年齢による大きな変化はみられません。一般高齢者では、概ね年齢が上がるにつれて割合が徐々に上昇しています。

【認定・該当状況別・年齢階級別】



最も高い圏域は大穂で39.1%、最も低い圏域は荃崎で24.5%となっており、14.6ポイントの差となっています。

【圏域別】



※一般高齢者のみ

④ 栄養

国の手引きをもとに、調査票の以下の設問を抽出し、2項目のすべてに該当する人を栄養のリスク該当者と判定しました。

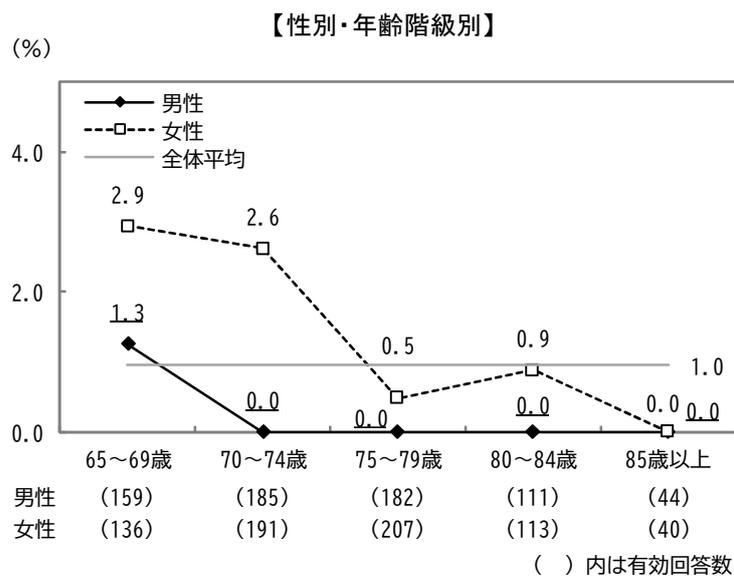
【判定設問】

問番号	設問	該当する選択肢
(4) 問1	身長・体重をご記入ください。	BMI 18.5 未満
(4) 問7	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか。	1. はい

【リスク該当状況】

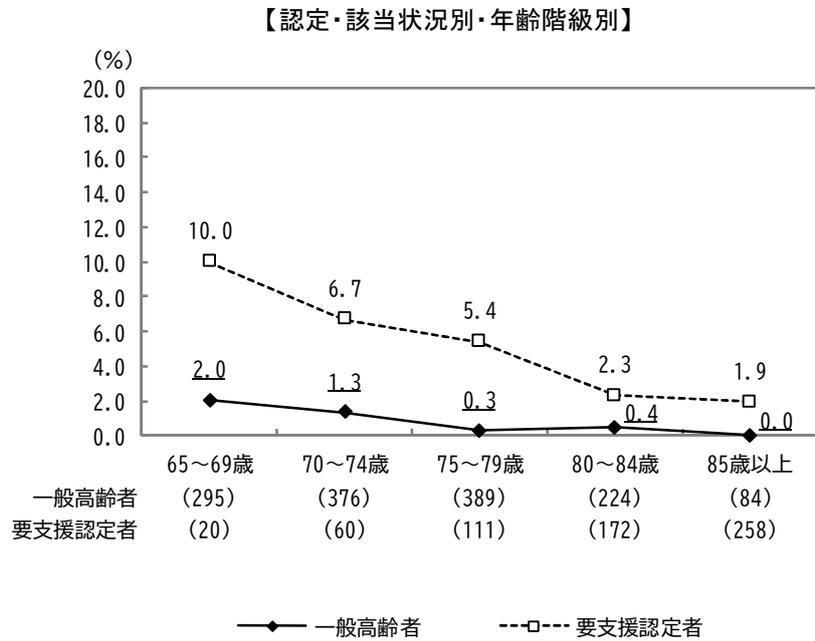
国の手引きに基づく栄養の評価結果をみると、全体平均で1.0%が低栄養リスクの該当者となっています。

性別・年齢階級別にみると、男性と女性を比べると大きな差はありません。

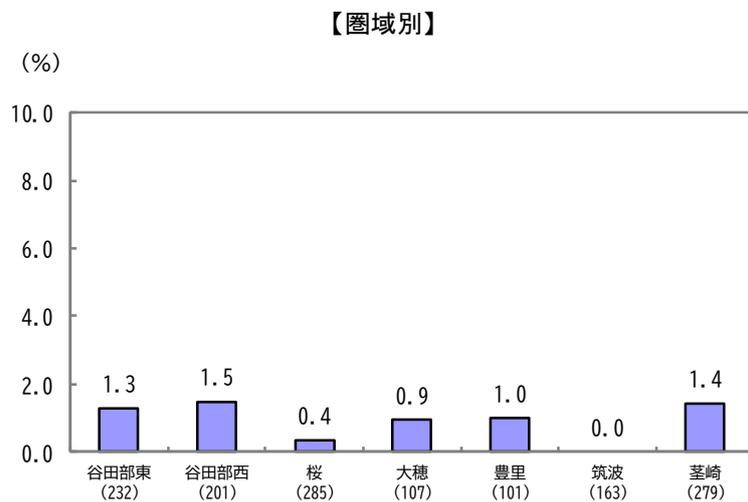


※一般高齢者のみ

認定・該当状況別・年齢階級別にみると、該当者割合は、要支援認定者の65～69歳で10.0%と最も高くなっていますが、他のリスクに比べ加齢に伴うリスクへの影響は少ないことがうかがえます。



最も高い圏域は谷田部西で1.5%、次いで荃崎が1.4%、谷田部東が1.3%となっています。



※一般高齢者のみ

⑤ 口腔

国の手引きをもとに、調査票の以下の設問を抽出し、3項目のうち2項目以上に該当する人を口腔のリスク該当者と判定しました。

【判定設問】

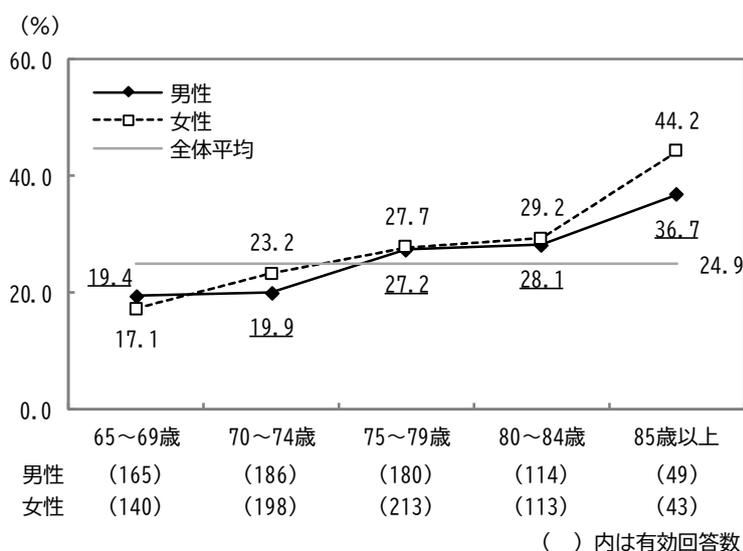
問番号	設問	該当する選択肢
(4) 問2	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。	1. はい
(4) 問3	お茶や汁物等でむせることがありますか。	1. はい
(4) 問4	口の渴きが気になりますか。	1. はい

【リスク該当状況】

国の手引きに基づく口腔の評価結果をみると、全体平均で24.9%が口腔機能低下のリスク該当者となっています。

性別・年齢階級別にみると、男性、女性ともに、75～79歳で全体平均を超えており、75歳以上になるとリスクが高くなるのがうかがえます。男性では、85歳以上で36.7%と75～79歳に比べ9.5ポイント上昇しており、女性では、85歳以上で44.2%と75～79歳に比べ16.5ポイント上昇しています。

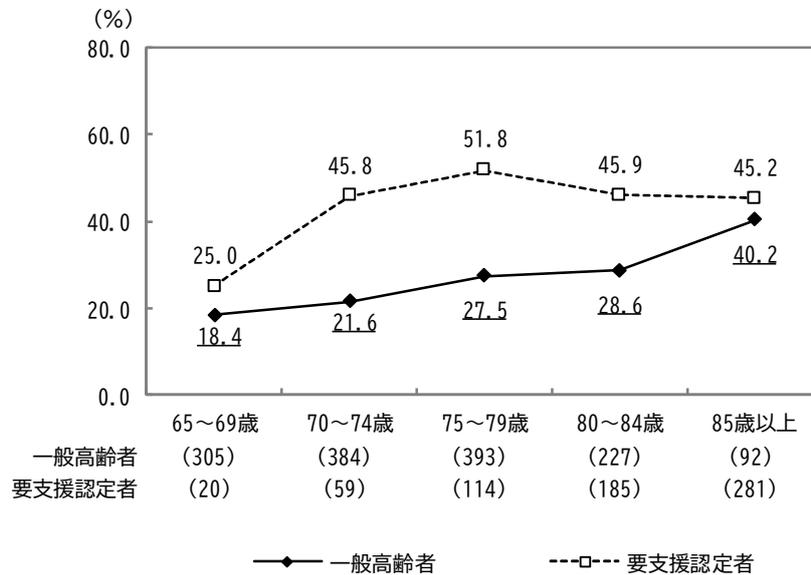
【性別・年齢階級別】



※一般高齢者のみ

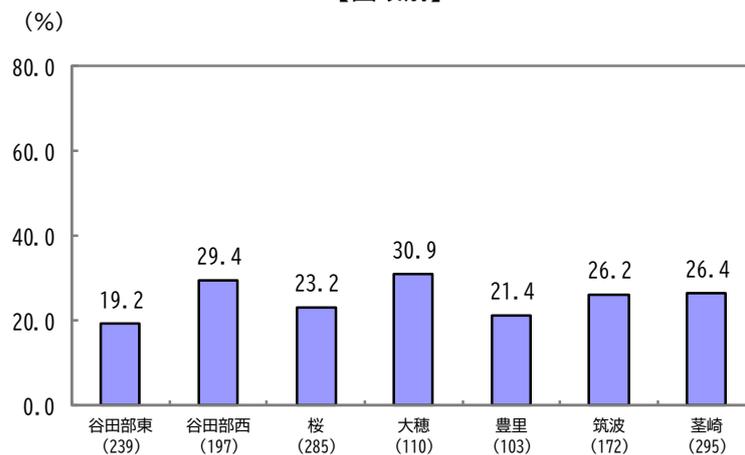
認定・該当状況別・年齢階級別にみると、要支援認定者では、75～79歳で51.8%と最も割合が高くなっています。一般高齢者では、年齢階級が上がるにつれて割合が高くなっています。

【認定・該当状況別・年齢階級別】



最も高い圏域は大穂で30.9%、最も低い圏域は谷田部東で19.2%となっており、11.7ポイントの差となっています。

【圏域別】



※一般高齢者のみ

⑥ 認知

国の手引きをもとに、調査票の以下の設問を抽出し、以下の項目に該当する人を認知のリスク該当者と判定しました。

【判定設問】

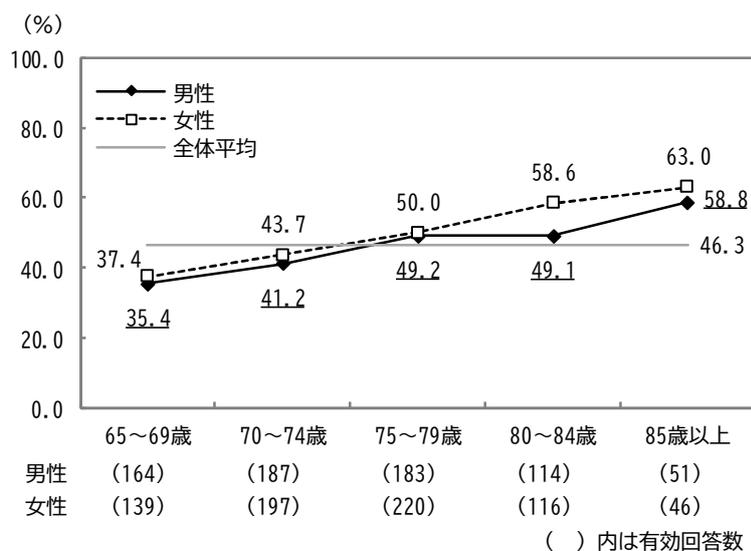
問番号	設問	該当する選択肢
(5) 問1	物忘れが多いと感じますか。	1. はい

【リスク該当状況】

国の手引きに基づく認知の評価結果をみると、全体平均で46.3%が該当者となっています。

性別・年齢階級別にみると、他の年齢階級では大きな男女差はみられません。

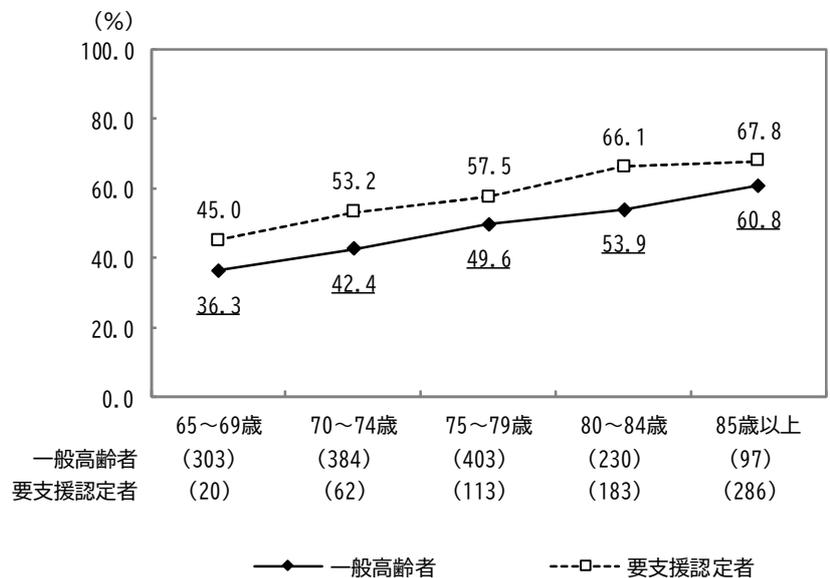
【性別・年齢階級別】



※一般高齢者のみ

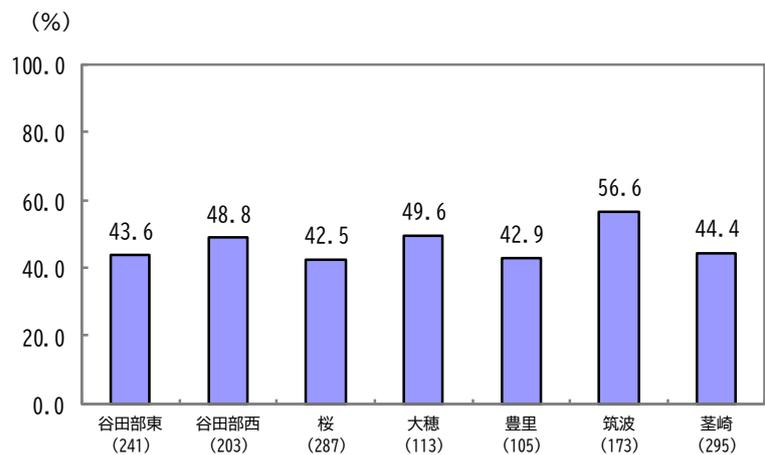
認定・該当状況別・年齢階級別にみると、一般高齢者、要支援認定者ともに年齢階級が上がるにつれて、割合が高くなっています。

【認定・該当状況別・年齢階級別】



最も高い圏域は筑波で56.6%、最も低い圏域は桜で42.5%となっており、14.1ポイントの差となっています。

【圏域別】



※一般高齢者のみ

⑦ うつ

国の手引きをもとに、調査票の以下の設問を抽出し、2項目のうち1項目以上に該当する人をうつのリスク該当者と判定しました。

【判定設問】

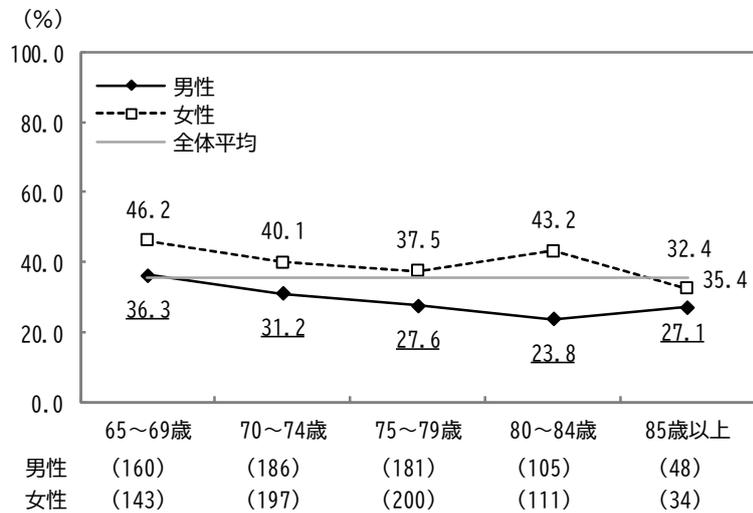
問番号	設問	該当する選択肢
(8) 問5	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。	1. はい
(8) 問6	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。	1. はい

【リスク該当状況】

国の手引きに基づき、うつの評価結果をみると、全体平均で35.4%が該当者となっています。

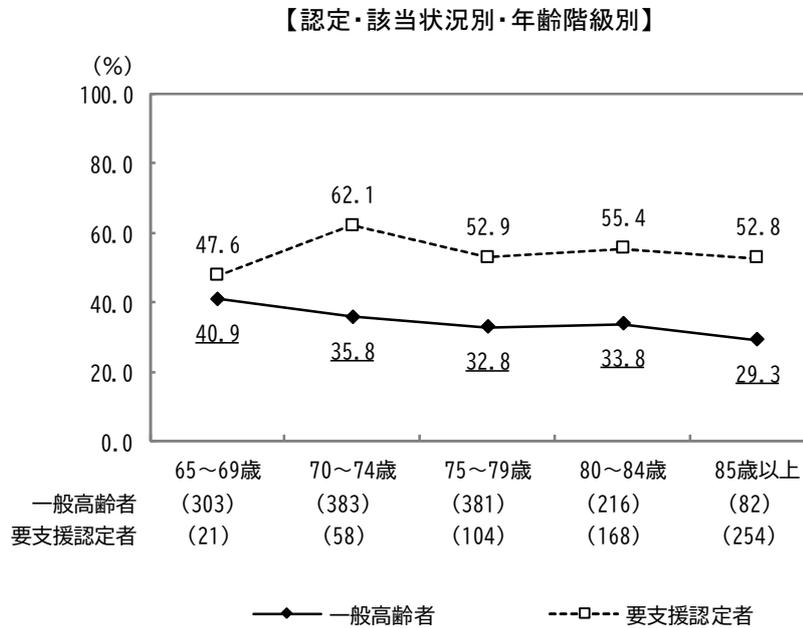
性別・年齢階級別にみると、全ての年齢階級で、男性に比べ、女性で割合が高くなっています。男性女性ともに、65～69歳で最も割合が高くなっています。

【性別・年齢階級別】

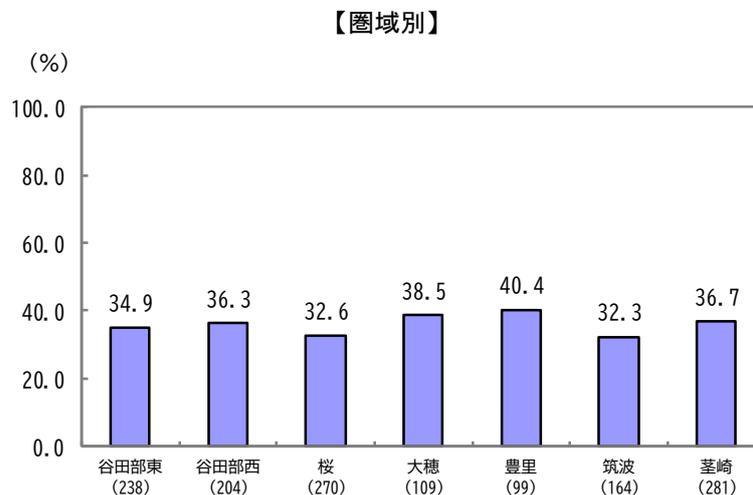


※一般高齢者のみ

認定・該当状況別・年齢階級別にみると、要支援認定者では70～74歳が62.1%と最も割合が高くなっています。一方、一般高齢者では、65～69歳で40.9%と最も割合が高くなっています。



最も高い圏域は豊里で40.4%、最も低い圏域は筑波で32.3%となっており、8.1ポイントの差となっています。



※一般高齢者のみ

(3) 日常生活について

① 手段的自立度（IADL）

高齢者の比較的高次の生活機能を評価することができる老研式活動能力指標には、高齢者の手段的自立度（IADL）に関する設問が5問あり、「手段的自立度（IADL）」として尺度化されています。

評価は、各設問に「できるし、している」または「できるけどしていない」と回答した場合を1点として、5点満点で評価し、5点を「高い」、4点を「やや低い」、3点以下を「低い」と評価しています。

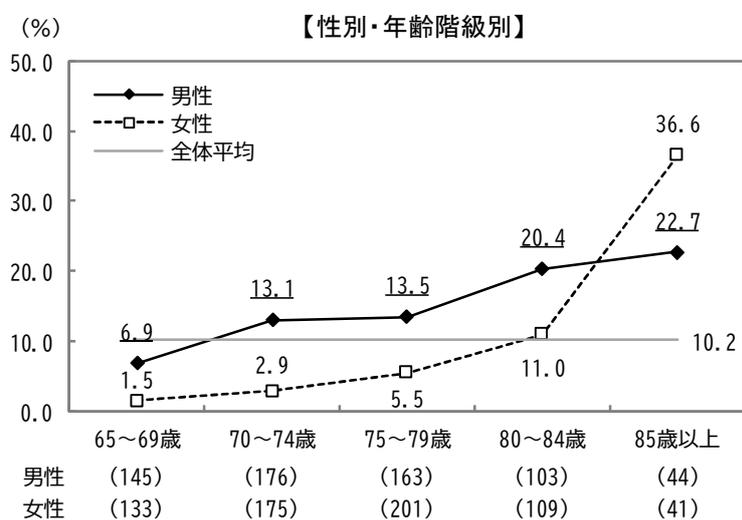
また、4点以下を手段的自立度の低下者とし、低下者の割合を示しています。

【判定設問】

問番号	設問	該当する選択肢
(5) 問4	バスや電車を使って1人で外出していますか。	1. できるし、している：1点 2. できるけどしていない：1点
(5) 問5	自分で食品・日用品の買物をしていますか。	1. できるし、している：1点 2. できるけどしていない：1点
(5) 問6	自分で食事の用意をしていますか。	1. できるし、している：1点 2. できるけどしていない：1点
(5) 問7	自分で請求書の支払いをしていますか。	1. できるし、している：1点 2. できるけどしていない：1点
(5) 問8	自分で預貯金の出し入れをしていますか。	1. できるし、している：1点 2. できるけどしていない：1点

【該当状況】

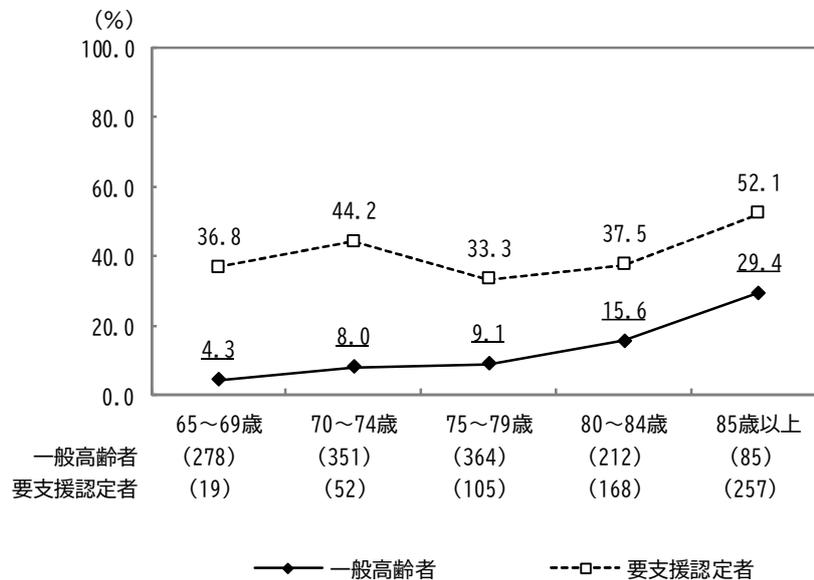
全体平均では10.2%が手段的自立度の低下者となっています。性別・年齢階級別で見ると、男性では年齢が上がるにつれ、割合が高くなっています。女性では、85歳以上で36.6%と80～84歳の11.0%に比べ25.6ポイントと急激に増加しています。



()内は有効回答数
※一般高齢者のみ

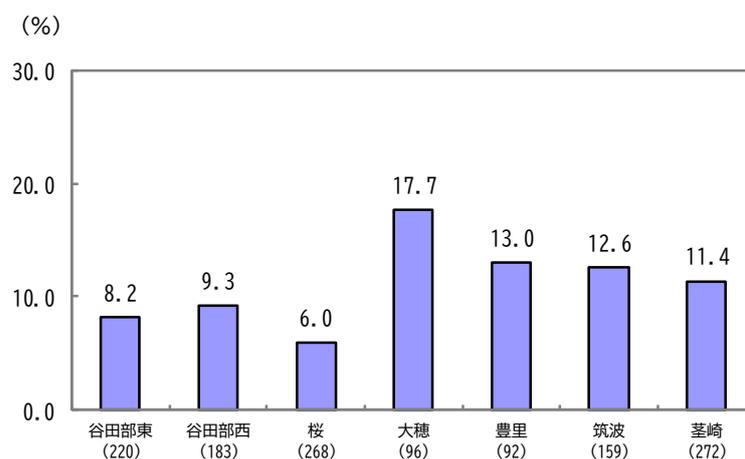
認定・該当状況別・年齢階級別で見ると、要支援認定者では85歳以上で52.1%と最も割合が高くなっています。一般高齢者では、年齢が上がるにつれて、割合が高くなっています。

【認定・該当状況別・年齢階級別】



最も高い圏域は大穂で17.7%、最も低い圏域は桜で6.0%となっており、11.7ポイントの差となっています。

【圏域別】



※一般高齢者のみ

(4) 社会参加について

① 知的能動性

老研式活動能力指標には、高齢者の知的活動に関する設問が4問あり、「知的能動性」として尺度化されています。

評価は、各設問に「はい」と回答した場合を1点として、4点満点で評価し、4点を「高い」、3点を「やや低い」、2点以下を「低い」と評価しています。

また、3点以下を知的能動性の低下者とし、低下者の割合を示しています。

【判定設問】

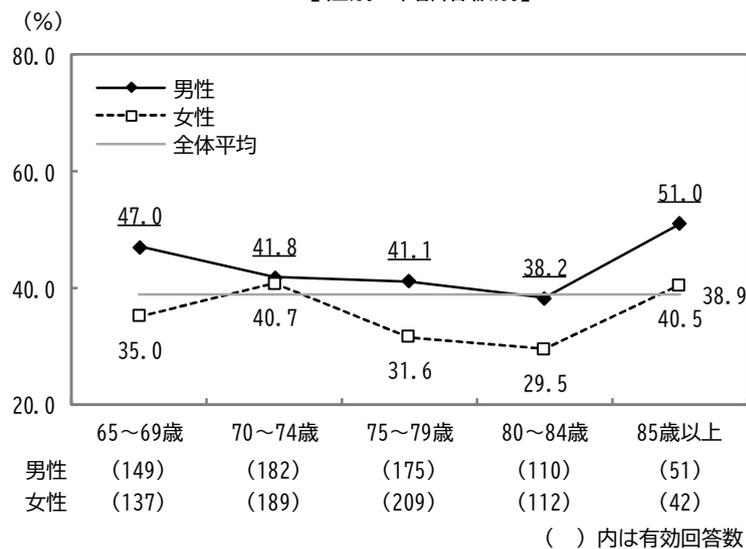
問番号	設問	該当する選択肢
(5) 問9	年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか。	1. はい：1点
(5) 問10	新聞を読んでいますか。	1. はい：1点
(5) 問11	本や雑誌を読んでいますか。	1. はい：1点
(5) 問12	健康についての記事や番組に関心がありますか。	1. はい：1点

【該当状況】

知的能動性の低下者は、全体平均では38.9%となっています。

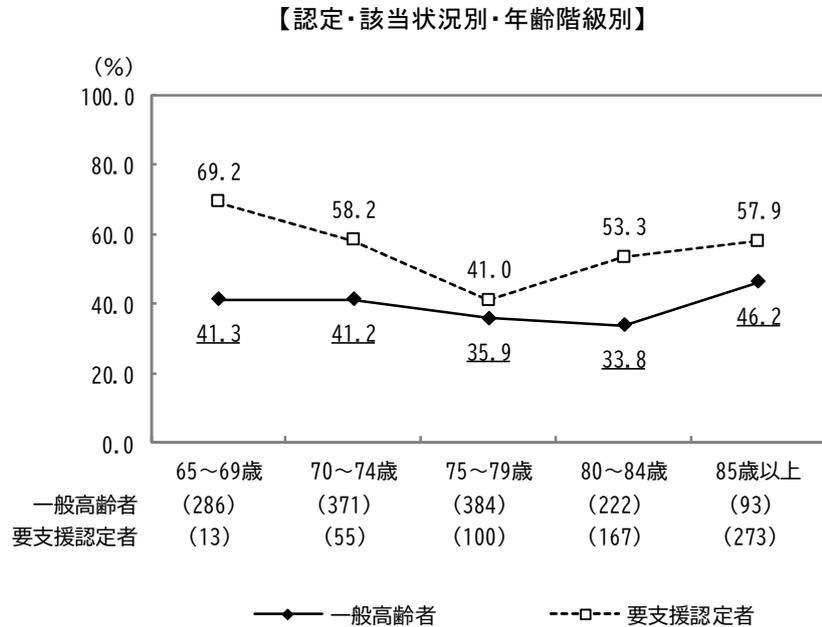
性別・年齢階級別で見ると、全ての年齢階級で、女性に比べ、男性で該当者の割合が高くなっています。女性では、70～74歳で40.7%と割合が最も高くなっています。

【性別・年齢階級別】

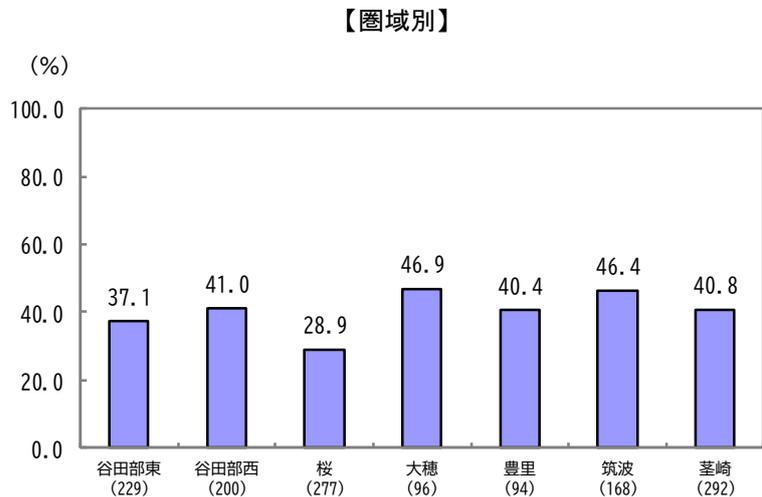


※一般高齢者のみ

認定・該当状況別・年齢階級別で見ると、要支援認定者では、75～79歳までは割合が減少し、それ以降割合が上昇しています。一般高齢者では、85歳以上が46.2%と最も高くなっています。



最も高い圏域は大穂で46.9%、最も低い圏域は桜で28.9%となっており、18.0ポイントの差となっています。



※一般高齢者のみ

② 社会的役割

老研式活動能力指標には、高齢者の社会活動に関する設問が4問あり、「社会的役割」として尺度化されています。

評価は、知的能動性と同様に4点満点で評価し、4点を「高い」、3点を「やや低い」、2点以下を「低い」と評価しています。

また、3点以下を社会的役割の低下者とし、低下者の割合を示しています。

【判定設問】

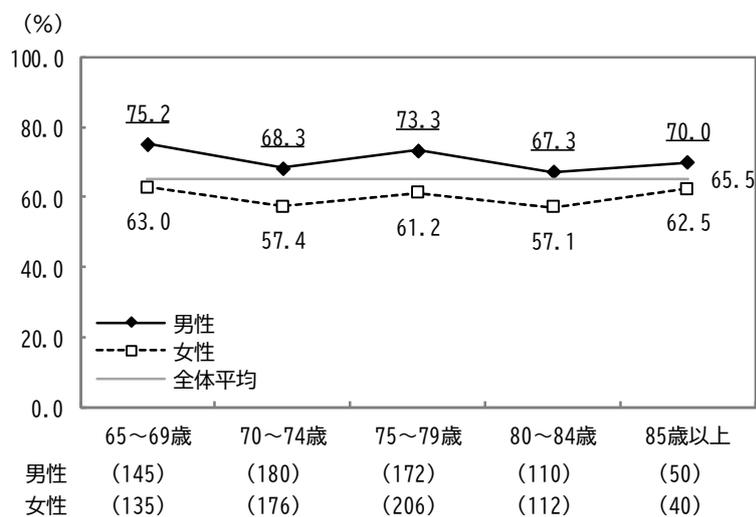
問番号	設問	該当する選択肢
(5) 問13	友人の家を訪ねていますか。	1. はい：1点
(5) 問14	家族や友人の相談にのっていますか。	1. はい：1点
(5) 問15	病人を見舞うことができますか。	1. はい：1点
(5) 問16	若い人に自分から話しかけることがありますか。	1. はい：1点

【該当状況】

社会的役割の低下者は、全体平均では65.5%となっています。

性別・年齢階級別でみると、男性女性ともに、65～69歳で最も割合が高くなっています。また、女性は全ての年齢階級で平均を下回っています。

【性別・年齢階級別】

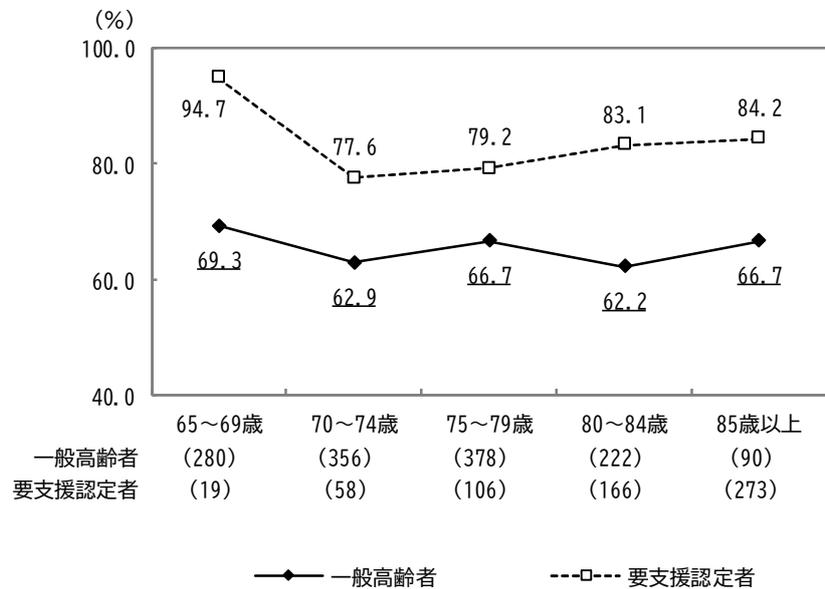


() 内は有効回答数

※一般高齢者のみ

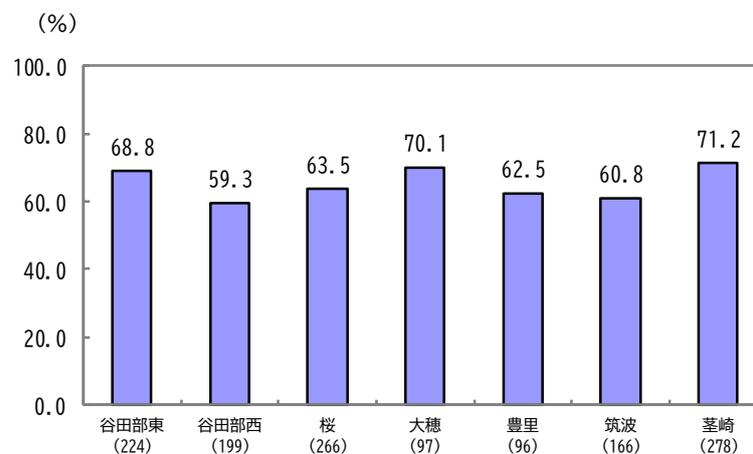
認定・該当状況別・年齢階級別にみると、一般高齢者、要支援認定者ともに65～69歳で割合が最も高くなっています。また、65～69歳では、一般高齢者が69.3%、要支援認定者が94.7%と、25.4ポイントの差となっています。

【認定・該当状況別・年齢階級別】



最も高い圏域は荃崎で71.2%、最も低い圏域は谷田部西で59.3%となっており、11.9ポイントの差となっています。

【圏域別】

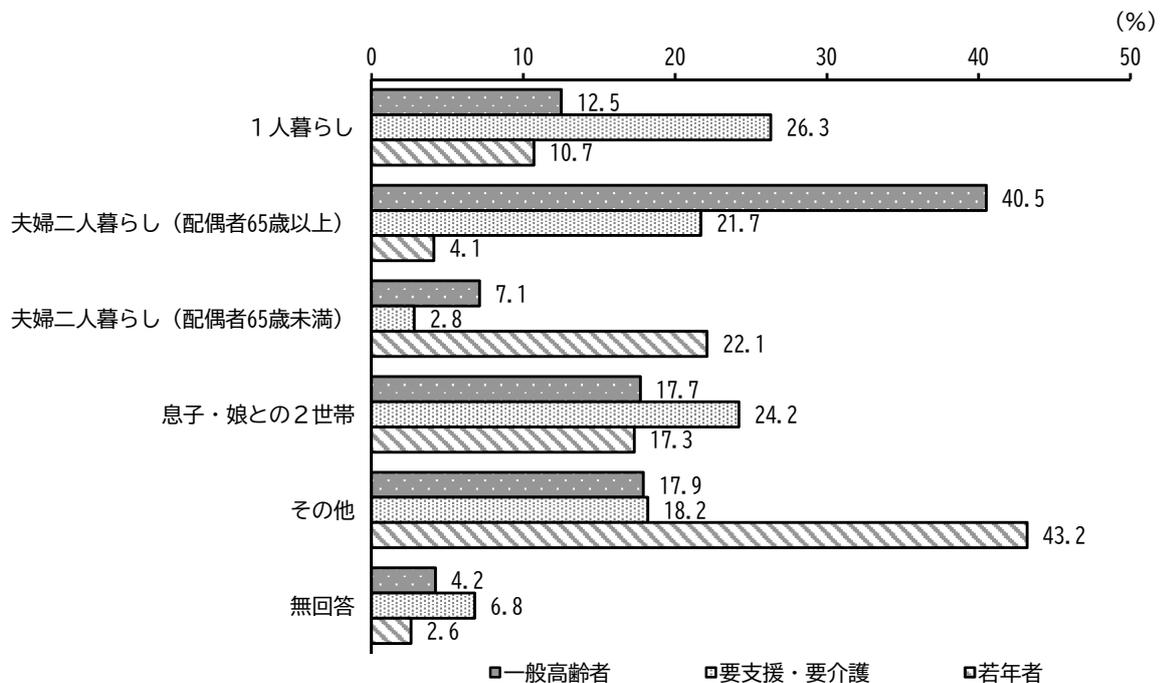


※一般高齢者のみ

(5) アンケート結果について

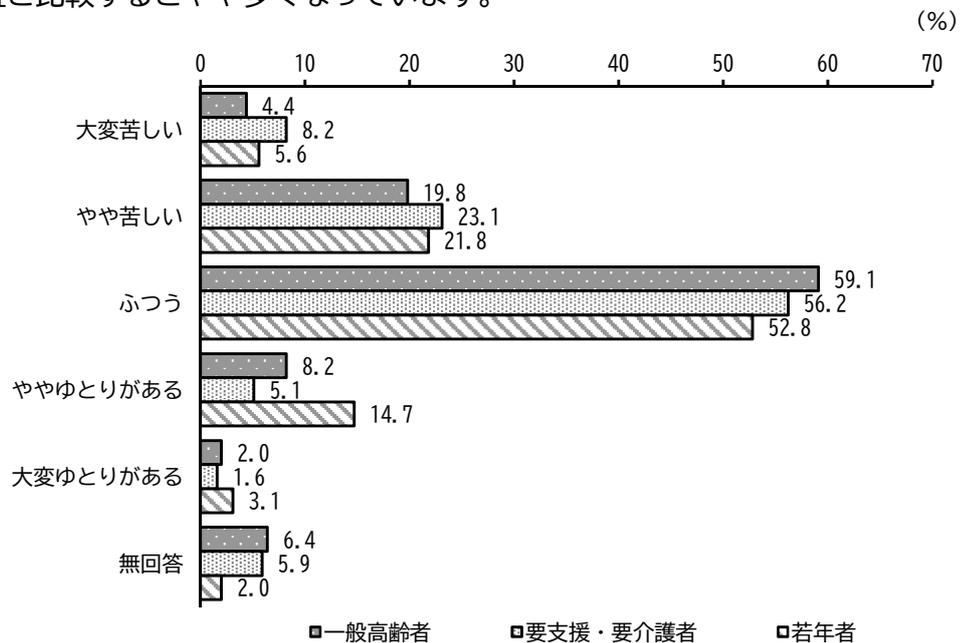
① 家族構成

家族構成について、一般高齢者では「夫婦2人暮らし」が40.5%と最も多く、要支援・要介護者では「1人暮らし」が26.3%と最も多くなっています。



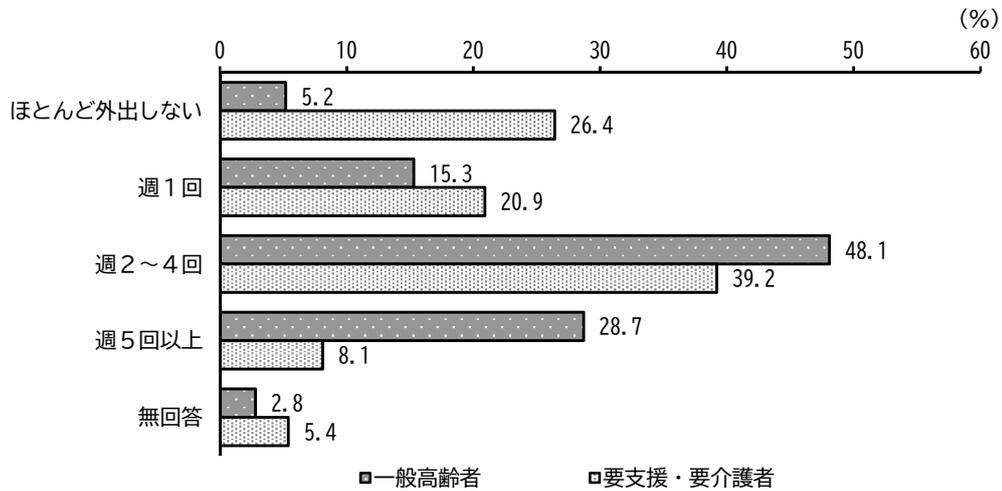
② 経済状況

現在の暮らしの状況では、「ふつう」がどの調査でも最も多くなっていますが、要支援・要介護者において「大変苦しい」、「やや苦しい」を合わせると約3割となり、他の調査と比較するとやや多くなっています。



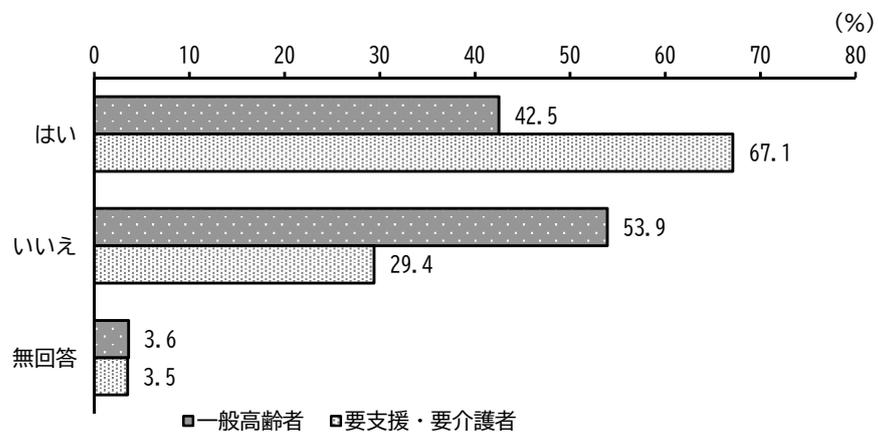
③ 外出の頻度

週に1回以上は外出しているかでは、一般高齢者、要支援・要介護者ともに「週2～4回」が約4割と最も多く、要支援・要介護者では「ほとんど外出しない」が2割以上となっています。



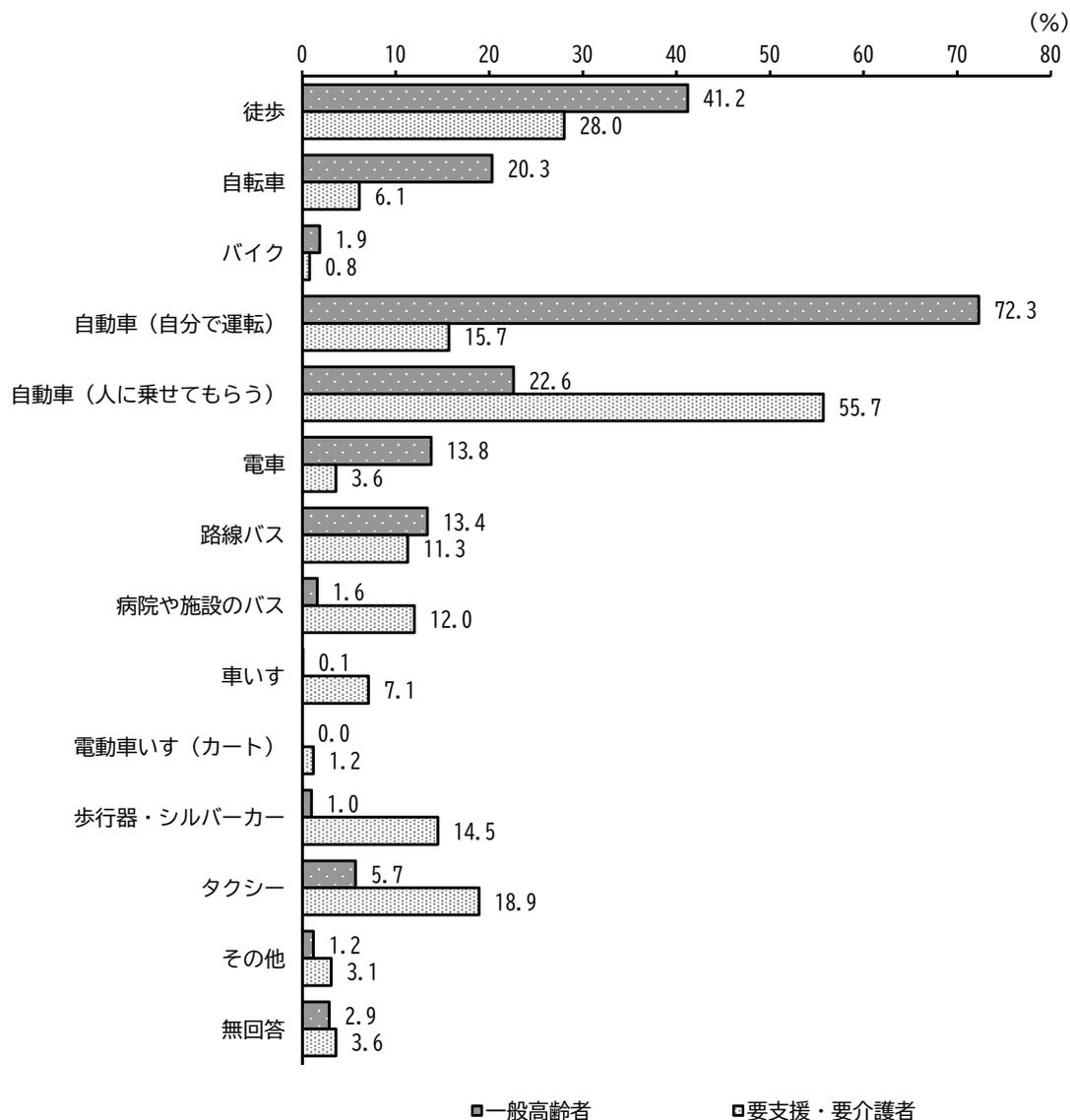
④ 外出を控えているか

外出を控えているかでは、要支援・要介護者で「はい」(控えている)が6割以上になっています。



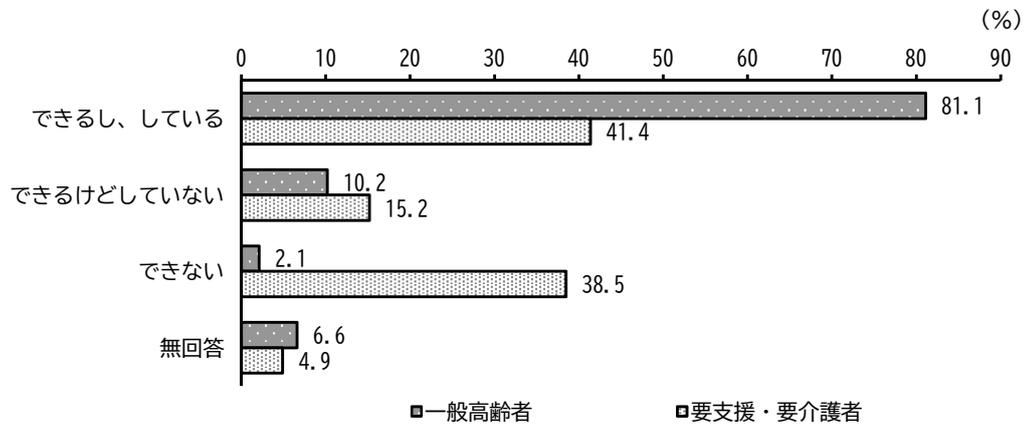
⑤ 外出時の移動手段

外出する際の移動手段をみると、一般高齢者では「自動車（自分で運転）」が約7割と最も多く、要介護者では、「自動車（人に乗せてもらう）」が6割となっています。



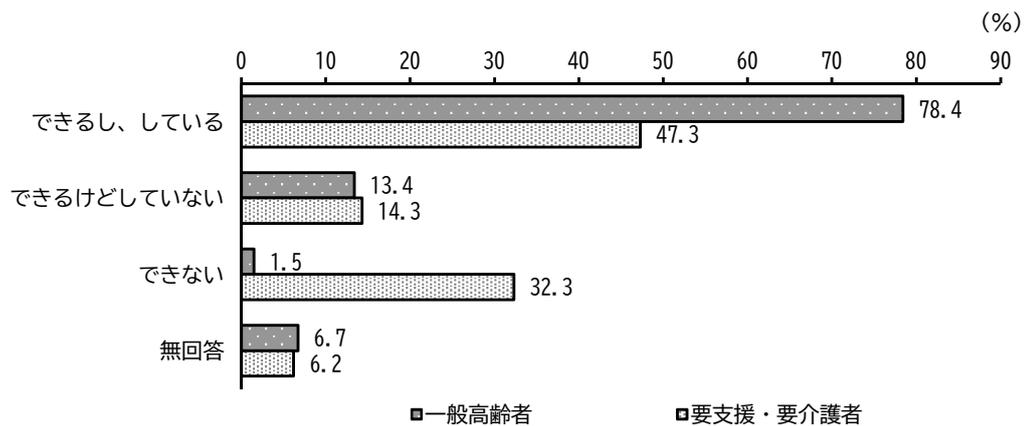
⑥ 食品・日用品の買物

自分で食品・日用品の買物をしているかでは、「できるし、している」の回答は、一般高齢者が8割となっているのに対し、要支援・要介護者は4割となっています。



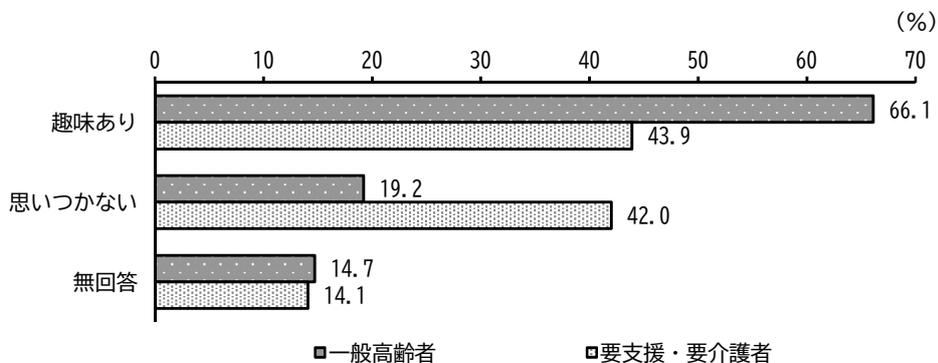
⑦ 請求書の支払い

自分で請求書の支払いをしているかについて、要支援・要介護者では「できない」と回答した人が3割となっています。



⑧ 趣味

趣味の有無について、「趣味あり」は一般高齢者では約6割、要支援・要介護者では約4割となっています。



【趣味の有無と幸福度の相関関係】

一般高齢者

単位：%

区分	趣味あり	思いつかない	無回答
幸福度4点未満	44.9	32.7	22.4
幸福度4点以上7点未満	59.7	24.2	16.1
幸福度7点以上	71.1	16.1	12.8

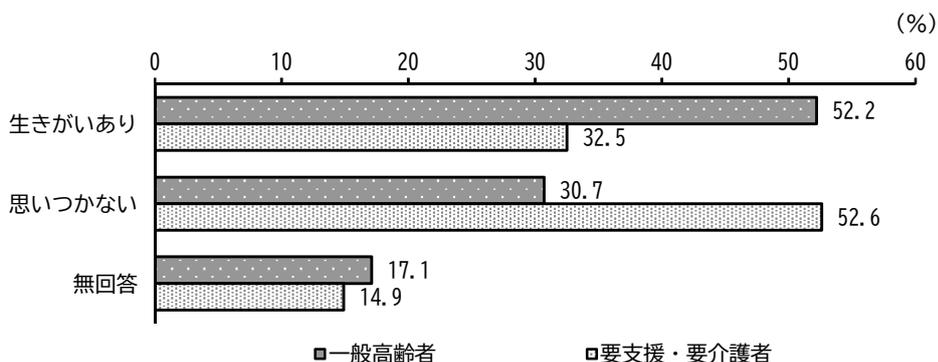
要支援・要介護者

単位：%

区分	趣味あり	思いつかない	無回答
幸福度4点未満	30.6	56.5	13.0
幸福度4点以上7点未満	39.1	46.5	14.3
幸福度7点以上	54.4	34.7	10.9

⑨ 生きがい

生きがいの有無について、「生きがいあり」は一般高齢者では約5割、要支援・要介護者では約3割となっています。



【生きがいの有無と幸福度の相関関係】

一般高齢者

単位：％

区分	生きがいあり	思いつかない	無回答
幸福度4点未満	16.3	67.3	16.3
幸福度4点以上7点未満	37.4	45.1	17.5
幸福度7点以上	61.3	22.6	16.0

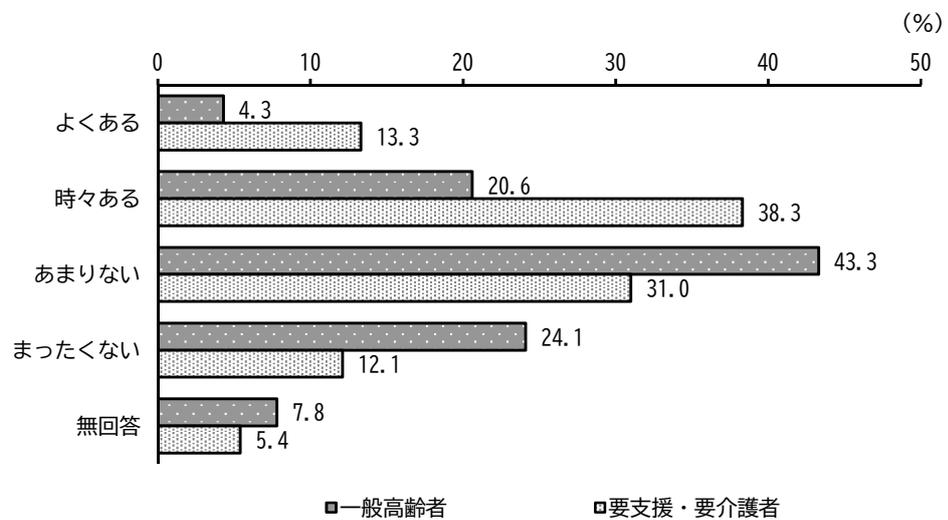
要支援・要介護者

単位：％

区分	生きがいあり	思いつかない	無回答
幸福度4点未満	14.8	68.5	16.7
幸福度4点以上7点未満	23.9	64.0	12.2
幸福度7点以上	45.6	40.4	14.0

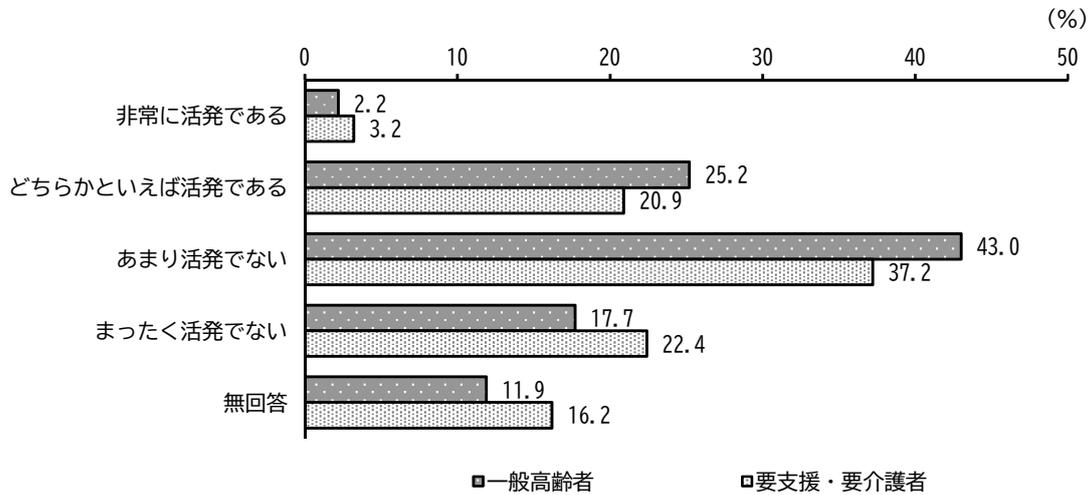
⑩ 孤独感

日常的に孤独に感じることがあるかについて、「よくある」、「時々ある」は一般高齢者では約2割、要支援・要介護者では約5割となっています。



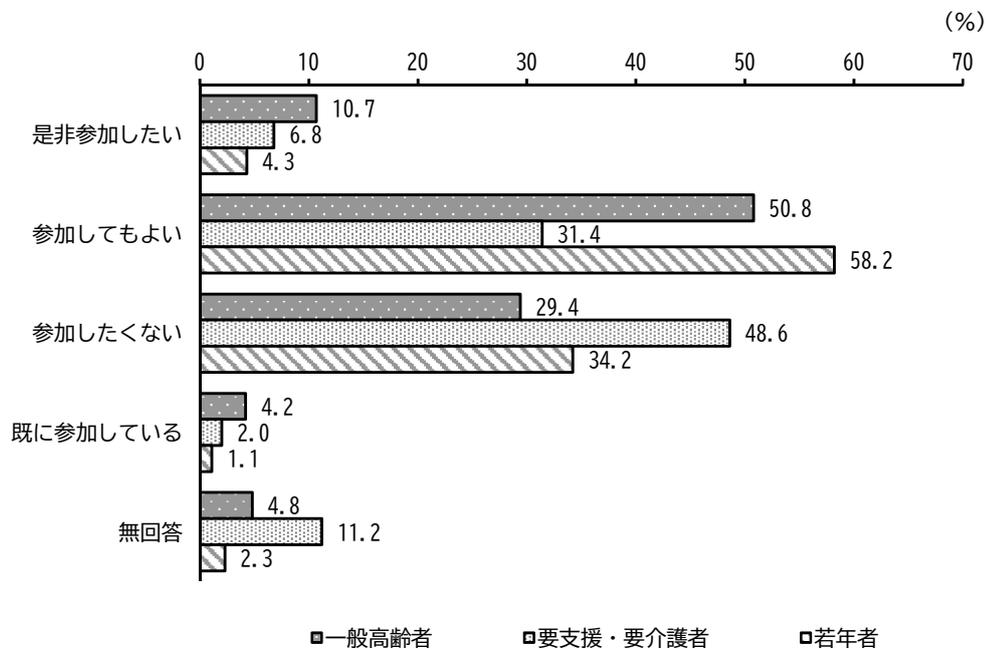
⑪ 地域活動の状況

地域活動が活発だと感じるかどうかについては、一般高齢者、要支援・要介護者ともに「あまり活発でない」が最も多くなっています。



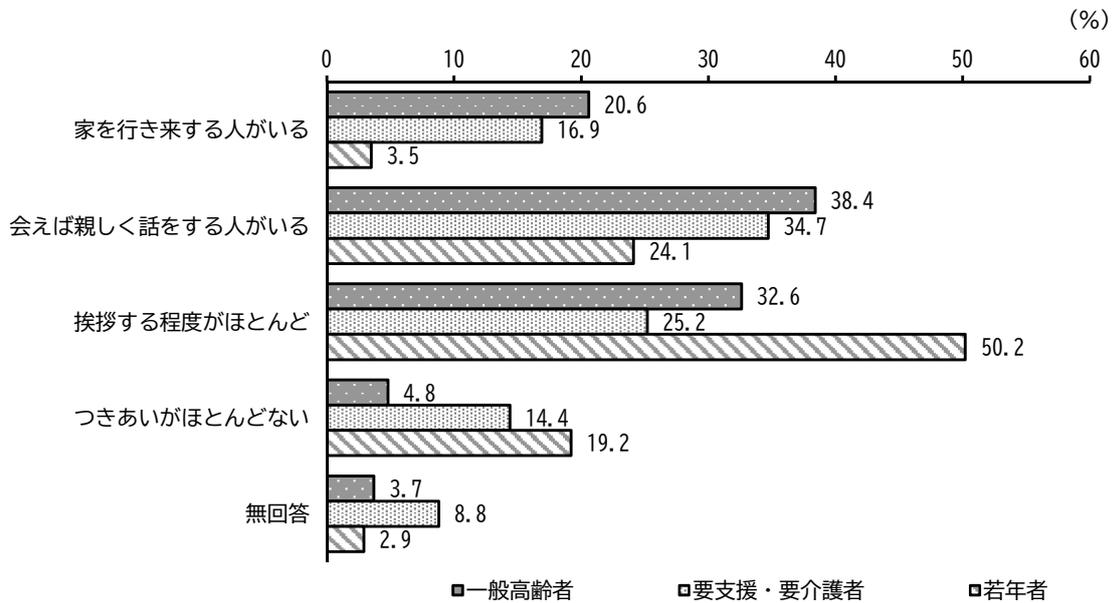
⑫ 地域活動への参加

健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加（参加者として）について、一般高齢者、若年者では、「参加してもよい」の回答が多く、要支援・要介護者では「参加したくない」が約5割となっています。



⑬ 近所付き合い

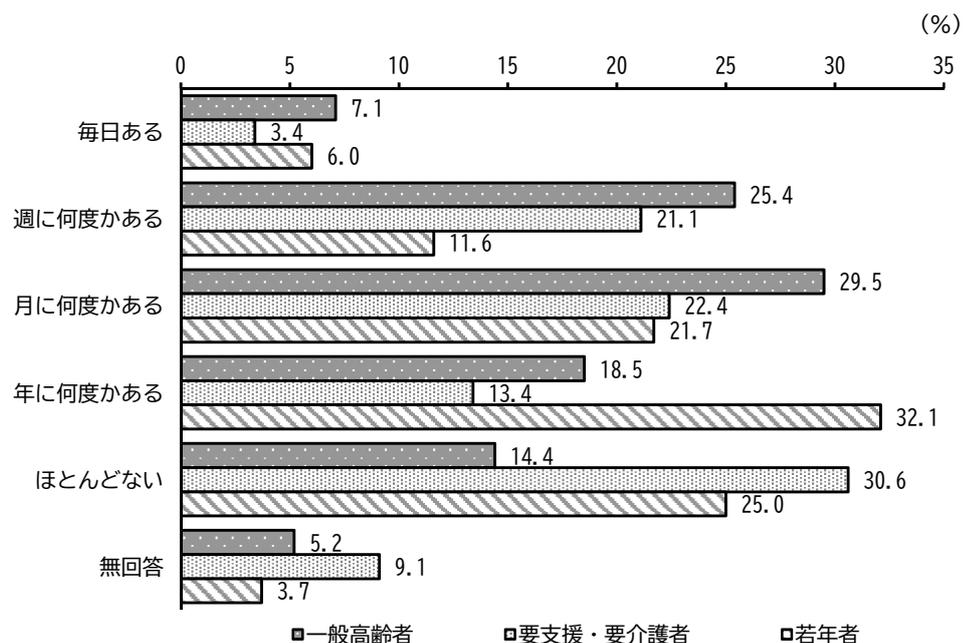
近所付き合いの有無は、一般高齢者と要支援・要介護者では、「会えば親しく話をする人がある」が最も多く、若年者では「あいさつする程度がほとんど」が約5割と最も多くなっています。



⑭ 知人・友人と会う頻度

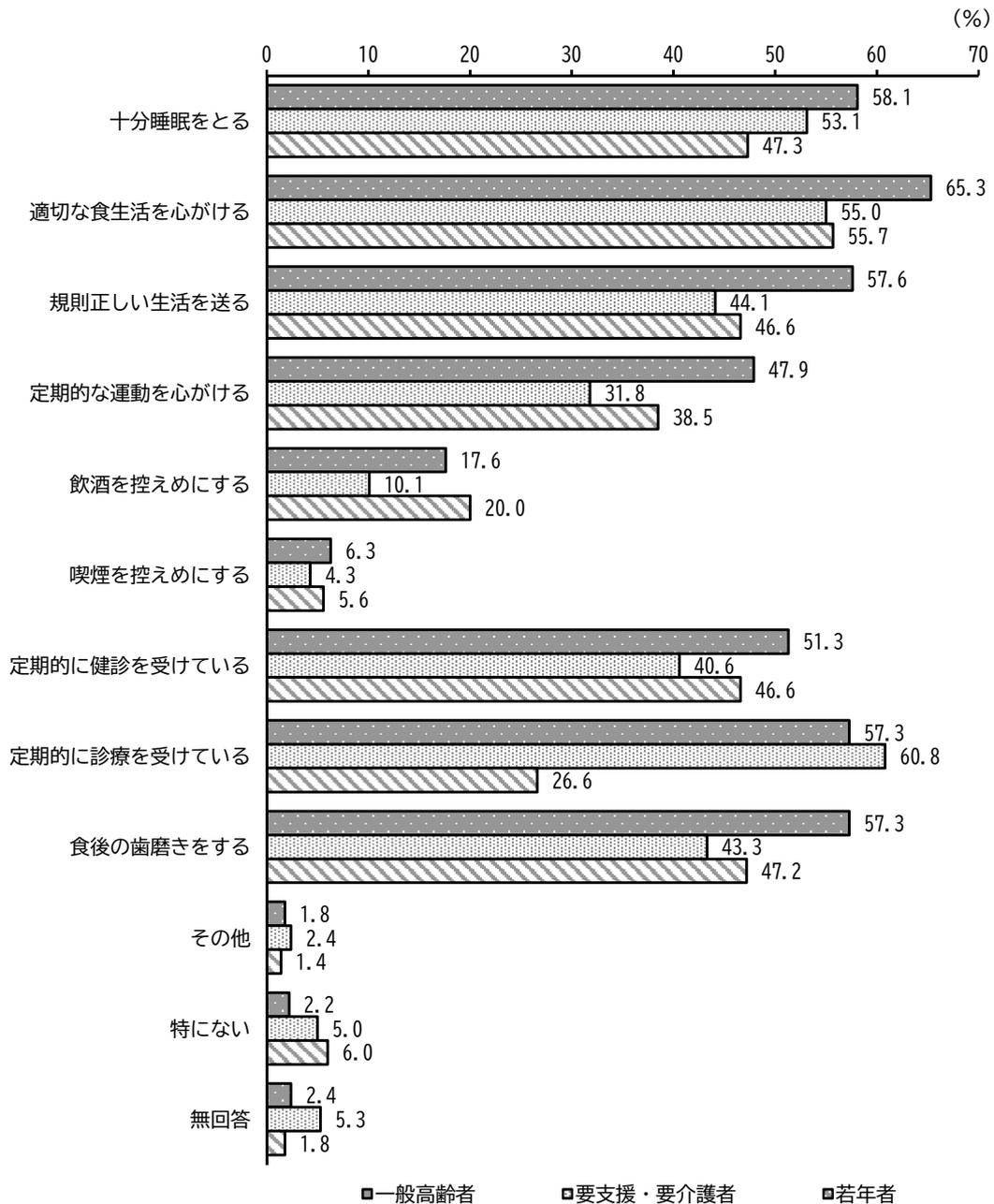
友人・知人と会う頻度について、一般高齢者では「月に何度かある」が約3割、若年者では「年に何度かある」が約3割となっています。

要支援・要介護者では「ほとんどない」が約3割と最も多くなっています。



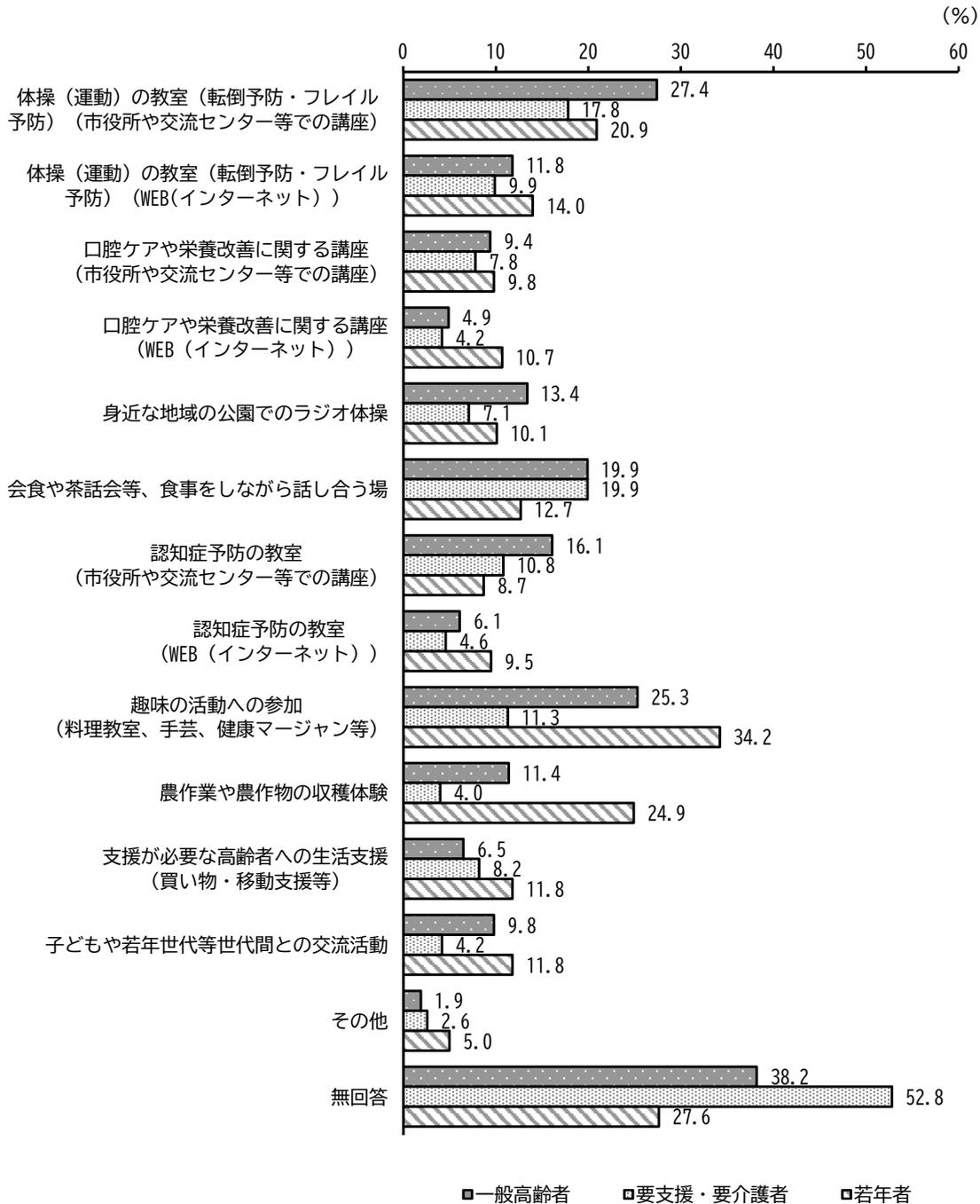
⑮ 健康保持・疾病予防のための取組の実施状況

健康保持や疾病予防のための取組は、一般高齢者及び若年者では、「適切な食生活を心がける」が最も多く、要支援・要介護者では「定期的に診療を受けている」が約6割と最も多くなっています。



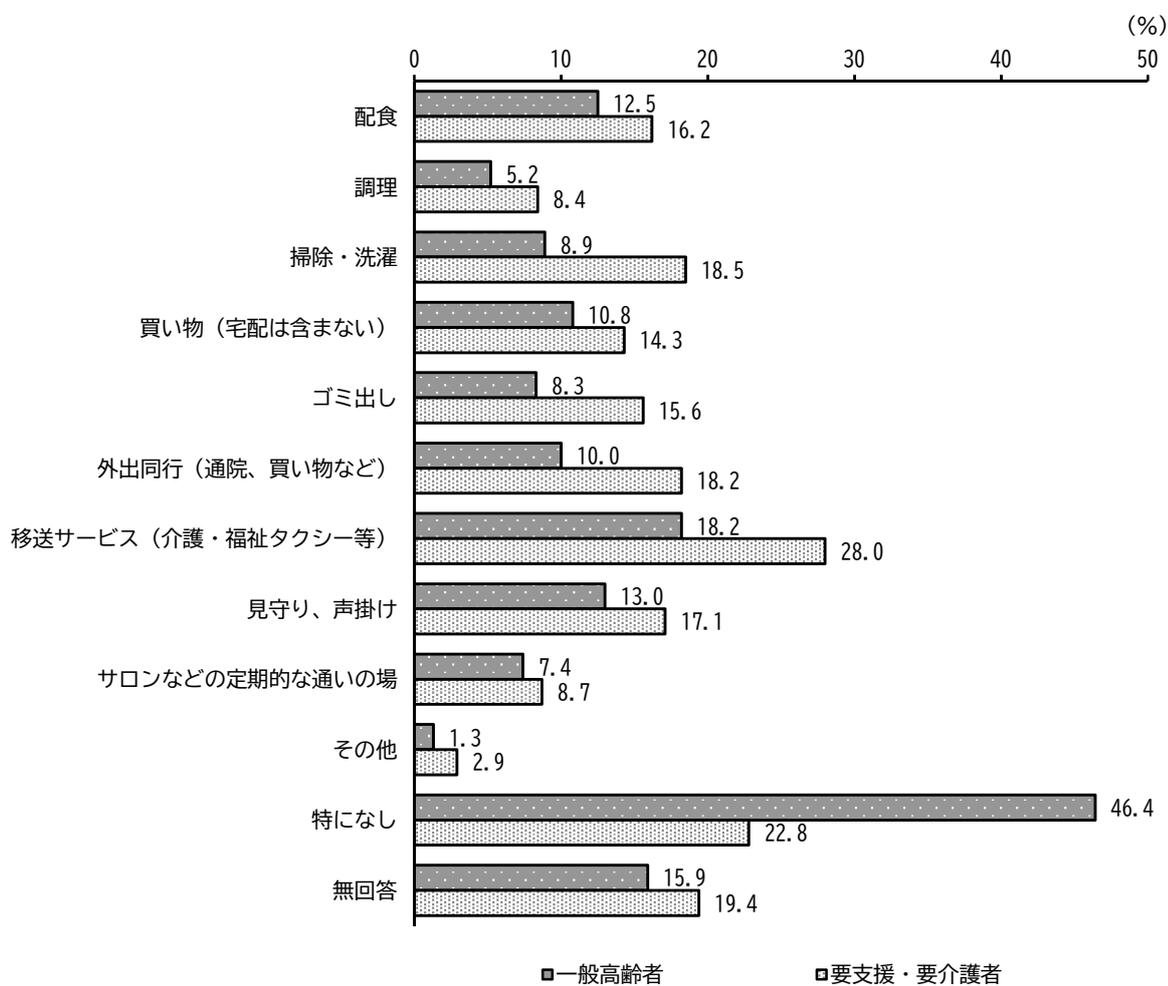
⑯ 健康づくり・介護予防

健康づくりや介護予防のために参加してみたいものは、若年者では、「趣味の活動」が最も多く、一般高齢者・要支援・要介護者では「体操（運動）の教室（転倒予防・フレイル予防）（市役所や交流センター等での講座）」が最も多くなっています。



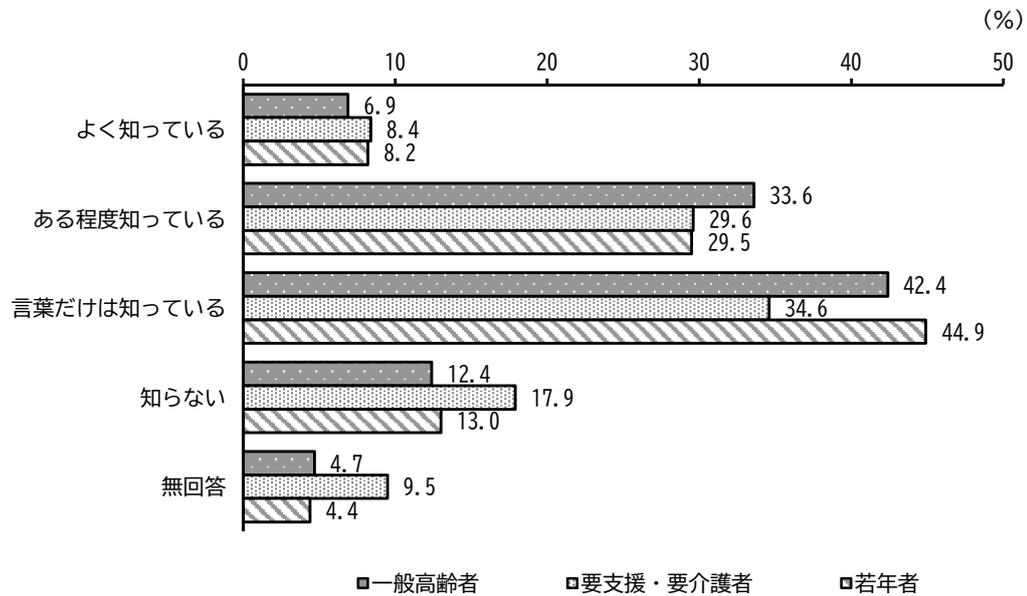
⑰ 在宅生活の継続に必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が一般高齢者では約2割、要支援・要介護者では約3割となっています。



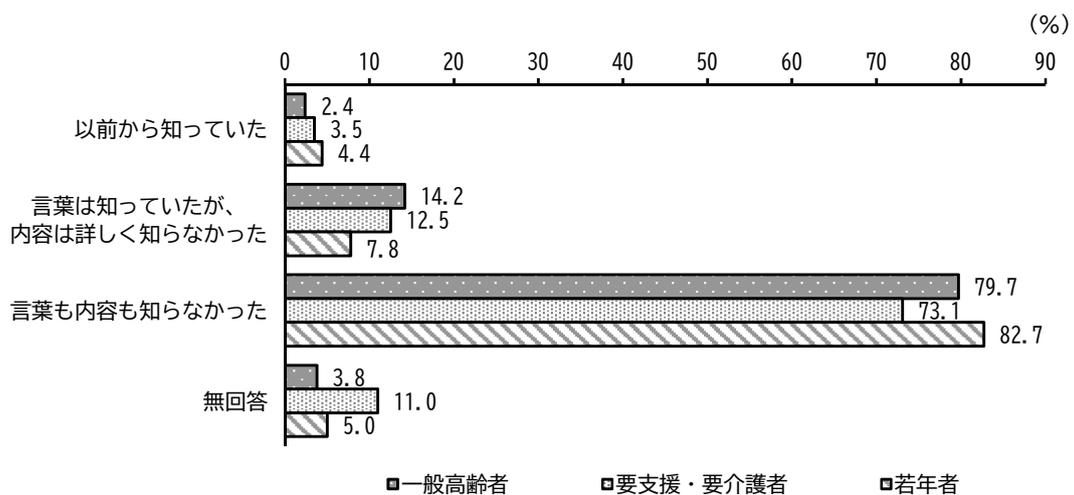
⑱ 在宅医療の認知度

在宅医療の認知度について、3調査ともに「言葉だけは知っている」が最も多くなっていますが、要支援・要介護者において「知らない」の割合が約18%とやや高くなっています。



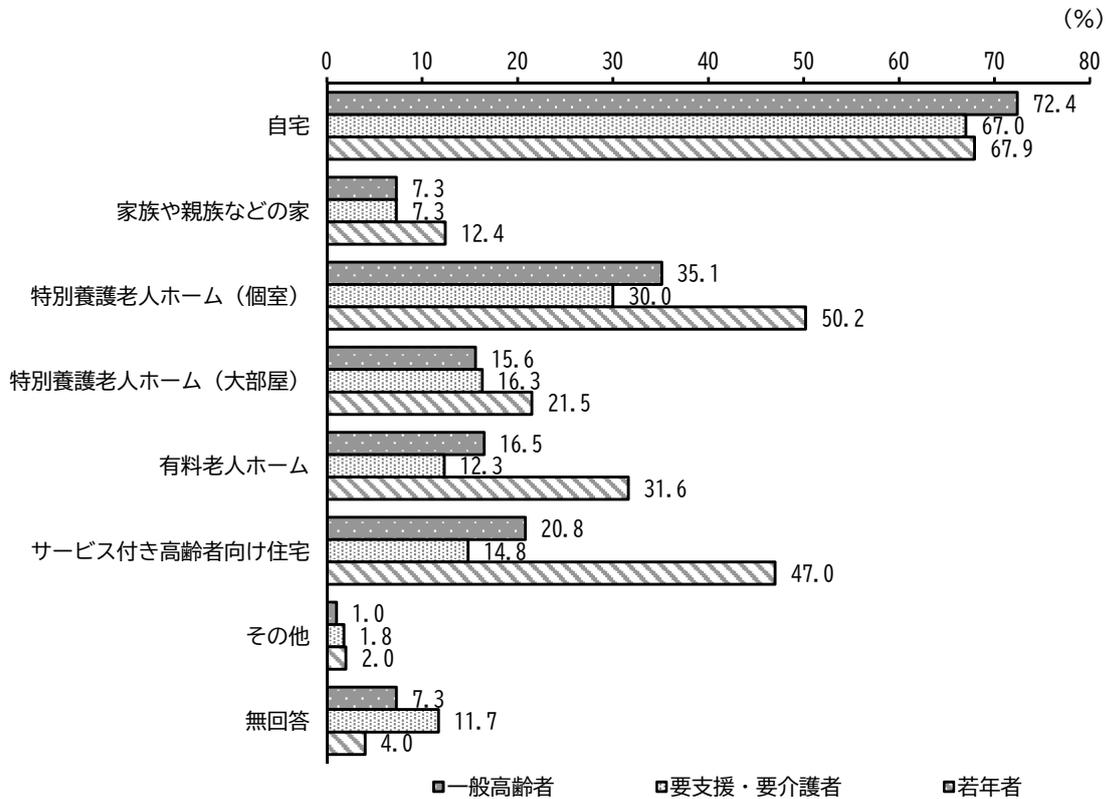
⑲ ACPの認知度

ACP (アドバンスケアプランニング) の認知度について、3調査全てにおいて「言葉も内容も知らない」が最も高くなっています。



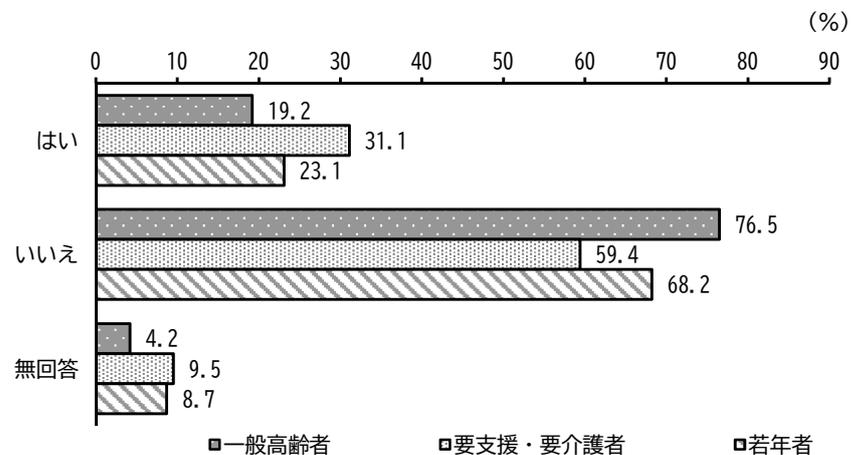
⑩ 暮らしの場所

自身が今後、要介護（要支援）状態となった場合の暮らしの場所について、3調査全てにおいて「自宅」が最も多くなっており、次いで「特別養護老人ホーム（個室）」が多くなっています。



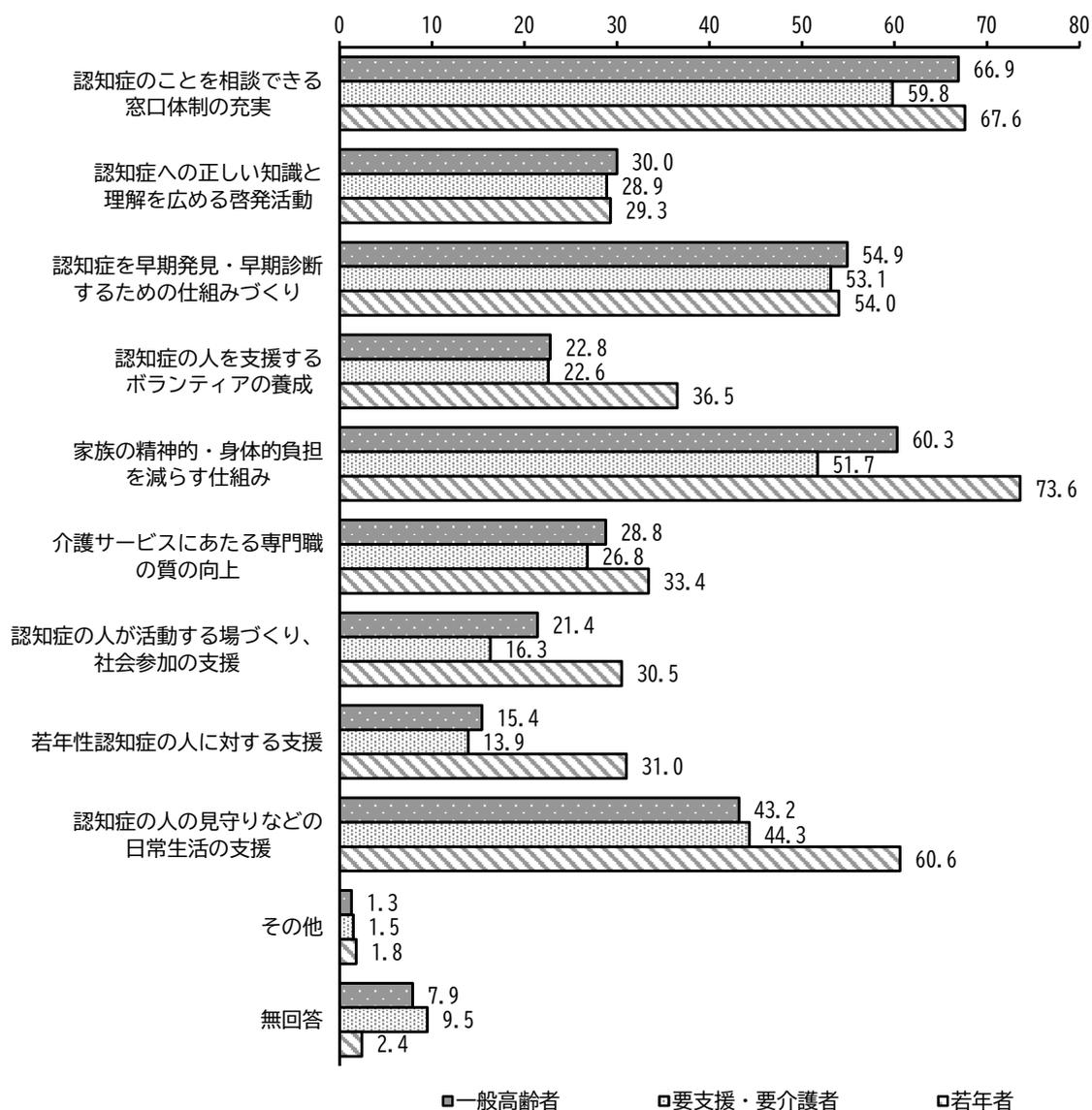
⑪ 認知症の相談窓口

認知症の相談窓口を知っているかについては、3調査全てにおいて「いいえ」が多くなっています。



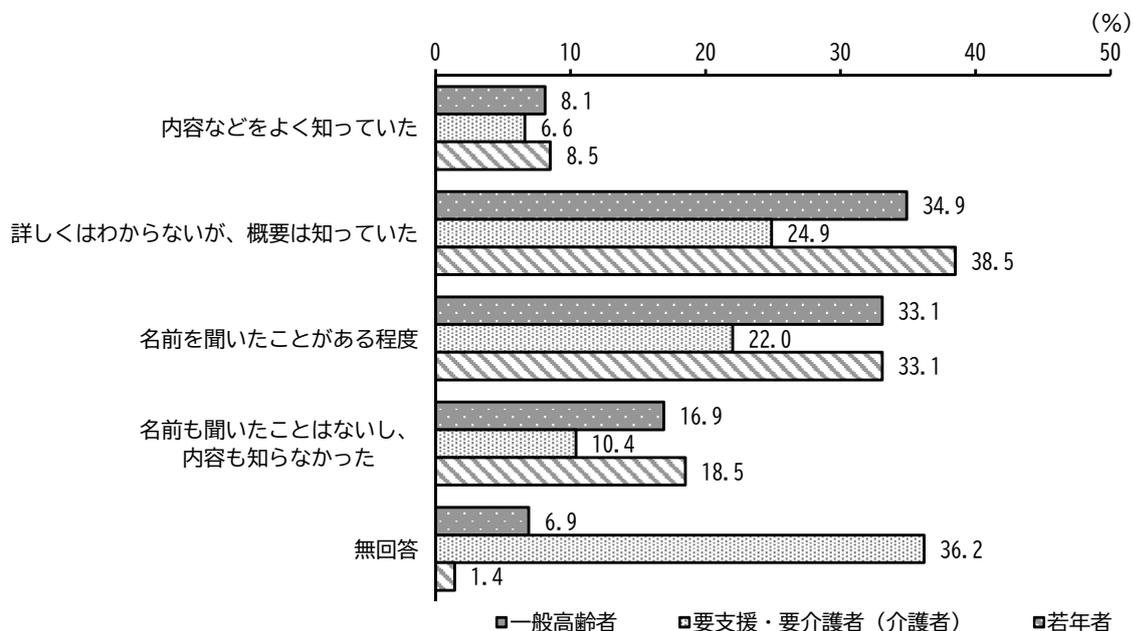
② 認知症になった場合安心して生活していくために重点を置くべきこと
 認知症になった場合安心して生活していくために重点を置くべきことにつ
 いて、一般高齢者、要支援・要介護者では「認知症のことを相談できる窓
 口体制の充実」が最も多くなっています。

(%)



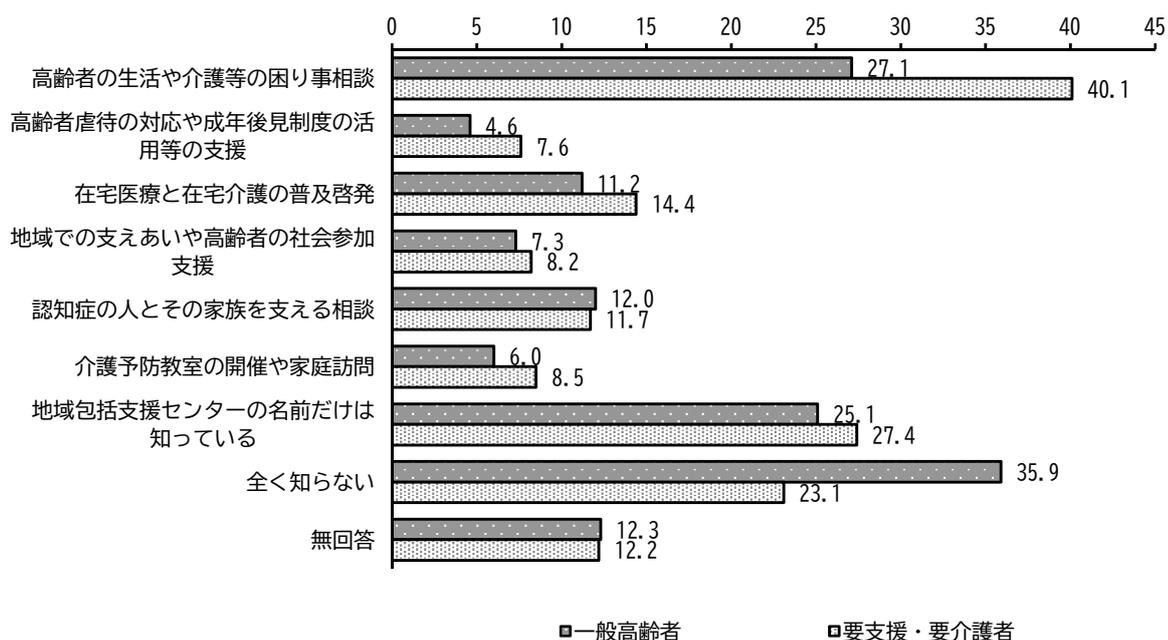
② 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度について、3調査全てにおいて「詳しくはわからないが、概要は知っていた」の割合が高くなっています。



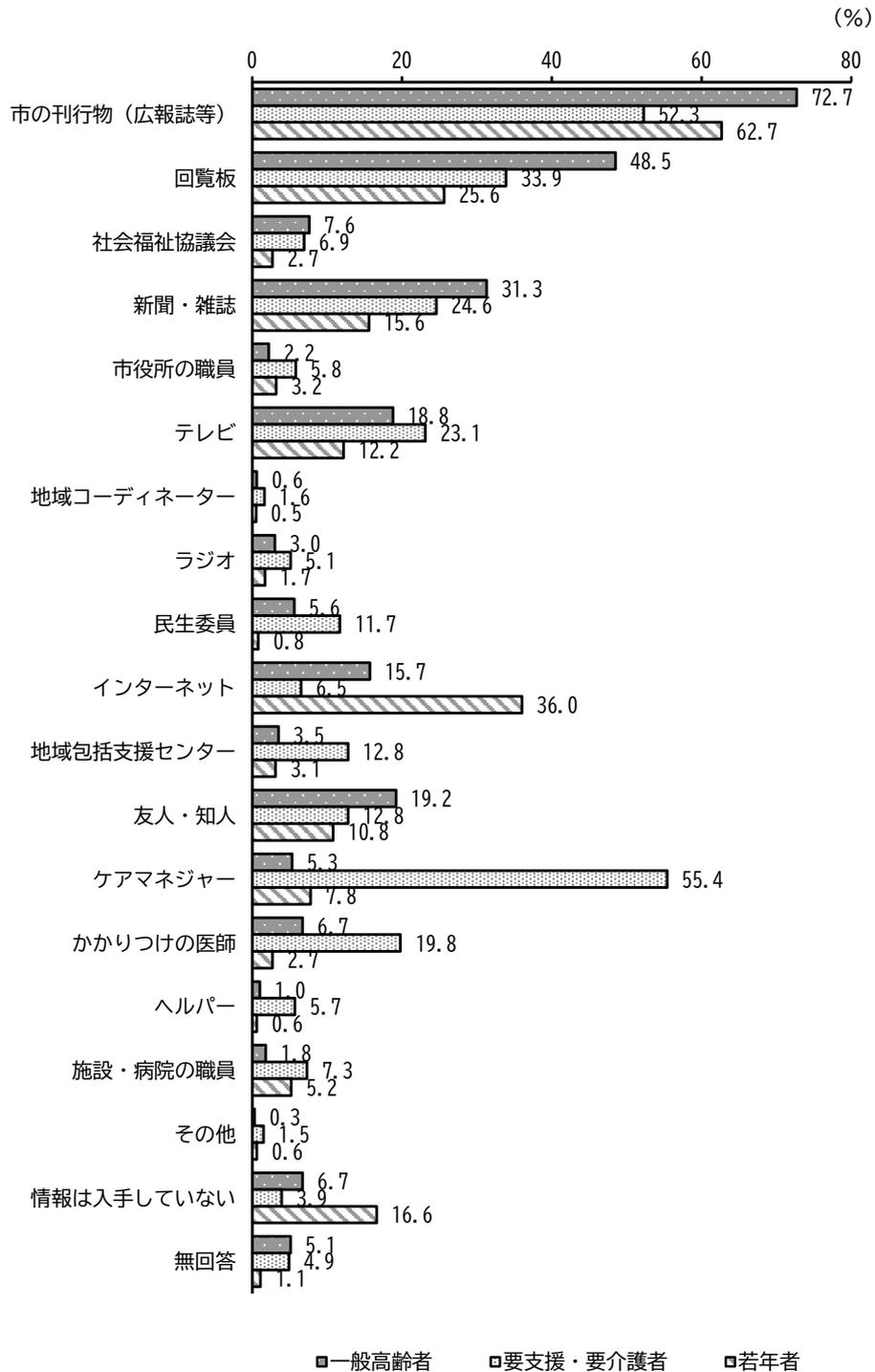
④ 地域包括支援センターの取組の認知度

地域包括支援センターの取組の認知度について、「名前だけは知っている」の割合が約25%となっています。



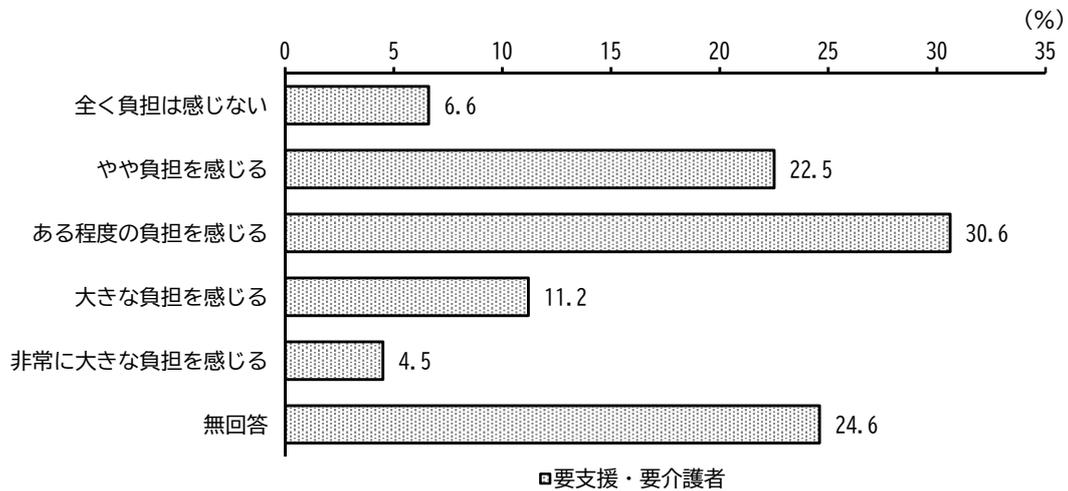
⑫ 情報の入手・相談窓口について

日ごろ、高齢者福祉サービスや市政一般に関する情報をどのように入手しているかについて、一般高齢者・若年者では「市の刊行物（広報誌等）」が最も多く、要支援・要介護者では介護支援専門員（ケアマネジャー）が最も多くなっています。



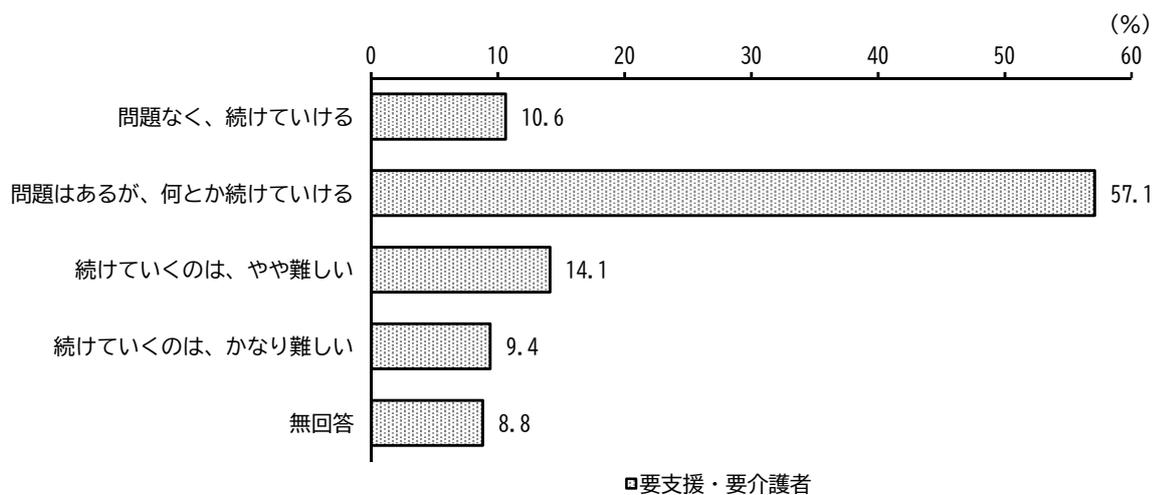
②⑥ 介護負担

在宅の介護者の介護負担について、負担を感じる割合は7割近くとなっています。



②⑦ 介護と就労の両立

在宅の介護者が、今後も働きながら介護を続けていけるかについて、問題を感じている人は約8割となっています。



3 第8期計画施策目標における現状と課題

施策目標1 「地域包括ケアシステムの深化・推進」

地域包括ケアの推進のためには、専門職が協働して地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向け、包括的かつ継続的に支援していくことが重要となります。地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う機関として期待されることから、複合的な機能強化が必要となってきます。地域包括支援センターを中心とし、関係機関及び地域の様々な関係者とのより一層の連携強化が求められます。また、今後の高齢者人口の増加を見据えて、センター設置体制の検討が必要となっています。一方で、依然としてセンターの取組に対する認知度が低いため、取組の周知を図るとともに、地域住民活動や関係諸機関等とのネットワークを形成し、各地域の課題を把握・共有することが重要です。

アンケート結果によると、介護負担を感じる在宅介護者の割合が7割近くになっています。また、介護と就労の両立に問題を抱えている人は約8割おり、介護者の介護負担の軽減と介護離職防止のための取組が求められます。支援が必要な人を適切な支援・サービスにつなげられるよう、総合相談事業を推進し、ワンストップの体制強化を図るとともに、制度面・精神面から家族介護者支援に取り組むことが必要です。また、介護離職防止のためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者だけでなく家族についてもアセスメントし、家族が抱える課題に目を向け支援する必要があります。介護支援専門員（ケアマネジャー）が家族と関わっていく上で、家族が仕事に関する相談がしやすいような関係性を築いていくことが求められます。

地域活動については、あまり活発ではないという意見が多くなっています。高齢者の孤立化を防ぎ、住み慣れた地域での暮らしを継続できるように、生活支援体制の整備を推進し、地域の見守り体制を構築していく必要があります。

市の高齢者サービス等に関する情報の入手方法については、依然として市の刊行物（広報誌等）が最も多くなっているものの、インターネットでの情報収集を行っている人も増加傾向にあるため、広報誌に加え、市のウェブサイトやSNS、アプリを活用する等、現時点でサービスが必要な人以外も事前に情報を得やすい取組を実施していくことが必要です。

施策目標2 「認知症地域支援や成年後見制度の利用の促進」

8期計画では、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を基として認知症施策の推進に取り組んできました。しかし、アンケート結果によると依然として認知症に関する相談窓口を知らない人の割合が高くなっています。一方で、認知症になった場合、安心して生活していくために重点を置くべきことは、「認知症のことを相談できる窓口体制の充実」と回答した人が多くなっているため、相談窓口の周知が必要です。また、若年者においては、「家族の精神的・身体的負担を減らす仕組み」と回答した人が最も多くなっています。認知症サポーターによるチームオレンジの活動、認知症カフェ、SOSネットワーク等、地域で認知症の人とその家族を支える取組を推進し、家族負担の軽減への取組を一層強化していく必要があります。

認知症の理解を深めるため、認知症予防を進めるとともに、地域住民や地域資源、関係者などと協力し、家族介護を含めた支援体制の強化が求められます。市民が認知症について正しく理解し、必要とする情報が提供できるよう認知症ケアパスの定期的な内容の見直しが必要です。

介護支援専門員（ケアマネジャー）調査によると、令和3年度に高齢者虐待事案を見聞きした人が5割以上になっています。高齢者虐待への対応では、高齢者本人だけでなく養護者の介護負担軽減、家庭内の課題の解消のための介護保険サービスの導入や見守り支援、他の相談窓口との連携など養護者への適切な支援を行うことが重要です。高齢者虐待をより身近な地域の問題ととらえ、介護サービス提供事業所と地域包括支援センターが中心となり、その予防から解決まで継続した支援や取組を行うことが必要となっています。

成年後見制度の認知度について、「詳しくはわからないが、概要は知っていた」が約3割と最も高くなっています。また、要支援・要介護認定者調査によると、自分で請求書の支払や預貯金管理ができない人が3割を超えています。今後の高齢化の進行に伴い、権利擁護の支援を必要とする人がますます増加すると見込まれるため、「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」については、高齢者がこれらの制度を円滑に利用できる方策や、将来の不足が予測される後見人等候補者の確保、つくば成年後見センターとの一層の連携について検討する必要があります。加えて、高齢者の消費者トラブルを防止するために、消費生活センターと連携して情報発信・相談体制を強化していく必要があります。

施策目標3 「介護予防や健康づくりの推進」

アンケート結果によると、健康づくりや介護予防のために参加してみたいものについて、一般高齢者では「体操（運動）の教室（転倒予防・フレイル予防）（市役所や交流センター等での講座）」を選択した人の割合が最も高くなっています。こうした需要をいきいきプラザでの運動教室への参加や運動活動グループ支援事業を利用した運動団体での活動につなげ、高齢者だけではなく、市民全体へ健康づくりや介護予防を広く普及・啓発し、より早期から介護予防の意義を浸透させていく必要があります。また、アンケート結果によると、趣味、生きがいがある人の幸福度が高い傾向にあり、高齢者の生きがいづくりや介護予防、社会参加の促進のために通いの場や就労支援等の充実が求められます。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護予防の活動事業や教室への参加人数が減少しているため、参加率向上のための取組が必要です。

長い高齢期を健康で過ごすことは、高齢者の生活の質の向上に不可欠です。そのためには、若年期から健康への意識を高め、自分にあった健康づくりを行うことが必要であり、生涯を通じた健康づくりを支援する環境整備が必要です。病気の早期発見と重症化予防に加えて、重篤な感染症や生活習慣病、要介護状態にならないように、各種健康診査・健康教育・健康相談・介護予防事業等を実施し、今後も高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、一人一人が自己の選択に基づいて健康づくりに取り組みめるよう、支援を継続する必要があります。

さらに、一般介護予防事業の推進にあたっては、リハビリテーションの理念を踏まえた生活機能全体に対するバランスのとれたアプローチが必要であり、リハビリテーション専門職の関与を促進していく必要があります。

施策目標4 「ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の支援」

自身が今後、要介護(要支援)状態となった場合、暮らしの場所はどこが良いかについて、「自宅」を希望する人が最も多くなっています。要介護状態となっても住み慣れた自宅での生活を継続できるように、在宅サービスの充実が必要です。一方で、アンケート結果によると、介護負担を感じる在宅介護者の割合が6割を超えています。介護に携わる家族介護者への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっているため、在宅介護を推進する上で、要介護者への支援のみならず家族介護者の負担を軽減するための支援の充実が求められます。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、身近な地域でサービスの提供が受けられることが必要です。特に、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者の増加に伴い、地域に根ざしたサービスの提供や地域資源の活用が求められています。また、アンケート調査では、日常的に孤独に感じる人が、要支援・要介護で約5割となっており、高齢者の孤立化を防ぎ、地域との関わりを維持する取組として、見守り事業の周知・推進が必要になっています。

外出する際の移動手段については、車を使った移動が多い傾向があります。要支援・要介護者については、自分で運転ができず、人に乗せてもらう傾向が強いことから、交通手段が限られ、閉じこもりになってしまうことを防ぐため、移送支援の充実が必要です。

施策目標5 「高齢者の住まいの確保と災害対応の強化 (つくば市高齢者居住安定確保計画)」

自身が今後、要介護(要支援)状態となった場合、暮らしの場所はどこが良いかについて、「自宅」の割合が最も高くなっています。住み慣れた自宅での生活が継続できるように居宅生活支援体制の確保が必要です。また、要介護状態になっても自宅で過ごせるように住宅改修について、サービスの周知が重要です。

自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所や、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供される「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要です。ライフスタイルが多様化する中、高齢者で住み替えを希望する人には、サービス付き高齢者向け住宅等や、住み替えに関する情報提供により、ライフスタイルの変化に対応する必要があります。

アンケート調査によると、現在の暮らしの状況が経済的に苦しいと感じている人が2～3割となっています。住宅に困窮する人に対して、低額な家賃の住宅の情報を提供する取組等について、周知していくことが求められます。

高齢者が住みやすい地域をつくっていくためにも、公共施設や公共交通機関などでのバリアフリー化のさらなる促進を行っていくことが必要です。在宅での生活意向が強い中、高齢者の自立に配慮した安心して暮らせる居住環境を整備していくことが必要です。

災害時の対策については、地域での見守り体制を強化するとともに、避難時に支援が必要な高齢者を把握し、地域住民と行政が連携して迅速な対応がとれるような体制を確保する必要があります。また、介護保険施設においては、入所者の安全確保のため、災害対策を強化するとともに、災害時には避難所としての機能を発揮できるように協力体制を確保しておくことが必要です。

施策目標6 「介護保険サービスの充実と制度の活用」

今後も介護サービスを必要とする人は増加が見込まれることから、利用者のニーズに応じたサービスを安定的に供給していくためには、利用見込量と供給量のバランスを見極めながら新規サービス事業者の参入を促していくことが必要です。介護サービスの提供体制の確保・拡充が求められる中、介護保険制度等の周知の徹底やケアプランの点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化が重要となります。また、安定したサービス量の確保のためには、介護人材の確保が必要不可欠となっています。市独自に実施しているスタートアップフォロー給付金やキャリアアップ給付金については、介護職員の確保・定着につなげていくための給付金制度として、周知が十分とは言えないため、市ホームページや広報紙への掲載など、今後も事業の周知を行い、介護の担い手の育成と確保に努めていく必要があります。また、介護サービス事業所の働きやすさの向上のため、文書負担の軽減やハラスメント対策の推進についての取組も求められます。

要支援・要介護調査によると、介護をする上で、経済的負担が大きいと感じている人が約1割存在します。介護保険制度の趣旨やサービス事業者に関する情報などの普及・啓発や、サービス事業者への支援及び指導を行うなどサービスの質の向上に努めるとともに、低所得者に対しては、利用者負担の軽減や介護保険料の減免などにより、引き続き、介護サービスが適切に受けられる環境の整備を推進する必要があります。

第3章

つくば市の高齢者福祉の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、第3期計画より『高齢者と介護者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり』を基本理念として、高齢者福祉施策や介護保険事業を展開してきました。

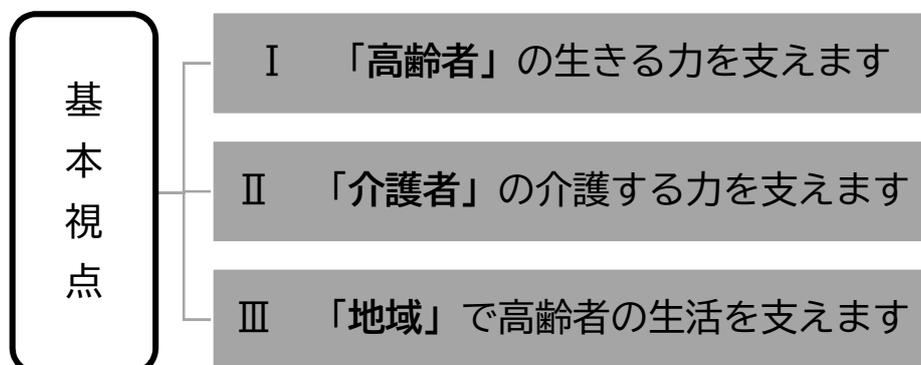
本計画においても、この基本的な考え方を継承し、高齢者への介護予防や健康づくり、また、社会参加を促し、地域社会で支えあいながら安心して暮らしていけるように、高齢者福祉を推進していきます。

基本理念

**高齢者と介護者が生きがいを持ち、
住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり**

2 基本視点の設定

基本理念の実現を図るため、3つの基本視点を設定しています。



I 「高齢者」の生きる力を支えます

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で、できる限り自立した生活を送ることができるよう、日常生活に必要な福祉サービスを中心として、運動機能向上、口腔ケアや認知症予防などテーマに応じた介護予防事業や健康づくり事業の充実を図ります。

また、第7期計画時の制度改正に伴い、要支援者及び基本チェックリスト該当者に対する介護予防・日常生活支援サービス総合事業を推進してきました。

本格的な高齢化社会が進行し、労働人口が減少する中では、高齢者はこれまでの「支えられる高齢者」だけでなく、地域社会や介助を必要とする高齢者を「支える高齢者」としての役割が求められています。

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等にもなります。はりのある生活の維持や高齢者の有する技術や知識を地域で役立たせるため、就労機会、ボランティア活動や趣味・生きがいの講座などソフト面を充実させることで、高齢者の生きる力の維持・創出を支えます。

II 「介護者」の介護する力を支えます

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた自宅で生活し続けるには、地域による見守り支援や介護保険サービスなど公的サービスによる支援といった重層的な支援体制が必要とされます。そのため、介護保険サービスや市の福祉サービスを積極的に利用できるよう、経済的支援などの利用支援を充実させるとともに、介護サービスの提供基盤の充実やサービスの質の向上に取組み、必要とするサービスを利用しやすい環境の構築を図ります。

また、要介護者が在宅生活を続けるにあたって重要となる家族介護者について、介護の負担を少しでも軽減し介護し続けられるよう、精神面のサポートや一時的な息抜きの間、交流の間などの支援を充実させるとともに、介護サービス事業所と連携して、家族の支援も実施できるよう努めます。

介護者の人材確保・育成についても、将来の要介護者増加に伴う人材不足の解消及び介護離職の防止に努めます。

Ⅲ 「地域」で高齢者の生活を支えます

国においては、団塊の世代が75歳以上となり、疾病や要介護状態にある高齢者数が大きく増加することが予想される令和7年（2025年）を目標年度とした「地域包括ケアシステム」の完成に向けた取組が進められてきました。9期計画期間において、令和7年（2025年）を迎えることから、今後は、団塊ジュニア世代が65歳となり、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見据えた「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進が求められます。

本市では、地域コミュニティ（自助・互助・共助）の連携強化と介護・福祉・保健サービス等（公助）の支援の充実など重層的な支援体制で、地域福祉を推進し地域包括ケアシステムを構築することが必要です。

また、より専門的な相談や事例に対応するため、市や地域包括支援センターは地域の医療・福祉・介護の多職種と関係を強化していきます。

そして、災害時の避難拠点として対応力を強化するため、災害ボランティアの育成配置を進めるとともに、介護施設等の災害時の対応力を高め、要支援・要介護認定者等利用者の安全を確保し、かつ、機能するよう耐震整備の促進等、必要な対策を進めます。

さらに、住まいの確保についての取組や、住まいのバリアフリー化、権利擁護、消費者トラブル対応等、高齢者が安全で安心できる暮らしを確保するため、庁内外の部署・機関との連携の強化を図り、推進します。

3 施策体系

施策目標	施策方針	主な取組
推進 地域包括ケアシステムの深化・	地域包括支援センター等の相談窓口や情報共有の充実	地域包括支援センターの機能強化
		地域包括支援センターの運営体制
		多職種連携の推進
		在宅医療・介護連携の推進★
		地域ケア会議の充実★
		包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
		地域見守り体制の整備
		生活支援体制の整備
		地域見守りネットワーク事業
		介護・福祉サービスの情報提供・相談体制の充実
		市民に対する情報提供
		介護事業所等関係者に対する情報提供
		出前講座
		総合相談支援事業
介護サービス相談員派遣事業		
度の利用の促進 認知症地域支援や成年後見制	認知症高齢者の支援	認知症高齢者の支援
		認知症サポーター養成事業★
		認知症ケアパスの普及啓発
		認知症カフェ★
		認知症初期集中支援チーム
		認知症高齢者等SOSネットワーク事業
		認知症高齢者等保護支援事業
	若年性認知症の支援	
	権利擁護の推進	権利擁護の推進
		権利擁護事業
高齢者虐待の防止		
日常生活自立支援事業		
成年後見制度の利用促進	つくば市成年後見制度利用促進基本計画	
介護予防や健康づくりの推進	介護予防事業の推進	介護予防・生活支援サービス事業
		基準緩和型訪問サービス
		訪問型短期集中予防サービス
		基準緩和型通所サービス
		一般介護予防事業
		いきいきプラザでの運動教室
		運動活動グループ支援事業
		出前健康教室事業
		介護支援ボランティア事業★
		こころとからだの健康教室★
		地域リハビリテーション活動支援事業
		傾聴ボランティア事業
		介護教室
		高齢者の健康づくりと社会参加の支援
	健康診査事業	
	健康相談事業	
	社会参加と生きがいづくりの推進	
	シルバークラブ育成事業	
	いきいきサロン	
	ふれあいサロン事業	
	いばらきねりんスポーツ大会	
	おひさまサンサン生き生きまつり	
	シルバー人材センター★	
	地域福祉推進事業	
	高齢者憩いの広場運営補助事業	
	高齢者文化芸術鑑賞助成事業	
	敬老事業の推進	
敬老祝写真贈呈事業		
長寿をたたえる事業		
敬老祝金給付事業		
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		

施策目標	施策方針	具体的な施策・事業
生活支援の推進	在宅高齢者・家族介護者の支援の充実	在宅福祉サービスの充実
		ねたきり高齢者理美容料助成事業
		在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業
		あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう施術費助成事業
		家族介護者の支援
		在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成事業
		総合相談支援事業（再掲）
		介護教室（再掲）
		認知症高齢者等保護支援事業（再掲）
		認知症ケアパスの普及啓発（再掲）
	認知症カフェ（再掲）	
	介護事業所等関係者に対する情報提供（再掲）	
	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実	日常生活に必要なサービスの充実
		高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）
		ひとり暮らし・高齢者世帯の見守りの充実
		緊急通報システム事業
		愛の定期便事業
		宅配食事サービス事業★
		救急医療情報便ツクツク見守りたい
		傾聴ボランティア事業（再掲）
		養護老人ホーム入所措置
資金等貸付事業		
高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実	外出支援の充実	
	高齢者タクシー運賃助成事業	
	福祉有償運送事業	
	高齢者移動支援担い手育成事業	
	高齢者運賃割引証の交付	
	高齢者運転免許自主返納支援事業	
	高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業	
	買物支援の充実	
つくば市高齢者等買物支援事業		
高齢者の住まいの確保と災害対応の強化	ニーズに合わせた多様な住まいの供給	賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化
		有料老人ホームの供給と適正化
		サービス付き高齢者向け住宅の供給と適正化
		介護保険事業所の整備と方針★
		高齢者への市営住宅の供給
	適切な住まいに入居できるための情報提供の支援	民間賃貸住宅への入居支援と住み替え住宅の情報提供
		つくば市民間賃貸住宅情報提供事業
		居住支援団体等の情報提供
		住宅資産を活用した住み替え制度等の情報提供
	安心安全な居住環境の確保	高齢者に適した居住環境を有する住宅の促進
		住宅改修（バリアフリーリフォーム）の促進
		市営住宅のバリアフリー化
		ユニバーサルデザインによる住まいづくりの普及啓発
		安心した日常生活を営むための地域支援体制の構築
	地震等災害に強い住まいづくり	高齢者居宅生活支援体制の確保
		地震等災害に強い住まいづくり
		耐震改修の促進
家庭でできる地震対策の普及		
介護施設等の災害・感染症対策の強化		
つくば市避難行動要支援者制度		

施策目標	施策方針	具体的な施策・事業
介護保険サービスの充実と制度の活用	介護サービス事業所の整備・質の向上	適切な介護サービス事業所の整備の推進
		介護事業所・施設の整備
		介護サービスの質の向上
		要介護（支援）認定の適正化★
		介護予防ケアマネジメント事業
		ケアマネジメント等の適正化★
		住宅改修等の適正化
		事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化★
		つくば市看取り介護給付金事業
		つくば市要介護度改善ケア給付金事業
		介護サービス事業所の指導・監査の強化
		介護サービス事業所の指導及び監査
		介護人材の確保
		介護人材の処遇改善とキャリアアップの構築
		つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金
		つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金
		介護現場の生産性向上と負担軽減
	介護ロボット・ICT 導入支援	
	文書負担の軽減	
	リスクマネジメントの推進	
	ハラスメント対策の推進	
	低所得者の利用負担等の軽減	低所得者の利用負担等の軽減
		社会福祉法人による利用者負担額減免事業
		特定入所者介護（予防）サービス費事業
		高額介護（予防）サービス費事業 高額医療・高額介護合算サービス費事業
	介護保険料の減免・細分化	介護保険料の減免・細分化
		保険料の減免
保険料段階区分の細分化		

★：自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標

第1章 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括支援センター等の相談窓口や情報提供の充実

市では、団塊の世代が75歳になる2025年を見据えて、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」の5つが包括的に提供される地域包括ケアシステムのネットワークを構築してきました。しかしながら、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、現役世代が急減し、医療・介護ニーズの高い85歳以上人口が急増加すると見込まれていることから、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が求められています。市民が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、介護サービス等の公的な支援（フォーマルサービス）のみならず、多様な地域資源を活用したインフォーマルサービスの利用を推進していくことが必要です。また、8050問題やヤングケアラー等、高齢者を取り巻く問題が複雑化したことにより、既存の縦割りのシステムでは、対応しきれない問題が生じています。制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を推進していきます。

また、市民に対する相談窓口の案内や情報提供の手段の確保はもちろんのこと、事業所に対しても地域の集約した介護資源情報を提供していくことで、専門職がより正確に、公平に、細やかに地域ケア情報を把握し、利用者や家族の課題やニーズに沿った介護サービスにつなげていけるよう支援をしていきます。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

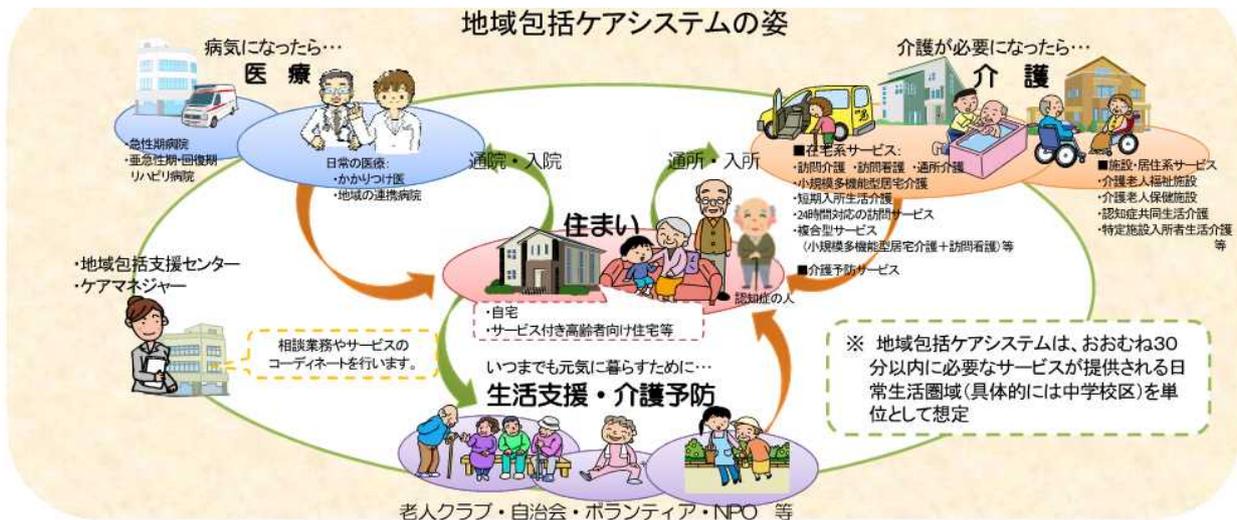
【主な取組】

No.	取組名	概要	担当課
1	地域包括支援センターの運営体制	市民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進するための中核的な機関として、市では、日常生活圏域ごとに6か所、市直営1か所、計7か所の地域包括支援センターを設置し、総合相談を始めとした様々な施策を展開しています。更なる体制整備と、高齢者の身近な相談窓口としての周知を進めていきます。	地域包括支援課

【指標】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	センター数	か所	7	7	7	7	8
	地域包括支援センターの認知度(一般高齢者)	%	-	-	55		

※【主な取組】の番号と【指標】の番号が対応しています。(以下同様)



出典: 第46回社会保障審議会介護保険部会資料

(2) 多職種連携の推進

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	在宅医療・介護連携の推進	高齢者が住み慣れた地域に必要な医療サービス及び介護サービスを一体的に受けられることで、安心して在宅生活を続けられるように、医療及び介護に係る関係機関の調整並びに連携の強化を図り、在宅医療・介護連携を推進します。	地域包括支援課
2	地域ケア会議の充実	医療・介護・保健・福祉等の多職種が協働し、高齢者等の個別課題の解決に向けた協議をして、介護支援専門員等をはじめとするケアチームによる在宅医療・介護連携、自立支援及び介護予防に資するケアマネジメントの実践力を高めます。また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化するとともに、共有された地域課題の解決のため、つくば市地域ケア会議において検討し、必要な社会資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげます。	地域包括支援課
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括ケアネットワークを活用しながら、医療と介護の連携強化に努め、介護支援専門員、主治医をはじめ、地域の様々な関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉・その他の生活支援サービスなどを含め、地域における様々な資源を活用し、途切れることなく、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。 また、高齢者の介護予防ケアマネジメント、要支援認定者の介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを行います。	地域包括支援課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値			
			R3 (2021)	R4 (2022)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
1	ケアマネジャーと医療機関との連携が取れている割合	%	-	-	80			
	多職種向け研修・意見交換会開催回数	回	2	2	2	2	2	
2	地域ケア会議の開催回数	市地域ケア会議	回	36	36	3	3	3
		圏域別ケア会議	回			18	18	21
		自立支援型個別ケア会議	回			12	12	12
	地域ケア会議の参加職種	種	20	20	20	20	20	
	地域ケア会議の事例件数	件	36	37	30	30	33	
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業延べ相談指導件数	件	2,816	2,629	2,700	2,800	2,900	

医療と介護のありたい姿 ロードマップ

「つくば市の医療と介護のありたい姿」は、医療や介護を必要とする状態の高齢者でも、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を推進するために、つくば市在宅医療・介護連携推進協議会において協議・作成したものです。

ありたい姿		2025年目標	2040年の理想
1	希望の生き方を共に考える	ACPや人生会議を専門職が理解し、当たり前のように本人や家族に説明し、日常的に話題にするようになっていく。	市民は健康な時から自身の最期のあり方を考えることが当然になっており、看取りの時期までにはそれを専門職と確実に共有することができる。
	本人や家族の希望に応じて、自宅を中心とする地域の中で安心して最期まで生きることができている。		
2	本人を第一に考えた多職種連携	専門職は、医療と介護の専門職間のコミュニケーションをとることへの苦手意識が低くなっていて、各専門性を十分に発揮し、本人を支援する連携ができている。	医療と介護、病院と診療所、診療所と診療所など、地域包括ケアを担う専門職間の連携が、特別な負担なくできる仕組みが完成している。専門職間の顔が見える関係は維持されており、互いに相手の専門性や価値観に敬意を払い尊重しあう関係がさらに深まっている。
	専門職は、つくば市のありたい姿を共有し、本人・家族や地域の状況を踏まえ、共に最善のアプローチを考え、対応することができる。（多職種は、専門性の背景を超えて、本人の希望や望ましい生活を第一に考えて知恵を出し合う関係）		
3	専門職のスキルアップとやりがい	専門職を対象とした魅力的な研修活動がさらに充実しており、積極的に参加する人が増加している。ケアマネジャーの幸福度をはじめとする専門職のやりがいの指標が向上している。	若年人口が減少しても、専門職（特に介護専門職）はやりがいのある職業として、認知され、能力・やる気のある人材が地域の医療・介護を支えている。
	医療・介護の専門職は、働きやすく、やりがいがある環境で専門性を発揮し、本人や家族が望む生活の継続を支援することができる。（医療と介護の専門職は、やりがいのある魅力的な職種であり、燃え尽きることなく、成長し続けることができる）		

ありたい姿		2025年目標	2040年の理想
4	認知症になっても安心して暮らせる地域	多職種が携わっている認知症の方の変化の気付きや対応力が向上し、本人を支援するチームの支援力も向上している。	地域での見守りに加えて、ICTやロボットなどのつくば市ならではの技術を実装活用することで、多数の認知症の人が住み慣れた場所で安心して生活することができている。
	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる。 (地域住民・医療介護の専門職・行政等の総力による認知症の人や家族との関わり)		
5	多様な生活の場の提供	専門職は、各種の介護施設や介護サービス事業の特色を利用者の視点に立って分かりやすく説明でき、利用者の価値観にあったサービスを選択することを支援できるようになっている。	施設サービスの質がさらに向上しており、地域の中で介護施設が今以上に身近な存在となっている。その結果として介護施設に入居後も自宅と変わらないような生活が送れるようになっている。
	本人は、在宅でも介護施設でも、自分らしく暮らすことができている。(本人が安心して在宅療養できる医療・介護サービスの充実と自宅生活の延長としての特養等での生活の充実)		
6	相互に支え合う生活支援・介護予防	地域の身近な場所で、住民主体による介護予防や助け合いの取り組みの参加者が増えている。	市民は、地域の互助による自発的な活動に参加していて、若い世代も介護予防や助け合いの活動に積極的に参加している。
	住み慣れた地域には健康づくりや住民同士がつながる場所があり、高齢になっても、介護が必要になっても地域の中で役割がある。 (世代を超え、支え合うコミュニティが地域の身近にある)		
7	誰一人取り残さない	地域包括支援センターは市民、民生委員、専門職等と連携して、地域の潜在的な課題を発見し、予防的に支援することができている。	全ての高齢者は、地域包括支援センターと顔が見える関係で繋がっていて安心して生活できている。
	誰一人取り残されず、一人ひとりの安心が守られ、地域の隅々まで医療と介護、生活支援がいきわたり、自分らしく生きることができている。(医療や介護を拒否する人でも支援に繋がりに孤立している人がいない)		

(3) 地域支え合いの体制整備

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	生活支援体制の整備	<p>高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPOや地縁組織などの多様な主体による多様なサービスを提供する体制を構築していきます。</p> <p>具体的には、定期的な情報の共有・連携強化の場として中核をなす「協議体」の設置や生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす調整役として「生活支援コーディネーター」を配置し、多様な主体と連携をとりながら、互助を基本とした高齢者を支える地域の支え合い・助け合いの体制づくりを推進していきます。</p>	地域包括支援課
2	地域見守りネットワーク事業	<p>住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域の方から選任した「ふれあい相談員」や見守りを直接行う「見守り支援員」と社会福祉協議会が協力し、見守りが必要な方に対し地域で見守ることができる仕組みづくりを進めています。必要に応じて専門機関や行政と連携し、地域の安心を支える活動です。</p> <p>①近隣住民によるさりげない見守り活動、②気になる方への「見守りチームづくり」、③孤立した要援護者の発見と報告、これら3つの役割を柱とし、この活動を支援する地域の組織づくりも同時に推進しています。</p>	社会福祉協議会

(4) 介護・福祉サービスの情報提供・相談体制の充実

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	市民に対する情報提供	<p>市民に対して、要介護（支援）認定申請方法、サービスの利用手続きや保険料の賦課・徴収の仕組みなど、介護保険全般に関するわかりやすい情報の提供を広報紙や市民べんり帳、市ホームページを通じて周知しています。</p>	介護保険課 高齢福祉課 地域包括支援課
2	介護事業所等関係者に対する情報提供	<p>在宅介護を支援する介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対して、各介護事業所の運営状況及びインフォーマルの地域資源に関する情報の集約と提供を、つくばケアマネジャー連絡会等を通して行います。</p>	地域包括支援課

No.	取組名	概要	担当課
3	出前講座	地域の住民グループの要請に応じて集会場や地域交流センターなど地域に出向き、希望に沿った福祉や介護に関する講話や介護保険制度の説明等を行うことにより、福祉や介護等への関心を高め、地域福祉活動のきっかけをつくれます。 また、市民に対する普及啓発を行うとともに、地域で行われている福祉活動への支援を図っています。	介護保険課 地域包括支援課
4	総合相談支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、地域の高齢者等の総合相談窓口として、地域包括支援センターの更なる対応力向上、関係部署や他機関との連携を強化し、適切な支援を行っています。	地域包括支援課
5	介護サービス相談員派遣事業	介護サービスを提供している事業所に、介護相談・地域づくり連絡会が主催する介護サービス相談員養成研修を受講した相談員を派遣し、利用者からの介護サービスに関する疑問や不安、また、職員に直接言いにくいことなどの相談に応じて、介護サービス提供事業所との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図っています。	介護保険課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
3	出前講座実施回数	回	19	10	55	55	55
5	介護サービス相談員訪問事業所数(延べ)	か所	0	10	108	111	114
	介護サービス相談員受入事業所数	か所	0	8	30	32	34

<市が発行している医療・介護・福祉に関する情報冊子>

冊子名	内容
安心ささえる介護保険	介護保険制度の仕組みに関するガイドブック
つくば市在宅医療と介護のサービスマップ	つくば市の在宅医療と介護保険サービス事業所等、各種関係機関のガイドブック
つくば市介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」	要介護(支援)認定を受けた方がサービス事業者を選ぶ際の参考となるガイドブック
高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識「保健福祉関係者のための市内の保健福祉サービス民間関連サービスの概要」(専門職向け)	医療、介護の多職種向けへのつくば市内におけるフォーマル、インフォーマルサービスガイドブック

※市の窓口で配布しており、毎年度改訂しています。また、HPでもご覧になることができます。

第 2 章

認知症地域支援や成年後見制度の 利用の促進

1 認知症高齢者の支援

高齢化の進展とともに令和7年（2025年）には、高齢者の5人に1人が認知症になると推計されています。このように、認知症は誰でもなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

8期計画では、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人の意思が尊重され、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すために、認知症の発症を遅らせたり、進行を緩やかにしたりする「予防」と認知症になっても周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる「共生」を両輪として施策を推進してきました。今後は、令和4年の中間評価の結果を踏まえ、引き続き令和7年まで大綱の5つの柱（1. 普及啓発・本人発信支援 2. 予防 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 5. 研究開発・産業促進・国際展開）に沿って施策を推進していきます。

また、令和5年通常国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症施策推進基本計画が策定されることを念頭に、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現に向けて施策を推進していきます。

(1) 認知症高齢者の支援

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	認知症サポーター養成事業	認知症サポーター養成講座を地域や職域、学校などで開催し、認知症についての理解を広めていきます。特に若い世代や地域の企業等に向けて講座を実施し、講座を受講した方が実際に地域での活動に結びつくよう、認知症ステップアップ講座の受講やサポーターが活躍できる場も提供していきます。また、認知症サポーターがチームを組み、認知症の方を支援するチームオレンジの活動も支援していきます。	地域包括支援課
2	認知症ケアパスの普及啓発	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるようにすることを目的として、認知症に関する情報や、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示した「認知症あんしんガイドブック」を作成し配布します。認知症サポーター養成講座や研修会等の際、配布説明することで高齢者や家族だけでなく、市民全体の認知症に関する知識向上を図ります。	地域包括支援課
3	認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域の方や介護・医療関係者等、多様な人が出会い、つながり、交流を広げ、集う人たちが互いに学び、支え合う関係を深めていける場として、市内で開催しています。レクリエーションや講話など本人の生活意欲の向上のための企画や専門職による介護者への相談支援、地域の方の認知症理解のための啓発などを行います。	地域包括支援課
4	認知症初期集中支援チーム	複数の専門職（認知症初期集中支援チーム）が、認知症が疑われる人や生活上の困難を抱えている認知症高齢者及びその家族の自宅を訪問し、生活状況の観察・評価を行い、おおむね6か月以上を目安に本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行います。	地域包括支援課
5	認知症高齢者等SOSネットワーク事業	行方不明の恐れのある認知症高齢者を事前登録し、行方不明となった場合に、早期に発見できるよう認知症支援メールの登録者や協力事業所に情報発信を行う支援体制を構築し、高齢者の安全と家族等への支援を行います。 認知症等の人の衣服等に貼るQRコード付き見守りシールを交付することにより、行方不明となったときに発見者と家族が早期に連絡を取れる体制をつくります。	地域包括支援課
6	認知症高齢者等保護支援事業	認知症により行方不明のおそれのある高齢者を介護している家族に対して、認知症の高齢者が身につける位置情報端末機の貸与を行い、行方不明時に家族がインターネットや電話で位置情報等を確認できるシステムを提供することで、高齢者の保護を支援しています。	地域包括支援課

No.	取組名	概要	担当課
7	若年性認知症の支援	認知症の本人が集い、自らの希望や必要としていることを語り合う場の整備を行い、認知症当事者の発信支援を行っていきます。 認知症疾患医療センター等関係機関と連携し、本人・家族を一体とした、家族関係にアプローチする新たな支援の取組も進めていきます。	地域包括支援課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	認知症サポーター養成数	人	478	837	1,000	1,100	1,200
	チームオレンジ新規登録数	か所	2	2	5	5	5
3	認知症カフェ開催数	回	40	69	90	95	100
	認知症カフェ延べ参加者数	人	359	573	1,350	1,425	1,500
4	認知症初期集中支援チーム新規支援者数	人	23	20	25	25	25
5	認知症支援メール登録数	件	992	1054	40	40	40
	認知症高齢者等SOSネットワーク協力事業所数	か所	91	109	110	120	130
6	認知症高齢者等保護支援事業利用者数	人	12	14	15	15	15

2 権利擁護の推進

地域の住民、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、専門的・継続的に支援をします。

養護者による虐待では、介護者の介護負担やストレスなどが原因となって、高齢者の虐待につながる場合が多いことから、地域や関係機関と連携し、高齢者とその家族が地域で孤立しないように見守るとともに、虐待の早期発見、適切な支援に努めます。養介護施設従事者等による虐待については、日頃から、事業所との連携を密にし、事業所内の知識・技術、職員のストレス、組織風土等の問題点を共有して、改善に向けた支援を行うことで虐待を未然に防ぐとともに、虐待が発生した場合には、迅速に利用者の安全確保を行い、再発防止に向けた指導を行います。

(1) 権利擁護の推進

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	権利擁護事業	財産管理や必要なサービスの利用手続きが困難な人々や、虐待防止等の権利擁護支援が必要な人々を速やかに必要な支援に繋げるため、関係機関と連携し、必要な支援を行っています。	地域包括支援課
2	高齢者虐待の防止	高齢者虐待の対応では、通報・相談機関として位置づけられ、関係者のネットワークを構築して虐待発生防止、被虐待者の保護、養護者への支援など問題解決に向けた取組を図っています。	地域包括支援課 高齢福祉課
3	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等とそれに伴う日常的金銭管理を支援するものです。 判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）で、なおかつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方が対象となります。 茨城県社協からの委託事業となっており、三者契約（本人、茨城県社協、つくば市社協）となります。	社会福祉協議会
4	高齢者の消費者トラブルの防止	高齢者の消費者トラブルを防止するために、消費生活センターと連携し情報発信、相談業務を行います。	地域包括支援課

3 成年後見制度の利用促進（つくば市成年後見制度利用促進基本計画）

つくば市成年後見制度利用促進基本計画を挿入予定

第 3 章

介護予防や健康づくりの推進

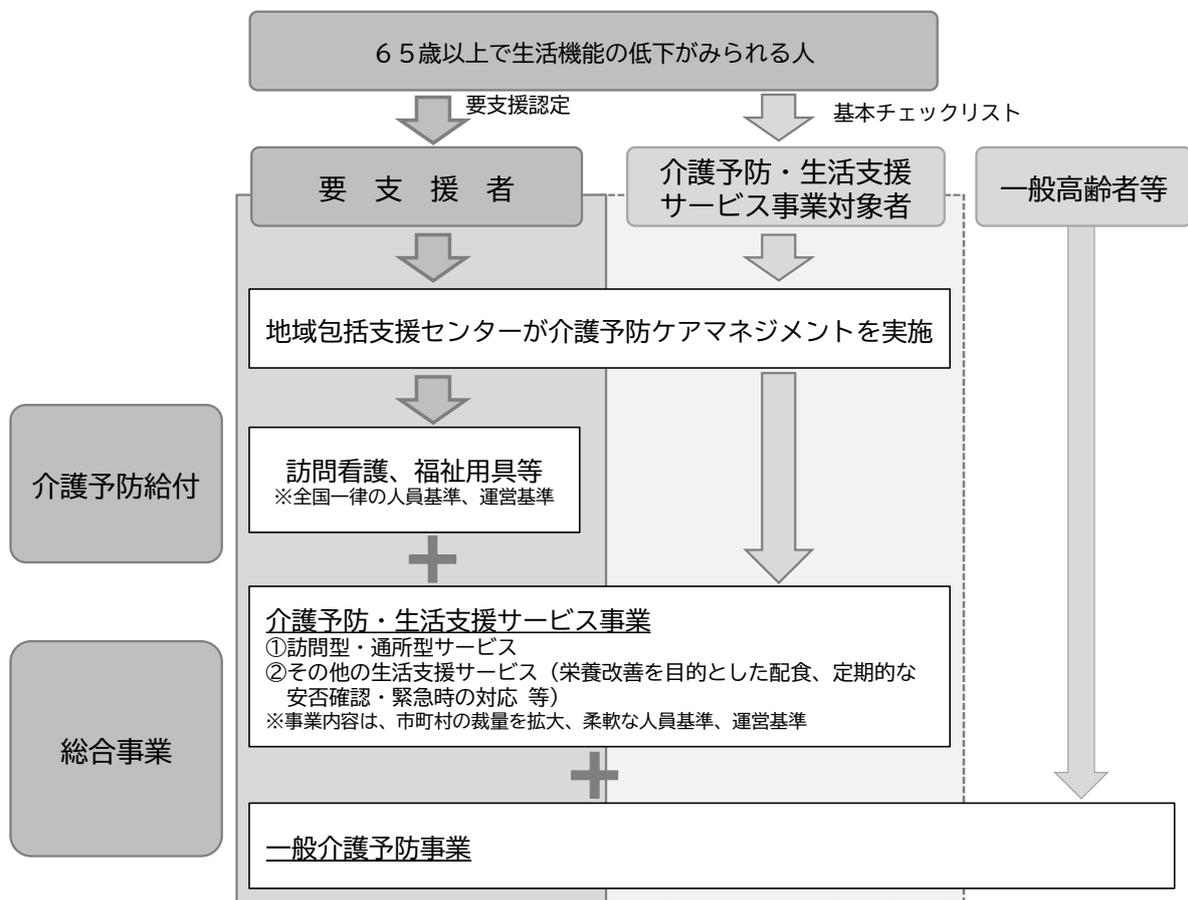
1 介護予防事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざしている制度で、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から成り立っています。介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定を受けた方及び地域包括支援センターや市役所の担当窓口で基本チェックリストにより該当した方を対象に、訪問型サービスや通所型サービス等の一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを利用することで介護予防を図ります。また、基準緩和型サービスの推進により、多様な主体による介護予防サービスの提供を促進し、介護人材の適材適所の配置につなげていきます。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての高齢者の方を対象として、運動教室等、介護予防・フレイル予防のための様々な取組を行っています。通所型の運動だけではなく、地域の集会所など生活に密着した場所で、専門職やシルバーリハビリ体操指導士等を活用し、高齢者に適した小規模の体操教室などを推進していきます。

今後は、これらの取組のさらなる充実を目指すとともに、保健、医療専門職による訪問での運動指導やリハビリテーション専門職による住民や介護職員等への介護予防に関する技術的な助言やケアマネジメント支援を行っていくことで、高齢者一人ひとりの地域における活動や自立につなげていく取組を推進していきます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

【総合事業のイメージ図】



【主な取組】

No.	取組名	概要	担当課
1	基準緩和型訪問サービス	生活援助については新たな担い手によるサービス提供が行われ、有資格者は有資格者のみが行える身体介護業務に比重を移していくことにより、介護サービス全体の人材確保につながるような仕組みを構築していきます。	介護保険課 高齢福祉課
2	訪問型短期集中予防サービス	保健・医療の専門職によって、心身の状況に応じた個別計画に基づいた運動指導を短期集中的に行うことで、生活機能や日常生活動作の維持・改善を行い、地域での活動や自立につなげる仕組みを構築します。	地域包括支援課
3	基準緩和型通所サービス	早期に通所介護が利用できる仕組みを構築することで、フレイルを予防して健康寿命を長くし、利用者の社会参加の促進及び生活機能の維持または向上を目指します。	介護保険課 高齢福祉課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
2	訪問型短期集中予防サービス利用者数	人	7	17	15	15	15

(2) 一般介護予防事業

【一般介護予防事業の種類】

対象者：第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者

事業	内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じ、収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要するものを早期に把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	パンフレット等の配布や教室の開催等、介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加できる介護予防の地域展開を目指し、住民主体の通いの場や介護予防に資する取組への参加、ボランティア等へのポイント付与等、介護予防活動の育成・支援を行う。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業等の評価を行うことにより、効果的かつ効率的に介護予防の推進を図る。
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

参考：地域支援事業実施要綱（令和4年改正）（厚生労働省）

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	いきいきプラザでの運動教室	中高齢者が長期に自立した生活を営むことができるよう、自らの健康について振り返り運動の習慣を身に付けるように支援します。フレイル対策として、転倒や閉じこもり等を予防し、いきいきとした生活が送れるように、年齢と強度を分けた運動指導や健康講話、体力測定、栄養指導等を実施しています。	健康増進課

No.	取組名	概要	担当課
2	運動活動グループ支援事業	中高齢者が継続的に運動できる場として、健康増進課介護予防事業を経て発足した運動団体と介護予防を目的として発足した20名以上の団体を対象に、運動環境の支援として、備品の貸出や体力測定の実施、募集広報活動の協力等を行っています。	健康増進課
3	出前健康教室事業	高齢者になっても住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるように、近くの集会所等に出向く出前健康教室を行っています。出前健康教室には、シルバーリハビリ体操指導士によるシルバーリハビリ出前体操教室とインストラクターやリハビリ専門職等による様々なメニューから選ぶ健康体操教室があります。	健康増進課
4	介護支援ボランティア事業	高齢者が介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進します。 ボランティア登録できる人は市内に住所を有する65歳以上の高齢者となります。介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、ポイントを換金した交付金を交付します。	地域包括支援課 社会福祉協議会
5	こころとからだの健康教室	講話や実践を通して高齢者の閉じこもり予防や健康増進を図り、自立した日常生活が継続できるよう支援を行います。	地域包括支援課
6	地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士などのリハビリテーション専門職が、住民や介護職員等への介護予防及び重症化予防に関する技術的助言、ケアマネジメント支援を行います。	地域包括支援課
7	傾聴ボランティア事業	ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者などへの交流の場の提供として、傾聴ボランティアが自宅に伺い、傾聴を通じた交流を行います。多くの高齢者の閉じこもり予防の効果を得ることができ、高齢者が住み慣れた地域で人と人のつながりを継続し介護予防につながる取組を推進します。	地域包括支援課
8	介護教室	①家族介護のための講座 介護準備や実際の介護方法などについてテーマ別講座を実施します。 ① 若年層（小学生）向け講座 加齢に伴う心身の変化や認知症を理解し、思いやりの育成や認知症対応力の向上を目指す講座を実施します。	地域包括支援課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	いきいきプラザでの運動教室実利用者数	人	162	187	200	200	200
	いきいきプラザでの運動教室延べ利用者数	人	3,877	5,750	6,500	6,500	6,500

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
2	運動活動グループ実参加者数	人	537	505	700	700	700
	運動活動グループ延べ参加者数	人	11,845	16,461	21,000	21,000	21,000
3	出前健康教室実参加者数	人	2,710	2,828	5,100	5,100	5,100
	出前健康教室延べ参加者数	人	8,906	24,639	39,500	39,500	39,500
4	介護支援ボランティア実活動者数	人	4	5	8	10	12
	介護支援ボランティア延べ活動者数	人	389	391	750	900	1,050
5	こころとからだの健康教室実参加者数	人	28	44	50	50	50
6	地域リハビリテーション活動支援回数	回	34	29	25	25	25
7	傾聴ボランティア延べ利用者数	人	-	-	100	100	100
8	介護教室延べ利用者数	人	-	98	100	100	100

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	国で掲げる指針に基づき、健康保険の保険事業と介護予防の一体的な取り組みを実施するため、医療・保健・介護分野の関連分野において連携を図ります。実施にあたり、専従の保健師が関与し、後期高齢者の特性に応じた事業の企画・調整の基、事業を実施します。	医療年金課 健康増進課

2 高齢者の健康づくりと社会参加の支援

少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、介護予防・重度化防止を図ることがますます重要となっています。市では、令和3年3月に策定された「第4期つくば市健康増進計画（健康つくば21）」において、生活習慣病の発症と重症化予防、介護予防を推進してきました。9期計画においても、引き続き当該計画との調和を図り、各種健診等を実施し、様々な疾病の早期発見・早期治療をしていくこと、また、生活習慣病による要介護状態の悪化を防止していくため生活習慣病等予防の取組を強化していきます。

地域活動や健康づくり活動、ボランティア活動などの社会参加については、希望する誰もが役割を持ち、社会参加の機会を得ることができる環境の整備やいきがいづくりを、シルバークラブやいきいきサロン、ふれあいサロン、高齢者憩いの広場運営補助事業などを通して進めていきます。また、シルバー人材センターを中心に、高齢者が長年培った知識や経験、技能等を生かせる就業機会を創出できるよう環境整備をしていきます。

特に、健康な高齢者については、介護の担い手としても活躍していくことが期待されることから、ボランティア事業の拡充、啓発、各種ボランティアへの高齢者の参加の促進を図ります。

(1) 健康づくりの推進

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	健康診査事業	生活習慣病の予防や疾患の早期発見を目的とし、特定健康診査対象者の40歳以上国保加入者と後期高齢者医療保険加入者に対し個人案内をし、集団健診と医療機関健診を行っています。未受診者へ受診勧奨を行い、受診率向上を図ります。	健康増進課 国民健康保険課 医療年金課
2	健康相談事業	集団健診を受けた方の健診結果や生活習慣病を予防するための栄養相談、運動、休養の取り方等の相談を年間を通して「成人健康相談」や電話での健康相談を行っています。また、健康診査教育、相談、訪問等を受けた方の中で希望する方又は市が必要と認める方には、生活習慣病予防や介護予防に役立てていただくために健康手帳を交付しています。	健康増進課 国民健康保険課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	健診受診率(国民健康保険)	%	32	33	35	40	45
	健診受診率(後期高齢者医療)	%	24	26	36	37	38
2	健康相談利用者数	人	2,387	1,911	1,000	1,000	1,000

(2) 社会参加と生きがいの推進

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	シルバークラブ育成事業	シルバークラブは、おおむね60歳以上の方であれば加入できます。単位クラブでは、地域での仲間づくり、健康保持・増進、知識や経験を生かした新しい能力の発揮、社会活動への参画と貢献などいきいきとした高齢期の生活づくりを支援しています。クラブ数・会員数ともに減少傾向であるため、シルバークラブ会員や委託先である社会福祉協議会との連携を図り、新規会員の加入促進に向けて検討し、支援していきます。	高齢福祉課 社会福祉協議会
2	いきいきサロン	市内在住のおおむね60歳以上の方を対象に社会参加の促進と生きがいのための、老人福祉センター等4会場で歌、体操、絵手紙制作などの講座を開催しています。また、交通手段がないため参加できない方々を対象に、出前サロンを実施しており、身近な地域でおおむね10名以上集まれば、年4回を限度に利用できます。今後も委託先である社会福祉協議会との連携を図り、サロンの充実に向けて支援していきます。	高齢福祉課 社会福祉協議会
3	ふれあいサロン事業	社会福祉協議会に地域のサロンとして登録している活動団体に、活動費の助成、保険への加入手続き、機材の貸し出し、情報交換会や研修の開催、情報提供などの支援を行うことにより、地域の関係づくりや閉じこもりの防止など地域の誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざしています。	社会福祉協議会
4	いばらきねんりんスポーツ大会	高齢者に適したスポーツ競技を通じて、健康の保持増進や地域間の交流を深めることを目的として、「いばらきねんりんスポーツ大会」の予選会を開催しています。ゲートボール、ペタンク、輪投げ、グラウンドゴルフの種目を実施しています。大会を通じてスポーツを楽しむことを支援し、親睦と交流の場を提供できるよう努めます。円滑な事業運営に向けて、運営委員会等で開催内容を検討するとともに、シルバークラブ活動の活性化を支援していきます。	高齢福祉課 社会福祉協議会

No.	取組名	概要	担当課
5	おひさまサンサン 生き生きまつり	障害者（児）や高齢者、市民、児童及びボランティア団体が協力して行うスポーツやレクリエーション活動のほか、手作り品の展示・販売等を通じて、障害者（児）と高齢者の社会的交流・社会参加を促進し、高齢者福祉や障害者福祉に関する市民の意識啓発の推進を図ります。有識者、障害者支援事業所、シルバークラブの代表で構成する実行委員会において、円滑な事業運営に向けた検討を行っていきます。	高齢福祉課 障害者地域支援室
6	シルバー人材センター	高齢者が収入を得るためのほか、生きがいのための就労という観点から、健康的な高齢者が臨時又は短期的な就業の機会を得るための支援をしています。 主な業務は、植栽の維持、駐輪場管理、施設管理、スーパーの商品管理、襖・障子張り、自転車修理、販売事業、子育て支援などです。新規の就業先の開拓をに向けて、シルバー人材センターと連携を図りながら支援をしていきます。	高齢福祉課
7	地域福祉推進事業	社会福祉協議会に委託をし、ボランティアの促進を図るため、ボランティアセンターを拠点としてボランティアの登録、広報、啓発、斡旋、情報の収集や提供を行い、活動のネットワーク化を推進しています。 住民参加型福祉サービス拡大事業（つくばさわやかサービス事業） 高齢者、障害者、疾病及びその他の事情により日常生活に支障がある方に対し、市民の自発的な参加と協力を得て、家事援助等のサービスを提供します。 福祉相談事業、市民が抱える暮らしの中での心配ごとや悩みごと等の相談に応じ解決に導くため、福祉相談事業を実施します。ア 弁護士による法律相談の開催 イ 司法書士による相談の開催 ウ 子育て・子どもの悩み相談の開催	社会福祉協議会
8	高齢者憩いの広場 運営補助事業	高齢者を中心とした地域の住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化の防止のための憩いの場の確保を支援します。 団体数は増加しているが、活動地域に偏りがあるので、団体数の少ない地域を重点的に、引き続き、高齢者の通いの場の確保を支援していきます。	高齢福祉課
9	高齢者文化芸術鑑賞 助成事業	高齢者の健康の保持増進、社会参加の促進及び生きがいづくりの推進を図るため、市内在住の70歳以上の高齢者に対し、文化芸術振興事業のチケット料金の一部を助成します。 つくば文化振興財団と協力連携し、高齢者が利用しやすい内容を検討していきます。	高齢福祉課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	シルバークラブ数	団体	133	129	125	125	125
	シルバークラブ会員数	人	6,292	6,113	5,700	5,700	5,700
2	いきいきサロン登録者数(通常サロン)	人	89	135	140	145	150
	いきいきサロン延べ利用者数(通常サロン)	人	599	1286	1,350	1,400	1,450
	いきいきサロン登録者数(出前サロン)	人	9	24	20	20	20
	いきいきサロン延べ利用者数(出前サロン)	人	71	254	200	200	200
3	ふれあいサロン登録団体数	団体	90	84	90	92	94
4	いばらきねんりんスポーツ大会参加者数	人	0	536	550	550	550
5	おひさまサンサン生き生きまつり参加者数	人	0	0	1,500	1,500	1,500
6	シルバー人材センター契約件数	件	2,990	2,858	3,300	3,400	3,500
7	地域福祉推進事業ボランティア登録者数	人	5,163	4,916	4,800	5,000	5,100
8	高齢者憩いの広場団体数	団体	10	13	14	15	16
9	高齢者文化芸術鑑賞助成事業利用者数	人	-	-	1,600	1,700	1,800

(3) 敬老事業の推進

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	敬老祝写真贈呈事業	敬老の日において、70歳・80歳・90歳・100歳の方を対象に対象事業所で利用できる写真撮影利用券を送付します。多年にわたり社会の発展に寄与してこられた高齢者に対し、長寿を祝し敬老の意を表するとともに福祉の増進に寄与することを目的としています。事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。	高齢福祉課
2	長寿をたたえる事業	今年度100歳を迎える方に、老人週間の前後2週間以内に、ほう状などを贈呈します。長寿をたたえるとともに、高齢者を敬愛する意識の啓発を図ることを目的としています。事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。	高齢福祉課
3	敬老祝金給付事業	77歳、88歳、100歳及び101歳以上の方へ敬老祝金を給付することにより、長寿を祝福し、敬老の意を表するとともに、福祉の増進に寄与することを目的としています。 高齢者が利用しやすい内容となるよう引き続き検討していきます。	高齢福祉課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	敬老祝写真贈呈事業利用者数	人	-	-	1,500	1,600	1,700
2	長寿をたたえる事業利用者数	人	-	-	70	70	70
3	敬老祝金給付者数	人	-	-	3,400	3,500	3,600

第4章

生活支援の推進

1 在宅介護・家族介護者の支援の充実

高齢化が進み、在宅の要介護者が増えていく中で、自宅で介護をしている家族介護者も今後ますます増えていくことが予想されます。アンケート調査では、要支援・要介護状態が続いた場合の暮らしの場所は「自宅」と希望する人が多いため、中重度となっても、自宅で安心して生活を続けられるように、在宅福祉サービスが利用しやすい仕組みづくりに努めます。具体的には、在宅の高齢者向けに、ねたきり高齢者理美容料助成事業、在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業、あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう施術費助成事業、紙おむつ購入費助成事業などを実施し、在宅生活の継続のための支援の充実を図ります。

また、在宅介護を進めるためには、介護をする家族の身体的負担や精神的負担、経済的負担等の軽減を図ることが必要です。地域包括支援センターの総合相談機能の活用や家族介護者等に対する介護教室の実施、認知症カフェにおける専門職による介護者への相談支援など、ヤングケアラーも含めた家族における介護負担の軽減の取組を強化していきます。

(1) 在宅福祉サービスの充実

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当課
1	ねたきり高齢者理美容料助成事業	理容所又は美容院に行けない寝たきりの高齢者が、家で理容又は美容を受ける場合の料金の一部を助成します。助成券は、市に協力を申出している理容所又は美容院で利用できます。在宅の寝たきり高齢者が介護保険外で利用できるサービスとして、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の保健福祉関係者への事業周知を行い、サービスの普及に努めます。	高齢福祉課
2	在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業	掛布団、毛布、敷布団の各1枚ずつを丸洗い乾燥し、健康維持を図ります。代替りの布団がない場合は、貸し出しも行っています。対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。	高齢福祉課

No.	取組名	概要	担当課
3	あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう施術費助成事業	在宅の70歳以上の高齢者に対して、あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅうの施術を受ける際、その費用の一部を助成しています。助成券は市に協力を申し出ている施術所で利用できます。あん摩、マッサージ等の施術費を助成することにより、高齢者の健康維持に寄与します。今後も継続した広報活動を行っていくほか、施術所と協力し、市民が助成券を使用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。	高齢福祉課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	ねたきり高齢者理美容料助成券交付者数	人	174	151	160	165	170
2	在宅高齢者布団丸洗い乾燥助成券交付者数	人	143	127	130	140	150
3	あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう施術費助成券交付者数	人	1,271	1,385	1,620	1,750	1,890

(2) 家族介護者の支援

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成事業	日常生活上、紙おむつ等を使用している在宅の高齢者が、紙おむつと尿取りパッドを購入する際の費用の一部を助成します。助成券は、市に協力を申し出ている紙おむつ取扱店で利用できます。紙おむつを必要としている高齢者及び要介護者を抱える家族の負担軽減を図ります。対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員(ケアマネジャー)等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。	高齢福祉課
2	総合相談支援事業(再掲)	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、地域の高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの更なる対応力向上、関係部署や他機関との連携を強化し、適切な支援を行っています。	地域包括支援課

No.	取組名	概要	担当課
3	介護教室（再掲）	①家族介護のための講座 介護準備や実際の介護方法などについてテーマ別講座を実施します。 ② 若年層（小学生）向け講座 加齢に伴う心身の変化や認知症を理解し、思いやりの育成や認知症対応力の向上を目指す講座を実施します。	地域包括支援課
4	認知症高齢者等保護支援事業（再掲）	認知症により行方不明のおそれのある高齢者を介護している家族に対して、認知症の高齢者が身につける位置情報端末機の貸与を行い、行方不明時に家族がインターネットや電話で位置情報等を確認できるシステムを提供することで、高齢者の保護を支援しています。	地域包括支援課
5	認知症ケアパスの普及啓発（再掲）	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるようにすることを目的として、認知症に関する情報や、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示した「認知症あんしんガイドブック」を作成し配布します。認知症サポーター養成講座や研修会等の際、配布説明することで高齢者や家族だけでなく、市民全体の認知症に関する知識向上を図ります。	地域包括支援課
6	認知症カフェ（再掲）	認知症の人やその家族、地域の方や介護・医療関係者等、多様な人が出会い、つながり、交流を広げ、集う人たちが互いに学び、支え合う関係を深めていける場として、市内で開催されています。レクリエーションや講話など本人の生活意欲の向上のための企画や専門職による介護者への相談支援、地域の方の認知症理解のための啓発などを行います。	地域包括支援課
7	介護事業所等関係者に対する情報提供（再掲）	在宅介護を支援する介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対して、各介護事業所の運営状況及びインフォーマルの地域資源に関する情報の集約と提供を、つくばケアマネジャー連絡会等を通して行います。	地域包括支援課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成券交付者数	人	2,039	2,017	2,020	2,020	2,020

2 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実

高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、高齢者の孤独死も大きな社会問題となっています。こうした高齢者世帯では、突然の発病やけが、災害等の発生に対して脆弱である場合が多く、定期的な見守りやサポートが不可欠です。

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の高齢者が住み慣れた家で生活し続けられるよう、日常生活に必要なサービスの充実を図ることはもとより、日常生活での不安の解消や孤独感の解消、突然の発病などに備えた定期的な見守り、安否確認サービスの充実を図ります。

(1) 日常生活に必要なサービスの充実

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）	75歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯に対して、日常生活を送る上で自ら行うことが困難な軽作業（部屋の掃除・窓ふき・電球の交換等）を市に協力を申出している事業所に依頼した際にかかる費用の一部を助成します。対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。	高齢福祉課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）助成券交付者数	人	989	1,067	1,200	1,250	1,300

(2) ひとり暮らし・高齢者世帯の見守りの充実

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	緊急通報システム事業	ひとり暮らし等の高齢者の日常生活での健康不安を解消するため、ペンダント型無線発信機や緊急通報機器一式を貸与し、また、急病等緊急時に迅速かつ適切な対応を図っています。利用できる方は、概ね65歳以上で病弱又は、重度の身体障害のあるひとり暮らしの方、75歳以上のひとり暮らしの方です。 高齢者等の不安を解消するとともに生活の安全を確保することを目的としています。 事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。	高齢福祉課
2	愛の定期便事業	70歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認・健康維持・孤独感の解消を図るため、週に3回まで、乳製品を手渡しで配達します。乳製品は市に協力を申出している事業所が配達します。今後も利用条件や事業周知について検討し、ひとり暮らし高齢者の安否確認・健康維持・孤独感の解消に寄与していきます。	高齢福祉課
3	宅配食事サービス事業	心身の障害などの理由で、調理や買物が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、高齢者向けのお弁当を調理している委託業者が、利用者の希望の曜日に夕食を手渡しで配達することにより、安否確認と健康維持を図っています。今後も本事業を必要としているひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への周知のため、対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。	高齢福祉課
4	救急医療情報便ツクツク見守りたい	高齢者・障害者・日常生活で健康に不安を抱えている方が、自宅で体調が悪くなり救急車を呼んだ際に、救急隊員等が迅速な処置を行えるよう、救急時の備えとして、医療情報や緊急時の連絡先などを記入した「救急医療情報便」を、自宅の冷蔵庫に貼っていただきます。	社会福祉課
5	傾聴ボランティア事業（再掲）	ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者などへの交流の場の提供として、傾聴ボランティアが自宅に伺い、傾聴を通じた交流を行います。多くの高齢者の閉じこもり予防の効果を得ることができ、高齢者が住み慣れた地域で人と人のつながりを継続し介護予防につながる取組を推進します。	地域包括支援課
6	養護老人ホーム入所措置	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者で、入所の判定が妥当であると認められた場合に、養護老人ホームへの入所手続きを進めています。入所の判定は、入所判定委員会を開催しています。引き続き、速やかに適切な対応ができるよう体制づくりに努めていきます。	高齢福祉課

No.	取組名	概要	担当課
7	資金等貸付事業	経済的な困窮を含めた深刻な生活課題に関しては、地域包括支援センターなどとの連携のもとに、社会福祉協議会の資金貸付事業等（生活福祉資金・小口資金貸付・生活困窮援助物資支給）により、要件に該当する世帯へ支援を行います。	社会福祉協議会

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	緊急通報システム利用者数	人	176	183	200	205	210
2	愛の定期便実利用者数	人	38	42	45	45	45
3	宅配食事サービス実利用者数	人	162	125	130	140	150

3 高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実

本市は車社会の傾向が強く、高齢のため運転ができなくなると外出が難しくなり、引きこもりがちになったり、生活必需品の調達が難しくなったりする問題があります。また、高齢者の交通事故も増加しており、高齢者が自動車を運転せずとも日常生活を継続できる仕組みが不可欠です。スーパー等へ買物に行くための移動が困難な地域の高齢者に対しては、移動販売事業を行うとともに、高齢者の外出時の移動手段の確保や外出支援を図るため、在宅高齢者タクシー運賃助成事業や、福祉有償運送事業者への支援を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域作りを目指します。また、電動アシスト自転車の購入補助事業により、自動車に代わる移動手段の確保に加え、心身の健康維持・介護予防の推進を図ります。

(1) 外出支援の充実

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	高齢者タクシー運賃助成事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者、または70歳以上の高齢者世帯、または市民税非課税世帯に属する70歳以上の高齢者に対して、外出するためのタクシー運賃の一部を助成します。利用券は、市に協力を申し出ている事業所のタクシーを利用した時に使用できます。 事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。	高齢福祉課
2	福祉有償運送事業	NP0法人等が、一人で公共交通機関等を利用することが困難な障害者や高齢者を対象に行う有償移送サービスです。市内には福祉有償運送事業者が4団体あります。 つくば市福祉有償運送運営協議会では新規登録や更新登録等重要事項の決定や福祉有償運送の必要性や安全の確保、サービス内容を含めた事項について協議し、了承された団体が国土交通省へ申請をし、許可を得ています。 事業者が継続して運営できるよう引き続き支援を行うとともに、今後の運営支援について検討していきます。	高齢福祉課 障害者地域支援室
3	高齢者移動支援担い手育成事業	既存の福祉有償運送団体及びボランティア輸送団体の支援をするほか、移動支援に興味を持っている市民が実際に支援を始めるための一助とするため、福祉有償運送の運転者となる場合に受講が必要な運転者講習会を市が主催します。事業や福祉有償運送、ボランティア輸送を広く周知し、団体の活動を支援していきます。	高齢福祉課

No.	取組名	概要	担当課
4	高齢者運賃割引証の交付	65歳以上のつくば市民を対象に、高齢者運賃割引証を交付し、つくバス、つくタク及びつくばね号の運賃の割引（半額）を行っています。	総合交通政策課
5	高齢者運転免許自主返納支援事業	高齢者の交通事故防止対策として、65歳以上の高齢者が自主的に運転免許を返納した場合に「つくバス」の乗車券や「PASMOカード」を交付し、運転免許返納の促進を図っています。	防犯交通安全課
6	高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業	自動車に代わる移動手段の確保、高齢者の社会参加の促進、心身の健康増進、介護予防の推進のため、市の交通安全講習会を受けた70歳以上の方に電動アシスト自転車および自転車用ヘルメットの購入費の補助を行います。事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っています。	高齢福祉課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	高齢者タクシー運賃助成券交付者数	人	2,128	2,393	2,700	2,850	3,000
2	福祉有償運送実利用者数	人	494	543	570	590	610
	福祉有償運送延べ利用者数	人	1,917	2,375	2,500	2,600	2,700
3	高齢者移動支援担い手育成事業利用者数	人	-	-	15	15	15
6	高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業利用者数	人	-	-	560	560	560

(2) 買物支援の充実

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	つくば市高齢者等買物支援事業	身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買物が困難な状況に置かれた高齢者等に対して、見守り等を行いながら移動販売事業を行います。	地域包括支援課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	つくば市高齢者等買物支援事業利用者数	人	34,000	33,000	36,000	36,000	36,000

第5章

高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）

つくば市高齢者居住安定確保計画の位置づけ

「つくば市高齢者居住安定確保計画」は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）第4条の2に基づき、茨城県高齢者居住安定確保計画の基本理念を踏まえて、つくば市での高齢者の「住まい」に関する計画と位置づけます。

茨城県高齢者居住安定確保計画

基本理念

『高齢者が安心して暮らせる住まい・生活環境づくり』

- 基本方針Ⅰ 住み続けられる住まい・まちづくり
- 基本方針Ⅱ 高齢者のニーズに応じた居住の場の確保
- 基本方針Ⅲ 高齢者の住宅セーフティネットの構築
- 基本方針Ⅳ 地域支援体制の構築

つくば市では、高齢化率の上昇及び要支援・要介護者人口の増加により、地域にある各機関が強固に連携した地域で高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの重要性がより高まっています。そこで、「つくば市高齢者居住安定確保計画」を、高齢者への支援施策を定めた高齢者福祉に関する総合的な計画である「つくば市高齢者福祉計画」に内包することで、基本理念『高齢者と介護者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり』を共有するとともに、市内全域の高齢者のニーズをより広く把握し、高齢者・介護者・地域の3つの視点から高齢者の「住まい」に焦点を当てた計画とします。

つくば市高齢者居住安定確保計画に次の基本方針を定め、達成を推進していきます。また、計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

つくば市高齢者居住安定確保計画

基本理念

『高齢者と介護者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり』

- 基本方針1 ニーズに合わせた多様な住まいの供給
- 基本方針2 適切な住まいに入居できるための情報提供の支援
- 基本方針3 安心安全な居住環境の確保
- 基本方針4 地震等災害に強い住まいづくり

1 ニーズに合わせた多様な住まいの供給

市民の高齢期に備えた住み替えの希望や加齢に伴う生活スタイルの変化に対応するため、高齢者が安心して長く住み続けることができる住まいとして、一人ひとりの心身の状況に合わせた多様な生活支援サービスや高齢者向けに配慮された設備・構造を備えた居住環境を目指します。なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の供給にあたっては、真に介護が必要な高齢者の居住の場として、「つくば市高齢者福祉計画(第9期)」のニーズを踏まえ、バランスの取れた居住環境を整備します。

本市は、茨城県から平成25年に有料老人ホーム、平成26年にサービス付き高齢者向け住宅に係る事務権限の移譲を受けており、入居者が適切な介護サービスを利用しながら安心して暮らすことができるよう、当該住宅事業の指針に基づき、民間事業者等に対して助言・指導を行っています。

(1) 賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	有料老人ホームの供給と適正化	<p>有料老人ホームの市民ニーズを把握し、ニーズに応じた住宅供給を行うことを目標とします。</p> <p>運営事業者は、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導要項」及び「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」を遵守するものとし、さらに、安定的かつ継続的な事業運営を確保するため、より質の高い運営に向け努力するよう市が指導・助言を行います。</p> <p>また、高齢者への市内の有料老人ホームの情報提供も推進します。</p> <ul style="list-style-type: none">・つくば市有料老人ホーム設置運営指導要項の運用・つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針の運用の徹底・市内有料老人ホームの情報提供・運営実態把握のための立入検査	高齢福祉課

No.	取組名	概要	担当課
2	サービス付き高齢者向け住宅の供給と適正化	<p>有料老人ホームの供給と同様に、市民ニーズに応じた住宅供給を行うことを目標とします。</p> <p>住宅運営事業者は、「つくば市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要項」及び「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」を遵守するものとし、さらに、住宅の安定的かつ継続的な事業運営を確保するため、より質の高い運営に向け努力するよう市が指導・助言を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくば市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要項の運用 ・つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針の運用の徹底 ・市内サービス付き高齢者向け住宅の情報提供 ・運営実態把握のための立入検査 	高齡福祉課 住宅政策課
3	介護保険事業所の整備と方針	<p>高齢者居宅生活支援事業の用に供する介護保険事業所について、日常生活圏域ごとの実情に応じた介護サービス提供体制の整備に努めます。</p>	高齡福祉課
4	高齢者への市営住宅の供給	<p>真に住宅に困窮する高齢者世帯に対しては、市営住宅抽選時の優遇措置などにより、高齢者世帯等の居住の安定確保に努めます。</p> <p>高齢者単身世帯の増加に備えるため、建替えなどの際に、2DK以下の住宅を整備することを検討します。</p>	住宅政策課

<有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の立地状況>（令和5年10月1日現在）

種別	定員または戸数
有料老人ホーム	645人
サービス付き高齢者向け住宅	246戸
軽費老人ホーム	36人
計	927人・戸

2 適切な住まいに入居できるための情報提供の支援

住宅の確保に配慮を要する高齢者世帯が、安心して生活を送れるために、民間賃貸住宅の情報提供や希望する高齢者向け住宅等に組み替えるための住宅資産を活用した組み替え制度等の情報提供を行います。

(1) 民間賃貸住宅への入居支援と組み替え住宅の情報提供

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	つくば市民間賃貸住宅情報提供事業	公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会土浦・つくば支部と協定を締結し、高齢者のみの世帯など、住宅に困窮する者に対し、低額家賃の民間賃貸住宅の情報を提供します。	住宅政策課
2	居住支援団体等の情報提供	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき、茨城県の審査を経て登録された民間の居住支援法人やセーフティネット住宅の情報を提供することで、高齢者等の住宅確保要配慮者が適切な住宅の選択ができるように支援します。	住宅政策課
3	住宅資産を活用した組み替え制度等の情報提供	高齢者が所有する住宅資産を活用し、希望する高齢者向け住宅等に組み替えるために、一般社団法人移住・組み替え支援機構によるマイホーム借上げ制度 ^{※1} や独立行政法人住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度 ^{※2} の情報提供を行います。	住宅政策課

※1 マイホーム借上げ制度：(一財) 移住・住みかえ支援機構が、50歳以上の方が所有するマイホームを借上げ、第三者に転貸し、転貸収入から借上げ賃料をマイホーム所有者へ支払う制度です。

※2 高齢者向け返済特例制度：(独) 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が行う直接融資業務の1つで、満60歳以上の方が自宅をバリアフリー工事、または耐震改修工事を含むリフォームをする場合、1000万円を限度に融資し、申込人(連帯債務者含む)が死亡した時点で、相続人が担保提供された土地・建物を処分するなどして一括返済するという制度です。

3 安全安心な居住環境の確保

市民が、高齢者になっても、可能な限り住み慣れた住宅で過ごせるよう、住まいのバリアフリー化により安全な生活環境の実現を目指します。

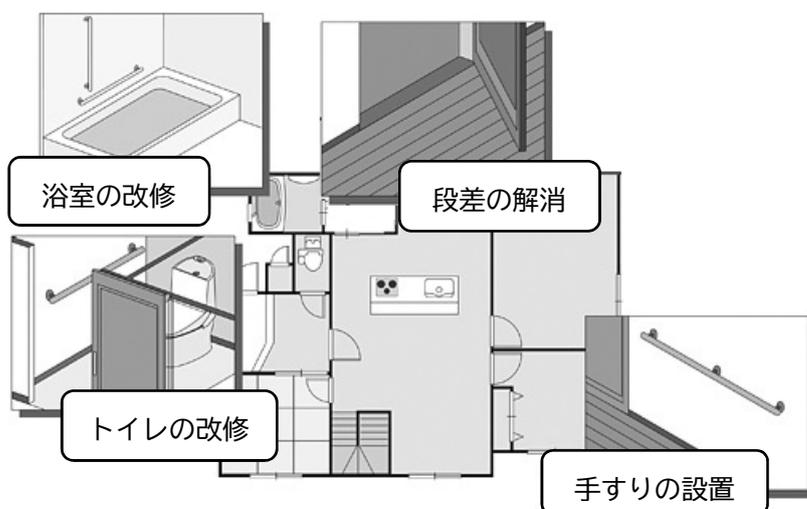
また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が孤立しないよう、見守り体制を充実させ、高齢者を支える地域の活力を維持するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した住まいづくりを推進するなど安全で安心して住み続けられる社会の実現を目指します。

(1) 高齢者に適した居住環境を有する住宅の促進

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	住宅改修（バリアフリーリフォーム）の促進	<p>高齢者が安心して快適な生活を営むことができるよう、自宅で居住する高齢者の自立した生活や介護しやすい環境を備えるための住宅改修を促進します。</p> <p>高齢者と日々接している介護・福祉・保健医療の専門家（ケアマネジャー等）と、住宅改修の内容を相談し、改修費用の金銭的負担の軽減を行います。</p>	介護保険課
2	市営住宅のバリアフリー化	<p>既存の市営住宅の大規模改修にあたっては、手すりの設置、屋内の段差解消等の配慮に努め、そのほか個別ニーズに対応した改修によりバリアフリー化を推進します。</p> <p>市営住宅の建替えにあたっては、高齢者等へ配慮した構造、間取り等とし市営住宅に相応しい住宅とします。</p>	住宅政策課
3	ユニバーサルデザインによる住まいづくりの普及啓発	<p>誰もが安全で安心して快適に住み続けられる住宅を普及させるため、つくば市ユニバーサルデザイン基本方針に基づき、啓発活動の実施に努めます。</p> <p>また、実施にあたっては、米ノースカロライナ州立大学併設の研究機関のロナルド・メイスらが提唱したユニバーサルデザインの7原則に配慮します。</p> <p style="text-align: center;">ユニバーサルデザインの7原則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 だれにも公平に使いやすいものであること 2 使用する際に自由度が高いこと 3 使い方が簡単で分かりやすいこと 4 必要な情報が効果的に伝わるようにすること 5 間違った動作が危険につながらないデザインであること 6 身体的な負担が少なく、楽に使用できること 7 アクセスや操作がしやすいスペースと大きさがあること 	高齢福祉課

《バリアフリーリフォームの主な箇所》



改修箇所	効果
浴室の改修	滑りにくい床に変更したり、浴室と脱衣室の間の段差解消、またぎの低い浴槽への交換、手すりの設置などを行うことで、転倒防止や入浴時の動作の負担軽減になります。
トイレの改修	手すりの設置や和式便器を洋式便器に取り替えることなどにより、動作の負担が少なくなります。
段差の解消	部屋と部屋の段差を解消し、つまずきの防止や車いすでの移動を容易にします。
手すりの設置	玄関や廊下などに手すりを設置することで、移動の際の転倒防止や、つかまり立ちができるようになります。
引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸、折戸等に取り替える扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更などを行うことで、安全に開閉ができるようになります。

(2) 安心した日常生活を営むための地域支援体制の構築

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	高齢者居宅生活支援体制の確保	4章「生活支援の推進」の中で、日常生活に必要なサービスの充実や、ひとり暮らし・高齢者世帯の見守りの充実を目的とした事業について示しています。	高齢福祉課

4 災害に強い住まいづくり

地球温暖化に起因する近年の異常気象により、豪雨に伴う河川の氾濫や土砂崩れなど、災害の脅威はますます身近なものになりつつあります。想定を超えた災害や大地震等が起こっても対応できるよう、緊急時の連絡体制と非常食の確保、インフラ設備が停止した場合でも運営できる施設の整備に努めるほか、庁内の関係部署等と連携し、災害時の高齢者の安否確認をできる体制づくりや災害時行動マニュアル等の整備及び要配慮者の避難所となる「福祉避難所」の体制強化を推進します。しかし、大規模災害時では公助（行政、消防、警察、自衛隊、医療機関）の機能に限界があります。また、道路や交通手段に大きな被害が出ると、物資を運ぶ物流も機能低下します。災害からの被害をできる限り少なく抑えるために、平常時から、自ら取り組む自助、地域で取り組む共助について、普及・啓発に努めていきます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行にみられるように、感染症の流行も、社会生活に災害級の影響を与える可能性があります。施設での感染対策に必要な設備等の整備を促進し、高齢者の体調管理や安全確保に努めるとともに、感染症流行時にも必要なサービスの提供を継続できる体制を構築していきます。

(1) 災害に強い住まいづくり

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	耐震改修の促進	耐震性の低い住宅では、地震による被害が大きくなり、生命が脅かされる危険性が高くなります。高齢者の生命、財産を守るために、木造住宅耐震診断士の派遣や木造住宅耐震改修費補助により昭和56年以前に建築された旧耐震基準による住宅を主な対象として耐震改修の促進を図ります。	建築指導課
2	家庭でできる地震対策の普及	災害時に自身の身や財産を守るため、家具の転倒防止対策や窓ガラスの飛散防止対策など、家庭でできる安全対策の普及に努めます。	危機管理課

No.	取組名	概要	担当課
3	介護施設等の災害・感染症対策の強化	<p>大地震等を想定した介護施設等の耐震対策、非常食の確保の義務付け、緊急時の連絡体制の整備等を中心に災害対策を整備し、電気・水道などインフラ等が停止した場合でも対応できる施設整備に努めます。介護保険施設等運営指導実施時には避難訓練の実施記録や、非常口の確保、消火器の使用期限、スプリンクラーや自動火災報知設備、火災通報装置等の消防用設備の点検状況の確認・指導を行います。</p> <p>また、災害・感染症発生時に必要な介護サービスが継続して提供できるように、令和6年度から義務付けられた業務継続計画（BCP）の策定について助言・支援を実施していきます。</p>	高齢福祉課
4	つくば市避難行動要支援者制度	<p>東日本大震災の教訓による災害対策基本法の改正を受け、災害時の避難の際に自力での避難が困難であり、支援が必要な方（避難行動要支援者）を対象とする「避難行動要支援者名簿」を作成し、随時更新していきます。この名簿に基づき、要支援者本人の同意により平常時から警察機関、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報（氏名、住所、連絡先、避難支援を必要とする事由等）の提供を行い、災害に備えた個別避難計画の作成や日頃の見守りに活用します。</p>	社会福祉課

介護保険サービスの充実と制度の活用

1 介護サービス事業所の整備・質の向上

日常生活圏域ごとに、認知度や自立度など要介護者のニーズに合った居宅・施設・地域密着型サービス事業所を介護保険事業計画に基づいて整備を進めます。

また、介護サービスの質の向上を図るため、認定調査・認定審査会の適正化、ケアプランのチェック、福祉用具購入・住宅改修の現地確認、医療情報との突き合わせ等を、また、介護保険施設等の運営指導等の際には、人員配置基準や運営状況について指摘や助言することにより、安心して利用できる施設環境の保持に努めます。介護支援専門員（ケアマネジャー）に対しては、さらなる質の向上を図るため研修を実施、また事例検討会の参加を推進します。

2040年にかけて、認知症の有病率や要介護認定率が他の世代と比較して相対的に高い85歳以上人口が急増することから、介護サービスの需要は更に高まることが見込まれています。増加するサービス需要に対応する介護職員の数については、国の集計によると2040年度には2019年度比で約69万人増の約280万人となっています。一方で、2040年にかけて、生産年齢人口は急激に減少することが見込まれており、介護現場の人材確保が大きな課題となることが見込まれています。介護人材の不足は、介護サービスの供給を制約する要因となることから、介護人材の処遇改善や給付金の支給、ICTの活用等による負担軽減やハラスメント対策による職場環境の改善等、介護人材確保のための施策をより一層推進していきます。

(1) 適切な介護サービス事業所の整備の推進

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	介護事業所・施設の整備	介護保険事業計画に基づいて、必要な介護事業所・施設を整備していきます。	高齢福祉課

(2) 介護サービスの質の向上

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	要介護（支援）認定の適正化	介護保険制度における要介護（支援）認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行わなければなりません。また、認定申請受付後の認定調査及び、主治医意見書の入手を迅速に行うことが求められています。サービスを必要とする被保険者に適正な認定を行うために、研修等を通じ、認定調査及び認定審査会における適正化、平準化に努めます。	介護保険課
2	介護予防ケアマネジメント事業	高齢者が要介護（支援）状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択（希望）に基づき必要な援助を行っています。	地域包括支援課
3	ケアマネジメント等の適正化	利用者の「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向け、居宅介護（介護予防）サービス計画について、介護支援専門員資格を有する市職員とサービス計画を作成した介護支援専門員がともに確認検証を行うことで、個々の利用者が真に必要なサービスを確保し、適正なケアプランの作成の推進に努めます。	介護保険課
4	住宅改修等の適正化	住宅改修費の支給について、利用者宅の訪問調査や工事見積書の点検等を行います。また、福祉用具の貸与や購入についても、貸与事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）への聞き取り調査等を行い、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を行います。	介護保険課
5	事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化	事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化について、縦覧点検や医療情報との突合を実施し、すべての事業者がルールを順守したサービス提供及び介護報酬の請求ができるように支援及び指導しています。介護給付費通知の送付を年2回行い、介護給付等に要する費用への理解を求めるとともに、利用者が受けたサービス等の確認を行います。	介護保険課

No.	取組名	概要	担当課
6	つくば市看取り介護給付金事業	人生の最終段階においても住み慣れた場所で暮らし続けたいという施設入所者の希望に対応し、対象施設における高齢者の看取り体制の推進を図ることを目的として給付金を交付します。 給付金額：6,400円/人 令和4年度給付実績：91件	高齢福祉課
7	つくば市要介護度改善ケア給付金事業	施設職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供に資することを目的とし、高齢者の要介護度が改善された場合に給付金を交付しています。 給付金額：50,000円/人 令和4年度給付実績：6件	高齢福祉課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値 (予定数)		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	要介護(支援)認定審査数	件	4,163	7,538	6,800	6,900	7,000
3	居宅介護(介護予防)サービス計画実確認数	件	28	51	60	60	60
4	住宅改修等延べ確認数	件	833	897	840	840	840
5	医療情報との突合件数	件	-	-	500	500	500

(3) 介護サービス事業所の指導・監査の強化

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	介護サービス事業所の指導及び監査	平成25年4月1日から、茨城県より、介護保険法等の事業認可等に関する権限がつくば市に移譲されたため、市内の介護サービス事業所に対し、「介護給付等対象サービス」の質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法第24条及び関係法令等の規定に基づき、指導及び監査を実施します。	社会福祉課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値 (予定数)		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	運営指導・監 査数	件	51	60	60	60	60

(4) 介護人材の確保

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	介護人材の処遇改善とキャリアアップの構築	賃金改善のための処遇改善加算や、介護職員の確保・定着につなげていくための介護職員等特定処遇改善加算に加え、令和4年度の介護報酬改定において、介護職員の収入を引き上げるため創設された介護職員等ベースアップ等支援加算により、更なる改善を行い、介護の担い手の育成と確保に努めます。	高齢福祉課
2	つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金	つくば市内の介護事業所等に新規で勤務を開始した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付し、介護の担い手の育成と確保に努めます。 給付金額：(常勤職員) 50,000円/人、(非常勤職員) 30,000円/人 令和4年度実績：35件	高齢福祉課
3	つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金	つくば市内の介護事業所等に勤務している方で、介護職員初任者研修または実務者研修を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付し、介護の担い手の育成と確保に努めます。 給付金額：介護職員初任者研修または実務者研修の受講料及びテキスト代金の半額(1,000円未満切り捨て、上限50,000円/人) 令和4年度実績：6件	高齢福祉課

(5) 介護現場の生産性向上と負担軽減

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	介護ロボット・ICT導入支援	移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援の場面において介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図る介護ロボット・ICTを導入する費用について県の補助制度の活用を促し、働きやすい職場環境の整備及び介護従事者の確保に努めます。	高齢福祉課
2	文書負担の軽減	介護サービス事業者の事務手続に係る負担軽減のため、押印省略や電子申請の拡大などの取組を行ってきました。介護保険法施行規則等の改正に伴い、第9期期間中には、指定申請等における標準様式の使用、「電子申請・届出システム」の利用が原則化されることから、利用開始に向けた対応を実施していきます。	高齢福祉課
3	リスクマネジメントの推進	介護サービス事業所で発生した事故等については、事故報告書による報告の徹底を促すとともに、報告された事故情報の集計・分析を行い、介護現場に対する指導や支援等に活用していきます。	高齢福祉課
4	ハラスメント対策の推進	令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務づけられたことを踏まえ、介護サービス事業所に対するマニュアルの周知等、ハラスメント対策の推進に向けた体制整備の支援・連携体制の強化を行う等、介護職員が安心して働くことができるよう、職場環境・労働環境の改善を図っていきます。	高齢福祉課

2 低所得者の利用負担等の軽減

低所得者で、特に生計を維持することが困難な方に対して、利用料の負担の軽減を実施していきます。

また、利用者負担軽減制度である「特定入所者介護（介護予防）サービス費」、「高額介護（介護予防）サービス費」、「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」について、利用者にわかりやすいような制度周知に努めていきます。

(1) 低所得者の利用負担等の軽減

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	社会福祉法人による利用者負担額減免事業	介護保険サービスを提供する社会福祉法人が、その社会的役割にかんがみ、低所得者で生計が困難である方の利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的にする制度です。 この制度は、社会福祉法人にも負担が生じるため、軽減の実施に関しては各社会福祉法人に任されています。社会福祉法人が低所得者に対して利用者負担の軽減を実施する際には、市が該当する社会福祉法人に対して一定額を助成することで、利用者の負担軽減を図ります。	介護保険課
2	特定入所者介護（予防）サービス費事業	介護保険施設の入所又は短期入所を利用した場合に発生する介護費用以外の食費、居住費について、低所得者の世帯に対して過重な負担増により施設入所が困難になることがないように、所得や預貯金等の資産状況に応じた定額の負担限度額を設けることにより、食費、居住費の一部を給付し負担軽減を図ります。	介護保険課
3	高額介護（予防）サービス費事業 高額医療・高額介護合算サービス費事業	高額介護（予防）サービス費は、介護保険サービスの利用者負担が著しく高額にならないように、世帯での負担合計が一定の上限（負担上限額）を超えた場合に、その超えた分を給付し、利用者負担を軽減する制度です。 また、高額医療・高額介護合算サービス費は、医療費と介護費の負担が著しく高額にならないように、医療費と介護費を合算した負担額が一定の上限を超えた場合は、その超えた分の払い戻しを行う制度です。	介護保険課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	社会福祉法人による利用者負担額減免実認定者数	人	34	40	41	42	43
2	特定入所者介護（予防）サービス実認定者数	人	1,392	1,335	1,400	1,450	1,500
3	高額介護（予防）サービス、高額医療・高額介護合算サービス延べ利用者数	人	25,215	24,645	25,000	25,500	26,000

3 介護保険料の減免・細分化

公費による低所得者への更なる保険料軽減強化として、保険料第1段階から第3段階である市民税非課税世帯に属する方の介護保険料を減額しています。

また、災害等で著しい損害が生じた、あるいは世帯の生計を主として維持する方の収入が一定程度減少した場合は、申請に基づいて保険料の減免や徴収猶予を行っています。

(1) 介護保険料の減免・細分化

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	保険料の減免	介護保険制度での保険料の段階は、所得状況及び市民税の課税状況に応じて設定されていますが、災害や心身の重大な障害、失業、生活困窮等により、保険料の全部又は一部を納付することができない場合は、保険料の減免措置を行います。	介護保険課
2	保険料段階区分の細分化	第9期計画の令和6年度から令和8年度の3年間の保険料段階区分について、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、引続き多段階化を実施します。	介護保険課

第7章

介護保険事業計画の推進

1 サービスごとの給付実績の推移と推計

日常生活圏域ごとに、認知度や自立度など要介護者のニーズに合った居宅・施設・地域密着型サービス事業所を介護保険事業計画に基づいて整備を進めます。

(1) 居宅サービス

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、食事や排せつ等の介助や生活援助を行うサービスです。

入力予定

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	10,426 (10,776)	10,789 (11,592)				
執行率(%)	96.8	93.1				
介護給付 (回)	249,299 (249,169)	267,162 (274,836)				
執行率(%)	100.1	97.2				

※ () は第8期計画時の推計値

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	1,641 (1,332)	1,553 (1,392)				
執行率(%)	123.2	111.6				
介護給付 (回)	8,608 (7,216)	8,226 (7,551)				
執行率(%)	119.3	108.9				
予防給付 (人)	7 (0)	0 (0)				
執行率(%)	-	-				
予防給付 (回)	9 (0)	0 (0)				
執行率(%)	-	-				

※ () は第8期計画時の推計値

入力予定

③訪問看護・介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行うサービスです。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	7,604 (7,668)	7,739 (8,352)				
執行率(%)	99.2	92.7				
介護給付 (回)	54,191 (57,433)	55,802 (62,740)				
執行率(%)	94.4	88.9				
予防給付 (人)	1,003 (852)	1,023 (924)				
執行率(%)	117.7	110.7				
予防給付 (回)	5,319 (5,070)	5,354 (5,485)				
執行率(%)	104.9	97.6				

※ () は第8期計画時の推計値

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリを行うサービスです。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	2,981 (2,700)	2,877 (2,904)				
執行率(%)	110.4	99.1				
介護給付 (回)	33,569 (27,216)	31,730 (29,410)				
執行率(%)	123.3	107.9				
予防給付 (人)	406 (372)	388 (408)				
執行率(%)	109.1	95.1				
予防給付 (回)	3,337 (3,752)	3,319 (4,114)				
執行率(%)	88.9	80.7				

※ () は第8期計画時の推計値

入力予定

⑤通所介護

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで提供するサービスです。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	20,481 (21,816)	19,846 (22,884)				
執行率(%)	93.9	86.7				
介護給付 (回)	219,530 (228,520)	209,774 (240,133)				
執行率(%)	96.1	87.4				

※ () は第8期計画時の推計値

⑥通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などを提供するサービスです。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	5,634 (6,492)	5,543 (6,732)				
執行率(%)	86.8	82.3				
介護給付 (回)	48,274 (51,420)	45,359 (53,372)				
執行率(%)	93.9	85.0				
予防給付 (人)	822 (984)	1,016 (1,032)				
執行率(%)	83.5	98.4				

※ () は第8期計画時の推計値

⑦居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方や食事といった療養上の管理・指導を行うサービスです。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	10,567 (10,344)	10,976 (11,208)				
執行率(%)	102.2	97.9				
予防給付 (人)	421 (336)	456 (348)				
執行率(%)	125.3	131.0				

※ () は第8期計画時の推計値

入力予定

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を受けられるサービスです。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	5,713 (6,336)	5,657 (6,612)				
執行率(%)	90.2	85.6				
介護給付 (日)	93,036 (95,642)	90,562 (100,284)				
執行率(%)	97.3	90.3				
予防給付 (人)	82 (36)	89 (36)				
執行率(%)	227.8	247.2				
予防給付 (日)	432 (204)	384 (204)				
執行率(%)	211.8	188.2				

※（ ）は第8期計画時の推計値

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所して、医療や介護、機能訓練を受けられるサービスです。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	316 (684)	339 (756)				
執行率(%)	46.2	44.8				
介護給付 (日)	2,346 (4,606)	1,983 (5,033)				
執行率(%)	50.9	39.4				
予防給付 (人)	0 (0)	2 (0)				
執行率(%)	-	-				
予防給付 (日)	0 (0)	29 (0)				
執行率(%)	-	-				

※（ ）は第8期計画時の推計値

入力予定

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練を提供するサービスです。今期中に 90 床の整備を実施する方針です。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	122 (131)	119 (135)				
執行率 (%)	93.1	88.1				
予防給付 (人)	21 (19)	19 (20)				
執行率 (%)	110.5	95.0				

※ () は第 8 期計画時の推計値、人数 ÷ 12 カ月で算定

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルすることができるサービスです。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	27,123 (28,536)	27,872 (30,912)				
執行率 (%)	95.0	90.2				
予防給付 (人)	4,989 (4,644)	5,446 (5,016)				
執行率 (%)	107.4	108.6				

※ () は第 8 期計画時の推計値

⑫特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

貸与になじまない入浴や排せつ等に使用する福祉用具を購入することができるサービスです。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	406 (456)	414 (480)				
執行率 (%)	89.0	86.3				
予防給付 (人)	92 (60)	97 (72)				
執行率 (%)	153.3	134.7				

※ () は第 8 期計画時の推計値

入力予定

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

住宅環境を整えるために、要介護区分に関係なく小規模な住宅改修を行うことができます。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	240 (264)	262 (276)				
執行率 (%)	90.9	94.9				
予防給付 (人)	99 (84)	125 (84)				
執行率 (%)	117.9	148.8				

※ () は第8期計画時の推計値

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅サービスを利用するために、介護支援専門員（ケアマネジャー）が「サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	43,027 (43,332)	42,705 (45,384)				
執行率 (%)	99.3	94.1				
予防給付 (人)	6,350 (5,988)	6,832 (6,420)				
執行率 (%)	106.0	106.4				

※ () は第8期計画時の推計値

(2) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行うサービスです。日中・夜間を通じた訪問介護・看護のニーズが高まっていることから、今期中に1事業所の整備を行う方針です。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	7 (0)	3 (0)				
執行率 (%)	-	-				

※ () は第8期計画時の推計値

②夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間態勢の訪問介護があります。今期は整備を行わない方針です。今後必要なサービスが円滑に確保されるよう、ニーズの動向を注視する必要があります。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	0 (0)	0 (0)				
執行率 (%)	-	-				

※ () は第8期計画時の推計値

③地域密着型通所介護

利用定員19人未満のデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで提供するサービスです。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	2,994 (3,264)	3,151 (3,324)				
執行率 (%)	91.7	94.8				
介護給付 (回)	27,945 (32,470)	27,841 (33,264)				
執行率 (%)	86.1	83.7				

※ () は第8期計画時の推計値

④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで提供するサービスです。今期は整備を実施しない方針ですが、必要なサービスが円滑に確保されるよう、ニーズの動向を注視する必要があります。

入力予定

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	89 (72)	77 (72)				
執行率(%)	123.6	106.9				
介護給付 (回)	1,100 (1,018)	1,034 (1,048)				
執行率(%)	108.1	98.7				
予防給付 (人)	0 (0)	0 (0)				
執行率(%)	-	-				

※ () は第8期計画時の推計値

⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」などを組み合わせて、食事・入浴などの介護や支援を提供するサービスです。既存のサービス量で充足できると考えられるため、今期は整備を実施しない方針です。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	1,003 (1,068)	989 (1,140)				
執行率(%)	93.9	86.8				
予防給付 (人)	66 (84)	80 (84)				
執行率(%)	78.6	95.2				

※ () は第8期計画時の推計値

⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を提供するサービスです。既存事業所の安定的な運営の継続のため、今期中に既存事業所の3床の増床を行う方針です。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	292 (302)	285 (305)				
執行率(%)	96.7	93.4				
予防給付 (人)	11 (0)	18 (0)				
執行率(%)	-	-				

※ () は第8期計画時の推計値、人数÷12カ月で算定

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

入力予定

定員 29 人以下の介護専用型特定施設で食事・入浴などの介護や機能訓練を提供するサービスです。今期は整備を実施しない方針です。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	0 (0)	0 (0)				
執行率 (%)	-	-				

※ () は第8期計画時の推計値

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理を提供するサービスです。既存のサービス量で充足できると考えられるため、今期は整備を実施しない方針です。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	179 (199)	188 (199)				
執行率 (%)	89.9	94.5				

※ () は第8期計画時の推計値、人数÷12カ月で算定

⑨看護小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」に加えて看護師などによる「訪問看護」も組み合わせることで、食事・入浴などの介護や支援及び看護の一体的に提供するサービスです。在宅で暮らす医療ケアが必要な方のサービスニーズが高まっていると考えられることから、9期計画期間中に1事業所の整備を行う方針です。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	168 (216)	184 (228)				
執行率 (%)	77.8	80.7				

※ () は第8期計画時の推計値

【地域密着型サービス定員数の見込量】

(人)

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症対応型 共同生活介護	筑波圏域	72	72	72
	大穂圏域	63	63	63
	豊里圏域	18	18	18
	桜圏域	27	27	27
	谷田部東圏域	27	27	27
	谷田部西圏域	72	72	72
	荃崎圏域	36	36	36
	市全体	315	315	315
地域密着型特 定施設入居者 生活介護	筑波圏域	0	0	0
	大穂圏域	0	0	0
	豊里圏域	0	0	0
	桜圏域	0	0	0
	谷田部東圏域	0	0	0
	谷田部西圏域	0	0	0
	荃崎圏域	0	0	0
	市全体	0	0	0
地域密着型介 護老人福祉施 設入所者生活 介護	筑波圏域	29	29	29
	大穂圏域	29	29	29
	豊里圏域	29	29	29
	桜圏域	29	29	29
	谷田部東圏域	29	29	29
	谷田部西圏域	29	29	29
	荃崎圏域	29	29	29
	市全体	203	203	203

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。8期計画で150床分の整備を行ったことにより、当面は一定の待機者数の解消が予想されることから、今期は整備を実施しない方針です。

年度	実績		入推計定			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	639 (603)	627 (605)				
執行率(%)	106.0	103.6				

※（ ）は第8期計画時の推計値、人数÷12カ月で算定

②介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。既存のサービス量で充足できると考えられるため、整備は実施しない方針です。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	555 (613)	533 (615)				
執行率(%)	90.5	86.7				

※（ ）は第8期計画時の推計値、人数÷12カ月で算定

③介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設です。医療、日常生活上の介護等を受けられます。今期は整備を実施しない方針ですが、引き続き整備の必要性について検討が必要です。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	2 (4)	3 (4)				
執行率(%)	50.0	75.0				

※（ ）は第8期計画時の推計値、人数÷12カ月で算定

④介護療養型医療施設

長期の療養を必要とする人のための施設です。医療・看護・介護・リハビリテーション等を受けられます。

年度	実績		推計			
	R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
介護給付 (人)	1 (0)	1 (0)				
執行率(%)	-	-				

※（ ）は第8期計画時の推計値、人数÷12カ月で算定

2 日常生活圏域ごとの整備状況

(1) 地域密着型サービス

(令和6年4月1日見込) (人)

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	デルフィ	医療法人 恵仁会	筑波	18	72
2	幸寿苑	有限会社 弥久	筑波	18	
3	作谷長寿館	株式会社 長寿館	筑波	18	
4	いちさと筑波	東成産業 株式会社	筑波	18	
5	ファミリーユ	医療法人 健佑会	大穂	27	63
6	つくしの森	医療法人 社団柴原医院	大穂	18	
7	みどりの森	医療法人社団 柴原医院	大穂	18	
8	あいりレーとよさと	株式会社 アイリレーとよさと	豊里	18	18
9	ほほえみ	有限会社 ほほえみ	桜	9	27
10	楓	株式会社 メディカルアシスト	桜	18	
11	いっしん館つくば	株式会社 いっしん	谷田部東	18	27
12	美桜	有限会社 ライフファクトリー	谷田部東	9	
13	あいりレーつくば	株式会社 つくばエデュース	谷田部西	15	69
14	たんぼぼ	株式会社 キュート	谷田部西	27	
15	自然の家	日新興業 株式会社	谷田部西	9	
16	筑水苑	医療法人社団 みなみつくば會	谷田部西	18	36
17	いちょうの木	社会福祉法人 愛信会	荃崎	18	
18	あおぞら六斗	有限会社 アートライフ	荃崎	18	
小規模多機能型居宅介護					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	あいりレー・ケアホームつくば	株式会社 つくばエデュース	大穂	29	29
2	豊里長寿館	株式会社 長寿館	豊里	25	25
3	楓	株式会社 メディカルアシスト	桜	29	29
4	ケアサポート田村	社会福祉法人 筑南会	谷田部西	25	25
看護小規模多機能型居宅介護					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	看護小規模多機能型なかよし	医療法人社団 健康尚仁会	筑波	25	25
認知症対応型通所介護					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	デイサービス美桜	有限会社 ライフファクトリー	谷田部東	12	12

地域密着型通所介護					
	名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員
1	デイサービスうちね	株式会社 内根	桜	10	73
2	指定通所介護事業所ほほえみ	有限会社 ほほえみ	桜	10	
3	つくばの杜指定通所介護事業所	社会福祉法人 勤翁慈温会	桜	18	
4	レコードブックつくば竹園	株式会社 SITIA	桜	15	
5	ウェルネスクラブ桜	有限会社 アイシーネット	桜	10	
6	さわやかジム	株式会社 ユーカリケア	桜	10	
7	デイサービスゆとりえ春日	株式会社 アネックス	谷田部東	10	10
8	デイサービス自然の家	日新興業 株式会社	谷田部西	10	91
9	サンシャインデイサービスセンター	医療法人社団 みなみつくば會	谷田部西	15	
10	デイサービスセンターVIVIDつくば	株式会社 つくばアクアライフ	谷田部西	15	
11	トレランス田村デイサービスセンター	社会福祉法人 筑南会	谷田部西	18	
12	でいさ～びす木の花さくや	社会福祉法人 のぞみ会	谷田部西	15	
13	リハビリ特化型デイサービスヘルスコア	株式会社 樋口	谷田部西	18	

(2) 施設・有料老人ホーム

(令和6年4月1日見込) (人)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	筑波園	社会福祉法人 恵愛会	筑波	110	110
2	シニアガーデン	社会福祉法人 健誠会	大穂	50	120
3	まごころの杜つくば	社会福祉法人 関耀会	大穂	70	
4	美健荘	社会福祉法人 豊里園	豊里	50	50
5	つくばの杜	社会福祉法人 勤翁慈温会	桜	50	50
6	新つくばホーム	社会福祉法人 筑南会	谷田部東	85	195
7	はなみずき	社会福祉法人 筑竜会	谷田部東	110	
8	アイリスコート	社会福祉法人 二希会	谷田部西	90	160
9	木の花さくや	社会福祉法人 のぞみ会	谷田部西	70	
10	くきの里	社会福祉法人 愛信会	荃崎	50	110
11	大地と大空	社会福祉法人 欣水会	荃崎	60	
介護老人保健施設					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	アリエッタ	医療法人 恵仁会	筑波	100	300
2	豊浦	医療法人社団 桜水会	筑波	100	
3	なでしこ	医療法人 重陽会	筑波	100	
4	つくばケアセンター	医療法人社団 筑波記念会	大穂	100	200
5	つくばリハビリテーションセンター	医療法人 健佑会	大穂	100	
6	そよかぜ	一般財団法人 筑波麓仁会	谷田部西	100	200
7	プレミエール元気館	医療法人社団 みなみつくば會	谷田部西	100	
8	ひまわり	医療法人社団 双愛会	荃崎	78	78
特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム混合型)					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	らいふつくば花畑	株式会社 とんぼらいふ	大穂	30	75
2	つくばメディケアレジデンス	有限会社 ケイエム企画	大穂	45	
3	サンシャインつくばリゾート	医療法人社団 みなみつくば會	谷田部東	50	50
4	サンシャイン・ヴィラつくば倶楽夢	医療法人社団 みなみつくば會	谷田部西	68	68

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)					
名称		法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員
1	シニアガーデン アネックス	社会福祉法人 健誠会	筑波	29	29
2	シニアガーデン別館	社会福祉法人 健誠会	大穂	29	29
3	フロンティア	社会福祉法人 博愛会	豊里	29	29
4	桜華	社会福祉法人 千羽鶴	桜	29	29
5	はなみずきサテライト	社会福祉法人 筑竜会	谷田部東	29	29
6	トレランス田村	社会福祉法人 筑南会	谷田部西	29	29
7	ユニット型特別養護 老人ホーム いちよ うの木	社会福祉法人 愛信会	荃崎	29	29



3 介護（予防）給付費等の推移と推計

(1) 介護給付費の推移

令和3年度から令和4年度の増減率について、居宅サービスでは99.9%、地域密着型サービスでは102.4%、施設サービスでは99.4%となっています。

	サービス種類	R3 (2021)	R4 (2022)	増減率
居宅サービス	訪問介護	726,066,273	780,784,467	107.5%
	訪問入浴介護	109,046,062	104,566,933	95.9%
	訪問看護	336,534,309	353,853,441	105.1%
	訪問リハビリテーション	100,631,537	94,147,768	93.6%
	居宅療養管理指導	109,404,782	117,762,494	107.6%
	通所介護	1,734,447,381	1,667,464,028	96.1%
	通所リハビリテーション	414,805,568	398,032,970	96.0%
	短期入所生活介護	812,808,604	794,230,900	97.7%
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	25,993,187	22,665,230	87.2%
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	587,444	472,873	80.5%
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	-
	福祉用具貸与	378,147,800	398,450,047	105.4%
	福祉用具購入費	11,156,306	12,021,199	107.8%
	住宅改修費	22,201,945	21,842,109	98.4%
	特定施設入居者生活介護	283,437,362	286,299,127	101.0%
	居宅介護支援	670,989,358	675,430,140	100.7%
	居宅サービス 小計	5,736,257,918	5,728,023,726	99.9%
地域密着サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,257,345	1,964,536	156.2%
	夜間対応型訪問介護	0	0	-
	地域密着型通所介護	215,723,160	206,284,467	95.6%
	認知症対応型通所介護	11,823,247	10,958,592	92.7%
	小規模多機能型居宅介護	192,829,138	199,853,365	103.6%
	認知症対応型共同生活介護	907,196,587	910,621,174	100.4%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	602,485,826	641,764,784	106.5%
	看護小規模多機能型居宅介護	34,776,070	41,487,902	119.3%
	地域密着サービス 小計	1,966,091,373	2,012,934,820	102.4%
施設サービス	介護老人福祉施設	2,045,289,596	2,064,903,859	101.0%
	介護老人保健施設	1,895,118,378	1,846,019,552	97.4%
	介護療養型医療施設	3,508,625	2,540,716	72.4%
	介護医療院	5,680,580	10,978,031	193.3%
		施設サービス 小計	3,949,597,179	3,924,442,158
	介護給付費 合計	11,651,946,470	11,665,400,704	100.1%

(2) 介護給付費の見込額

入力予定

サービス種類		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)
居宅サービス	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護				
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）				
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）				
	短期入所療養介護（介護医療院）				
	福祉用具貸与				
	福祉用具購入費				
	住宅改修費				
	特定施設入居者生活介護				
	居宅介護支援				
	居宅サービス 合計				
地域密着サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
	夜間対応型訪問介護				
	地域密着型通所介護				
	認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型共同生活介護				
	地域密着型特定施設入居者生活介護				
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
	看護小規模多機能型居宅介護				
	地域密着サービス 合計				
施設サービス	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護療養型医療施設				
	介護医療院				
	施設サービス 合計				

(3) 介護予防給付費の推移

令和3年度から令和4年度の増減率について、介護予防サービスでは108.5%、地域密着型介護予防サービスでは129.6%となっています。

サービス種類		R3 (2021)	R4 (2022)	増減率
介護 予防 サービス	介護予防訪問入浴介護	81,359	0	0.0%
	介護予防訪問看護	30,590,381	30,260,292	98.9%
	介護予防訪問リハビリテーション	9,421,210	9,288,179	98.6%
	介護予防居宅療養管理指導	4,118,958	4,676,207	113.5%
	介護予防通所介護	0	0	-
	介護予防通所リハビリテーション	30,227,851	37,285,494	123.3%
	介護予防短期入所生活介護	2,694,642	2,441,931	90.6%
	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	0	207,218	-
	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	-
	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	-
	介護予防福祉用具貸与	38,287,322	42,452,824	110.9%
	特定介護予防福祉用具購入費	2,218,220	2,294,569	103.4%
	介護予防住宅改修費	9,817,222	11,563,409	117.8%
	介護予防特定施設入居者生活介護	17,227,483	15,788,650	91.6%
	介護予防支援	31,257,677	34,553,628	110.5%
介護予防サービス 小計		175,942,325	190,812,401	108.5%
介護 予防 サービス 地域 密着 型	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-
	介護予防小規模多機能型居宅介護	4,397,229	5,085,805	115.7%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,999,074	4,503,043	150.1%
	地域密着型介護予防サービス 小計		7,396,303	9,588,848

(4) 介護予防給付費の見込み額

入力予定

サービス種類		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)
介護 予防 サ ー ビ ス	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防在宅療養管理指導				
	介護予防通所介護				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護				
	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）				
	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）				
	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）				
	介護予防福祉用具貸与				
	特定介護予防福祉用具購入費				
	介護予防住宅改修費				
	介護予防特定施設入居者生活介護				
	介護予防支援				
介護予防サービス 小計					
介護 予防 サ ー ビ ス 地 域 密 着 型	介護予防認知症対応型通所介護				
	介護予防小規模多機能型居宅介護				
	介護予防認知症対応型共同生活介護				
	地域密着型介護予防サービス 小計				

(5) 保険給付額全体の見込額

入力予定

区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)
介護給付費計				
予防給付費計				
特定入所者介護サービス費等給付費				
高額介護サービス費等給付額				
高額医療合算サービス費等給付額				
審査支払手数料				
標準給付費見込額				

(6) 地域支援事業費の推移

令和3年から令和4年の増減率をみると、介護予防・日常生活支援総合事業では107.8%、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業では100.0%、包括的支援事業（社会保障充実）では103.7%となっています。

また、地域支援事業費の総計では増減率は103.5%となっており、約2千万円増加しています。

区分		R3(2021)	R4(2022)	増減率(%)
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス（第1号訪問事業）	39,712	42,986	108.2%
	介護予防訪問介護相当サービス	39,168	41,666	106.4%
	訪問型サービスA（基準緩和型）	0	0	-
	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	544	1,320	242.7%
	通所型サービス（第1号通所事業）	168,643	179,400	106.4%
	介護予防通所介護相当サービス	168,643	179,400	106.4%
	通所型サービスA（基準緩和型）	0	0	-
	介護予防ケアマネジメント （第1号介護予防支援事業）	22,161	24,179	109.1%
	高額介護予防サービス費相当事業等	689	458	66.5%
	一般介護予防事業	22,765	26,713	117.3%
	介護予防把握事業	0	0	-
	介護予防普及啓発事業	20,812	24,741	118.9%
	地域介護予防活動支援事業	1,735	1,799	103.7%
	一般介護予防事業評価事業	0	0	-
	地域リハビリテーション活動支援事業	218	173	79.4%
	上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	707	753	106.5%
	計	254,677	274,489	107.8%
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	269,224	269,444	100.1%
	任意事業	41,842	41,524	99.2%
	介護給付等費用適正化事業	5,065	5,180	102.3%
	家族介護支援事業	34,784	34,119	98.1%
	その他の事業	1,993	2,225	111.6%
計	311,066	310,968	100.0%	

区分		R3	R4	増減率 (%)
包括的支援事業 (社会保障充実分)	在宅医療・介護連携推進事業	10,562	10,788	102.1%
	生活支援体制整備事業	38,636	36,601	94.7%
	認知症初期集中支援推進事業	17,990	22,234	123.6%
	認知症地域支援・ケア向上事業	1,936	2,112	109.1%
	地域ケア会議推進事業	353	325	92.1%
	計	69,477	72,060	103.7%
地域支援事業費 計		635,220	657,517	103.5%
介護予防・日常生活支援総合事業費		254,677	274,489	107.8%
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業		311,066	310,968	100.0%
包括的支援事業（社会保障充実分）		69,477	72,060	103.7%

入力予定

(7) 地域支援事業費の見込額

区分		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス（第1号訪問事業）				
	介護予防訪問介護相当サービス				
	訪問型サービスA（基準緩和型）				
	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）				
	通所型サービス（第1号通所事業）				
	介護予防通所介護相当サービス				
	通所型サービスA（基準緩和型）				
	介護予防ケアマネジメント （第1号介護予防支援事業）				
	高額介護予防サービス費相当事業等				
	一般介護予防事業				
	介護予防把握事業				
	介護予防普及啓発事業				
	地域介護予防活動支援事業				
	一般介護予防事業評価事業				
	地域リハビリテーション活動支援事業				
	上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業				
計					
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）				
	任意事業				
	介護給付等費用適正化事業				
	家族介護支援事業				
	その他の事業				
計					

区分		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)
(社会的 支援事業 充実分)	在宅医療・介護連携推進事業				
	生活支援体制整備事業				
	認知症初期集中支援推進事業				
	認知症地域支援・ケア向上事業				
	地域ケア会議推進事業				
	計				
地域支援事業費 計					
	介護予防・日常生活支援総合事業費				
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業				
	包括的支援事業（社会保障充実分）				

第 8 章

介護保険料の見込額

保険料額決定後掲載予定

当日配布資料1

第5回つくば市高齢者福祉推進会議（第9期） 事務局出席者名簿

	部・課名等	役職	氏名
1	福祉部	部長	根本 祥代
2	福祉部	次長	相澤 幸男
3	保健部	顧問	黒田 直明
4	福祉部 地域包括支援課	課長	相澤 幸子
5	福祉部 地域包括支援課	課長補佐	飯島 良弘
6	保健部 介護保険課	係長	小林 実
7	保健部 健康増進課	係長	小池 牧子
8	保健部 健康増進施設いきいきプラザ	保健係長	永井 さなえ
9	建設部 住宅政策課	係長	加園 美紀
10	福祉部 社会福祉課	課長	宇津野 功
11	福祉部 社会福祉課	係長	大竹 智
12	福祉部 高齢福祉課	課長	日下 永一
13	福祉部 高齢福祉課	課長補佐	稲葉 正子
14	福祉部 高齢福祉課	係長	石田 佳子
15	福祉部 高齢福祉課	主任	相馬 智菜津
16	株式会社 名豊		大川 祐希

第 2 章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 統計からみた本市の現状

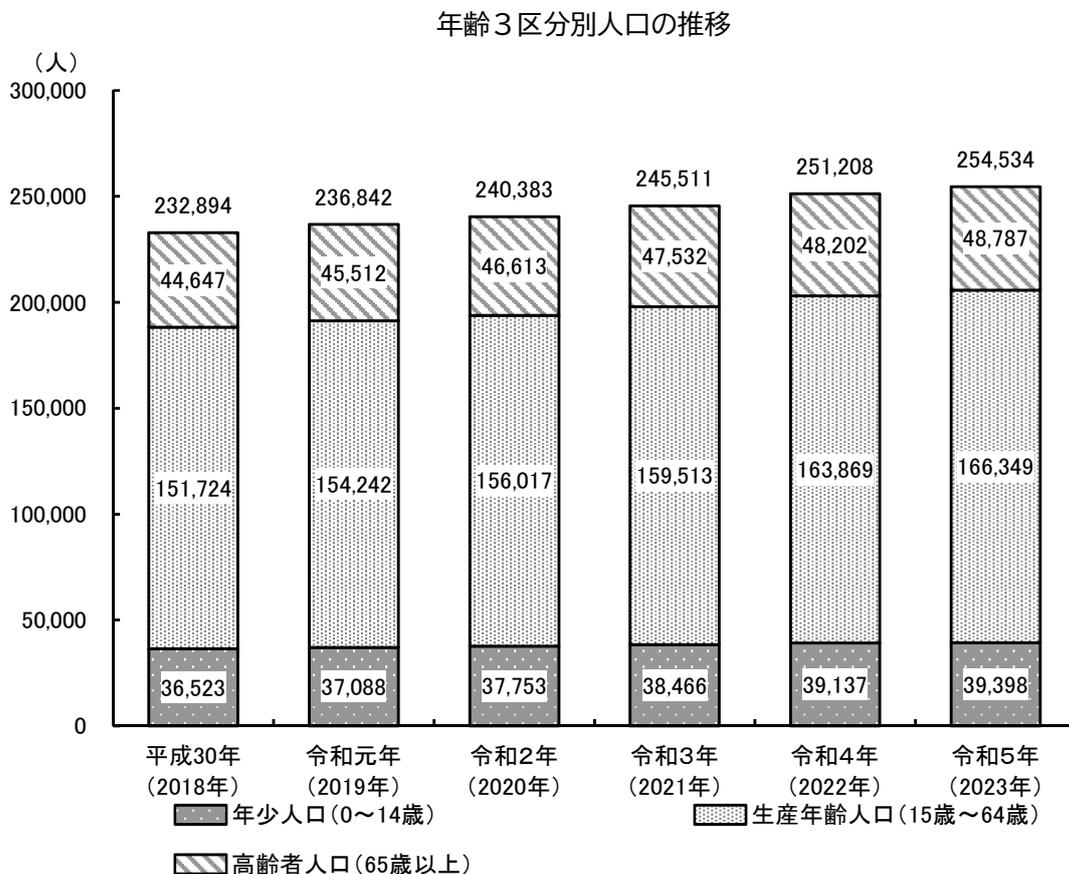
(1) 人口の推移

① 総人口の推移

本市の人口は、増加傾向を示しており、平成30年の232,894人から令和5年の254,534人と、5年間で21,640人増加しています。

年少人口は、平成30年の36,523人から令和5年の39,398人、生産年齢人口は151,724人から166,349人とそれぞれ増加傾向にあります。

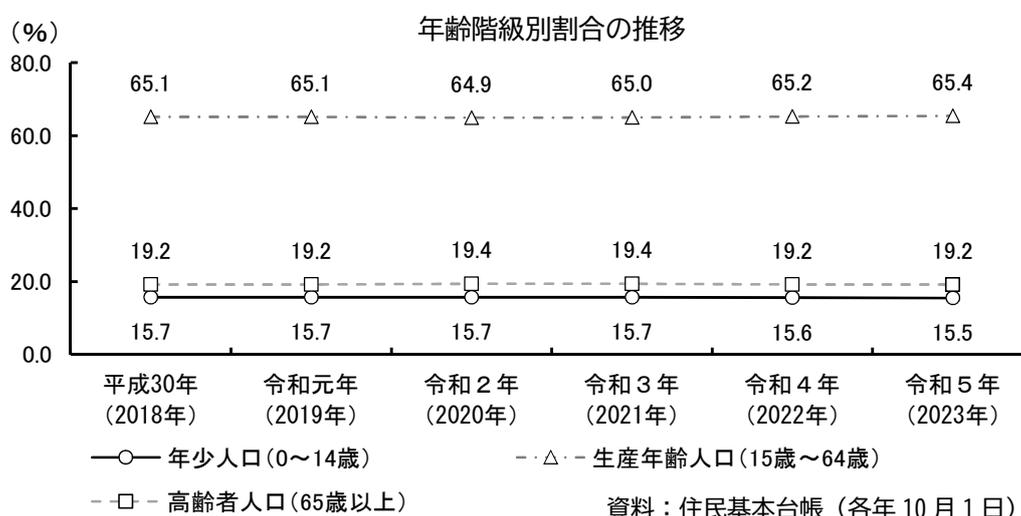
高齢者人口も同様に、平成30年の44,647人から令和5年の48,787人と4,140人増加しています。



資料：住民基本台帳（各年 10月 1日）

② 年齢階級別割合の推移

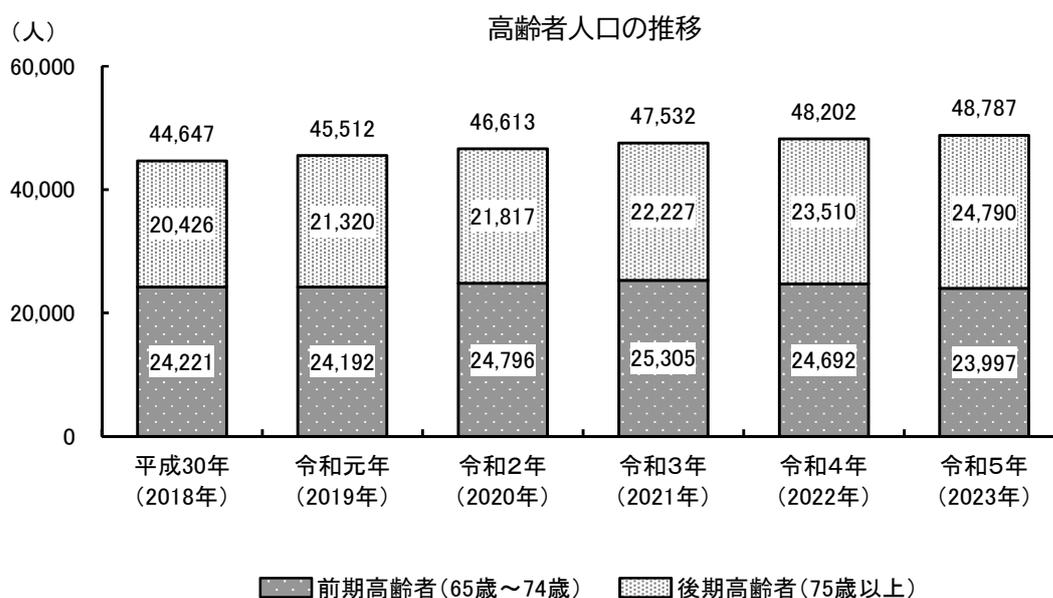
平成30年から令和5年までの年齢階級別割合の推移をみると大きな変動はありません。



(2) 高齢者人口の推移

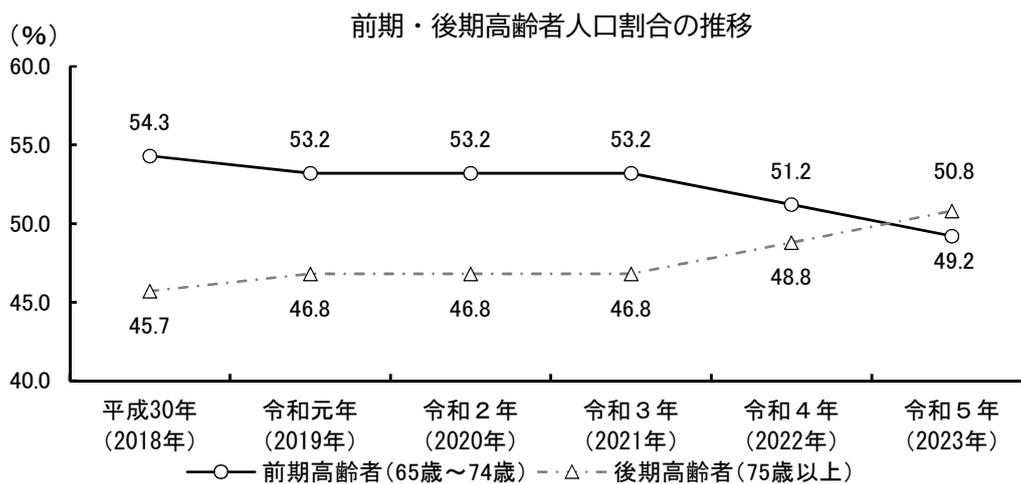
① 高齢者人口の推移

高齢者人口を2階級に分けて推移を見ると、後期高齢者は増加傾向、前期高齢者は減少傾向にあります。



② 前期・後期高齢者人口割合の推移

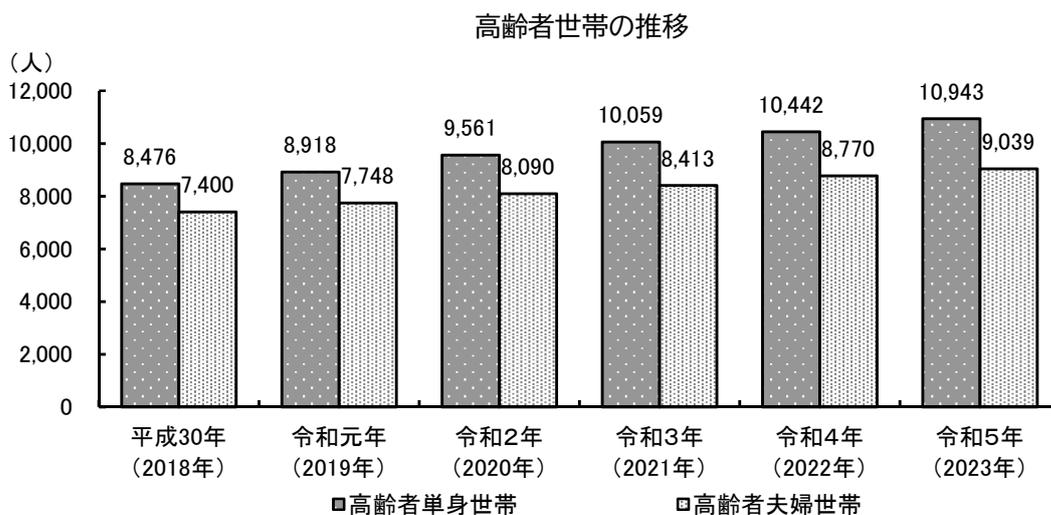
前期・後期高齢者人口割合の推移では、前期高齢者で減少傾向、後期高齢者で増加傾向がみられ、令和5年度には後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回っています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(3) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移をみると、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯ともに増加傾向にあり、平成30年から令和5年までで、高齢者単身世帯では2,467世帯、高齢者夫婦世帯では1,639世帯増加しています。

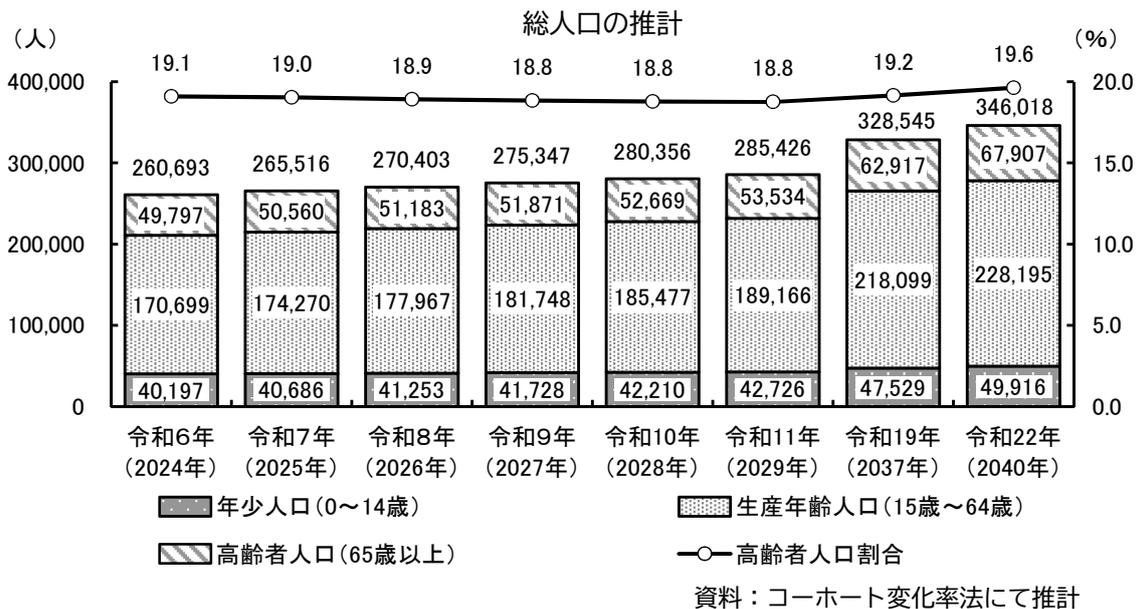


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(4) 人口推計

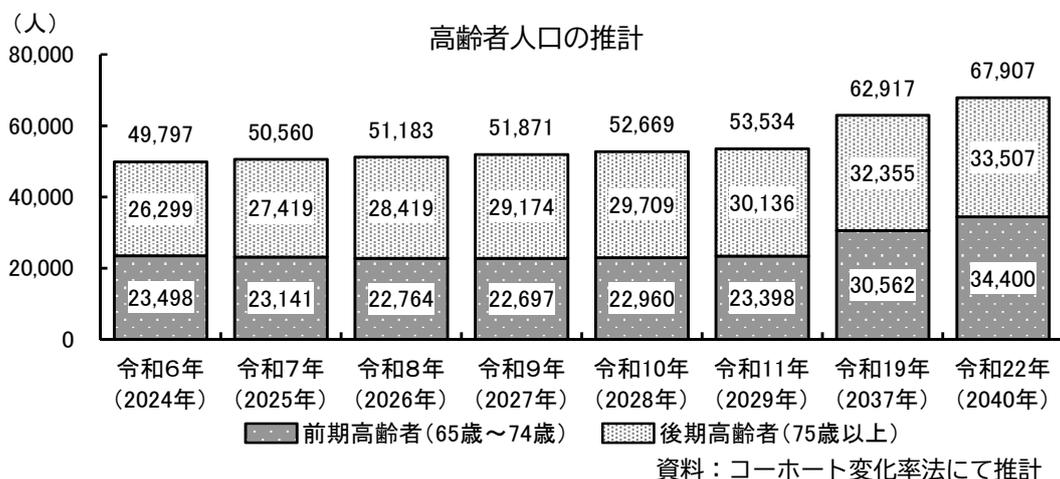
① 総人口の推計

本市の人口は、今後も増加し続けると予測され、団塊の世代の全ての人々が75歳を迎える令和7年（2025年）の総人口は約26万人、令和22年（2040年）においては34万人となる見込みです。また、高齢者人口の割合は令和11年まで徐々に減少し、令和22年（2040年）に向けて再び上昇する見込みとなっています。



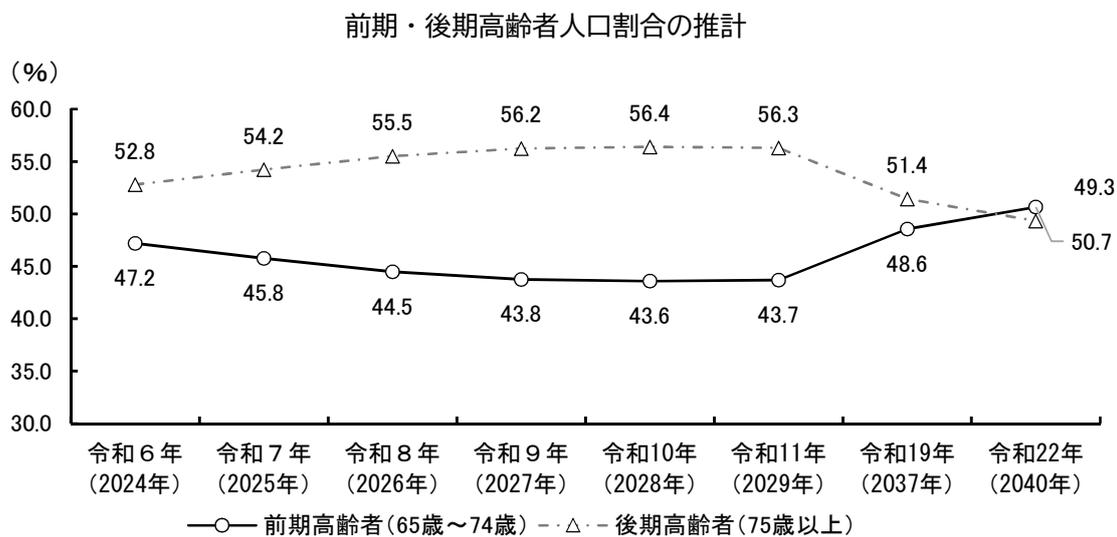
② 高齢者人口の推計

令和6年から令和8年までの計画期間中の高齢者人口の推計をみると、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向を示しています。また、高齢者人口は令和22年（2040年）には6万7千人を超えることが見込まれています。



③ 前期・後期高齢者人口割合の推計

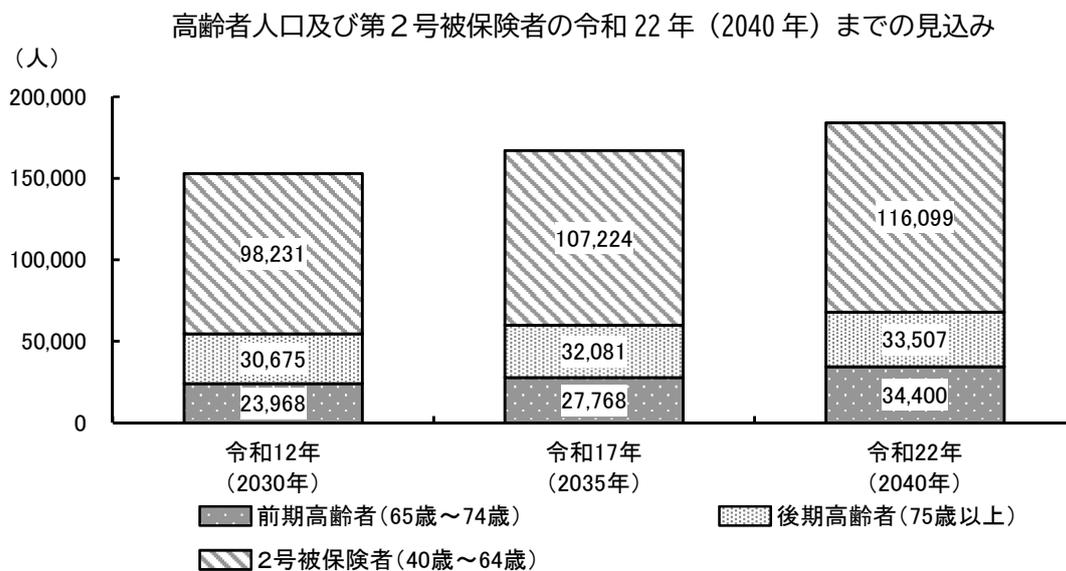
前期・後期高齢者人口割合の推計をみると、前期高齢者の割合は減少傾向、後期高齢者の割合は増加傾向にあります。令和22年（2040年）には前期高齢者割合と後期高齢者割合の差が縮まることが見込まれています。



資料：コーホート変化率法にて推計

④ 高齢者人口及び第2号被保険者の令和22年（2040年）までの見込み

令和12年（2030年）から令和22年（2040年）までの高齢者人口及び第2号被保険者の中長期的な推計をみると、高齢者人口及び第2号被保険者はともに増加すると見込まれています。

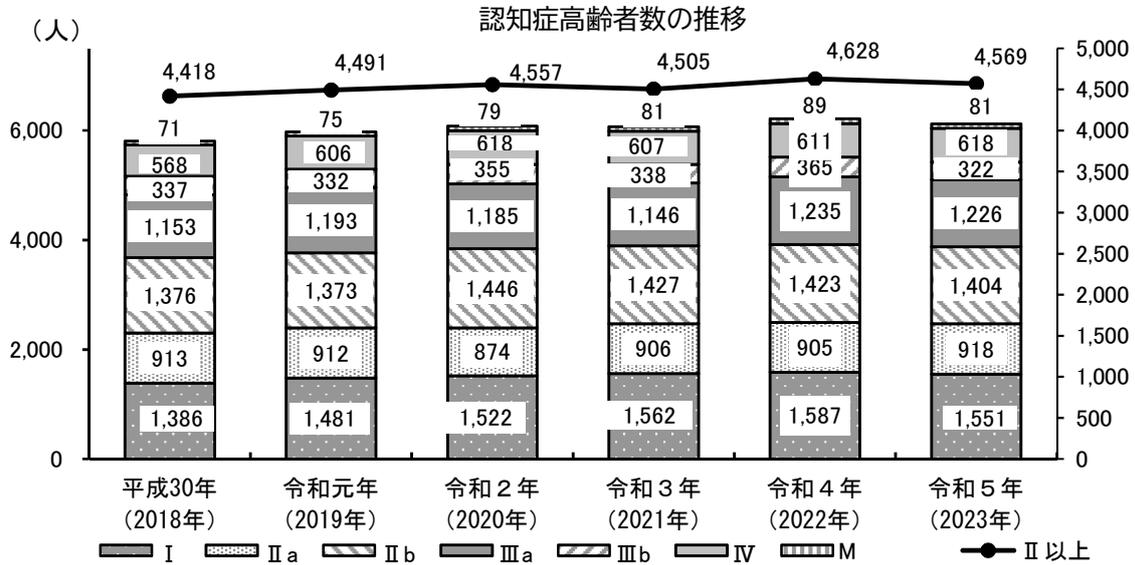


資料：コーホート変化率法にて推計

※本計画の人口推計は高齢者施策・介護保険事業の見込量の正確な算出のため、最新値を用いて推計を行っているため、「つくば市未来構想・戦略プラン」の推計値とは一致していません。

(5) 認知症高齢者数の推移

要支援・要介護認定者のうち認知症自立度Ⅱ以上の推移をみると、平成30年から令和4年までで約200人増加しています。



資料：介護保険課（各年9月30日）※認知症自立度Ⅱ以上

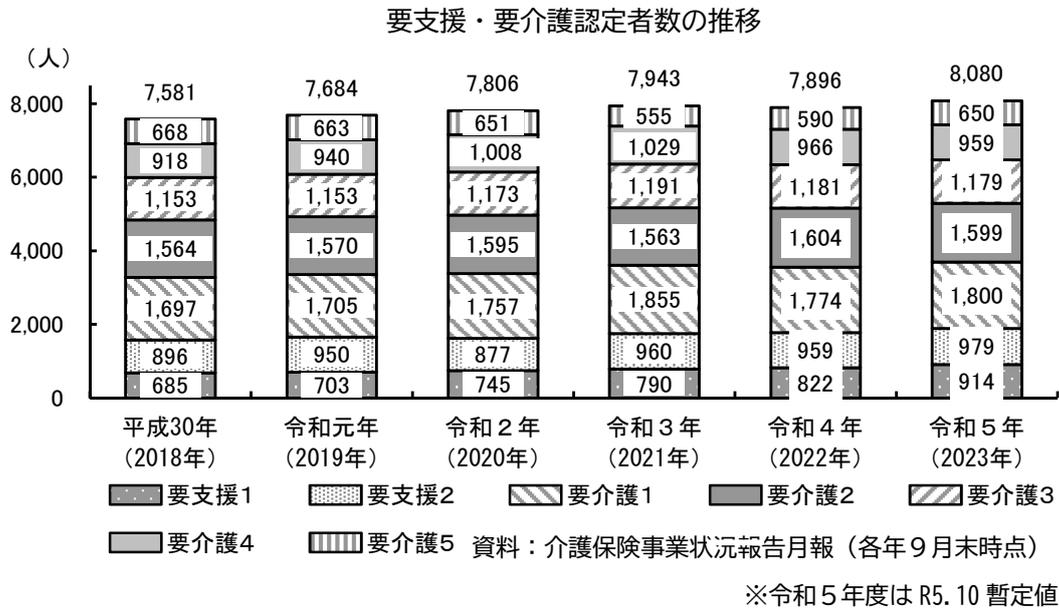
※令和5年度はR5.10暫定値

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	たびたび道に迷う、買物や事務、金銭管理など、それまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為がみられる等
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

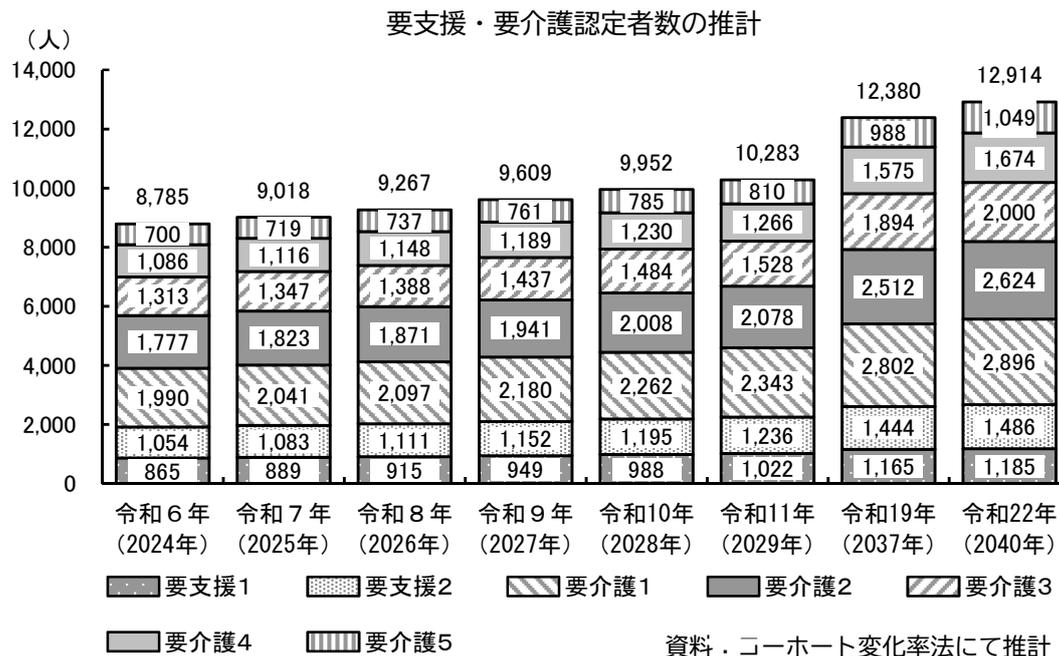
(6) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、平成30年から令和4年までで約300人増加しています。要介護度別で見ると、要支援1が最も多く増加しています。



(7) 要支援・要介護認定者数の推計

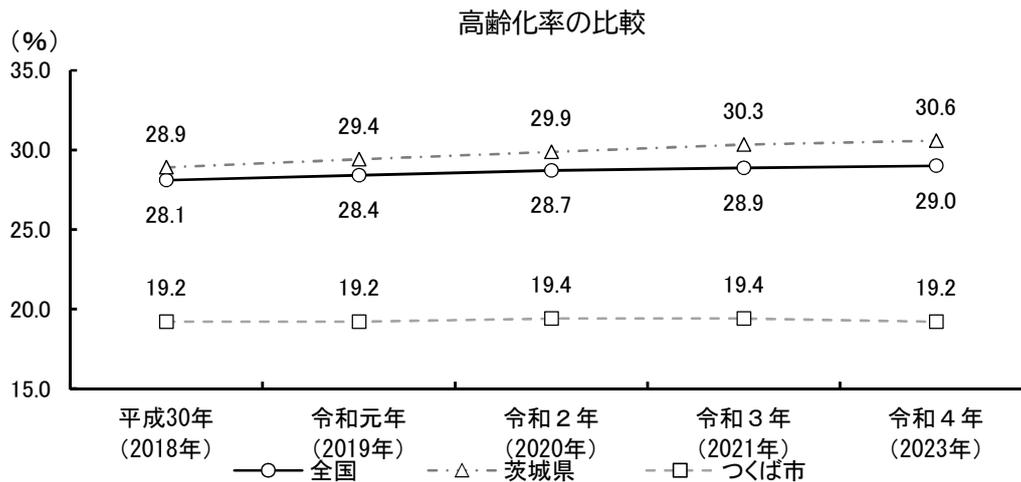
要支援・要介護認定者の推計をみると、要支援・要介護認定者数は今後も増加し続け、令和11年（2029年）に1万人を超え、令和22年（2040年）には12,914人になる見込みです。



(8) 国・県との比較

① 高齢化率の比較

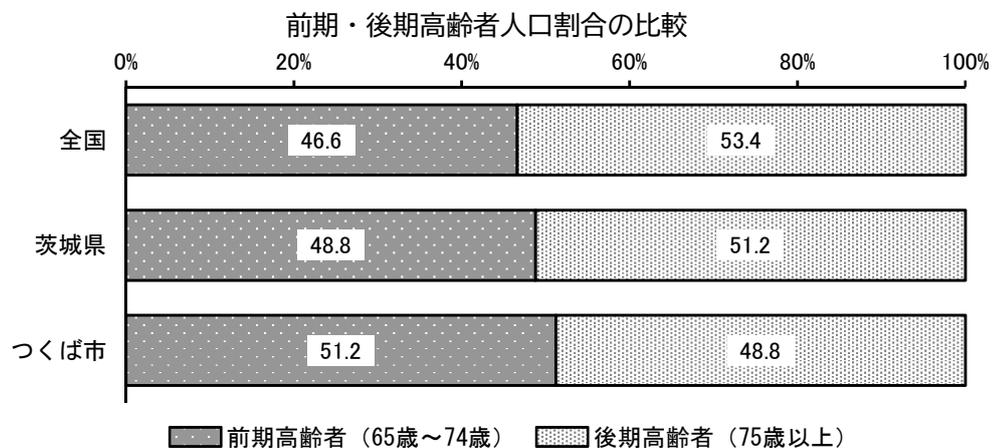
全国及び茨城県と高齢化率の比較をすると、令和4年では、全国より9.8ポイント、茨城県より11.4ポイントそれぞれ低くなっています。



資料：国は総務省統計局人口推計、
県は茨城県常住人口調査（各年10月1日、令和2年のみ国勢調査）
市は住民基本台帳（各年10月1日）

② 前期・後期高齢者人口割合の比較

全国及び茨城県と前期・後期高齢者人口割合を比較すると、前期高齢者の割合が高いことがうかがえます。



資料：国・県は総務省統計局人口推計、
市は住民基本台帳（令和4年10月1日）

③ 高齢者人口に対する要支援・要介護認定者の比率

高齢者人口に対する要支援・要介護認定者数の割合は、本市は16.4%で、茨城県より0.2ポイント高く、全国より3.0ポイント低くなっています。

高齢者人口に対する要支援・要介護認定者の比率

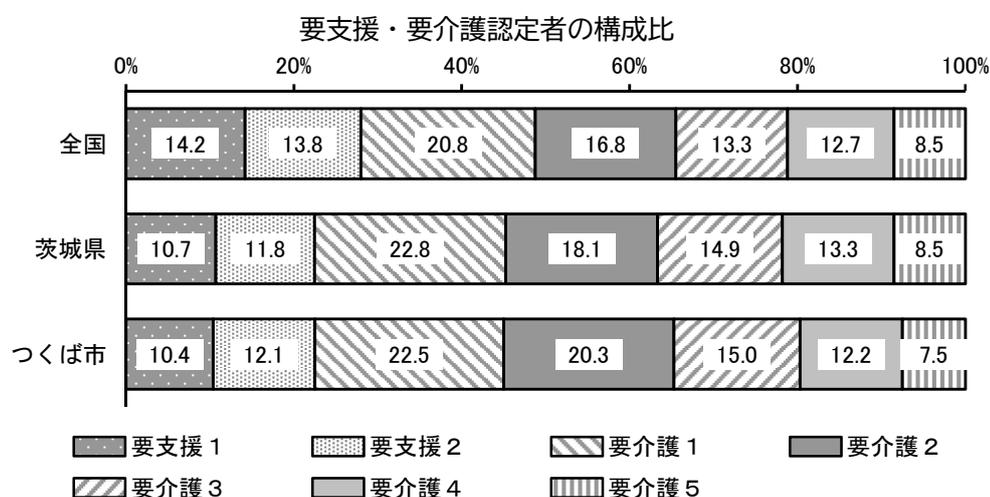
単位：人

項目	第1号被保険者数	要支援・要介護認定者数	第1号被保険者数に対する比率
全国	35,890,242	6,972,055	19.4%
茨城県	859,189	138,899	16.2%
つくば市	48,063	7,896	16.4%

資料：介護保険事業状況報告（令和4年9月）

④ 要支援・要介護認定者の構成比

要支援・要介護認定者の構成比について、本市は「要介護2」の割合が全国及び茨城県に比べ高くなっています。



資料：介護保険事業状況報告（令和4年9月）

(9) 日常生活圏域別の高齢者の状況

日常生活圏域は、その地域ごとに人口構成や交通の便、生活環境などに違いがあり、高齢化の進み具合にも差があります。日常生活圏域別の高齢化率をみると、「筑波圏域」の38.13%が最も高く、次いで「荃崎圏域」の38.07%となっています。高齢化率が最も低い圏域では「谷田部東圏域」の12.48%となっています。

また、地域住民によって主体的に運営される高齢者いきいきサロンや高齢者憩いの広場などにより、それぞれの地域で生活支援や介護予防の取組が進められています。

各日常生活圏域の地理的特徴

圏域	特徴
筑波圏域	市の北部に位置し、風光明媚な筑波山を有するのどかな農村地帯です。
大穂圏域	市の中西部に位置しており、圏域の東部は研究施設が立地し、西部はのどかな農村地帯となっています。
豊里圏域	市の西部に位置しており、東部は住宅街や研究団地・工業団地が立地し、西部はのどかな農村地帯となっています。
桜圏域	市の東部に位置しています。西部にはつくばエクスプレスつくば駅があり、周辺には商業施設、マンション、住宅地が立地した都会的な街並みが形成されています。東部は農村地帯と住宅地が混在した地域になっています。
谷田部東圏域	市のほぼ中部に位置しており、北部にはつくばエクスプレス研究学園駅があります。周辺には商業施設や研究機関が多く立地し、住宅街が広がっています。
谷田部西圏域	市の中南部に位置しており、つくばエクスプレス万博記念公園駅・みどりの駅の周辺には新興住宅地の開発が進み、人口が増加しています。
荃崎圏域	市の南部に位置し、大規模な住宅団地と農村地帯が混在しています。南部はJR常磐線牛久駅近くに位置し、東京のベッドタウンとしての開発が行われてきた地域です。

日常生活圏域別の人口構造

圏域	総人口	高齢化率	前期高齢者数	後期高齢者数	要支援・要介護認定者数
筑波圏域	16,745	38.13%	3,027	3,358	1,230
大穂圏域	20,106	21.74%	2,100	2,271	787
豊里圏域	16,185	25.10%	1,953	2,110	725
桜圏域	58,289	14.76%	4,518	4,086	1,299
谷田部東圏域	69,476	12.48%	4,652	4,021	1,257
谷田部西圏域	50,853	15.69%	4,017	3,963	1,364
荃崎圏域	22,880	38.07%	3,730	4,981	1,297

資料：住民基本台帳（令和5年10月1日）

日常生活圏域別の通いの場の状況

単位：か所

圏域	高齢者いきいきサロン数	高齢者憩いの広場数
筑波圏域	14	1
大穂圏域	7	0
豊里圏域	5	0
桜圏域	16	3
谷田部東圏域	17	2
谷田部西圏域	12	1
荃崎圏域	14	6

日常生活圏域別事業所数

単位：か所

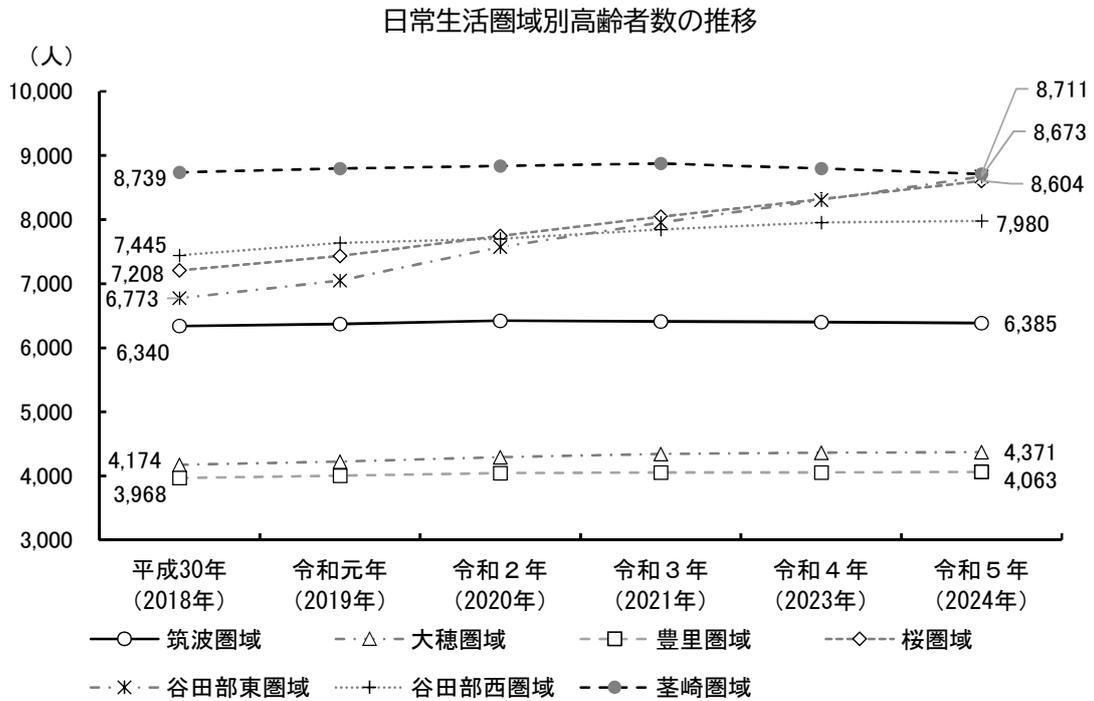
圏域	居宅介護支援	訪問介護	訪問看護	訪問リハ	訪問入浴介護	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	介護特定施設入居者生活
筑波圏域	9	3	2			5	3	2	3	1	1	
大穂圏域	7	3	3	1		5	2	5	2	1	1	2
豊里圏域	3	5	1		1	4		2		3	3	
桜圏域	10	8	8			9		3		5	5	
谷田部東圏域	12	8	7	1	2	9		4		1	1	1
谷田部西圏域	8	5	6	2	2	5	2	4	2	1	1	1
荃崎圏域	6	1	1			4	1	3	1	1	1	

圏域	認知症対応型通所介護	地域密着型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
筑波圏域				1	4	1	1	3	
大穂圏域			1		3	1	2	2	
豊里圏域			1		1	1	1		
桜圏域		5	1		2	1	1		
谷田部東圏域	1	1			2	1	3		
谷田部西圏域		6	1		4	1	2	2	
荃崎圏域					2	1	2	1	

※R5.10.1時点 休止中の事業所・介護予防・総合事業・みなし指定を除く

(10) 日常生活圏域別高齢者数の推移

日常生活圏域別高齢者数の推移をみると、令和4年では「荃崎圏域」の高齢者数が8,797人と最も多く、次いで「桜圏域」の8,320人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

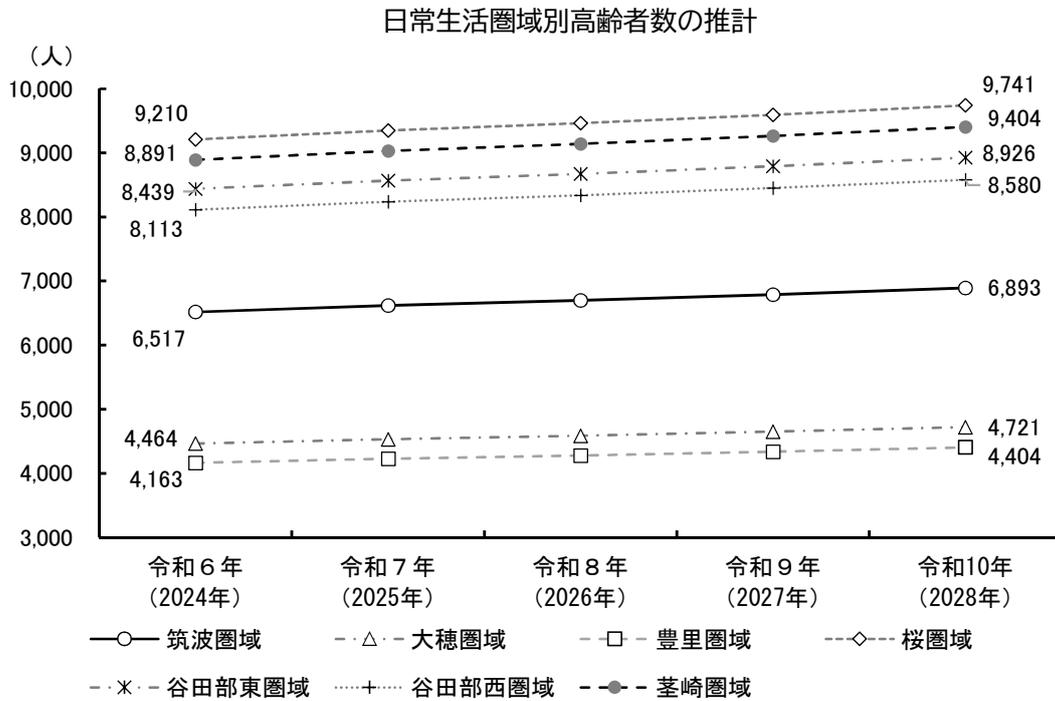
単位：人

項目	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
筑波圏域	6,340	6,370	6,422	6,413	6,400	6,385
大穂圏域	4,174	4,226	4,293	4,343	4,364	4,371
豊里圏域	3,968	4,005	4,045	4,054	4,057	4,063
桜圏域	7,208	7,432	7,747	8,044	8,320	8,604
谷田部東圏域	6,773	7,048	7,570	7,955	8,306	8,673
谷田部西圏域	7,445	7,635	7,700	7,847	7,958	7,980
荃崎圏域	8,739	8,796	8,836	8,876	8,797	8,711

資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(11) 日常生活圏域別高齢者数の推計

日常生活圏域別高齢者数の推計をみると、「荃崎圏域」では約520人、「桜圏域」、「谷田部東圏域」、では、それぞれ約500人の増加が見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

単位：人

項目	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)
筑波圏域	6,517	6,617	6,699	6,789	6,893
大穂圏域	4,464	4,532	4,588	4,649	4,721
豊里圏域	4,163	4,227	4,279	4,337	4,404
桜圏域	9,210	9,351	9,466	9,593	9,741
谷田部東圏域	8,439	8,568	8,674	8,791	8,926
谷田部西圏域	8,113	8,237	8,338	8,450	8,580
荃崎圏域	8,891	9,028	9,139	9,262	9,404

資料：住民基本台帳の圏域ごとの割合を基に推計

※北郷、藤本、今泉、榎戸、西原の地域は、第9期計画から谷田部西圏域から谷田部東圏域に変更して集計しています。

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
2	訪問型短期集中予防サービス利用者数	人	7	17	15	15	15

(2) 一般介護予防事業

【一般介護予防事業の種類】

対象者：第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者

事業	内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じ、収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要するものを早期に把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	パンフレット等の配布や教室の開催等、介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加できる介護予防の地域展開を目指し、住民主体の通いの場や介護予防に資する取組への参加、ボランティア等へのポイント付与等、介護予防活動の育成・支援を行う。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業等の評価を行うことにより、効果的かつ効率的に介護予防の推進を図る。
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

参考：地域支援事業実施要綱（令和4年改正）（厚生労働省）

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	いきいきプラザでの運動教室	中高齢者が長期に自立した生活を営むことができるよう、自らの健康について振り返り運動の習慣を身に付けるように支援します。フレイル対策として、転倒や閉じこもり等を予防し、いきいきとした生活が送れるように、年齢と強度を分けた運動指導や健康講話、体力測定、栄養指導等を実施しています。	健康増進課

No.	取組名	概要	担当課
2	運動活動グループ支援事業	中高齢者が継続的に運動できる場として、健康増進課介護予防事業を経て発足した運動団体と介護予防を目的として発足した20名以上の団体を対象に、運動環境の支援として、備品の貸出や体力測定の実施、募集広報活動の協力等を行っています。	健康増進課
3	出前健康教室事業	高齢者になっても住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるように、近くの集会所等に出向く出前健康教室を行っています。出前健康教室には、シルバーリハビリ体操指導士によるシルバーリハビリ出前体操教室とインストラクターやリハビリ専門職等による様々なメニューから選ぶ健康体操教室があります。	健康増進課
4	介護支援ボランティア事業	高齢者が介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進します。 ボランティア登録できる人は市内に住所を有する65歳以上の高齢者となります。介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、ポイントを換金した交付金を交付します。	地域包括支援課 社会福祉協議会
5	こころとからだの健康教室	講話や実践を通して高齢者の閉じこもり予防や健康増進を図り、自立した日常生活が継続できるよう支援を行います。	地域包括支援課
6	地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士などのリハビリテーション専門職が、住民や介護職員等への介護予防及び重症化予防に関する技術的助言、ケアマネジメント支援を行います。	地域包括支援課
7	傾聴ボランティア事業	ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者などへの交流の場の提供として、傾聴ボランティアが自宅に伺い、傾聴を通じた交流を行います。多くの高齢者の閉じこもり予防の効果を得ることができ、高齢者が住み慣れた地域で人と人のつながりを継続し介護予防につながる取組を推進します。	地域包括支援課
8	介護教室	① 家族介護のための講座 介護準備や実際の介護方法などについてテーマ別講座を実施します。 ② 若年層（小学生）向け講座 加齢に伴う心身の変化や認知症を理解し、思いやりの育成や認知症対応力の向上を目指す講座を実施します。	地域包括支援課
9	介護予防実態把握訪問	KDBシステムから対象者を抽出し、閉じこもりや生活能力低下、認知機能低下、社会性の低下、医療等で関わり支援が必要な対象者へ訪問等を実施し介護予防につなげます。	地域包括支援課

【 指標 】

No.	指標	単位	実績値		計画値		
			R3(2021)	R4(2022)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1	いきいきプラザでの運動教室実利用者数	人	162	187	200	200	200
	いきいきプラザでの運動教室延べ利用者数	人	3,877	5,750	6,500	6,500	6,500
2	運動活動グループ実参加者数	人	537	505	700	700	700
	運動活動グループ延べ参加者数	人	11,845	16,461	21,000	21,000	21,000
3	出前健康教室実参加者数	人	2,710	2,828	5,100	5,100	5,100
	出前健康教室延べ参加者数	人	8,906	24,639	39,500	39,500	39,500
4	介護支援ボランティア実活動者数	人	4	5	8	10	12
	介護支援ボランティア延べ活動者数	人	389	391	750	900	1,050
5	こころとからだの健康教室実参加者数	人	28	44	50	50	50
6	地域リハビリテーション活動支援回数	回	34	29	25	25	25
7	傾聴ボランティア延べ利用者数	人	-	-	100	100	100
8	介護教室延べ利用者数	人	-	98	100	100	100
9	介護予防実態把握訪問者数	人	328	387	400	400	400

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

【 主な取組 】

No.	取組名	概要	担当課
1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	<p>国で掲げる指針に基づき、健康保険の保健事業と介護予防の一体的な取り組みを実施するため、医療・保健・介護分野の関連分野において連携を図ります。実施にあたり、専従の保健師が関与し、後期高齢者の特性に応じた事業の企画・調整のもと、事業を実施します。</p> <p>[実施事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきプラザでの運動教室(元気はつらつ運動教室) ・出前健康教室事業 ・介護予防実態把握訪問 	<p>医療年金課 健康増進課 地域包括支援課</p>

資料編

1 用語解説

あ 行

IADL (手段的日常生活動作 : Instrumental Activity Of Daily Living)

買物、電話、掃除、金銭管理などの生活活動を指します。個々が自立して生活するための身体動作よりも高次の活動の水準を図る指標として活用されます。

ACP (アドバンスケアプランニング : Advance Care Planning)

終末期を含めた今後の医療や介護について話し合うことや、意思決定が出来なくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスを指します。

NPO (エヌピーオー : Non Profit Organization)

「民間非営利組織」のことです。「利益拡大のためではなく、その使命の実現のために活動する」という組織です。狭義では、特定非営利活動法人 (NPO法人) として設立された組織をいいます。しかし、一般的にはボランティア団体や市民活動団体も含まれます。

か 行

介護医療院

介護療養型施設の受け皿となる、新しい介護保険施設です。「生活の場としての機能」を兼ね備えている、日常的に長期療養のための医療ケアが必要な重介護者を受け入れる、ターミナルケアや看取りも対応するという特徴があります。

介護支援専門員 (ケアマネジャー)

介護保険制度において、ケアマネジメントを実施する有資格者です。介護保険制度を実施するために誕生した資格で平成 12 年 4 月から開始され、介護保険制度運営の核となっています。

介護予防

要支援・要介護状態の発生をできる限り防ぐことをいいます。また、要介護等の状態にあっても、その悪化をできる限り改善又は防ぐこともいいます。

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の方の多様なニーズに、地域の実情に応じた、多様なサービスを提供するもので、要支援者、事業対象者に向けた介護予防・生活支援サービス事業と、65歳以上の方全員に向けた一般介護予防事業があります。

介護療養型医療施設（療養病床等）

療養病床などに入院する要介護者に対して、療養上の世話や医学的な見地からの看護・治療等を行う施設をいいます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象で、食事・入浴などの日常の介護や健康管理を受けられる施設です。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象で、医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられる施設です。

看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高くなった人や医療的ケアが必要になった人でも、できるだけ自宅を中心として日常生活を送ることができるよう支援するサービスをいいます。

基本チェックリスト

生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげることにより状態悪化を予防するためのもので、全25項目の質問で構成されています。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、必要な療養上の健康管理や保健指導を行うサービスをいいます。

ケアプラン

要介護・要支援者の希望に沿った介護サービスを提供するための計画をいいます。介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成します。

ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に組み合わせ、調整することをいいます。

さ 行

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー化された居住空間に加え、安否確認と生活相談のほか、必要に応じて介護サービスや医療サービスを提供する高齢者向け住宅です。

社会福祉協議会

全国社会福祉協議会の下に都道府県、市町村のそれぞれの行政単位に組織された福祉団体です。住民の福祉向上を目的として、調査、総合的企画、連絡・調整、普及・宣伝、人材開発・研修、事業の企画・実施を行います。

住宅改修費

生活環境を整えるための手すりの取り付けや段差の解消等の小規模な改修に対して、上限 20 万円のうち 9 割から 7 割分が支給されるサービスをいいます。

小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の状況や希望などに応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行うサービスをいいます。

シルバークラブ

一般に 60 歳以上の方が、地域において教養の向上や健康の増進、社会奉仕活動を行う親睦団体をいいます。

シルバー人材センター

60 歳以上の方が自立的に運営する公益法人で、健康で働く意欲のある方が会員となり、それぞれの能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を供給します。

スキルアップ

訓練して身に付けた技能を向上させることをいいます。

成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、認知症高齢者等の判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度をいいます。

た 行

第 1 号被保険者

市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の方をいいます。

第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいいます。

団塊ジュニア世代

第二次ベビーブームに生まれた人たちのことで、昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)までに生まれた世代のことをいいます。

団塊の世代

第2次世界大戦後の第1次ベビーブームに生まれた人たちのことで、概ね昭和22年(1947年)から数年の間に生まれた世代のことをいいます。

短期入所生活介護(ショートステイ)・短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所できるサービスをいいます。介護保険法では、特別養護老人ホーム等で行うものを「短期入所生活介護」、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で行うものを「短期入所療養介護」と区分しています。

地域支援事業

地域支援事業とは、介護保険法の改正によって平成18年度に創設された事業です。高齢者が「要介護・要支援状態」になることを予防するとともに、「要介護・要支援状態」になっても住み慣れた身近な地域で自立した日常生活を継続できるよう支援します。地域支援事業の実施主体は、市町村であり、事業内容は①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業に大別されます。

地域包括ケア

医療や家族との関係など、介護以外の問題にも対処しながら、介護サービスを提供するために、介護保険のサービスを中核としつつ、保健・福祉・医療の専門職の相互の連携、さらにはボランティアなどの住民活動も含めた連携によって、地域の様々な資源を統合した包括的なケア(地域包括ケア)を提供することをいいます。また、これらの「人的支援」からなる組織体を地域包括ケアネットワーク(地域包括支援ネットワーク)といいます。

地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活安定のために必要な援助、支援を包括的に行う拠点となる機関です。地域包括支援センターは、次の3つの基本機能を担う業務を行います。①介護予防事業及び介護保険法に基づく予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務。②多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務。③高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務。なお、地域包括支援センターの設置者は、市町村又は市町村から委託を受けた者となっています。

地域密着型サービス

介護保険制度の改正により、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、平成18年度に創設された介護保険サービスをいいます。原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスを新たに類型化するものであり、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行うこととなります。

通所介護（デイサービス）

自宅から施設に通い、食事・入浴などの日常生活上の介護や日常動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスをいいます。

通所リハビリテーション（デイケア）

自宅から施設に通い、食事・入浴などの日常生活上の介護や日常生活行為向上のためのリハビリテーションなどを行うサービスをいいます。

特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している人が、特定施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排泄などの日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスをいいます。

な 行

日常生活動作

身辺動作（食事、排せつ、入浴など）や移動動作といった、自立して生活するために必要な基本的動作のことです。ADL（Activities of Daily Living）ともいいます。

認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・認識・判断・学習などの知的機能が低下し、自立した生活に支障が生じる状態をいいます。

認知症サポーター

認知症のことを正しく理解して、偏見を持たず認知症の人やその介護家族を温かく支援することを目的に、「認知症サポーター養成講座」を受講した人のことです。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護者等であって認知症の状態にある人で、寝たきりでなく、少人数による共同生活を営むことに支障がない人が、少人数で介護スタッフとともに共同生活を行い、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスをいいます。

認知症対応型通所介護

認知症の人が自宅から事業所に通い、食事・入浴などの日常生活上の介護や日常動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスをいいます。

は 行

福祉用具

要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具をいいます。

訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や家事援助等をしてくれるサービスをいいます。

訪問看護

看護師が自宅を訪問して、医師の指示のもとに療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスをいいます。

訪問入浴介護

自宅での入浴が困難な場合などに、介護職員や看護師が自宅に訪問し、簡易浴槽を用いて入浴介助を行うサービスをいいます。

訪問リハビリテーション

自宅での生活能力を向上させるため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問してリハビリテーションなどを行うサービスをいいます。

ま 行

民生委員

社会奉仕の精神を持って市民からの相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としています。市町村・特別区に置かれ、任期は3年、厚生労働大臣が委嘱します。

や 行

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢・性別・能力を問わない、すべての人のための製品・環境・空間・建築などのデザインをいいます。

介護保険制度において、介護給付（要介護1～5）の対象となる状態をいいます。

要介護（支援）認定

被保険者や家族等の申請に対し、介護認定審査会が訪問調査の結果及びかかりつけ医の意見書に基づき、要介護状態・要支援状態・自立の判定を行います。

養護老人ホーム

老人福祉法に基づき設置される老人福祉施設の一つです。65歳以上で、心身機能の衰えなどのため日常生活に支障があったり、環境上の事情や経済的事情で、家庭での生活が困難な高齢者が入所できます。

ら 行

リハビリテーション

心身の機能や生活に支障が生じた際、機能回復や社会復帰をするための機能回復訓練をいいます。

2 つくば市高齢者福祉計画（第9期）策定経過

令和4年度

月 日	項 目	協議事項・内容等
令和4年 10月14日	第1回 つくば市高齢者福祉推進会議	(1) つくば市高齢者福祉推進会議について (2) 第9期高齢者福祉計画の概要とスケジュールについて (3) 第8期高齢者福祉計画の進捗状況評価について (4) 第9期高齢者福祉計画策定に向けたアンケート項目案について
11月25日	第2回 つくば市高齢者福祉推進会議	アンケート項目の修正案について
12月27日～ 1月31日	アンケート調査実施	

令和5年度

月 日	項 目	協議事項・内容等
令和5年 6月30日	第3回 つくば市高齢者福祉推進会議	(1) アンケート結果について (2) つくば市高齢者福祉計画（第9期）素案の方向性について
8月29日	第4回 つくば市高齢者福祉推進会議	(1) つくば市高齢者福祉計画（第8期）の進捗状況評価（令和4年度分）について (2) つくば市高齢者福祉計画（第9期）骨子案について
10月27日	第5回 つくば市高齢者福祉推進会議	つくば市高齢者福祉計画（第9期）素案について
12月8日～ 1月9日	パブリックコメント実施	※予定
1月	第6回 つくば市高齢者福祉推進会議	※予定

3 つくば市高齢者福祉推進会議設置要項

(設置)

第1条 つくば市における高齢者施策と介護保険事業等について広く意見を聴くため、つくば市高齢者福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 高齢者の保健福祉施策の総合的な推進に関する事。
- (2) 老人福祉計画の策定、進行管理及び評価に関する事。
- (3) 介護保険事業計画の策定、進行管理及び評価に関する事。
- (4) 高齢者居住安定確保計画の策定、進行管理及び評価に関する事。
- (5) その他高齢者の保健福祉に関し必要な事項。

(構成)

第3条 推進会議は、委員 21 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 保健、医療、福祉又は高齢者に係る住宅政策等に関し学識経験を有する者
- (3) 保健、医療又は福祉関係団体を代表する者
- (4) 介護サービスに関する事業に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(推進会議)

第5条 推進会議に委員の互選により委員長及び副委員長をおく。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の開催)

第6条 推進会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、推進会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、会議の

招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送により意見の聴取を行うことができるものとする。

(報告)

第7条 委員長は、市長に推進会議の結果を報告する。

(専門部会)

第8条 委員長は、専門的な事項を特に調査及び検討させる必要があると認めるときは、推進会議に諮り、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

この要項は、平成13年8月1日から施行する。

この要項は、平成16年10月1日から施行する。

この要項は、平成19年12月10日から施行する。

この要項は、平成22年6月22日から施行する。

この要項は、平成25年8月13日から施行する。

この要項は、平成28年5月17日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年5月28日から施行する。

この要項は、令和3年4月26日から施行する。

4 つくば市高齢者福祉推進会議委員名簿

任期：令和4年（2022年）10月14日～令和7年（2025年）3月31日

役職名	氏名	所属等	備考
委員長	田宮 菜奈子	国立大学法人筑波大学	令和5年8月28日まで
	渡邊 多永子	国立大学法人筑波大学	令和5年8月28日まで
副委員長	山脇 博紀	国立大学法人筑波技術大学	
	根本 典子	市民（一般公募）介護保険第1号被保険者	
	八木 充子	市民（一般公募）介護保険第1号被保険者	
	鬼頭 聖	市民（一般公募）介護保険第2号被保険者	
	福井 正人	市民（一般公募）介護保険第2号被保険者	
	中島 さおり	市民（一般公募）介護保険第2号被保険者	
	小坏 達也	一般財団法人茨城県住宅管理センター	
	成島 淨	一般社団法人つくば市医師会	
	大河原 純也	つくば市歯科医師会	
	長 卓良	社会福祉法人つくば市社会福祉協議会	
	飯野 正	つくば市民生委員児童委員連絡協議会	
	斉藤 秀之	公益社団法人 日本理学療法士協会	
	野澤 亮子	つくばケアマネジャー連絡会	
	山口 泰寿	つくば市特別養護老人ホーム連絡会	
	谷田部 英樹	つくば市地域密着型サービス事業所連絡会	令和5年6月15日まで
	高橋 純悦	つくば市地域密着型サービス事業所連絡会	令和5年6月16日から
山田 直人	つくば市地域密着型サービス事業所連絡会		

（敬称略）

第 5 回つくば市高齢者福祉推進会議事前質問一覧

No.	質問
1	p62 の後半の文面にあります、高齢者への情報の提供方法についてですが、広報誌の他、「SNS～」とあります。情報の提供（発信）方法として、SNS 等は確かに時代の流れであり、よく活用する手であり、その有効方法は非常に理解できます。しかしながら、ソーシャルネットサービスに関することは苦手、抵抗感のあるご高齢の方がいるのは確かで、感覚的に多いという印象、経験が多々あります（私の母もその一人です）。検討されているかもしれませんが、そのあたりについて、アナログ的といいますか、状況に応じた丁寧な対応は考えていらっしゃるのでしょうか？細かいですが、p62 の文面からは見えにくく、SNS が全面に押し出されているように感じます。
質問者	回答（高齢福祉課）
福井委員	P62 の情報提供については、広報誌や回覧等のいわゆるアナログな手段は継続した上で、若年者や回覧のない新興住宅地等に居住されている方等も情報収集がしやすいように SNS 等の手段も活用していくという意味合いですが、誤解を招く可能性があるのであれば、記載を一部変更することも検討したいと思います。

No.	質問
2	第 4 章 生活支援の推進 3 高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実に関して： 高齢者の移動手段として、自転車での移動も手段の 1 つに挙げられるが、つくばセンター付近界限にあるような自転車専用道を、市内各地域にも整備、拡充していく必要性もあるのでは？（検討した方が良いのでは。）
質問者	回答（高齢福祉課）
鬼頭委員	自転車専用道の整備、拡充については、つくば市自転車安全利用促進計画に基づき、関係課と協議を行うなど、検討を行っていきます。また、高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業の中で、交通安全講習会を実施し、高齢者の安全な自転車利用の促進に向けて取り組んでまいります。

No.	質問
3	<p>第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化に関して：</p> <p>災害時、指定避難所が各地域毎に、また福祉避難所(公表されているのは、県立つくば特別支援学校のみ?)が設置されていますが、要介護者の高齢者の場合の避難所はこの福祉避難所となるのでしょうか？ またこの福祉避難所は、どのような位置付けになるのでしょうか？</p> <p>(場所は、つくば市の北部地域に位置していますが、荃崎地域等、つくば市南部寄りの方々の避難も想定しているのでしょうか?)</p>
質問者	回答 (社会福祉課)
鬼頭委員	<p>現在、市内には県立つくば特別支援学校の他に高齢者施設等 24 か所が福祉避難所としての利用を想定されています。</p> <p>福祉避難所は、高齢者、障害者などの方の中でも特に配慮が必要な方を対象とした避難所であり、市が災害の状況等を踏まえた上で案内することとしています。</p> <p>要介護の高齢者の避難先としては、市が開設する指定避難所や市が開設を依頼する福祉避難所のほか、台風などあらかじめ災害の発生やリスクが予想できる場合は、自宅での垂直避難や親族や知人宅への避難、普段から利用している介護施設の短期入所などの方法も考えられます。</p> <p>なお、つくば特別支援学校への避難者としては、原則として卒業生や特別支援学校に通学している児童、生徒とその介助者を想定していません。</p>

No.	質問
4	<p>第7章 介護保険事業計画の推進 1 サービスごとの給付実績の推移と推計 (3) 施設サービス に関して：</p> <p>整備に関しては待機者数が解消とのことで実施しないとのことであるが、サービス内容に関しては、(スタッフ人員数等)質の維持は大丈夫なのでしょうか？</p>
質問者	回答 (高齢福祉課)
鬼頭委員	<p>市では、介護人材の確保のため、市独自の給付金制度により介護の担い手の育成と確保に努めています。また、指導・監査により、事業所の運営状況を確認するとともに、利用者からの苦情・相談があった場合には、事業所に対して指導を行っております。</p>

会 議 録

会議の名称	第6回つくば市高齢者福祉推進会議		
開催日時	令和6年(2024年)2月1日 開会10:00 閉会11:35		
開催場所	つくば市役所コミュニティ棟会議室A・B		
事務局(担当課)	福祉部高齢福祉課		
出席者	委 員	渡邊多永子委員(委員長)、山脇博紀委員(副委員長)、根本典子委員、八木充子委員、鬼頭聖委員、福井正人委員、中島さおり委員、小坪達也委員、成島浄委員、大河原純也委員、長卓良委員、斉藤秀之委員、飯野正委員、野澤亮子委員、高橋純悦委員 (欠席:山口泰寿委員、山田直人委員)	
	事 務 局	福祉部次長 相澤 幸男 福祉部高齢福祉課 課長 日下 永一 福祉部高齢福祉課 課長補佐 稲葉 正子 福祉部高齢福祉課 係長 石田 佳子 福祉部高齢福祉課 主任 相馬 智菜津 福祉部地域包括支援課 課長 相澤 幸子 福祉部地域包括支援課 課長補佐 飯島 良弘 保健部介護保険課 課長補佐 齊藤 具子 保健部介護保険課 係長 小林 実 保健部健康増進課 課長補佐 板倉 邦明 保健部健康増進施設いきいきプラザ 保健係長 永井 さなえ 社会福祉協議会 室長 大橋 功 社会福祉協議会 室長 河原井 猛	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
議題	つくば市高齢者福祉計画(第9期)(案)について		
会議次第	1 開会 2 議題 つくば市高齢者福祉計画(第9期)(案)について		

	3 その他
	4 閉会

<審議内容>

1. 開会

○事務局（高齢福祉課）

では、定刻となりましたので、第6回つくば市高齢者福祉推進会議を開催いたします。初めに、会議の開会にあたりまして、福祉部次長の相澤よりご挨拶を申し上げます。

○福祉部次長

皆様おはようございます。福祉部次長の相澤と申します。本来であれば部長の根本が出席し皆様にご挨拶申し上げるところですが、本日別の会議と重なっておりますので、代わりに私からご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本日ご出席いただきましてありがとうございます。前回の第5回の会議では、計画の素案についてご審議をいただきました。そして、その結果を踏まえ、昨年12月8日から、令和6年1月9日までパブリックコメントを実施しました。本日の会議では、そのパブリックコメントの結果を踏まえて計画の最終案についてご審議をいただきたいというふうに考えております。

これまで2年にわたって開催してきました本会議ですが、本日の第6回の会議で、最後の予定となっております。本日は皆様方から忌憚のないご意見をいただきまして会議の方がスムーズに進むよう、よろしく願いいたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（高齢福祉課）

事務局より、委員の皆様にご連絡がございます。正確な会議録作成のため、発言の際には必ずマイクのご使用をお願いいたします。発言の前には、マイクの底のボタンを押し、マイクのランプが赤から緑に変わったことを確認の上、発言をお願いいたします。発言された後には、再度マイクの底のボタンを押し、マイクのランプが緑から赤に変わったことを確認してからお戻し願います。

また、本会議は、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市会議の公開に関する指

針によりまして、会議の内容を公開することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは渡邊委員長、会議の進行をお願いいたします。

○渡邊委員長

ありがとうございます。それでは、議題に入ります前に、本日の会議について欠席の連絡が入っております。山口委員、山田委員が欠席です。したがって、ただいまの出席委員は15名で過半数に達しておりますので、つくば市高齢者福祉推進会議設置要項第6条第3項に基づき、この会議が成立することをご報告いたします。それでは議題のつくば市高齢者福祉計画（第9期）（案）について事務局より説明をお願いします。

2. 議題 つくば市高齢者福祉計画（第9期）（案）について

○事務局（高齢福祉課）

それでは事務局から説明いたします。まず初めに資料の確認をいたします。本日の会議資料は、事前に送付した資料1から5、本日配布した当日配布資料1、2となっています。もし不足や落丁等ございましたら、随時事務局までお声掛けください。

では議題についてご説明いたします。まず本日の流れとしましては、パブリックコメント結果、パブリックコメント以外での修正点、介護保険事業についてご報告させていただき、それを踏まえた最終案について、委員の皆様にご審議いただければと思います。

初めに先日実施したパブリックコメント結果について報告いたしますので、資料1と資料2をご用意ください。令和5年12月8日から令和6年1月9日までの間、意見募集を行った結果、3人から6件の意見の提出がありました。資料1は、意見の原文をそのまま記載したものになっており、現在市のホームページで公開しています。資料2には、意見の概要と市の考え方を記載しております。こちらの資料につきましても、本日の会議でご意見をいただいた上で、ホームページ及び各窓口センター等にて公開する予定となっております。

資料2の2ページ目、中ほどの意見の概要及び意見に対する市の考え方をご覧ください。1つ目の意見は、計画書第2章1（4）の人口推計に関するもので、「11ページ（4）人口推計、令和22年（2040年）の人口について、「28万人を超える見込みです」としているが、国立社会保障・人口問題研究所が、令和5年12月22日に発表した『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推

計)』によると、つくば市の人口は26万人で頭打ちのようである。人口推計は、高齢者人口も含め、将来展望ではなく最新且つ信頼できる推計を使用すべきと考える。」というものでした。

1つ目の意見に対する市の考え方については、表の右側をご覧ください。「国立社会保障・人口問題研究所は、社会保障政策や制度についての研究を行っている厚生労働省所属の国立の研究機関であり、提供されている人口推計は信頼できるものです。しかしながら、当市の実情と一定の乖離が生じていることに鑑み、当計画では、市独自の推計値を利用しています。」としています。

計画に記載している人口推計については、令和6年から令和11年までの直近の数値については、住民基本台帳のデータに基づき、コーホート変化率法を利用して算出しており、令和22年の推計値については、同じく住民基本台帳のデータに基づき、コーホート要因法を使用したつくば市未来構想での推計値を使用しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計値については、令和7年で255,190人となっておりますが、令和6年1月1日現在の市の常住人口は256,526人と、すでに社人研の推計値を上回っているなど、市の現状との乖離があるため、こちらの意見による修正は行わず、独自推計をこのまま記載する予定です。

次に資料2、3ページの表の1番目をご覧ください。2つ目の意見について、「つくば市には公衆浴場がないため、高齢者が日常的に風呂に入れない。公衆衛生上も何週間も風呂に入れないと問題がある。震災のときやコロナのときも困った。高齢者は単独などで風呂に入ると、清掃なども大変なのと、倒れたときのことも考えると、安心できない。」というものでした。

2つ目の意見に対する市の考え方については、「市内3ヶ所の老人福祉センターと市民研修センターの入浴施設については、市内在住の60歳以上の方は無料でご利用いただけます。また、つくばウェルネスパークの温浴施設についても、有料で利用可能となっております。いただいたご意見につきましては、高齢者の公衆衛生の保持増進のための施策の推進において、参考にさせていただきます。」としています。

意見に関連した計画の修正は行わない方針ですが、ご意見を参考として、計画期間中も入浴施設の運営をはじめとした高齢者の公衆衛生の保持増進のための施策について、検討を進めるとともに、1人での入浴が難しい、要支援要介護認定者については、訪問入浴介護や通所介護の適切な利用に繋がるよう、介護保険制度の情報提供等を引き続き行っていきます。

次に3つ目の意見については、「高齢者の就労支援を行って欲しい。」というものでした。

こちらの意見に対する市の考え方については、「当市ではシルバー人材センターと連携し、高齢

者が臨時または短期的な就業の機会を得るための支援を行っています。高齢者の社会参加と生きがいづくり、高齢化に伴う労働人口の減少への対応策として、高齢者の就労支援のあり方について、さらに検討を行っていきます。」としています。

ご意見の通り、高齢化と生産年齢人口の減少に伴う働き手の不足は、社会的な問題となっています。本計画における施策の追加等はありませんが、計画期間中に検討を進めていきたいと考えています。

次に、4つ目の意見について、「高齢者スポーツにも e スポーツの導入ができないか。スポーツ課だけでなく高齢福祉課でも記載があった方が政策でも予算根拠などやりやすくなって、より一体的に市内の関係事業者、高齢者団体、もしくは障害者団体などでも柔軟にそして密に大規模、小規模ともに動けるようになることが増えると思う。」というものです。

こちらの意見に対する市の考え方については、「第2次つくば市スポーツ推進計画案に記載されている通り、e スポーツの活用は、高齢者の介護予防や認知機能の低下予防のほか、孤立防止や活力増進が期待されています。今後は、より市内での連携を強化し、e スポーツの高齢者施策への活用について検討を行っていきます。」としています。

こちらの第2次つくば市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法に基づき、市におけるスポーツに関する施策を総合的に推進するために策定されるものですが、その施策3に、「高齢者のスポーツ活動の促進」があり、健康に役立つスポーツ活動として、e スポーツ等の新たな技術の活用について記載されています。本計画では、いきいきプラザでの運動教室や運動活動グループ支援事業等により、高齢者の運動環境の支援に取り組んできました。意見による計画の修正は行いませんが、スポーツ推進計画との連携を図りながら、施策の検討を行っていきたく思います。

次のページに移っていただきまして、一番上の5つ目の意見について、「タクシー助成券をガソリン補助や鉄道、バスなどの補助と選べる市町村も多いので、つくば市も検討して欲しい。運転できなくなるとつくば市で住むのに非常に行動が狭まってしまう。」というものでした。

こちらの意見に対する市の考え方は、「当市では、高齢者タクシー運賃助成事業に加え、つくバス・つくタク等の運賃が半額になる高齢者運賃割引証の交付を行っています。また、福祉有償運送団体及びボランティア輸送団体の支援を実施し、高齢者の移動支援の担い手育成を行っています。今後も高齢者の多様な移動手段の確保のための施策について検討を進めていきます。」としています。

アンケート調査においても、在宅生活の継続において必要なサービスは何かを問う設問に対して、移送サービスと回答した方が最も多くなっており、タクシー運賃助成を含む移送支援の充実が求められています。意見による本計画の修正は行いませんが、移送支援の充実について検討を行っています。

次に6つ目の意見について、「ネットスーパーや移動スーパー、スーパー配送、飲食店宅配などについて、事業者などに助成してより進めて欲しい。」というものでした。

6つ目の意見に対する市の考え方については、「当市では、身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買い物が困難な状況に置かれた高齢者等を支援するため、移動スーパーの巡回を実施しています。また、安否確認を目的とした、宅配食事サービスや乳製品の配達も実施しています。今後の買い物支援の充実のため、ご意見を参考にさせていただきます。」としています。

5つ目のご意見にも関連して、移動手段がない等で、買い物が難しい高齢者に対しては、高齢者買い物支援事業において、移動スーパーの巡回を行っており、3ルート、市内100か所以上で実施しています。この意見による計画の修正は行いませんが、今後も移動スーパーの利用促進、情報発信に取り組んでいきます。

パブリックコメントの結果報告については以上になります。ご説明した通り、意見による計画の修正は実施しない方針ですが、ご意見を参考にし、計画期間内の施策の検討、推進を行ってまいります。

次に資料2の5ページをご覧ください。こちらからは、パブリックコメント後の修正点について記載しています。軽微な語句の修正以外の部分について、簡単にご説明いたします。

まず、計画書冒頭に市長挨拶を追加しました。挨拶文の内容については、資料3をご覧くださいればと思います。

次に、第1部第2章について、こちらは資料4をあわせてご覧ください。資料4、1ページの①、総人口の推計、②高齢者人口及び第2号被保険者の推計、12ページの③前期後期高齢者人口割合の推計、14ページの(7)要支援要介護認定者数の推計について、こちら誤った印象を与えるのを防ぐため、一目見て数値の省略がわかるように、グラフの記載方法を変更しました。具体的には、記載を省略している部分にスペースを空け「省略」と記載するとともに、線グラフは点線に変更しています。

次に、13 ページの認知症高齢者数の推移について、令和2年の自立度Ⅰの数値に誤りがあったため、修正しました。また、暫定値を掲載していた、令和5年度の数値について、最新値に変更いたしました。

次に14 ページ（7）要支援要介護認定者数の推計について、こちらも令和5年度の数値を暫定値から最新値に変更いたしました。

次に、18 ページの日常生活圏域別通いの場の状況について、いきいきサロンをふれあいサロンに修正し、圏域別のサロン数、高齢者憩いの広場数、日常生活圏域別事業所数を令和6年1月1日現在の数値に変更いたしました。

次に10 ページ（11）日常生活圏域別高齢者数の推計の説明文について、「荃崎圏域では約520人、桜圏域、谷田部東圏域では、それぞれ約500人の増加が見込まれます。」としていたところ、「荃崎圏域、桜圏域では、それぞれ約500人の増加が見込まれます。」に修正いたしました。

次に、第2部第7章について、こちらは資料5をあわせてご覧ください。134 ページから144 ページまでの給付の推計値について、見える化システムより作成した最新値に変更いたしました。また、147 ページの地域密着型通所介護の一覧について、デイケアホーム飯田医院つくばの里と、地域密着型デイサービスセンターはなみずきが通所介護から地域密着型通所介護に移行したため、事業所情報を記載し、通し番号を修正するとともに、148 ページの分布図に追加いたしました。また152 ページからの介護給付費等の推移と推計について、こちらも最新値に変更いたしました。

次に資料5、161 ページをご覧ください。第8章として介護保険料の見込み額についての章を設けました。こちらは介護保険課からご説明いたします。

○事務局（介護保険課）

介護保険課の小林です。私からは、介護保険料の見込み額について説明をいたします。

資料5の161 ページをご覧ください。こちらは介護保険料を算出するための流れについての説明となっています。介護保険料は、本計画の計画期間である3年間において、人口や被保険者数をはじめ、要支援要介護認定者数や、それぞれの介護サービスにかかる費用などを算出し、介護保険事業全体で必要な額を推計し、1人当たりの平均的な保険料額となる基準額を決定します。その後、この基準額をもとに世帯の所得などに応じて段階別に保険料率を定め、最終的な保険料としています。こちらについては、後ほどもう少し詳しく説明をいたします。

次に 162 ページの介護保険事業の財源構成についてご覧ください。こちらは介護保険サービス給付の財源及び地域支援事業の財源が記載されています。保険給付に要する費用の財源は、40 歳以上の被保険者が負担する保険料と、国・都道府県・市町村が負担する公費で賄われており、保険料と公費の割合は原則として 50%ずつとなっています。国や県の交付金の割合は、給付内容や事業によって異なりますが、第 1 号被保険者の負担割合は、いずれも 23%となっています。

次に 163 ページの保険料収納予定額をご覧ください。詳細については算定中とさせていただいておりますが、こちらでは令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間で、第 1 号被保険者が負担する前ページの 23%分の額に、調整交付金を加味して算出した保険収納必要額を記載する予定です。

続いて 164 ページの保険料基準額の算定についてご覧ください。こちらも算定中となっておりますが、前ページで算出した保険料収納必要額から、介護給付費準備基金の取り崩し額や保険料の予定収納率などを加味し、介護保険料基準額を算出した結果を記載する予定です。

続きまして、165 ページ、5 保険料額につきまして、こちらの表は、第 9 期計画中の所得段階別の保険料率と、年間保険料額の一覧になります。国は保険料段階を第 13 段階と示していますが、つくば市は、第 9 期計画も第 8 期計画同様に第 16 段階とし、引き続き国よりも細分化した保険料段階といたします。なお、保険料額につきましては、議会に上程しているため、算定中とさせていただきますが、第 8 期計画と同様の保険料額となるよう進めています。

表の下の公費による保険料の軽減強化の実施につきましては、第 1 段階から第 3 段階を対象とし、第 9 期計画においても実施いたします。

続きまして、166 ページ、6 保険料基準額の推移につきまして、こちらは第 1 号被保険者の保険料の推移となっております。議会で可決後、こちらに記載をいたしたいと思っております。以上でございます。

○事務局（高齢福祉課）

以上の修正点を反映させたものを最終案としたいと考えています。次に、当日配布資料 2 をご覧ください。委員の皆様からお送りいただきました事前質問について、担当課より回答したいと思います。

では、まず質問番号 1、福井委員からのご質問です。パブリックコメントの意見の中にもありますが、No2. の「公衆浴場」につきまして確かにその通りで災害も含めて充実が求められると思いま

す。また経験的にコミュニティの構築においても有効的と感じております。その点等も交えて、福祉計画における強化等、考えまたは補足等がありますでしょうか。

こちらについて、公衆浴場の整備については、現在検討はしていませんが、現在設置されている老人福祉センターの活用推進など、今後のあり方について検討を進めていきたいと考えています。

次に、質問番号2番、こちらも福井委員からのご質問です。パブリックコメント自体についてですが、意見数等が多いor少ない、または一般的にこの数は妥当なのか、あるいは市のパブリックコメントの過去の事例から平均なのか教えて下さい。

こちらにつきましては、前期計画の意見提出数が3人となっており、今回と同数でした。また、同時期に実施した他の計画のパブリックコメントと比較すると、意見提出者の数が、障害者プランは7人、国民健康保険計画が2人、スポーツ推進計画が2人、成年後見制度利用促進基本計画が1人となっており、当市のパブリックコメントでは、今回は平均的な意見数と考えられます。

2ページの質問番号3以降は、斉藤委員からのご質問になります。2040年を見据え、要介護認定率軽減と在宅サービス>施設サービスに資する計画、とりわけ介護型サービスから自立支援型サービスへの転換が重要と考えます。こうした大きな理念のもと、従来の計画はもとより、リハビリテーションに係る計画を重視しておくことがつくば市にとっては望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

ご指摘の通り、今後の高齢化の進行と、要介護高齢者の増加への対策として、介護予防やリハビリテーション等の強化が求められています。9期計画では、記載の充実が進まなかった部分もありますが、10期計画の策定に向け、計画期間中に現状の見直しと検討を進めて参ります。

次に質問番号4、第2章1(9)における「日常生活圏域別の通いの場の状況」において大穂圏域で「高齢者いこいの広場数」が0である。9期計画で整備あるいは整備検討を計画として検討されていますか。

こちらの高齢者憩いの広場は、市民が主体となる活動のため、市による整備などを行う予定はありませんが、引き続き民生委員等の会議での案内を実施するなど、市民に対する制度の周知を強化していきたいと考えています。

次に質問番号5、第2章1(9)における「日常生活圏域別事業者数」において訪問看護・訪問介護がすべての圏域で事業所が存在しているが、訪問リハで「筑波圏域」「豊里圏域」「桜圏域」「荃崎圏域」で0である。また、通所リハでも「通所介護」は全ての圏域で事業所が存在している

が「豊里圏域」「桜圏域」「谷田部東圏域」で0である。9期計画で整備する計画を明記して頂きたいが、いかがでしょうか。

ご指摘いただいた訪問リハビリテーションと、通所リハビリテーションにつきましては、今回この表には医療みなし指定の事業所を掲載していないため、数が少なくなっていますが、健康保険法の保険医療機関・保険薬局に指定された医療機関・薬局が、介護保険法における特定のサービス事業者として、指定されたものとみなされる医療みなし指定の事業所、こちらの数を合計しますと、訪問リハビリテーションでは約160ヶ所以上、通所リハビリテーションでは、30ヶ所の事業所があります。また訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションを含む居宅サービスは、基本的には、本計画における公募等での整備は実施しないため、9期計画においても、整備の記載は行わない方針です。

次の質問番号6、第7章3(1)「訪問看護」および(3)「介護予防訪問看護」において、看護職による訪問看護、介護予防訪問看護と理学療法士等による訪問看護、介護予防訪問看護の現状を確認したい。また、その現状を踏まえて計画を検討して頂きたいが、いかがでしょうか。

こちらにつきましては、医療みなし指定以外の訪問看護30事業所のうち、約半数の14事業所が、理学療法士等を配置していました。

質問番号7、第7章3(3)の「介護予防訪問リハビリテーション」が若干減少している。4の実態も考慮したうえで、計画値よりも上回る当該サービスを増やしていく計画に修正してはと考えるのがいかがでしょうか。というものでした。

こちらの介護予防訪問リハビリテーションについては、令和3年、令和4年の給付実績においては、減少傾向となっておりますが、令和6年以降は増加していくものとして、見込み量を設定しています。

質問番号8、第7章3(6)の1、第7章3(7)の1において、訪問型サービスや通所型サービスなどの整備する計画は大変結構なことと考えます。一方で、「その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等」は計画の俎上にないように思いますが、重要なサービスとして整備、あるいは整備検討を明記して頂きたいが、いかがでしょうか。

ご指摘いただきました訪問型サービス通所型サービスの一体的提供等、栄養改善や見守りを目的とした配食、定期的な安否確認・緊急時の対応・住民ボランティア等の見守り等の、総合事業におけるその他の生活支援サービスにつきましては、現在は検討を行っておらず、第9期計画における

整備に関する記載は行わない方針ですが、計画期間中に、第10期計画に向けての検討を進めて参ります。

4ページ質問番号9、第7章3(6)の1、第7章3(7)の1において、「地域リハビリテーション活動支援事業」の整備する計画は大変結構なことと考えます。しかしながら、より大胆な予算化に修正することで、地域支援事業計画の大きなパラダイムシフトが起こると考えますが、再考いただけないでしょうか。

こちらの地域リハビリテーション活動支援事業については、市内65歳以上の高齢者を対象に、住み慣れた自宅で、運動面や栄養面の困りごとについて、専門職から助言やプログラムの提案などのサービスを受けることができる、「おうちでリハ」として事業を実施しています。9期計画中の事業拡大については、現在は検討しておりませんが、利用実態や効果検証等の結果により、検討をさせていただきます。

最後の質問番号10、共生型事業の整備について、ぜひ明記していただきたいのですが、いかがでしょうか。

こちらについて、介護や障害といった枠組みにとらわれず、多様化、複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる共生型サービスは、地域共生社会の推進において重要なものとなっており、当市でも、サービスの普及に努めていきます。

当日配布資料2の事前質問についての回答は以上になります。議題の説明は以上です。

○渡邊委員長

事務局のご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして何かご質問ご意見等ございましたらお願いします。

○斉藤委員

たくさん質問してすみませんでした。斉藤でございます。私が質問した5番目なのですが、みなしのお話を出される気持ちはよくわかるのですが、それを出されると、そもそもこの計画自体が全部吹き飛んでしまう気がして。なので、実態を見た上でやらないと。見直しのところがどれだけやっているかという話にしないと今回計画したものと全く整合性が合わなくなるので、今後検討いただければということで、やっぱり少し実態見られた方がいいんじゃないかなという意味がありますの

で、次の6と合わせたのですが、事業所の数はもとより、実際そこで働いている看護職とか理学療法士の人数とかも把握していかないと結構大変じゃないかと実は思っていますね、つくば市さんはまだたぶんリッチだと思うのですが、他はだんだん厳しくなってくると思うんですよ。今みたいなサービス、訪問看護ステーションでのサービス形態はたぶんだんだん変わってくると思うので、細かい話はさておきますが、予防型に転換するときに、例えば訪問看護30に14理学の人がいるからいいよねという話にはなっていないような気がしていて、その時に訪問や事業所との関係がどうしても出てくると思うので、その辺りはまた10期計画に向けて少し訪問看護の事業所のステークホルダーの方とか、訪問リハ系のステークホルダーの方と少し先を見据えた検討をされた方がいいような気がします。

あとは、最後の10のところもありがとうございます。今回、国の方の制度設計で、診療報酬と介護障害福祉サービス報酬でかなりリンクしているとか、介護の見直しとか医療の見直しのところで障害福祉サービスの機能訓練ができるようになるというようなこととか、国もそういうことを意識しているのが変更に出ているので、今回はいいと思うのですが、今後そのあたりも踏まえて、資源をこれから作るのではなくて、兼務していけるものは行こうみたいな感じが、人もいないし、財源もないので、その辺も見合わせてご計画されるといいなと思ったのは、立場上リハビリテーションの立場で出ていますけれど、在宅にシフトしていくようなことを考えるとしたら、どうしても医療とか介護とか看護というのが強くなっているのですが、その前にその自立支援というサービスをリハビリテーションという形で1つ柱に出してもらえることによって、市長の書いている文章が生きる形になると思いますので、9期は仕方ないとして10期のときにまたご検討いただければなと思いました。

あと最後にもう1点、10期のときに、年齢の人口比率で85歳以上を新たに作っておかれた方が、今後計画するときいいのかなと思いました。以上でございます。

○渡邊委員長

斉藤委員ありがとうございます。おっしゃる通りかなと思ひまして、特に私もやはりみなしのところについては、事務局からのご回答は確かにみなしもあるから大丈夫というのは本当にその通りなんですけど、でしたら、この会議でこれまでみなしなしで、検討していたのは一体何だったのかなというところでもありますので今後の検討の仕方とかも含めて事務局では考えていただけたらと

思いました。すいません事務局の方から、ご返答ありましたらお願いします。

○事務局（高齢福祉課）

斉藤委員、委員長ありがとうございます。ご指摘について、訪問看護の実態の把握などは、今回はちょっと間に合わないのですが、大変申し訳ないのですが、次期計画に向けて、その準備段階にはもう少し詳細に検討させていただいて、次回もう少しより良い計画策定に向けて実施していきたいと思えます。ご意見大変ありがとうございます。

○斉藤委員

訪問看護の問題も結構ナーバスになってくると思うので、ぜひよろしくをお願いします。ありがとうございました。

○渡邊委員長

では、他にご意見等ありましたらよろしくをお願いします。では、すいません。渡邊からよろしいでしょうか。

パブリックコメントの最初の、人口推計についてのご意見なのですが、このご意見で将来展望ではなく最新かつ信頼できる推定を使用すべきと考えますというご意見ですので、もう少し答え方としてうまく答えられるんじゃないかなと思えました。先ほど口頭で補足していただいた内容を伺うと、国立社会保障・人口問題研究所は過去の一定の人口をもとに、出生率死亡率と移動率をもとに推計しているところ、つくば市の独自推計の方が新しい人口を基にして、新しいトレンドを引っ張っているのでは、より正しいんじゃないかというようなご説明だったかと思えます。今コメントで、最近かつ信頼できる推計をというのに、どちらかという寄り添ったことをしているのではないかなと思えたので、もしそうでしたら、単に市独自の推計ツールを利用していますだけではなく、おっしゃっている通りにやっておりますので、こちらの方が正しいと思えます。というふうな記載の方がより良いのではないかなと思えました。以上です。何かございましたらすいませんよろしくをお願いします。

○事務局（高齢福祉課）

委員長ありがとうございました。少し説明が足りない部分もあるかと思いますが、公表する市の考え方については、もう一度検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○渡邊委員長

他の委員の皆様からご意見ご指摘などありましたらよろしく申し上げます。福井委員は、御質問いただいておりますけども回答について何かご意見とか、補足とかありませんでしょうか。

○福井委員

ありがとうございました。確かにパブリックコメントに出たところは、そうだなと思うし、あえて付け加えさせていただくと、前任地が静岡県の伊東市というところで、あそこは温泉街だったので、コミュニティがすごく促進されるみたいですね、公衆浴場というのは。そういうところで非常に有効だったと思うし、それからもう1つ言わせていただくと、自分は兵庫県出身なので、阪神淡路大震災を経験して、あの時もやはりお風呂というのはすごく有効だったというのは、経験しました。あと、ちょっと細かいのですが、確かに老人福祉センターというのは知っていたのですが、時間的なところはどうなっているのかなと。夜とか、時間の制限というのものもあるのではないかなと。それからもう1つの質問ですが、これは前からずっと思っていたのですが、パブリックコメントというところに関して、3人、6件というのは、平均なのだろうと思うのですが、率直な意見として、少ないのかなとっていて、委員長にもお聞きしたいのですが、アカデミックな視点からいって、パブリックコメントが3人、6件というのは、見方としてはどうなんだろうというのが本当に率直な疑問です。近くに単身赴任で、すごく親しくなったおばあさんがいるんですけど、全然知らなかったとか、そういうことをよく言われるし、伊東市はパブコメされたときに、もう少し多かったという印象なので。以上です。ありがとうございます。

○渡邊委員長

貴重なご意見ありがとうございます。では、老人福祉センターのお風呂の利用時間などについて、まず事務局でわかりましたら申し上げます。

○事務局（高齢福祉課）

高齢福祉課の日下と申します。老人福祉センターの風呂についてはですね、谷田部老人福祉センターと桜老人福祉センターにつきましては、今、10時から5時までになっています。谷田部の方はまた違まして、9時から18時までということになっています。荃崎の老人福祉センターのお風呂については、今ちょっと故障しておりまして、そちらを直す方向で検討しているところです。確かに風呂に入った後にゆっくりしていただいたり、来ていただいた方でコミュニティの場になったりということもありますので、その辺も、もしできればということで今検討をしているところです。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。確かにそうですね。老人福祉センターのお風呂は貴重な取り組みだと思う一方で、やはりいわゆる公衆浴場のような利用をするにはちょっと利用時間とか、使いづらい点もある。一般的な昼間の時間ということなので、引き続きご検討いただけたらと思います。福井委員から、何かございますか。

○福井委員

いや、検討していただければなど。

○渡邊委員長

ありがとうございます。あとはパブリックコメントの多さについてですが、すみませんアカデミックなところからと言ってもなかなか難しいぐらいの数で、やはりいわゆる統計的にとかそういった数では全然なく、すごく興味のある一部の方のご意見という形に今のところなっているのかなとは思っています。なので、おそらくもう少し幅広く意見を集めるというところからいくと、もっと幅広く周知をする、どこかに置いておくとかホームページに掲載するという形だと数は、なかなかたまたま見に来た人とすごくそこにアンテナを張っている方だけしか目に入らないところもあるかと思うので、どちらかというところ積極的に目に留まるように周知していくところがおそらく必要なのかなとは思っています。パブリックコメントを増やすというような観点から、何かご意見、アイデアのある委員の先生いらっしゃいますでしょうか。

○福祉部次長

相澤です。実はこのパブリックコメントの同じ期間に、障害者に関わる計画についてもパブリックコメントを行いました。そちらの総数が、85件だったんですね。全く同じ期間で全く同じ公表の仕方だったのですが。やはりこの数字の差というのは、何か原因がきっとあるのだろうと。その辺の分析も我々としては今後必要になってくるのかなというふうに感じています。

○渡邊委員長

ありがとうございます確かに80何点というとなかなかいわゆるパブリックコメントとしては、結構来たなという数かと思います。それが一部の方だったり、一部の団体さんからだけではなく幅広くであったらとても素晴らしいと思うので、比較だったり、どういった方からいただいているご意見かというようなところ、フィードバックいただけるとありがたいです。

他にご意見、ご質問等々ありましたらよろしくお願いします。

○成島委員

医師会の成島です。パブリックコメントに関して言えば、はっきり言えば興味があるかないかに尽きてしまうのだと思うんですね。結局、高齢者福祉計画ってどうしても広いので、障害者だとやっぱり特にお子さんからいますので、本人よりも、やっぱり親御さんがかなり熱心です。これは僕も障害者に関わっていると、かなりいろんなことに敏感ですし、逆に言えば、例えば、どここの自治体ではこういうサービスがあるけどどうだとか、かなりいろいろ研究していますし、調べています。それに対して高齢者福祉計画はやはりなかなか難しいですけど、僕たちは現場で認知症とか介護保険等について出前講座というのを結構いろいろやっています、そうすると、かなり質問が出てくるんですね。やはり、皆さんわからないことだらけなんですね。ただ、逆に言うと、この厚い冊子を見て何を考えられるかという、まず見るということに対して、たぶんはなから入ってこないんだろうと思います。

そうするとじゃあどうするのかという、今も出ましたように、高齢者福祉計画に関して言えば、やっぱり事前アンケートで幅広く意見を吸い上げていくしかないんじゃないかと、こういうものを見て目通して意見くださいって言われても現実的にはなかなか高齢者の方、対象となる人たちは難しいと思います。やはりアンケートをやるのも1つの方法だし、出前講座で我々いくつかやっ

ますので、そういうもので意見を出してもらうのもやり方だと思うので。パブリックコメントって流行でね、どうしても自治体のアリバイ作りと言っては申し訳ないんですけど、それに近いところがあると思うので、我々は市民に公開してこういう意見を求めてそれで、こういう意見が出たから作りましたよという話で終わってしまっていて、でも実際本当にそうなのと言われると、確かに福井先生おっしゃるように少ないんですよ。これはやっぱり、これをどう見ていいかわからない、その部分があるので、もしどうしても意見を上げたいなら、やっぱり事前アンケートとかこちらから、いわゆる実際の高齢者に1歩数歩み寄って意見を吸い上げるしかないと僕は思います。やっぱりパブリックコメントを出してくださいと、ホームページで出そうが、いろんな広報で回そうが、なかなか難しいのが現実じゃないかなと思います。僕の印象なんですけど。

○渡邊委員長

ありがとうございました。大変勉強になりました。確かにおっしゃる通りすべての計画について一律にパブリックコメントというのがうまくいくかということ、おっしゃる通りで、今回のような高齢者福祉計画については事前に、意見を吸い上げてそれを反映するという形にする方が大事じゃないかというご意見大変勉強になりました。ありがとうございます。

他にご意見ご指摘などありましたらよろしくお願いします。

○中島委員

パブリックコメントの募集というか意見を求めるのに、YouTubeとか、そういったプラットフォームを使って、それをどういうふうに利用するかというのは私も今の段階ではわからないんですけど。そういったプラットフォームを何か利用して、広く高齢者の方を取り巻く家族の方とかにも注目してもらおうような形を、とればいいのかと思うんですけど。若い人が見るようなところ、インスタとかいろいろあると思うんですが、そういったのを大いに利用したらどうかなと思います。それをどういうふうにしたらいいかというのはちょっとわからないんですけど、何か利用できないかなと思うんです。以上です。

○斉藤委員

もしかしたらパブコメにも関係するかもしれないんですけど、この制度にみんな満足しているのか。

うんという意見もあると思うし、わかりにくいというのも当然あると思うんですけど、多分ケアマネさんがプランを作っているの、自分で作っている感じがないと思うんですよ。なので、保険なので仕方ないな、みたいになっていると思うんです。一方で、市民が一番興味あるのはたぶんお金の問題だと思っていて、書きぶりはこれでいいんですが、パブコメ出すときに保険料がこうだとか、最初に出した方が、食いつきはいいかなと。それで思ったのは、7章の162ページの財源構成は、市にとっては大事だと思うんですが、市民にとっては、いくらなのかが興味があって、保険料が上がってないのは多分いろいろあると思うんですが。市民としてはどれくらいサービスが充実しているのかとか、概要みたいなものがまず出された上で行った方が、全部読んでから意見書というのは、つくば市のリテラシーの高い地域においてもこの結果だということになるので、もっと概要みたいなものを書いてしまうとか。このサービスを今年は重点的に計画3年間するとか、こういうところは見直した、みたいなものがあった方が。それがいいとか悪いとか言われると作っている方が辛いと思いますけど、そういうふうになんて工夫してもいいのかなと。費用対効果の視点があった方が市民は何か自分事のように考えるんじゃないかなと思ったので。つくば市は財源構成がほぼ毎年変わらないかとは思いますが、でも金額は上がっているような気がするんで、上がった上で、どこに3年間重点的に計画していく、みたいな指針を出された方がいいのかなと思いました。状況としては思っている以上にサービスを使っていない方が意見する可能性があると思うんですよ。使っている人はたぶん意見しにくいんでしょうね。使う人が意識を持ってもらった方がいいんだろうなとちょっと思ったもので。介護保険ってお金を払っているけれど使っていない人が多いですよ。その方たちに注意を持ってもらう方が、これから市としてもいいのかなと思っております。

○高橋委員

施設の方から参りました高橋と申します。よろしくお願いいたします。今各委員の皆様にお話いただいた通りというところではありますが、やはりこの計画側の幅が広いので、例えば私の方の施設のところで言うと施設長会議だとか、地域密着型サービス連絡会とか、そういった委員会の中では、例えば私たちの施設のところのいろんな疑問とか、こんなふうになったらいいね、なんていう話がいっぱい話されていると思うんですよ。パブリックコメントとして増やしていくとなると、今お話あった通りなかなか敷居が高いのかなと。私個人的には今期からまだ入ったばかりなので来期ぜひパブリックコメントをどんどん出していけたらなと思いますが、この会議でのコメントを増や

していくとなると、例えばもう少しそういう分科会的なところに呼びかけをして、こういった議題に対して、どうですかご意見くださいみたいな形のものも入れていくとか、とにかく具体的にこの部分に対してどうお考えですかというような投げかけを、様々な方法で行っていくというところがいいのかなと思いつながら、現状、難しい部分もあるのかなと感じました。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。市民の皆さんには出しているお金とサービスがというところと、方向性としては施設の方にとってはこういったところを見せたらというようなそれぞれの方について意見を言いやすいところ、気になるところを正しく見せていってご意見いただいていったらというようなご意見かと認識しました。大変貴重なご意見かと思っておりますので、またご検討お願いいたします。

では、パブリックコメント以外の今回の内容につきましても幅広くお願いいたします。

○八木委員

こういう資料に載せるのがふさわしくなかったら、また別にパンフレットのようなもので出していただけののかなと思うんですけども、老人ホームとかいろいろ資料はあるのですが、利用したいな、これから利用するかもしれないなという人間にとって一番興味があるのは、自分のお金で足りるのかしら、年金だけで足りるのかそれとも貯金を崩していかなくちゃいけないのかしら、そういう思いを、こういう資料の中で比べられるものって、全くないんです。私、近くにできました老人ホームにお電話いたしましたら、まさしく慇懃無礼という返事が返ってきました。私の望んだ、いくらかかるのか、足りないときは持ち出しするのか、どのくらいまでが公の部分からお助けいただけるのか、そんなもの、何かの感じでやりなさいよと、何かこの辺にちょっと聞こえていまして、そういうようなものを全体的に出していただくというのは、可能なんですか。あんまり難しいものより、私個人としても、それから他の方にとっても切実な問題ではないかと思うんですけども。

○渡邊委員長

ありがとうございます。まさに市民の皆様にとってはとても関心のあるところかと思っております。どちらかと言いますと計画に入れるというよりは、介護保険や介護施設についての案内というような、自治体からの案内というようなところかと思うんですけども、こういった取り組みなどされてい

るか、事務局の方からお願いできますでしょうか。

○事務局（介護保険課）

ご意見ありがとうございます。先ほどの斉藤委員のお話にも少し重複する部分があるかなと思うんですけども、やはり個別の費用面というのは確かにこの計画には書いてないんですね。ただ、計画全体を見たときにやっぱりその自分ごととして考えるためには、実際に使ったときの費用がどれぐらいになるのかという視点はやっぱり大事かなと思いますし、そういう記載があることで、より多くの人に興味を持ってもらえるのかなというふうにも思いますので、今後また計画を作る上では、そういう視点を意識して、つくれたらいいのかなというふうに思っています。どうもありがとうございました。

○渡邊委員長

ありがとうございます。一方で、おそらく今でも実際に介護サービスを使う時にどれぐらいお金がかかるとか、そういった案内をどこかでやっているのではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○事務局（介護保険課）

窓口では介護保険のパンフレットがございまして、そこに個別のサービスを紹介しつつ、実際にかかる費用のイメージなんかも載せてございますので、個別に相談があった際にはそういったパンフレットを用いてもう少し具体的なお相談ができていると思っています。

○渡邊委員長

ありがとうございます。では、とりあえず今のところ、わからないことがあったら市の窓口に行ってお相談したら、どれぐらいお金がかかりますよとか、どんなサービスがありますよっていうところをご説明いただけるような形ですね。

○事務局（介護保険課）

はい。

○渡邊委員長

ありがとうございます。すいません八木委員いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

では、他にご意見・ご質問等は。よろしくお願いします。

○山脇副委員長

私の方から2点ほどありまして、1点は、先ほど八木委員の方からご質問があったのですが、利用者、あるいはこれから利用する人が、その仕組みをどう知るかというのはものすごく重要なことだと思うんですね。これは実は、地域福祉計画の方の懇談会というのがあって、そこでも、まず自分がどこに相談したらいいのか、どこに行けば何が知れるというのがわからないよと。それを民生委員さんなどが主に案内してくれる仕組みにはなっているはずなんですけど、民生委員はどこにいるのとか、民生委員がその人を発掘してくれるのかとかいう問題ありますので、その時には区会というキーワード出ていたんですけど、区会自体も少し弱体化しているとか、実態が軟弱になっているということはあったんですけど、やっぱり積極的にそういうところに広報を仕掛けていくとか、それがまず重要だろうと。その時に、2つ目としてはパンフレットをどういうふうに使えよということを示しておいて、それに対して、市はここを強化して整備していくという対応関係があることがものすごく理解できるんだらうなと思うんですね。だから、パンフレットが、例えば、少しストーリーテリングというか、こういう人はこういうふうに使えますよ。例えば、親を介護しようとする人にはこうこういうことがあります。自分がもしかしたら介護を使いたいとなったときにはこうこういうことがあります。というパターンを出しながら、そういう人たちのここを9期では整備するんですよ、となるととても入りやすい気もして。この資料を見てコメントください。しかも実質は計画を立てましたですよ。それを出されてもというのはあるので、そういう利用誘導とその誘導に対して、市はここを強化しているというわかりやすい対応関係があると、もう少し反応も出てくるのかなとちょっと思いました。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございました。パブリックコメントの問題とも繋がって、おっしゃる通り一般の市民の方が見るにはかなりハードルの高い資料に今のところなっているかと思います。第10期以降の計

画においては、もう少しわかりやすく、個人個人により身近なところから入るような内容としていただけたらと思います。

他にご意見ご質問等なんでもありましたらよろしく申し上げます。

○鬼頭委員

たぶんパブリックコメントなどでも、具体的には、介護を受けている高齢者としてはどういうことがサービスとして受けられそうとかそういったのを、10期するときにはわかりやすくというところで、絡みが出てくるかと思うんですけども、パブリックコメントにあるように、例えばつくばに公衆浴場がないという話のところも、例えば、つくバスを使ってここまでは行けるとか、そういったものをより細かく書いていけば、ここまでは多分、普通にサービスが受けられるんだな、あと訪問入浴介護とかは、このレベルの話なんだなって区分けが、あまりこういうふうに1冊にまとめていると、わからなくなっているんじゃないかなというのがあると思うので、そのところをわかりやすくしていただければいいかなと思っています。

実際、荃崎老人福祉センターは故障して使えませんという話がありましたが、施設の管理維持というのは当然お金かかる話なので、例えば、つくバスと同じように、公衆浴場と提携してサービスの補助をすとかですね。そういった方向性も検討していければいいのではないかと考えております。

あとは、2番目に高齢者の就労支援を行って欲しいと書いてありますが、例えばつくば市の中では、一部教員不足とか、ニーズと対応してない部分がたぶんあると思うんですよね。実際教員免許持っている人たちは結構いるよというような状況で、高齢者の方で、ちょっと時間のある人たちに声をかけるとかそういった連携がうまくいってない部分をもうちょっと充実させていければいいんじゃないのかなと。

e スポーツとかも確かに画面で見てというところ、最近だと、民間の方で、並木の方にも何かそういう施設を作ろうとかいう話もあるみたいですけども。こういったところではこういったことができそうだとすることを盛り込んでいかないとたぶんこんな分厚い冊子をいただいたら、何じゃこりゃで終わってしまいかねないと思うので、それだけはちょっと避けて欲しいなと思っています。以上です。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。やはり計画は、硬いというか、お役所として作るものなのでこうというふうになりがちではあのですが、個人にとって身近なものとなるように、事例なども含めて、自分だったらどうかというところが、わかりやすいような形に、そればかりではなかなか計画にならないかもしれないですが、そういったところも含め、10期以降できたらいいかなと思います。事務局の方もご検討のほどよろしくをお願いします。

○斉藤委員

さっきの八木委員の発言ずっと考えていて、ここに載せるかどうかはさておきですけど、市としてできるとしたら、例えばこのサービス提供ごとの利用者数が出ますよね。それを単純に割れば1人当たり平均は出ます。例えばこの介護老人福祉施設に入る人の平均はこれぐらいの費用がかかっていますというのは、個人情報には関係ないと思うので、そこで年金額見て、足りないかというのは、この計画に載せるかどうかは別ですけど、ただそういうことをお知りになりたいのかなと思って。ただ、ここになじむかどうかちょっとわからないので、何かそういうのがどこかにあるのであればそれをお知らせしてあげるというのも大事なのかなと思ったので。公費の部分だけですよね。保険料で払っていますから。だから、使っている人が1人当たり大体、平均でこれぐらいだということを市民にお知らせしておけば。お金のことはもう隠せない時代になってくると思うので、何かその辺はまたご検討いただいてもいいのかなと、そういうニュアンスかなと思ったのですがどうでしょうか。

○八木委員

もっと単純に、施設に入るにはいくらかかるのかしら。10万なのか20万なのか30万なのかと。30万は、私は持っていないけれども、20万なら払えるかな、払えない部分はどうなるのかなという、非常に単純な個人的な意見を申し上げます。

○斉藤委員

全くおっしゃる通りで、やっぱりそれはここに載せにくいんだと思うんですけど、どれを見ればいいかわからないということだと思うので、難しい問題だろうと思ったんですが、そういうのも1

つ目安になると、親を見る世代もみんな少し考えるのかなと思います。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。それもそうですね。介護って自分でも、家族でも急にやってきて、困りがちなので、おっしゃる通り老健とか特養とか介護保険内のサービスだったらいくらかかるというのは割と明確にわかりますし、有料だったらそれぞれバラバラだとは思いますが、なので介護保険内の施設に入るのか、それと、ただその場合半年待つとか場所によっては1年待つみたいなどころもありますので、お金が高くなるけれど有料に入るのかというのもいろいろあるかと思うので、つくば市の場合は、値段はそれぞれどれぐらいだよ、ただ待つ時間はこれぐらいだよ、みたいなどころがもうちょっとわかりやすくあったら、きっと個人としてはすごくありがたいなと思います。なかなか難しいとは思いますが、特に有料とかまで入れるのは難しいかなという気もするんですけども、市民の方にとってはすごく大事なところかと思っていますので、情報の公開とか、発信とかご検討いただけたらと思います。八木委員からプラスして、何かご意見とかご要望とか、ありましたらお願いします。

○八木委員

どうもありがとうございました。本当に単純にいくらかかるのかしらというのを一応プリンティングで、こういうところから、出していただけたら1つの何か自分の目安になるかなと、施設になんて入りたくないという思いと、自分の家で過ごしたいという、その兼ね合いも自分で図れますし、何かちょっとその指針になる。自分の指針に、なるものが欲しいなという思いで申し上げました。

○渡邊委員長

ありがとうございます。本当に多くの方が欲しい情報かと思っていますので、事務局の方でもご検討ください。

では他にご意見・ご指摘等々、今回の計画全体に関する事なんでも大丈夫ですのでよろしくお願いします。根本委員よろしくお願いします。

○根本委員

根本です。よろしく申し上げます。資料5の第7章介護保険事業計画の推進の中で、144ページの一番下の方の③介護医療院というところで、この計画の中では、1事業所の整備を実施する方針と書いてあるのですが、実際に介護医療院はどこ圏域に、1つの事業所を整備する予定で、あと定員は何人なのか、今の段階でもし計画的なものがあればお示しいただきたいと思います。そして、145ページの④介護療養型医療施設が廃止になりますよね、令和5年度で廃止なので、その関係で、療養型医療施設が廃止になったその施設が、介護医療院として整備するというお考えがあつての整備なのかというところをご紹介いただきたいと思います。

○渡邊委員長

おそらく介護療養型医療施設が医療院に転換するのかなとは思っていますが。事務局の方おわかりでしょうかよろしく申し上げます。やはり今この計画に載っている現行の介護療養型医療施設が、おそらくこの介護医療院になるという感じなんですか。

○斉藤委員

国の制度が変わっているみたいです。この次の年度から、医療療養型と介護療養型がもう廃止のはずです。

○事務局（高齢福祉課）

斉藤委員のおっしゃる通りなのですが、ただ当市の場合にはもともと介護療養型医療施設というものがございませんでしたので、こちらはあくまでも給付の実績ということで、市内の事業所のお話ではないので、ちょっとわかりにくくて申しわけないのですが、当市としましては療養型医療施設からの転換ではなく、新規に介護医療院を1施設開設予定ということで記載させていただいています。

○渡邊委員長

あくまで介護給付なので、介護医療院の実績値も、介護療養型医療施設の実績値も、つくば市内の施設の話ではなく、一方で、介護医療院の推計に関しては、施設整備するとそういうことですね。

○事務局（高齢福祉課）

そうです。

○根本委員

あと、定員数とか圏域は決まってるんでしょうか。

○事務局（高齢福祉課）

定員数についてはこの記載の通りなんですけども、圏域についてはまだちょっとこれから公募するものですから、そちらについてはまだ決まっておりません。

○根本委員

定員数は60ということになりますか。

○事務局（高齢福祉課）

はい。

○根本委員

わかりました。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございました。では他にご意見ご指摘ありましたらよろしくお願いします。何かご意見とかございませんでしょうか。

では、ご意見等ないようでしたら、かなり活発な議論を行われたかと思しますので、少し早めではありますけれどもこちらで終了とさせていただけたらと思います。ありがとうございます。

では、本日で、9期計画策定最後の会議となりますので、私は途中から参加させていただいたところなんですけれども、これまでずっと関わってこられた委員の先生方、事務局の皆様、良い計画となったかと思しますので、誠にありがとうございました。ただ、今後について、さらに良くしていくにはというようなご意見ももちろんたくさん出たかと思しますので、10期以降についてもさら

に良い計画になりますよう引き続き皆様よろしく申し上げます。

では、こちらで委員長の任を解かせていただきます。ありがとうございます。

3. その他

○高齢福祉課長

委員長ありがとうございました。第9期計画策定のための会議は今もありました通り、本日で最後になります。

この後、議会で介護保険料と、予算等に可決をいただき次第、年度内に計画の策定ということになります。計画が策定されましたら、委員の皆様へ送付させていただきますので、ご確認いただきたいと思っております。

また、4月からは、第9期計画が始動となります。委員の皆様には引き続きましてご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。また、次期計画につきましても進捗管理ですとか、いろいろと助言等いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

4. 閉会

○事務局（高齢福祉課）

それでは以上をもちまして本日の会議はすべて終了となります。ありがとうございました。

この計画で、緊急的に変更があった場合には、委員長にご相談させていただき、一任ということで進めさせていただきます。ありがとうございます。

第6回つくば市高齢者福祉推進会議 次第

令和6年(2024年)2月1日(木)

午前10時から正午

つくば市役所コミュニティ棟3階 会議室A・B

- 1 開会
- 2 議題 つくば市高齢者福祉計画(第9期)(案)について
(パブリックコメント実施結果について、介護保険事業について)
- 3 その他
- 4 閉会

パブリックコメントで提出された意見

計画等の名称: つくば市高齢者福祉計画(第9期)

No.	パブリックコメントで提出された意見(原文)
1	<p>11ページ(4)人口推計 令和22年(2040年)の人口について、「28万人を超える見込みです」としてますが、これで良いのですか？ 国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月22日に発表した『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』によると、つくば市の推計人口は以下のようになっています。</p> <p>2025年 255190 2030年 258539 2035年 260524 2040年 260559 2045年 258692</p> <p>これを見ると、つくば市の人口は26万人で頭打ちのようです。 人口推計は、高齢者人口も含め、将来展望ではなく最新且つ信頼できる推計を使用すべきと考えます。</p>
2	<p>レジオネラ菌検出のがつくば市でもあったが、公衆浴場(銭湯)がつくば市になくスーパー銭湯しかないため、高齢者が日常的に風呂が入れない、公衆衛生上も何週間も風呂が入れないと問題がある、こういう時に何とかしてほしい。震災の時やコロナの時も困った。高齢者は単独などで風呂に入ると清掃なども大変なのと倒れたときのことも考えると安心できない。</p> <p>タクシー助成券を他の市町村ではガソリン補助や鉄道、バスなどの補助も選べる市町村も多い、つくば市も検討してほしい。運転できなくなるとつくば市で住むのに非常に行動が狭まってしまう。</p> <p>ネットスーパーや移動スーパー、スーパー配送、飲食店宅配などこういうものも事業者などに助成してより進めてほしい</p> <p>高齢者の就労支援が欲しい 例えばある運輸業ではメール便という郵便局のレターパックかそれよりも小さくて軽い荷物もあります。</p>

	<p>これを機械が仕分け、ベルトコンベアーで段ボール箱に落としていきます。箱いっぱいになったら箱をパレットに積んで取り替えます。人手が不足しているので、力仕事は主に男性がやり、能力のある人はそういう仕事に回るので、期間限定、短期間のバイトで入った私はわざわざ簡単な部所に配属されています。</p> <p>廃段ボールつぶしもやりましたがこれにもコツがあるようです。</p> <p>私がやっている仕事はスキルアップを目指す人には単純すぎるので、サボりがちになります。</p> <p>仕分け先の番号を表示するために、番号札の紙にガムテープを付けてストックを作る、という雑務もありました。</p> <p>簡単作業だけでいくつも工程があります。</p> <p>このような仕事はベテランではなく、未経験者や新米にやらせる仕事です。このような仕事をさせるほど人手が不足しています。</p>
3	<p>つくば市高齢者福祉計画(第9期)(案)105,106p</p> <p>高齢者スポーツにもにも eスポーツの導入ができないか。</p> <p>根拠</p> <p>R5-05 第2次つくば市スポーツ推進計画(案)には次のように盛り込まれている</p> <p>スポーツ課だけでなく高齢福祉課でも記載があった方が政策でも予算根拠などやりやすくなって、より一体的に市内の関係事業者、高齢者団体もしくは障害者団体などでも柔軟にそして密に大規模、小規模ともに動けるようになることが増えると思う。</p> <p>R5-05 第2次つくば市スポーツ推進計画(案)8p</p> <p>(4)デジタル技術革新の進展</p> <p>ICT、AI(人工知能)、VRなどの技術開発が急速に進展しています。これらの技術は、新しい産業の創出・発展のみならず、人々の働き方やライフスタイル、健康管理、教育など、市民の生活に関わるあらゆる分野での活用が期待されています。スポーツ分野においても、トレーニング動画のオンライン配信やVRを活用した新たなスポーツなど、多様な楽しみ方が展開されるものと考えられます。また、eスポーツは国や茨城県において、経済産業の側面等から大きな期待が寄せられており、今後高齢者や障害者を対象とした施策の展開など、多様な可能性が出てくる中で、活用方針について考えていくことが求められています。</p> <p>R5-05 第2次つくば市スポーツ推進計画(案)41p</p> <p>2高齢者の介護予防や認知機能の低下予防のほか、孤立防止や活力増進が期</p>

待されるeスポーツ等の新たな技術やサービスの活用について、関連団体と連携しながら検討します。

R5-05 第2次つくば市スポーツ推進計画(案)23p

○障害者にとって、eスポーツは移動などサポート問題の軽減につながる。

R5-05 第2次つくば市スポーツ推進計画(案)26p

○eスポーツによる高齢者の認知機能の維持や障害者スポーツへの展開等、スポーツにおけるDXの推進が重要

R5-05 第2次つくば市スポーツ推進計画(案)42p

4障害者のリハビリテーションや就労支援、社会参画のきっかけづくりにつなげるため、eスポーツ等の新たな技術やサービスの活用について、関連団体と連携しながら検討します。

R5-05 第2次つくば市スポーツ推進計画(案)51p

施策3 (6)スポーツ活動を支える仕組みづくり

- 障害者のスポーツ活動をサポートする仕組みの構築・サポートする人材の育成
- リハビリや就労支援、社会参画につなげるためのeスポーツ等の新技術の活用
検討 など

施策8 (2)バリアフリー化の推進

- 施設のバリアフリー化の推進と適切な維持管理
- 障害者の利用も含めた施設に関する情報共有 など

パブリックコメント募集案件公表書

【案件名:第2次つくば市スポーツ推進計画(案)】p41

施策2 高齢者のスポーツ活動の促進

高齢者の活動機会の増加や健康・体力の保持増進とともに、生きがいや仲間づくりなどにつながるよう、関係団体・組織と連携を図りながら、高齢者のスポーツ活動を促進します。

(3)健康づくりに役立つスポーツ活動

1生涯にわたって健康や体力の保持増進につなげていけるよう、簡単に取り組める軽運動・ストレッチなどのプログラムの提供や、専門指導者による出前健康教室等を開催するなど、高齢者が運動できる機会を提供します。また、自宅等で気

軽に運動したい人に向けては、動画配信等を活用した取組などを推進します。
2高齢者の介護予防や認知機能の低下予防のほか、孤立防止や活力増進が期待されるeスポーツ等の新たな技術やサービスの活用について、関連団体と連携しながら検討します。

(4) 交流や生きがいづくりにつながるスポーツ活動

3高齢者の健康づくりと交流の場として、年齢や健康状態、適性に合わせたスポーツ大会等を開催し、参加促進を図るとともに、多世代で楽しめるレクリエーションスポーツの普及・支援を図ります。

4高齢者がいきいきと地域で過ごせるよう、シルバークラブやスポーツ振興会等におけるスポーツ活動を支援するなど、スポーツを通じて生きがいや仲間づくりにつながる機会を提供します。

様式第 5 号 (第 10 条関係)

パブリックコメント実施結果報告書
【案件名:つくば市高齢者福祉計画(第9期)(案)】

令和6年(2024年)2月
つくば市福祉部高齢福祉課

■ 意見集計結果

令和5年12月8日から令和6年1月9日までの間、（つくば市高齢者福祉計画（第9期）（案））について、意見募集を行った結果、3人（団体を含む。）から6件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数（団体を含む。）
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	3人
合計	3人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 第1部第2章1（4）人口推計 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	11ページ（4）人口推計、令和22年（2040年）の人口について、「28万人を超える見込みです」としているが、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月22日に発表した『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』によると、つくば市の人口は26万人で頭打ちのようである。 人口推計は、高齢者人口も含め、将来展望ではなく最新且つ信頼できる推計を使用すべきと考える。	1件	国立社会保障・人口問題研究所は、社会保障政策や制度についての研究を行っている厚生労働省所属の国立の研究機関であり、提供されている人口推計は信頼できるものです。しかしながら、当市の実情と一定の乖離が生じていることに鑑み、当計画では市独自の推計値を利用しています。

○ 第2部第3章2 高齢者の健康づくりと社会参加の支援 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	つくば市には公衆浴場がないため、高齢者が日常的に風呂に入れない。公衆衛生上も何週間も風呂に入れないと問題がある。震災の時やコロナの時も困った。高齢者は単独などで風呂に入ると清掃なども大変なのと倒れたときのこと考えると安心できない。	1件	市内3か所の老人福祉センター（桜、谷田部、荃崎）と市民研修センターの入浴施設については、市内在住の60歳以上の方は無料で御利用いただけます。また、つくばウェルネスパークの温浴施設についても、有料で利用可能となっています。いただいた御意見につきましては、高齢者の公衆衛生の保持増進のための施策の推進において、参考にさせていただきます。
2	高齢者の就労支援を行ってほしい。	1件	当市ではシルバー人材センターと連携し、高齢者が臨時又は短期的な就業の機会を得るための支援を行っています。高齢者の社会参加と生きがいづくり、高齢化に伴う、労働人口の減少への対応策として、高齢者の就労支援の在り方について、さらに検討を行っていきます。
3	高齢者スポーツにもeスポーツの導入ができないか。スポーツ課だけでなく高齢福祉課でも記載があった方が政策でも予算根拠などやりやすくなって、より一体的に市内の関係事業者、高齢者団体もしくは障害者団体などでも柔軟にそして密に大規模、小規模ともに動けるようになることが増えると思う。	1件	第2次つくば市スポーツ推進計画（案）に記載されているとおり、eスポーツの活用は、高齢者の介護予防や認知機能の低下予防のほか、孤立防止や活力増進が期待されています。今後はより市内での連携を強化し、eスポーツの高齢者施策への活用について、検討を行っていきます。

○ 第2部第4章3 高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>タクシー助成券をガソリン補助や鉄道、バスなどの補助と選べる市町村も多いので、つくば市も検討してほしい。運転できなくなるとつくば市で住むのに非常に行動が狭まってしまう。</p>	1件	<p>当市では、高齢者タクシー運賃助成事業に加え、つくバス・つくタク等の運賃が半額になる高齢者運賃割引証の交付を行っています。また、福祉有償運送団体及びボランティア輸送団体の支援を実施し、高齢者の移動支援の担い手育成を行っています。今後も高齢者の多様な移動手段の確保のための施策について検討を進めていきます。</p>
2	<p>ネットスーパーや移動スーパー、スーパー配送、飲食店宅配などについて、事業者などに助成してより進めてほしい。</p>	1件	<p>当市では、身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買物が困難な状況に置かれた高齢者等を支援するため、移動スーパーの巡回を実施しています。また、安否確認を目的とした宅配食事サービスや乳製品の配達も実施しています。今後の買物支援の充実のため、御意見を参考にさせていただきます。</p>

■ 修正の内容

パブリックコメントによるものではありませんが、以下の項目について修正しました。

○ 冒頭 市長挨拶 について
冒頭に市長挨拶文を掲載しました。

○ 第1部第1章 3計画の策定体制 について
語句を修正しました。

修正前	修正後
<p>P5 (3) パブリックコメントの実施</p> <p>より多くの市民の意見を反映させるため、令和5年12月8日から令和6年1月9日までパブリックコメントを<u>実施</u>します。</p>	<p>P5 (3) パブリックコメントの実施</p> <p>より多くの市民の意見を反映させるため、令和5年12月8日から令和6年1月9日までパブリックコメントを<u>実施</u>しました。</p>

○ 第1部第2章 1統計からみた本市の状況 について
グラフ内の数値を最新のものに修正しました。また、数値の修正に伴い表の説明文を一部修正し、脚注（「※令和5年度はR5.10暫定値」）を削除しました。また、一部誤りの修正等を行いました。

修正前	修正後
<p>P11 (4) 人口推計</p> <p>令和12年から令和21年の数値を省略する旨の記載なし。</p>	<p>P11 (4) 人口推計</p> <p>令和12年から令和21年の数値の省略を示すため、グラフ中の令和11年と令和22年の間に、(省略)と記載しました。</p>
<p>P13 (5) 認知症高齢者数の推移</p> <p>要支援・要介護認定者数のうち認知症自立度Ⅱ以上の推移をみると、平成30年から<u>令和4年</u>までで<u>約200人</u>増加しています。</p>	<p>P13 (5) 認知症高齢者数の推移</p> <p>要支援・要介護認定者数のうち認知症自立度Ⅱ以上の推移をみると、平成30年から<u>令和5年</u>までで<u>約300人</u>増加しています。</p>

<p>令和2年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自立度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td><u>1,522</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>令和5年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自立度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td><u>1,551</u></td> </tr> <tr> <td>II a</td> <td><u>918</u></td> </tr> <tr> <td>II b</td> <td><u>1,404</u></td> </tr> <tr> <td>III a</td> <td><u>1,226</u></td> </tr> <tr> <td>III b</td> <td><u>322</u></td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td><u>618</u></td> </tr> <tr> <td>M</td> <td><u>81</u></td> </tr> <tr> <td>II以上合計</td> <td><u>4,569</u></td> </tr> </tbody> </table>	自立度	人数	I	<u>1,522</u>	自立度	人数	I	<u>1,551</u>	II a	<u>918</u>	II b	<u>1,404</u>	III a	<u>1,226</u>	III b	<u>322</u>	IV	<u>618</u>	M	<u>81</u>	II以上合計	<u>4,569</u>	<p>令和2年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自立度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td><u>1,521</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>令和5年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自立度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td><u>1,612</u></td> </tr> <tr> <td>II a</td> <td><u>951</u></td> </tr> <tr> <td>II b</td> <td><u>1,447</u></td> </tr> <tr> <td>III a</td> <td><u>1,256</u></td> </tr> <tr> <td>III b</td> <td><u>323</u></td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td><u>642</u></td> </tr> <tr> <td>M</td> <td><u>85</u></td> </tr> <tr> <td>II以上合計</td> <td><u>4,704</u></td> </tr> </tbody> </table>	自立度	人数	I	<u>1,521</u>	自立度	人数	I	<u>1,612</u>	II a	<u>951</u>	II b	<u>1,447</u>	III a	<u>1,256</u>	III b	<u>323</u>	IV	<u>642</u>	M	<u>85</u>	II以上合計	<u>4,704</u>
自立度	人数																																												
I	<u>1,522</u>																																												
自立度	人数																																												
I	<u>1,551</u>																																												
II a	<u>918</u>																																												
II b	<u>1,404</u>																																												
III a	<u>1,226</u>																																												
III b	<u>322</u>																																												
IV	<u>618</u>																																												
M	<u>81</u>																																												
II以上合計	<u>4,569</u>																																												
自立度	人数																																												
I	<u>1,521</u>																																												
自立度	人数																																												
I	<u>1,612</u>																																												
II a	<u>951</u>																																												
II b	<u>1,447</u>																																												
III a	<u>1,256</u>																																												
III b	<u>323</u>																																												
IV	<u>642</u>																																												
M	<u>85</u>																																												
II以上合計	<u>4,704</u>																																												
<p>P14 （6）要支援・要介護認定者数の推移</p> <p>本市の要支援・要介護認定者数は、平成30年から令和4年までで約300人増加しています。要介護度別でみると、要支援1が最も多く増加しています。</p> <p>令和5年</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>914</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>979</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>1,599</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>1,179</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>959</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,080</td> </tr> </tbody> </table>	要介護度	人数	要支援1	914	要支援2	979	要介護1	1,800	要介護2	1,599	要介護3	1,179	要介護4	959	要介護5	650	合計	8,080	<p>P14 （6）要支援・要介護認定者数の推移</p> <p>本市の要支援・要介護認定者数は、平成30年から令和5年までで約500人増加しています。要介護度別でみると、要支援1が最も多く増加しています。</p> <p>令和5年</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>915</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>980</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>1,180</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>961</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>652</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,088</td> </tr> </tbody> </table>	要介護度	人数	要支援1	915	要支援2	980	要介護1	1,800	要介護2	1,600	要介護3	1,180	要介護4	961	要介護5	652	合計	8,088								
要介護度	人数																																												
要支援1	914																																												
要支援2	979																																												
要介護1	1,800																																												
要介護2	1,599																																												
要介護3	1,179																																												
要介護4	959																																												
要介護5	650																																												
合計	8,080																																												
要介護度	人数																																												
要支援1	915																																												
要支援2	980																																												
要介護1	1,800																																												
要介護2	1,600																																												
要介護3	1,180																																												
要介護4	961																																												
要介護5	652																																												
合計	8,088																																												
<p>P14 （7）要支援・要介護認定者数の推計 令和12年から令和16年、令和18年か</p>	<p>P14 （7）要支援・要介護認定者数の推計 令和12年から令和16年、令和18年か</p>																																												

<p>ら令和 21 年の数値を省略する旨の記載なし。</p>	<p>ら令和 21 年の数値の省略を示すため、グラフ中の令和 11 年と令和 17 年の間、令和 17 年と令和 22 年の間に、(省略)と記載しました。</p>
<p>P18 (9) 日常生活圏域別の高齢者の状況</p> <p>○日常生活圏域別の通いの場の状況 <u>高齢者いきいきサロン数</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大穂圏域 <u>7</u> ・豊里圏域 <u>5</u> ・谷田部東圏域 <u>17</u> ・谷田部西圏域 <u>12</u> ・荃崎圏域 <u>14</u> <p>高齢者憩いの広場数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊里圏域 <u>0</u> <p>○日常生活圏域別事業所数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 桜圏域 <u>10</u>、谷田部西圏域 <u>8</u> ・訪問看護 桜圏域 <u>8</u> ・通所介護 筑波圏域 <u>5</u>、桜圏域 <u>9</u>、谷田部東圏域 <u>9</u> ・短期入所生活介護 豊里圏域 <u>2</u>、谷田部東圏域 <u>4</u> ・地域密着型通所介護 筑波圏域 <u>0</u>、桜圏域 <u>5</u>、谷田部東圏域 <u>1</u> ・介護老人福祉施設 谷田部東圏域 <u>3</u> 	<p>P18 (9) 日常生活圏域別の高齢者の状況</p> <p>○日常生活圏域別の通いの場の状況 <u>ふれあいサロン数</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大穂圏域 <u>9</u> ・豊里圏域 <u>6</u> ・谷田部東圏域 <u>18</u> ・谷田部西圏域 <u>13</u> ・荃崎圏域 <u>15</u> <p>高齢者憩いの広場数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊里圏域 <u>1</u> <p>○日常生活圏域別事業所数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 桜圏域 <u>9</u>、谷田部西圏域 <u>9</u> ・訪問看護 桜圏域 <u>9</u> ・通所介護 筑波圏域 <u>4</u>、桜圏域 <u>8</u>、谷田部東圏域 <u>8</u> ・短期入所生活介護 豊里圏域 <u>3</u>、谷田部東圏域 <u>3</u> ・地域密着型通所介護 筑波圏域 <u>1</u>、桜圏域 <u>6</u>、谷田部東圏域 <u>2</u> ・介護老人福祉施設 谷田部東圏域 <u>2</u>
<p>P20 (11) 日常生活圏域別高齢者数の推計 日常生活圏域別高齢者数の推計をみると、<u>「荃崎圏域」では約 520 人、「桜圏域」、「谷田部東圏域」では、それ</u></p>	<p>20 (11) 日常生活圏域別高齢者数の推計 日常生活圏域別高齢者数の推計をみると、<u>「荃崎圏域」、「桜圏域」では、それぞれ約 500 人の増加が見込まれま</u></p>

ぞれ約 500 人の増加が見込まれます。	す。
----------------------	----

○ 第2部第3章 2 高齢者の健康づくりと社会参加の支援 について
指標と単位の誤りを修正しました。

修正前	修正後
P107 (2) 社会参加と生きがいの推進 【指標】 指標：いきいきサロン <u>登録者数</u> (出前サロン) 単位： <u>人</u>	P107 (2) 社会参加と生きがいの推進 【指標】 指標：いきいきサロン <u>実施回数</u> (出前サロン) 単位： <u>回</u>

○ 第2部第7章 1 サービスごとの給付実績の推移と推計 について
表中において、最新の基準日にて推計値を修正しました。

修正後箇所	
P134 から P139	(1) 居宅サービス
P140 から P142	(2) 地域密着型サービス
P144	(3) 施設サービス

○ 第2部第7章 2 日常生活圏域ごとの整備状況 について
地域密着型通所介護の事業所数の増加があったため、表及び市内介護保険施設の
分布図を修正しました。それに伴い、通し番号も修正しました。

修正前	修正後
P147、148 (表及び分布図内) 記載なし	P147、148 (表及び分布図内) 地域密着型通所介護 <u>1</u> 名称 <u>デイケアホーム飯田医院つくばの里</u> 法人名 <u>医療法人 筑峰会</u> 日常生活圏域 <u>筑波圏域</u> 定員 <u>18</u> 圏域定員 <u>18</u> <u>9</u> 名称 <u>地域密着型デイサービスセンターはなみずき</u>

法人名 <u>社会福祉法人 筑竜会</u> 日常生活圏域 <u>谷田部東圏域</u> 定員 <u>15</u> 圏域定員 <u>25</u>

○ 第2部第7章 3 介護（予防）給付費等の推移と推計 について
表中において、最新の基準日にて推計値を修正しました。また、数値の修正に伴い、表の説明文を一部修正し、脚注（「※令和5年12月1日の暫定値です。」）を削除しました。

修正後箇所	
P152	(1) 介護給付費の推移
P153	(2) 介護給付費の見込額
P154	(3) 介護予防給付費の推移
P155	(4) 介護予防給付費の見込額
P156	(5) 保険給付額全体の見込額

○ 第2部第8章 介護保険料の見込額 について
「第8章介護保険料の見込額」を設けました

○ 資料編 2 つくば市高齢者福祉計画（第9期）策定経過 について
パブリックコメント以降の協議事項・内容等について修正しました。

修正前	修正後
P168 令和5年度 月日 12月8日～1月9日 項目 パブリックコメント実施 協議事項・内容等 <u>※予定</u> 月日 2月1日 項目 第6回つくば市高齢者福祉推進 会議 協議事項・内容等 <u>※予定</u>	P168 令和5年度 月日 12月8日～1月9日 項目 パブリックコメント実施 協議事項・内容等 月日 2月1日 項目 第6回つくば市高齢者福祉推進 会議 協議事項・内容等 <u>つくば市高齢者福 祉計画（第9期）（案）について</u>

はじめに

現在、わが国の高齢化率は29%を超え、国民の4人に1人が高齢者となる超高齢社会を迎えています。また、令和22年(2040年)には85歳以上の人口が急増し、介護・医療双方のニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれ、令和32年(2050年)には、全国25道県で65歳以上が人口の40%を超えることが予想されています。



本市の状況を見ると、令和4年(2022年)に人口が25万人を突破しましたが、市内全体での高齢化率は20%を下回り、全国と比較すると低い傾向にあります。一方で、高齢化率が38%を超える地域もあり、地域間での差が顕著になっています。

全国的な少子高齢化、人口減少が進展する中、地域に暮らすすべての人々が生きがいや幸せを実感できる包摂的で持続可能な社会づくりが求められています。その実現に向け、このたび策定しました「つくば市高齢者福祉計画(第9期)」では、介護基盤の整備、地域包括ケアシステムの深化・推進等、地域と医療・介護・福祉の連携を充実させ、高齢者をはじめ、すべての人々が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくりを実現させてまいります。

結びに本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様、また貴重なご意見をいただきました、つくば市高齢者福祉推進会議委員の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

令和6年(2024)年3月

つくば市長 五十嵐立青

第2章

高齢者を取り巻く現状と課題

1 統計からみた本市の現状

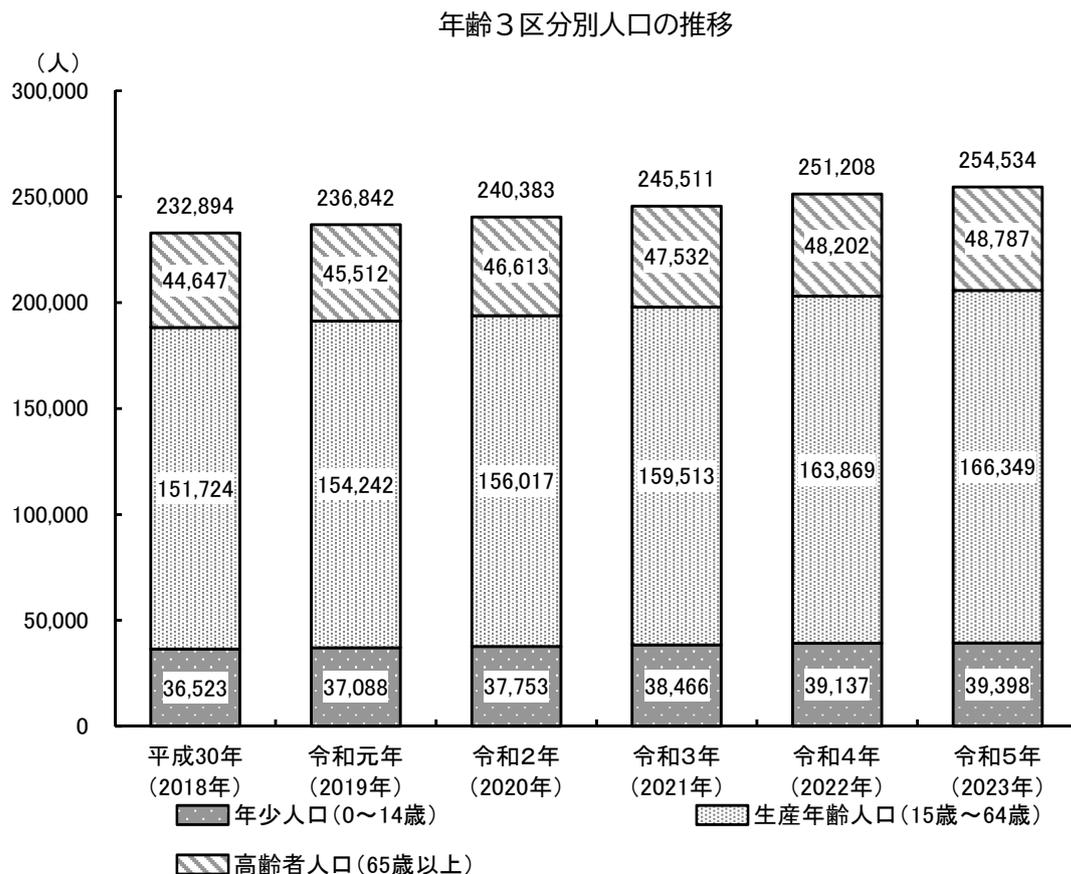
(1) 人口の推移

① 総人口の推移

本市の人口は、増加傾向を示しており、平成30年の232,894人から令和5年の254,534人と、5年間で21,640人増加しています。

年少人口は、平成30年の36,523人から令和5年の39,398人、生産年齢人口は151,724人から166,349人とそれぞれ増加傾向にあります。

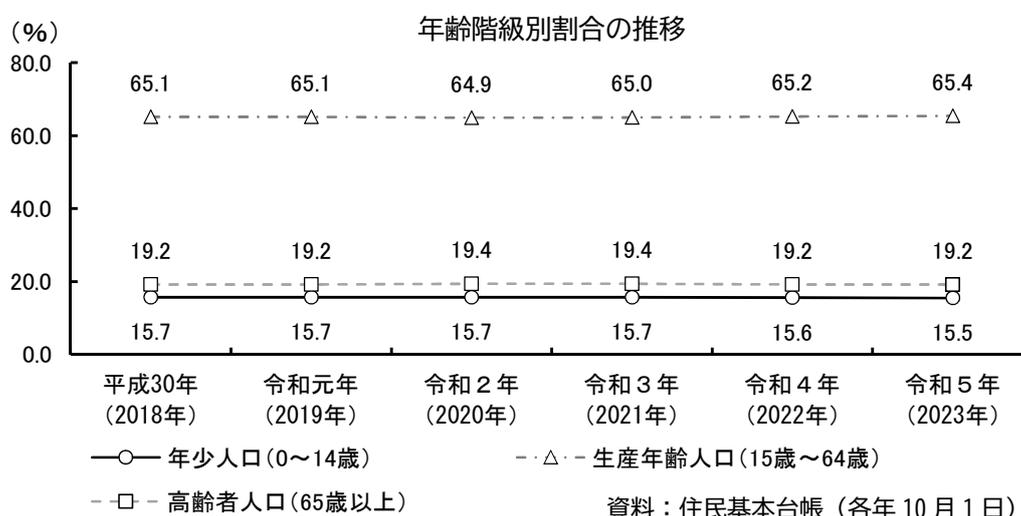
高齢者人口も同様に、平成30年の44,647人から令和5年の48,787人と4,140人増加しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

② 年齢階級別割合の推移

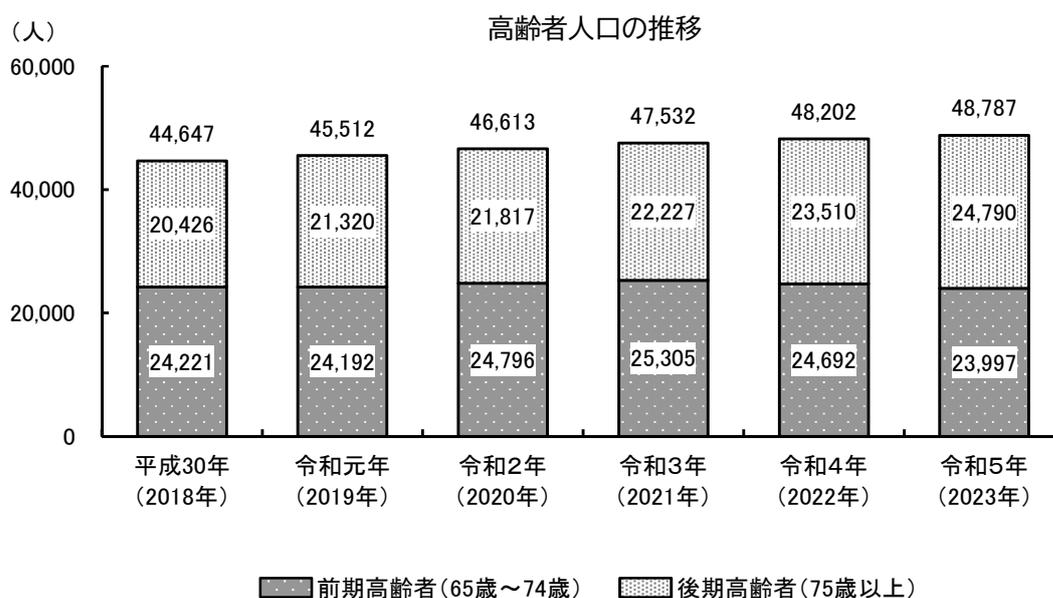
平成30年から令和5年までの年齢階級別割合の推移をみると大きな変動はありません。



(2) 高齢者人口の推移

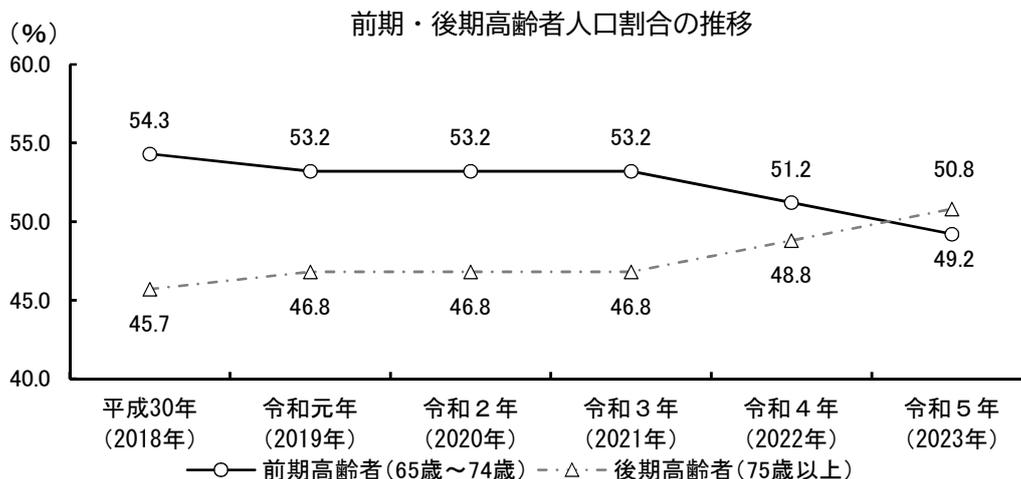
① 高齢者人口の推移

高齢者人口を2階級に分けて推移を見ると、後期高齢者は増加傾向、前期高齢者は減少傾向にあります。



② 前期・後期高齢者人口割合の推移

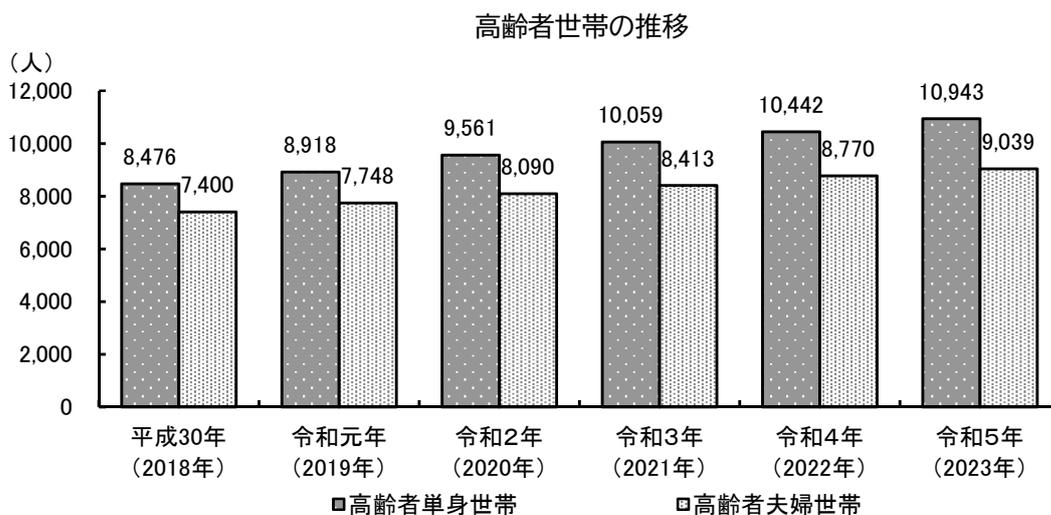
前期・後期高齢者人口割合の推移では、前期高齢者で減少傾向、後期高齢者で増加傾向がみられ、令和5年度には後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回っています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(3) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移をみると、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯ともに増加傾向にあり、平成30年から令和5年までで、高齢者単身世帯では2,467世帯、高齢者夫婦世帯では1,639世帯増加しています。

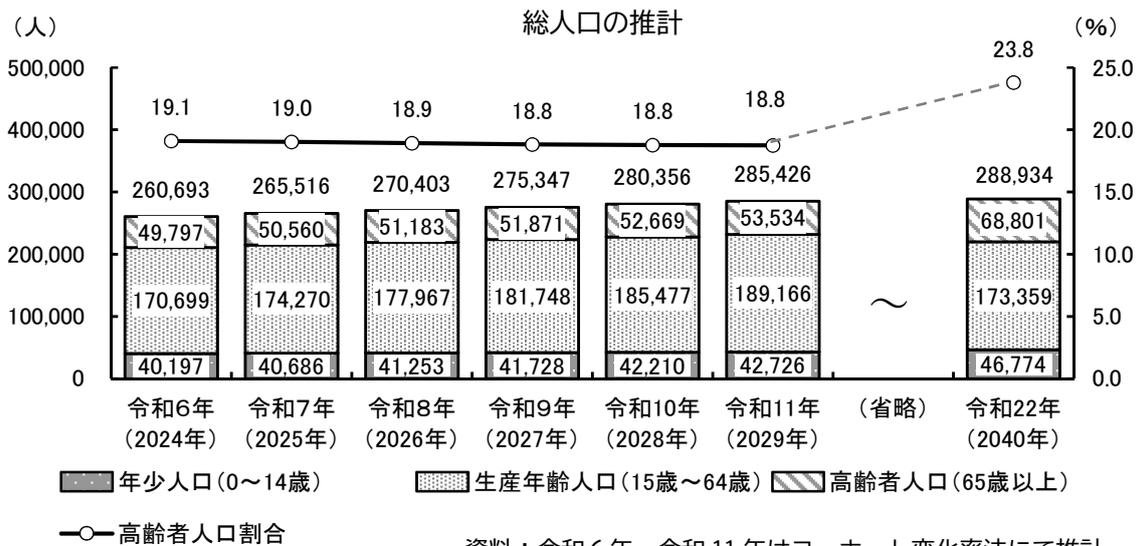


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(4) 人口推計

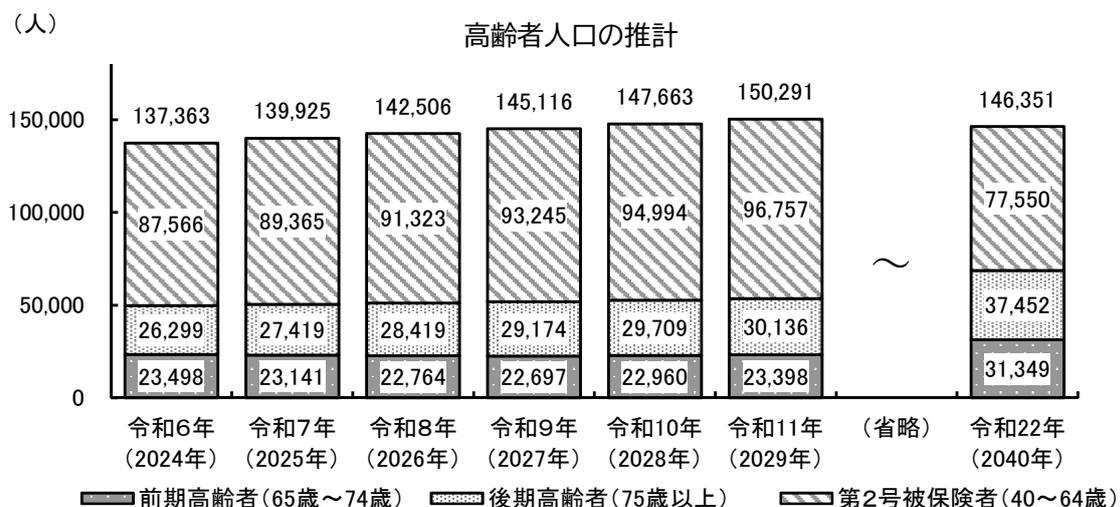
① 総人口の推計

本市の人口は、今後も増加し続けると予測され、団塊の世代の全ての人々が75歳を迎える令和7年（2025年）の総人口は約26万人、令和22年（2040年）においては28万人を超える見込みです。



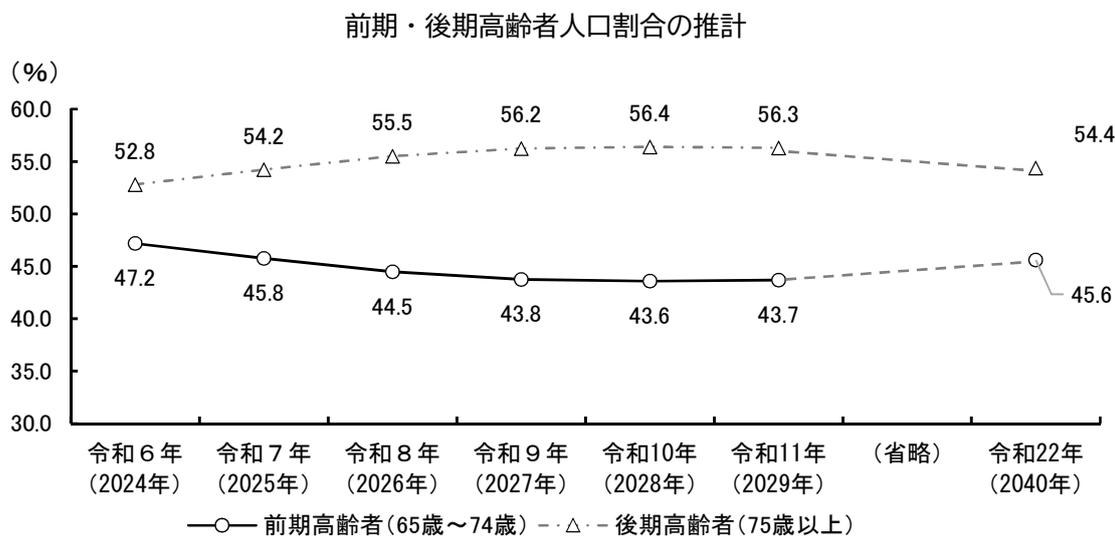
② 高齢者人口及び第2号被保険者の推計

令和6年から令和8年までの計画期間中の高齢者人口の推計をみると、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向を示しています。また、高齢者人口は令和22年（2040年）には6万8千人を超えることが見込まれています。



③ 前期・後期高齢者人口割合の推計

前期・後期高齢者人口割合の推計をみると、前期高齢者の割合は減少傾向、後期高齢者の割合は増加傾向にあります。令和22年（2040年）には前期高齢者割合と後期高齢者割合の差が縮まることが見込まれています。

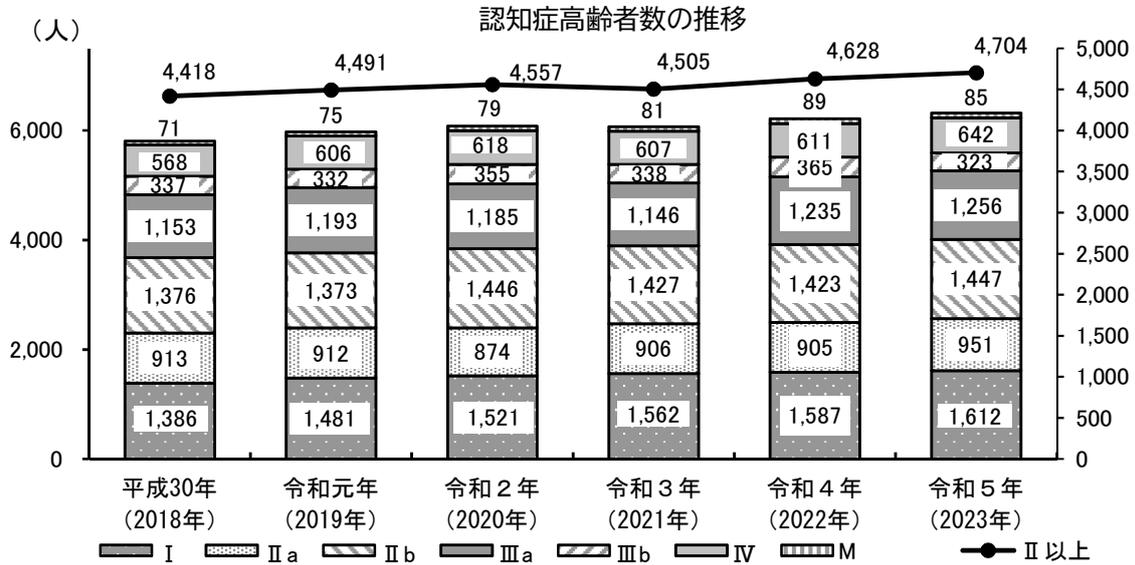


資料：令和6年～令和11年はコーホート変化率法にて推計

令和22年はつくば市未来構想「人口の将来展望」

(5) 認知症高齢者数の推移

要支援・要介護認定者のうち認知症自立度Ⅱ以上の推移をみると、平成30年から令和5年までで約300人増加しています。



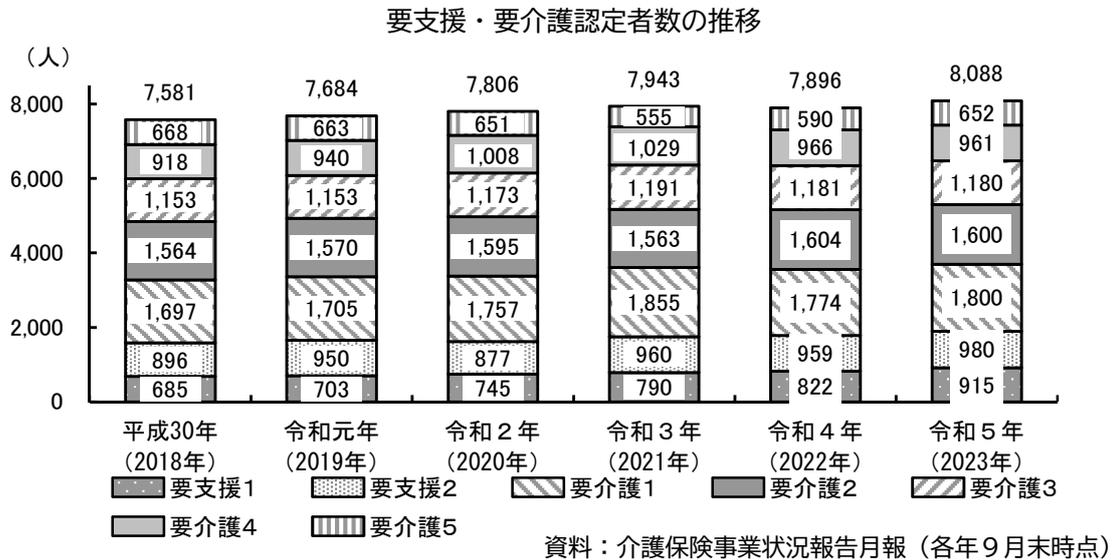
資料：介護保険課（各年9月30日）

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
IIa	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	たびたび道に迷う、買物や事務、金銭管理など、それまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
IIIa	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為がみられる等
IIIb	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

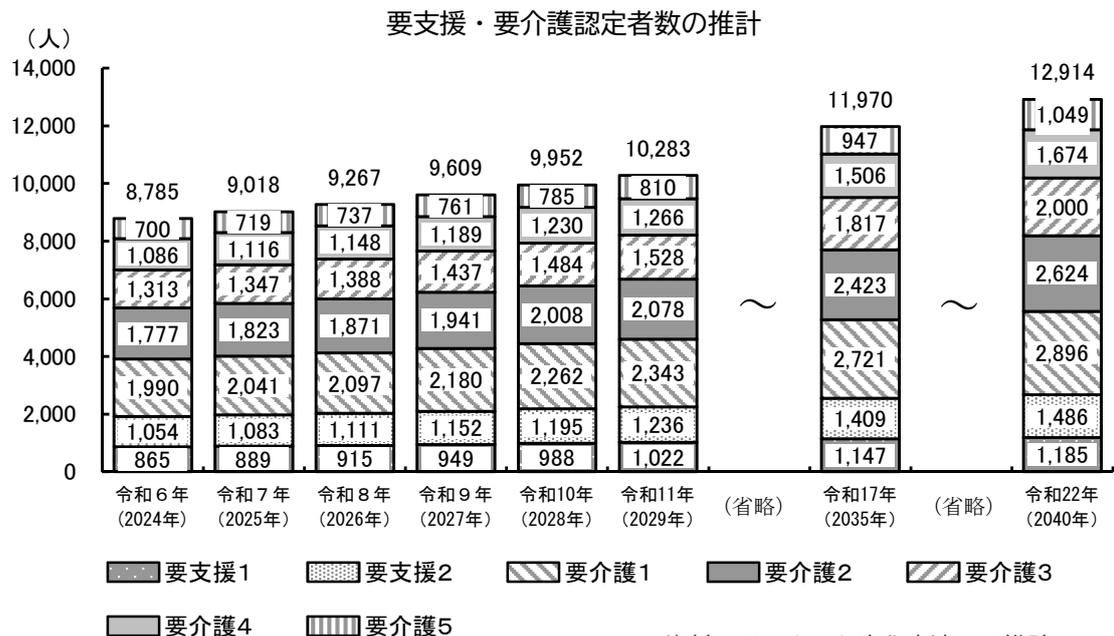
(6) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、平成30年から令和5年までで約500人増加しています。要介護度別でみると、要支援1が最も多く増加しています。



(7) 要支援・要介護認定者数の推計

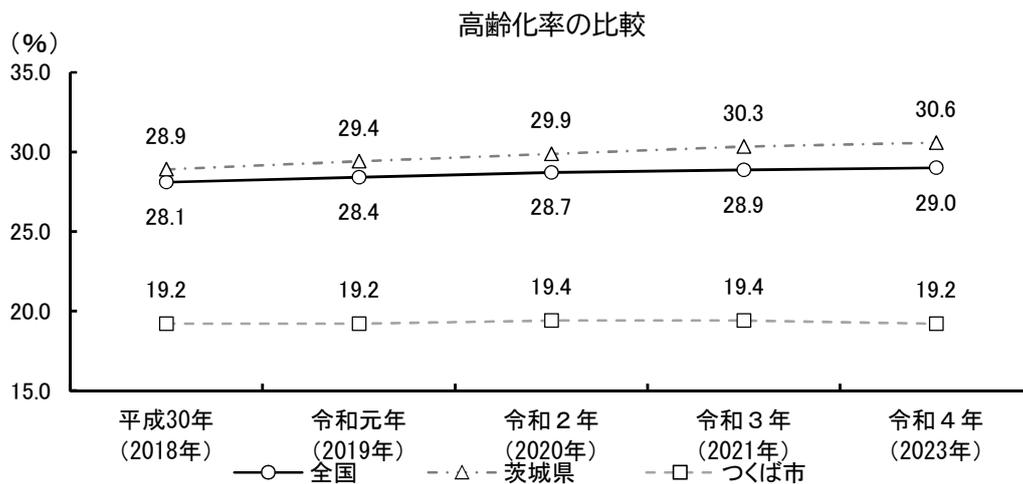
要支援・要介護認定者の推計をみると、要支援・要介護認定者数は今後も増加し続け、令和11年（2029年）に1万人を超え、令和22年（2040年）には12,914人になる見込みです。



(8) 国・県との比較

① 高齢化率の比較

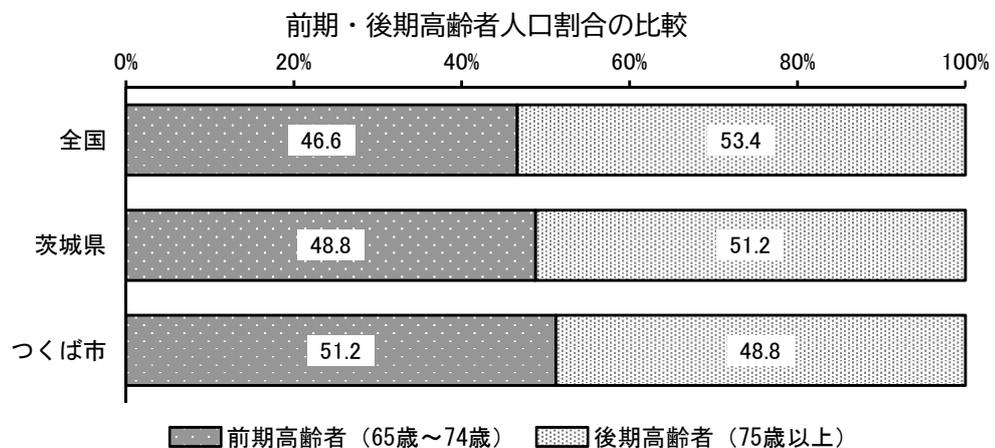
全国及び茨城県と高齢化率の比較をすると、令和4年では、全国より9.8ポイント、茨城県より11.4ポイントそれぞれ低くなっています。



資料：国は総務省統計局人口推計、
県は茨城県常住人口調査（各年10月1日、令和2年のみ国勢調査）
市は住民基本台帳（各年10月1日）

② 前期・後期高齢者人口割合の比較

全国及び茨城県と前期・後期高齢者人口割合を比較すると、前期高齢者の割合が高いことがうかがえます。



資料：国・県は総務省統計局人口推計、
市は住民基本台帳（令和4年10月1日）

③ 高齢者人口に対する要支援・要介護認定者の比率

高齢者人口に対する要支援・要介護認定者数の割合は、本市は16.4%で、茨城県より0.2ポイント高く、全国より3.0ポイント低くなっています。

高齢者人口に対する要支援・要介護認定者の比率

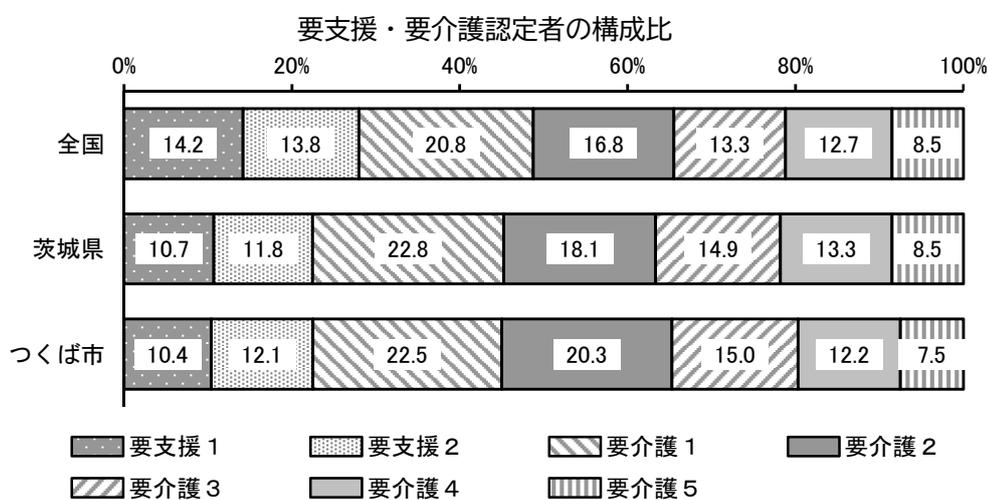
単位：人

項目	第1号被保険者数	要支援・要介護認定者数	第1号被保険者数に対する比率
全国	35,890,242	6,972,055	19.4%
茨城県	859,189	138,899	16.2%
つくば市	48,063	7,896	16.4%

資料：介護保険事業状況報告（令和4年9月）

④ 要支援・要介護認定者の構成比

要支援・要介護認定者の構成比について、本市は「要介護2」の割合が全国及び茨城県に比べ高くなっています。



資料：介護保険事業状況報告（令和4年9月）

(9) 日常生活圏域別の高齢者の状況

日常生活圏域は、その地域ごとに人口構成や交通の便、生活環境などに違いがあり、高齢化の進み具合にも差があります。日常生活圏域別の高齢化率をみると、「筑波圏域」の38.13%が最も高く、次いで「荃崎圏域」の38.07%となっています。高齢化率が最も低い圏域では「谷田部東圏域」の12.48%となっています。

また、地域住民によって主体的に運営されるふれあいサロンや高齢者憩いの広場などにより、それぞれの地域で生活支援や介護予防の取組が進められています。

各日常生活圏域の地理的特徴

圏域	特徴
筑波圏域	市の北部に位置し、風光明媚な筑波山を有するのどかな農村地帯です。
大穂圏域	市の中西部に位置しており、圏域の東部は研究施設が立地し、西部はのどかな農村地帯となっています。
豊里圏域	市の西部に位置しており、東部は住宅街や研究団地・工業団地が立地し、西部はのどかな農村地帯となっています。
桜圏域	市の東部に位置しています。西部にはつくばエクスプレスつくば駅があり、周辺には商業施設、マンション、住宅地が立地した都会的な街並みが形成されています。東部は農村地帯と住宅地が混在した地域になっています。
谷田部東圏域	市のほぼ中部に位置しており、北部にはつくばエクスプレス研究学園駅があります。周辺には商業施設や研究機関が多く立地し、住宅街が広がっています。
谷田部西圏域	市の中南部に位置しており、つくばエクスプレス万博記念公園駅・みどりの駅の周辺には新興住宅地の開発が進み、人口が増加しています。
荃崎圏域	市の南部に位置し、大規模な住宅団地と農村地帯が混在しています。南部はJR常磐線牛久駅近くに位置し、東京のベッドタウンとしての開発が行われてきた地域です。

日常生活圏域別の人口構造

圏域	総人口	高齢化率	前期高齢者数	後期高齢者数	要支援・要介護認定者数
筑波圏域	16,745	38.13%	3,027	3,358	1,230
大穂圏域	20,106	21.74%	2,100	2,271	787
豊里圏域	16,185	25.10%	1,953	2,110	725
桜圏域	58,289	14.76%	4,518	4,086	1,299
谷田部東圏域	69,476	12.48%	4,652	4,021	1,257
谷田部西圏域	50,853	15.69%	4,017	3,963	1,364
荃崎圏域	22,880	38.07%	3,730	4,981	1,297

資料：住民基本台帳（令和5年10月1日）

日常生活圏域別の通いの場の状況

単位：か所

圏域	ふれあいサロン数	高齢者憩いの広場数
筑波圏域	14	1
大穂圏域	9	0
豊里圏域	6	1
桜圏域	16	3
谷田部東圏域	18	2
谷田部西圏域	13	1
荃崎圏域	15	6

日常生活圏域別事業所数

単位：か所

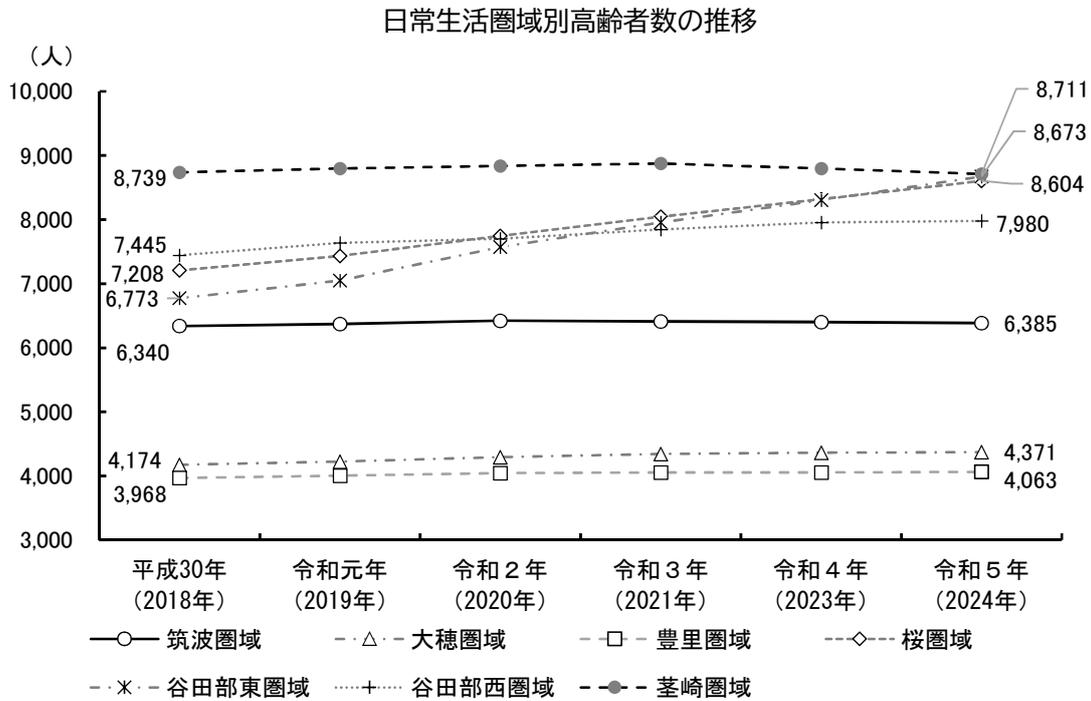
圏域	居宅介護支援	訪問介護	訪問看護	訪問リハ	訪問入浴介護	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	介護特定施設入居者生活
筑波圏域	9	3	2			4	3	2	3	1	1	
大穂圏域	7	3	3	1		5	2	5	2	1	1	2
豊里圏域	3	5	1		1	4		3		3	3	
桜圏域	9	8	9			8		3		5	5	
谷田部東圏域	12	8	8	1	2	8		3		1	1	1
谷田部西圏域	9	5	5	2	2	5	2	4	2	1	1	1
荃崎圏域	6	1	1			4	1	3	1	1	1	

圏域	認知症対応型通所介護	地域密着型通所介護	小規模多機能型居宅介護	居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
筑波圏域		1		1	4	1	1	3		
大穂圏域			1		3	1	2	2		
豊里圏域			1		1	1	1			
桜圏域		6	1		2	1	1			
谷田部東圏域	1	2			2	1	2			
谷田部西圏域		6	1		4	1	2	2		
荃崎圏域					2	1	2	1		

※R6.1.1 時点 休止中の事業所・介護予防・総合事業・医療みなし指定を除く

(10) 日常生活圏域別高齢者数の推移

日常生活圏域別高齢者数の推移をみると、令和5年では「荳崎圏域」の高齢者数が8,711人と最も多く、次いで「谷田部東圏域」の8,673人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

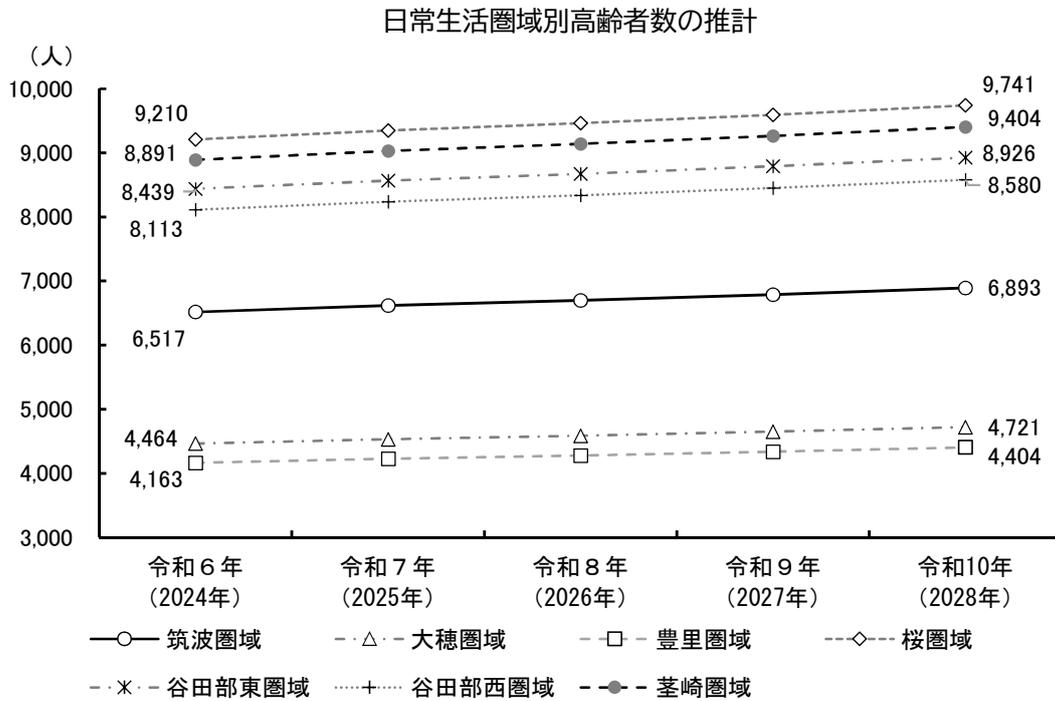
単位：人

項目	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
筑波圏域	6,340	6,370	6,422	6,413	6,400	6,385
大穂圏域	4,174	4,226	4,293	4,343	4,364	4,371
豊里圏域	3,968	4,005	4,045	4,054	4,057	4,063
桜圏域	7,208	7,432	7,747	8,044	8,320	8,604
谷田部東圏域	6,773	7,048	7,570	7,955	8,306	8,673
谷田部西圏域	7,445	7,635	7,700	7,847	7,958	7,980
荳崎圏域	8,739	8,796	8,836	8,876	8,797	8,711

資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(11) 日常生活圏域別高齢者数の推計

日常生活圏域別高齢者数の推計をみると、「荃崎圏域」、「桜圏域」では、それぞれ約500人の増加が見込まれます。



資料：住民基本台帳の圏域ごとの割合を基に推計

単位：人

項目	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)
筑波圏域	6,517	6,617	6,699	6,789	6,893
大穂圏域	4,464	4,532	4,588	4,649	4,721
豊里圏域	4,163	4,227	4,279	4,337	4,404
桜圏域	9,210	9,351	9,466	9,593	9,741
谷田部東圏域	8,439	8,568	8,674	8,791	8,926
谷田部西圏域	8,113	8,237	8,338	8,450	8,580
荃崎圏域	8,891	9,028	9,139	9,262	9,404

資料：住民基本台帳の圏域ごとの割合を基に推計

※北郷、藤本、今泉、榎戸、西原の地域は、第9期計画から谷田部西圏域から谷田部東圏域に変更して集計しています。

第7章 介護保険事業計画の推進

1 サービスごとの給付実績の推移と推計

日常生活圏域ごとに、認知度や自立度など要介護者のニーズに合った居宅・施設・地域密着型サービス事業所を介護保険事業計画に基づいて整備を進めます。

(1) 居宅サービス

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、食事や排せつ等の介助や生活援助を行うサービスです。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	10,426 (10,776)	10,789 (11,592)	11,952	12,384	12,600	13,980	17,436
執行率 (%)	96.8	93.1					
介護給付 (回)	249,299 (249,169)	267,162 (274,836)	320,056	334,589	339,564	367,944	466,008
執行率 (%)	100.1	97.2					

※ () は第8期計画時の推計値

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	1,641 (1,332)	1,553 (1,392)	1,548	1,608	1,644	1,716	2,172
執行率 (%)	123.2	111.6					
介護給付 (回)	8,608 (7,216)	8,226 (7,551)	9,179	9,568	9,780	10,121	12,883
執行率 (%)	119.3	108.9					
予防給付 (人)	7 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0
執行率 (%)	-	-					
予防給付 (回)	9 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0
執行率 (%)	-	-					

※ () は第8期計画時の推計値

③訪問看護・介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行うサービスです。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	7,604 (7,668)	7,739 (8,352)	8,724	9,036	9,216	10,164	12,720
執行率 (%)	99.2	92.7					
介護給付 (回)	54,191 (57,433)	55,802 (62,740)	69,728	72,300	73,699	81,022	101,690
執行率 (%)	94.4	88.9					
予防給付 (人)	1,003 (852)	1,023 (924)	1,092	1,128	1,152	1,308	1,536
執行率 (%)	117.7	110.7					
予防給付 (回)	5,319 (5,070)	5,354 (5,485)	4,927	5,088	5,198	5,902	6,931
執行率 (%)	104.9	97.6					

※ () は第8期計画時の推計値

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行うサービスです。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	2,981 (2,700)	2,877 (2,904)	3,240	3,360	3,432	3,768	4,716
執行率 (%)	110.4	99.1					
介護給付 (回)	33,569 (27,216)	31,730 (29,410)	37,780	39,206	40,062	43,919	54,944
執行率 (%)	123.3	107.9					
予防給付 (人)	406 (372)	388 (408)	444	468	480	540	636
執行率 (%)	109.1	95.1					
予防給付 (回)	3,337 (3,752)	3,319 (4,114)	3,864	4,070	4,176	4,699	5,534
執行率 (%)	88.9	80.7					

※ () は第8期計画時の推計値

⑤通所介護

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで提供するサービスです。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	20,481 (21,816)	19,846 (22,884)	21,876	22,572	23,004	25,764	31,956
執行率 (%)	93.9	86.7					
介護給付 (回)	219,530 (228,520)	209,774 (240,133)	243,005	250,990	255,715	285,259	355,240
執行率 (%)	96.1	87.4					

※ () は第8期計画時の推計値

⑥通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などを提供するサービスです。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	5,634 (6,492)	5,543 (6,732)	5,856	6,072	6,180	6,900	8,604
執行率 (%)	86.8	82.3					
介護給付 (回)	48,274 (51,420)	45,359 (53,372)	46,122	47,862	48,689	54,277	67,750
執行率 (%)	93.9	85.0					
予防給付 (人)	822 (984)	1,016 (1,032)	1,236	1,272	1,308	1,488	1,716
執行率 (%)	83.5	98.4					

※ () は第8期計画時の推計値

⑦居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方や食事といった療養上の管理・指導を行うサービスです。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	10,567 (10,344)	10,976 (11,208)	12,456	12,972	13,188	14,364	18,156
執行率 (%)	102.2	97.9					
予防給付 (人)	421 (336)	456 (348)	576	588	600	684	780
執行率 (%)	125.3	131.0					

※ () は第8期計画時の推計値

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を受けられるサービスです。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	5,713 (6,336)	5,657 (6,612)	6,624	6,864	6,996	7,680	9,708
執行率 (%)	90.2	85.6					
介護給付 (日)	93,036 (95,642)	90,562 (100,284)	96,241	99,979	102,038	110,863	141,328
執行率 (%)	97.3	90.3					
予防給付 (人)	82 (36)	89 (36)	96	96	120	156	204
執行率 (%)	227.8	247.2					
予防給付 (日)	432 (204)	384 (204)	277	277	346	450	587
執行率 (%)	211.8	188.2					

※（ ）は第8期計画時の推計値

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所して、医療や介護、機能訓練を受けられるサービスです。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	316 (684)	339 (756)	708	732	744	804	1,008
執行率 (%)	46.2	44.8					
介護給付 (日)	2,346 (4,606)	1,983 (5,033)	3,850	3,986	4,061	4,429	5,527
執行率 (%)	50.9	39.4					
予防給付 (人)	0 (0)	2 (0)	0	0	0	0	0
執行率 (%)	-	-					
予防給付 (日)	0 (0)	29 (0)	0	0	0	0	0
執行率 (%)	-	-					

※（ ）は第8期計画時の推計値

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練を提供するサービスです。今期中に80床の整備を実施する方針です。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	122 (131)	119 (135)	136	138	221	240	281
執行率 (%)	93.1	88.1					
予防給付 (人)	21 (19)	19 (20)	20	20	31	35	38
執行率 (%)	110.5	95.0					

※ () は第8期計画時の推計値、人数÷12か月で算定

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルすることができるサービスです。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	27,123 (28,536)	27,872 (30,912)	30,612	31,692	32,280	35,832	44,736
執行率 (%)	95.0	90.2					
予防給付 (人)	4,989 (4,644)	5,446 (5,016)	5,592	5,760	5,880	6,720	7,800
執行率 (%)	107.4	108.6					

※ () は第8期計画時の推計値

⑫特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

貸与になじまない入浴や排せつ等に使用する福祉用具を購入することができるサービスです。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	406 (456)	414 (480)	384	384	420	456	576
執行率 (%)	89.0	86.3					
予防給付 (人)	92 (60)	97 (72)	96	96	120	120	144
執行率 (%)	153.3	134.7					

※ () は第8期計画時の推計値

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

住宅環境を整えるために、要介護区分に関係なく小規模な住宅改修を行うことができます。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	240 (264)	262 (276)	264	276	276	324	420
執行率 (%)	90.9	94.9					
予防給付 (人)	99 (84)	125 (84)	120	120	120	144	144
執行率 (%)	117.9	148.8					

※ () は第8期計画時の推計値

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅サービスを利用するために、介護支援専門員（ケアマネジャー）が「サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	43,027 (43,332)	42,705 (45,384)	45,876	47,412	48,300	53,892	67,008
執行率 (%)	99.3	94.1					
予防給付 (人)	6,350 (5,988)	6,832 (6,420)	7,224	7,428	7,584	8,664	10,044
執行率 (%)	106.0	106.4					

※ () は第8期計画時の推計値

(2) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行うサービスです。日中・夜間を通じた訪問介護・看護のニーズが高まっていることから、今期中に1事業所の整備を行う方針です。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	7 (0)	3 (0)	156	156	156	156	156
執行率 (%)	-	-					

※ () は第8期計画時の推計値

②夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間態勢の訪問介護があります。今期は整備を行わない方針です。今後も必要なサービスが円滑に確保されるよう、ニーズの動向を注視する必要があります。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0
執行率 (%)	-	-					

※ () は第8期計画時の推計値

③地域密着型通所介護

利用定員19人未満のデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで提供するサービスです。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	2,994 (3,264)	3,151 (3,324)	3,876	3,984	4,056	4,572	5,640
執行率 (%)	91.7	94.8					
介護給付 (回)	27,945 (32,470)	27,841 (33,264)	33,317	34,236	34,838	39,088	48,452
執行率 (%)	86.1	83.7					

※ () は第8期計画時の推計値

④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者に対し、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで提供するサービスです。今期は整備を実施しない方針ですが、必要なサービスが円滑に確保されるよう、ニーズの動向を注視する必要があります。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	89 (72)	77 (72)	180	192	192	216	276
執行率 (%)	123.6	106.9					
介護給付 (回)	1,100 (1,018)	1,034 (1,048)	2,506	2,606	2,606	2,935	3,809
執行率 (%)	108.1	98.7					
予防給付 (人)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0
執行率 (%)	-	-					
予防給付 (回)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0
執行率 (%)	-	-					

※ () は第8期計画時の推計値

⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」などを組み合わせて、食事・入浴などの介護や支援を提供するサービスです。既存のサービス量で充足できると考えられるため、今期は整備を実施しない方針です。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	1,003 (1,068)	989 (1,140)	1,212	1,248	1,272	1,392	1,704
執行率 (%)	93.9	86.8					
予防給付 (人)	66 (84)	80 (84)	120	132	132	156	180
執行率 (%)	78.6	95.2					

※ () は第8期計画時の推計値

⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を提供するサービスです。既存事業所の安定的な運営の継続のため、今期中に既存事業所の3床の増床を行う方針です。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	292 (302)	285 (305)	312	312	312	352	443
執行率 (%)	96.7	93.4					
予防給付 (人)	1 (0)	2 (0)	3	3	3	4	4
執行率 (%)	-	-					

※ () は第8期計画時の推計値、人数÷12か月で算定

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の介護専用型特定施設で食事・入浴などの介護や機能訓練を提供するサービスです。今期は整備を実施しない方針です。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0
執行率 (%)	-	-					

※ () は第 8 期計画時の推計値

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理を提供するサービスです。既存のサービス量で充足できると考えられるため、今期は整備を実施しない方針です。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	179 (199)	188 (199)	197	197	197	240	306
執行率 (%)	89.9	94.5					

※ () は第 8 期計画時の推計値、人数÷12 か月で算定

⑨看護小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」に加えて看護師などによる「訪問看護」も組み合わせることで、食事・入浴などの介護や支援及び看護を一体的に提供するサービスです。在宅で暮らす医療ケアが必要な方のサービスニーズが高まっていると考えられることから、9 期計画期間中に 1 事業所の整備を行う方針です。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	168 (216)	184 (228)	240	264	312	324	408
執行率 (%)	77.8	80.7					

※ () は第 8 期計画時の推計値

【地域密着型サービス定員数の見込量】

(人)

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症対応型 共同生活介護	筑波圏域	72	72	72
	大穂圏域	63	63	63
	豊里圏域	18	18	18
	桜圏域	27	27	27
	谷田部東圏域	27	27	27
	谷田部西圏域	72	72	72
	荃崎圏域	36	36	36
	市全体	315	315	315
地域密着型特 定施設入居者 生活介護	筑波圏域	0	0	0
	大穂圏域	0	0	0
	豊里圏域	0	0	0
	桜圏域	0	0	0
	谷田部東圏域	0	0	0
	谷田部西圏域	0	0	0
	荃崎圏域	0	0	0
	市全体	0	0	0
地域密着型介 護老人福祉施 設入所者生活 介護	筑波圏域	29	29	29
	大穂圏域	29	29	29
	豊里圏域	29	29	29
	桜圏域	29	29	29
	谷田部東圏域	29	29	29
	谷田部西圏域	29	29	29
	荃崎圏域	29	29	29
	市全体	203	203	203

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。8期計画で150床分の整備を行ったことにより、当面は一定の待機者数の解消が予想されることから、今期は整備を実施しない方針です。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	639 (603)	627 (605)	624	624	624	734	936
執行率 (%)	106.0	103.6					

※ () は第8期計画時の推計値、人数÷12か月で算定

②介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。既存のサービス量で充足できると考えられるため、整備は実施しない方針です。

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	555 (613)	533 (615)	531	531	531	623	786
執行率 (%)	90.5	86.7					

※ () は第8期計画時の推計値、人数÷12か月で算定

③介護医療院

長期の療養を必要とする人が医療・日常生活上の介護等を受けられる施設です。居宅介護支援事業所に対する調査結果では不足しているサービスとなっており、慢性期の医療ケアが必要な方のニーズが高まっていると考えられることから、1事業所の整備を実施する方針です。

年度	実績		推計				
	R3(2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12(2030)	R 22(2040)
介護給付 (人)	2 (4)	3 (4)	10	10	60	60	60
執行率 (%)	50.0	75.0					

※ () は第8期計画時の推計値、人数÷12か月で算定

④介護療養型医療施設

長期の療養を必要とする人のための施設です。医療・看護・介護・リハビリテーション等を受けられます。(令和5年度末廃止)

年度	実績		推計				
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12(2030)	R22(2040)
介護給付 (人)	1 (0)	1 (0)					
執行率 (%)	-	-					

※ () は第8期計画時の推計値

2 日常生活圏域ごとの整備状況

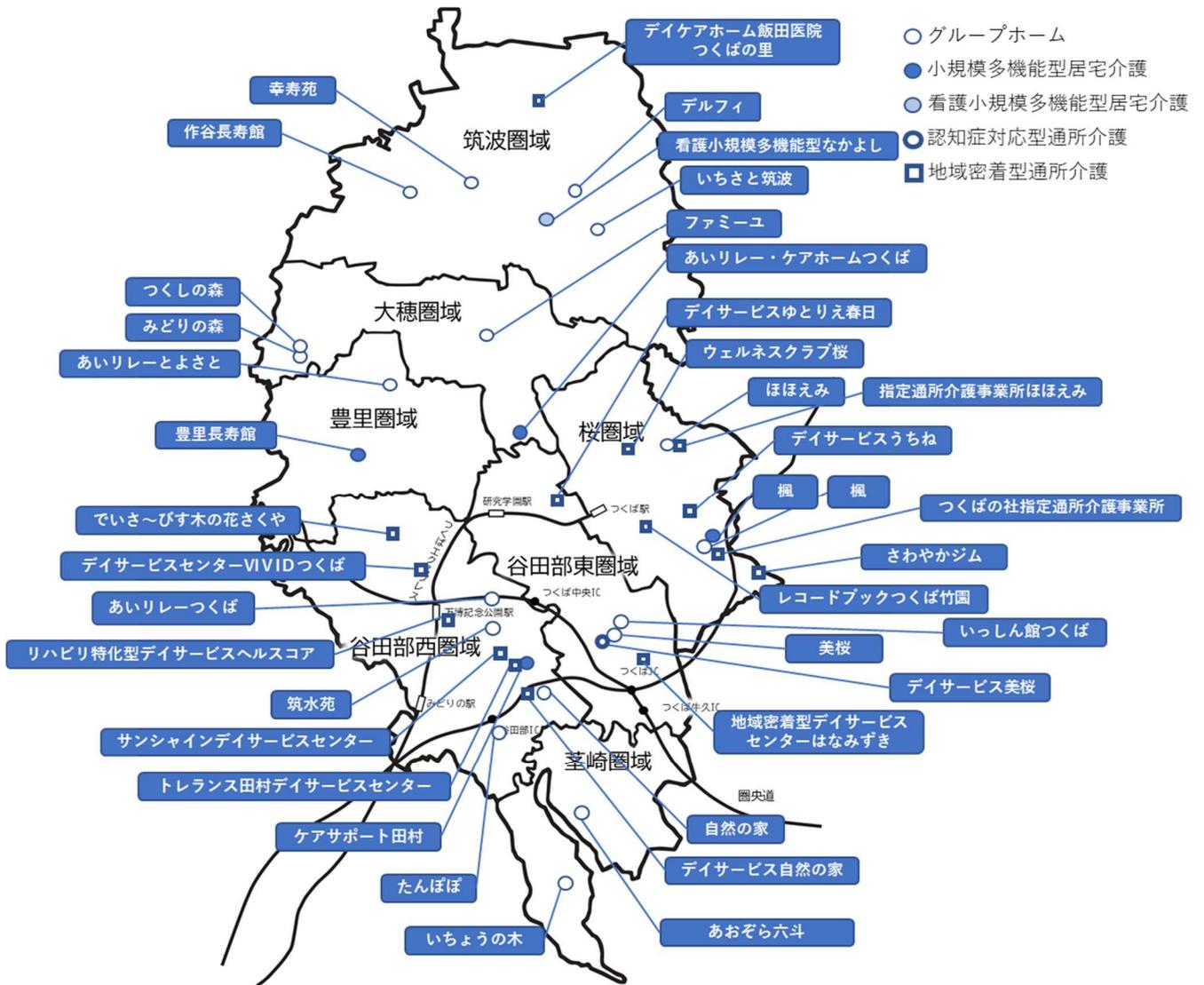
(1) 地域密着型サービス

(令和6年4月1日見込) (人)

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	デルフィ	医療法人 恵仁会	筑波	18	72
2	幸寿苑	有限会社 弥久	筑波	18	
3	作谷長寿館	株式会社 長寿館	筑波	18	
4	いちさと筑波	東成産業 株式会社	筑波	18	
5	ファミーユ	医療法人 健佑会	大穂	27	63
6	つくしの森	医療法人社団 柴原医院	大穂	18	
7	みどりの森	医療法人社団 柴原医院	大穂	18	
8	あいりレーとよさと	株式会社 アイリレーとよさと	豊里	18	18
9	ほほえみ	有限会社 ほほえみ	桜	9	27
10	楓	株式会社 メディカルアシスト	桜	18	
11	いっしん館つくば	株式会社 いっしん	谷田部東	18	27
12	美桜	有限会社 ライフファクトリー	谷田部東	9	
13	あいりレーつくば	株式会社 つくばエデュース	谷田部西	15	69
14	たんぼぼ	株式会社 キュート	谷田部西	27	
15	自然の家	日新興業 株式会社	谷田部西	9	
16	筑水苑	医療法人社団 みなみつくば會	谷田部西	18	
17	いちょうの木	社会福祉法人 愛信会	荃崎	18	36
18	あおぞら六斗	有限会社 アートライフ	荃崎	18	
小規模多機能型居宅介護					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	あいりレー・ケアホームつくば	株式会社 つくばエデュース	大穂	29	29
2	豊里長寿館	株式会社 長寿館	豊里	25	25
3	楓	株式会社 メディカルアシスト	桜	29	29
4	ケアサポート田村	社会福祉法人 筑南会	谷田部西	25	25
看護小規模多機能型居宅介護					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	看護小規模多機能型なかよし	医療法人社団 健康尚仁会	筑波	25	25
認知症対応型通所介護					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	デイサービス美桜	有限会社 ライフファクトリー	谷田部東	12	12

地域密着型通所介護					
名称		法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員
1	デイケアホーム飯田医院つくばの里	医療法人 筑峰会	筑波	18	18
2	デイサービスうちね	株式会社 内根	桜	10	73
3	指定通所介護事業所ほほえみ	有限会社 ほほえみ	桜	10	
4	つくばの杜指定通所介護事業所	社会福祉法人 勸翁慈温会	桜	18	
5	レコードブックつくば竹園	株式会社 SITIA	桜	15	
6	ウェルネスクラブ桜	有限会社 アイシーネット	桜	10	
7	さわやかジム	株式会社 ユーカリケア	桜	10	
8	デイサービスゆとりえ春日	株式会社 アネックス	谷田部東	10	
9	社会福祉法人 筑竜会	地域密着型デイサービスセンター はなみずき	谷田部東	15	
10	デイサービス自然の家	日新興業 株式会社	谷田部西	10	91
11	サンシャインデイサービスセンター	医療法人社団 みなみつくば會	谷田部西	15	
12	デイサービスセンターVIVIDつくば	株式会社 つくばアクアライフ	谷田部西	15	
13	トランス田村デイサービスセンター	社会福祉法人 筑南会	谷田部西	18	
14	でいさ～びす木の花さくや	社会福祉法人 のぞみ会	谷田部西	15	
15	リハビリ特化型デイサービスヘルスコア	株式会社 樋口	谷田部西	18	

※R6.1.1時点



(2) 施設・有料老人ホーム

(令和6年4月1日見込) (人)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	筑波園	社会福祉法人 恵愛会	筑波	110	110
2	シニアガーデン	社会福祉法人 健誠会	大穂	50	120
3	まごころの杜つくば	社会福祉法人 関耀会	大穂	70	
4	美健荘	社会福祉法人 豊里園	豊里	50	50
5	つくばの杜	社会福祉法人 勤翁慈温会	桜	50	50
6	新つくばホーム	社会福祉法人 筑南会	谷田部東	85	195
7	はなみずき	社会福祉法人 筑竜会	谷田部東	110	
8	アイリスコート	社会福祉法人 二希会	谷田部西	90	160
9	木の花さくや	社会福祉法人 のぞみ会	谷田部西	70	
10	くきの里	社会福祉法人 愛信会	荃崎	50	110
11	大地と大空	社会福祉法人 欣水会	荃崎	60	
介護老人保健施設					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	アリエッタ	医療法人 恵仁会	筑波	100	300
2	豊浦	医療法人社団 桜水会	筑波	100	
3	なでしこ	医療法人 重陽会	筑波	100	
4	つくばケアセンター	医療法人社団 筑波記念会	大穂	100	200
5	つくばリハビリテーションセンター	医療法人 健佑会	大穂	100	
6	そよかぜ	一般財団法人 筑波麓仁会	谷田部西	100	200
7	プレミエール元気館	医療法人社団 みなみつくば會	谷田部西	100	
8	ひまわり	医療法人社団 双愛会	荃崎	78	78
特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム混合型)					
名称	法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員	
1	らいふつくば花畑	株式会社 とんぼらいふ	大穂	30	75
2	つくばメディケアレジデンス	有限会社 ケイエム企画	大穂	45	
3	サンシャインつくばリゾート	医療法人社団 みなみつくば會	谷田部東	50	50
4	サンシャイン・ヴィラつくば倶楽夢	医療法人社団 みなみつくば會	谷田部西	68	68

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)					
名称		法人名	日常生活圏域	定員	圏域定員
1	シニアガーデン アネックス	社会福祉法人 健誠会	筑波	29	29
2	シニアガーデン別館	社会福祉法人 健誠会	大穂	29	29
3	フロンティア	社会福祉法人 博愛会	豊里	29	29
4	桜華	社会福祉法人 千羽鶴	桜	29	29
5	はなみずきサテライト	社会福祉法人 筑竜会	谷田部東	29	29
6	トレランス田村	社会福祉法人 筑南会	谷田部西	29	29
7	ユニット型特別養護 老人ホーム いちよ うの木	社会福祉法人 愛信会	荃崎	29	29

※R6.1.1時点



3 介護（予防）給付費等の推移と推計

(1) 介護給付費の推移

令和3年度から令和4年度の増減率について、居宅サービスでは99.9%、地域密着型サービスでは102.4%、施設サービスでは99.4%となっています。

単位：千円

	サービス種類	R3 (2021)	R4 (2022)	増減率
居宅サービス	訪問介護	726,064	780,798	107.5%
	訪問入浴介護	109,046	104,567	95.9%
	訪問看護	336,530	353,869	105.2%
	訪問リハビリテーション	100,637	94,152	93.6%
	居宅療養管理指導	109,405	117,764	107.6%
	通所介護	1,734,413	1,667,467	96.1%
	通所リハビリテーション	414,800	398,031	96.0%
	短期入所生活介護	812,812	794,240	97.7%
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	25,993	22,666	87.2%
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	587	473	80.5%
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	-
	福祉用具貸与	378,143	398,451	105.4%
	福祉用具購入費	11,156	12,021	107.8%
	住宅改修費	22,202	21,842	98.4%
	特定施設入居者生活介護	283,437	286,299	101.0%
	居宅介護支援	671,003	675,435	100.7%
	居宅サービス 合計	5,736,228	5,728,075	99.9%
地域密着サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,257	1,965	156.2%
	夜間対応型訪問介護	0	0	-
	地域密着型通所介護	215,722	206,286	95.6%
	認知症対応型通所介護	11,824	10,958	92.7%
	小規模多機能型居宅介護	192,829	199,853	103.6%
	認知症対応型共同生活介護	907,196	910,622	100.4%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	602,486	641,765	106.5%
	看護小規模多機能型居宅介護	34,776	41,488	119.3%
		地域密着サービス 合計	1,966,090	2,012,937
施設サービス	介護老人福祉施設	2,045,289	2,064,902	101.0%
	介護老人保健施設	1,895,119	1,846,020	97.4%
	介護療養型医療施設	3,509	2,541	72.4%
	介護医療院	5,681	10,978	193.3%
		施設サービス 合計	3,949,597	3,924,442
	介護給付費 合計	11,651,915	11,665,453	100.1%

(2) 介護給付費の見込額

令和6年度から令和8年度までの計画期間中の介護給付費をみると、10億円程度増加することが見込まれます。

また、令和22年(2040年)の見込額は195億円程度となることが予想されます。

単位：千円

	サービス種類	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12 (2030)	R 22 (2040)
居宅サービス	訪問介護	930,703	973,622	988,169	1,072,657	1,356,845
	訪問入浴介護	119,511	124,714	127,490	131,957	167,908
	訪問看護	443,196	460,368	469,202	514,985	646,589
	訪問リハビリテーション	113,148	117,559	120,121	131,724	164,782
	居宅療養管理指導	138,960	145,017	147,395	160,184	202,645
	通所介護	1,979,139	2,049,445	2,087,374	2,317,376	2,897,354
	通所リハビリテーション	409,606	426,402	433,335	481,054	603,228
	短期入所生活介護	864,342	899,697	918,443	995,431	1,270,846
	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	45,560	47,434	48,253	52,368	65,471
	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	446,746	463,743	472,067	519,226	652,781
	福祉用具購入費	11,226	11,226	12,207	13,332	16,782
	住宅改修費	23,661	24,750	24,750	29,752	38,519
	特定施設入居者生活介護	351,861	357,244	573,185	622,010	729,052
居宅介護支援	733,632	759,889	773,999	860,688	1,073,246	
	居宅サービス 小計	6,611,291	6,861,110	7,195,990	7,902,744	9,886,048
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	28,437	28,473	28,473	28,473	28,473
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	253,055	260,395	264,691	295,294	368,318
	認知症対応型通所介護	26,768	27,730	27,730	31,090	41,025
	小規模多機能型居宅介護	263,303	269,644	273,421	299,864	369,820
	認知症対応型共同生活介護	1,016,974	1,018,261	1,018,261	1,148,350	1,446,771
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	703,740	704,631	704,631	858,324	1,094,186
	地域密着型サービス 小計	2,348,367	2,372,644	2,394,043	2,739,373	3,446,293
施設サービス	介護老人福祉施設	2,116,464	2,119,142	2,119,142	2,506,568	3,197,074
	介護老人保健施設	1,876,870	1,879,245	1,879,245	2,210,930	2,793,539
	介護医療院	46,719	46,779	245,059	245,059	245,059
		施設サービス 小計	4,040,053	4,045,166	4,243,446	4,962,557
	介護給付費 合計	12,999,711	13,278,920	13,833,479	15,604,674	19,568,013

(3) 介護予防給付費の推移

令和3年度から令和4年度の増減率について、介護予防サービスでは108.5%、地域密着型介護予防サービスでは129.6%となっています。

単位：千円

	サービス種類	R3 (2021)	R4 (2022)	増減率
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	81	0	0.0%
	介護予防訪問看護	30,592	30,261	98.9%
	介護予防訪問リハビリテーション	9,420	9,289	98.6%
	介護予防居宅療養管理指導	4,119	4,676	113.5%
	介護予防通所リハビリテーション	30,228	37,285	123.3%
	介護予防短期入所生活介護	2,695	2,442	90.6%
	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	0	207	
	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	
	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	
	介護予防福祉用具貸与	38,286	42,455	110.9%
	特定介護予防福祉用具購入費	2,218	2,295	103.4%
	介護予防住宅改修費	9,817	11,563	117.8%
	介護予防特定施設入居者生活介護	17,228	15,789	91.6%
	介護予防支援	31,259	34,556	110.5%
	介護予防サービス 小計	175,943	190,818	108.5%
地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	4,397	5,086	115.7%
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,999	4,503	150.1%
		地域密着型介護予防サービス 小計	7,396	9,589
	予防給付費 合計	183,339	200,407	109.3%

(4) 介護予防給付費の見込額

令和6年度から令和8年度までの計画期間中の予防給付費をみると、2千万円程度増加することが見込まれます。

また、令和22年(2040年)の見込額は3億円程度となることが予想されます。

単位：千円

サービス種類		R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 12 (2030)	R 22 (2040)
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	28,142	29,083	29,732	33,748	39,643
	介護予防訪問リハビリテーション	10,720	11,315	11,604	13,054	15,375
	介護予防在宅療養管理指導	5,954	6,091	6,220	7,090	8,073
	介護予防通所リハビリテーション	45,354	46,738	48,066	54,702	63,426
	介護予防短期入所生活介護	2,024	2,027	2,523	3,288	4,280
	介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	44,829	46,166	47,133	53,857	62,616
	特定介護予防福祉用具購入費	2,735	2,735	3,432	3,432	4,129
	介護予防住宅改修費	11,629	11,629	11,629	13,848	13,848
	介護予防特定施設入居者生活介護	17,603	17,625	27,461	30,986	33,773
	介護予防支援	36,413	37,489	38,276	43,727	50,690
	介護予防サービス 小計	205,403	210,898	226,076	257,732	295,853
介護予防サービス 地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	9,649	10,708	10,708	12,397	14,491
	介護予防認知症対応型共同生活介護	9,109	9,121	9,121	12,161	12,161
	地域密着型介護予防サービス 小計	18,758	19,829	19,829	24,558	26,652
予防給付費 合計		224,161	230,727	245,905	282,290	322,505

(5) 保険給付額全体の見込額

令和6年度から令和8年度までの計画期間中の標準給付見込額をみる9億円程度の増加が見込まれます。

また、令和22年(2040年)の見込額では210億円程度となることが予想されます。

単位：千円

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R12 (2030)	R 22 (2040)
介護給付費計	12,999,711	13,278,920	13,833,479	15,604,674	19,568,013
予防給付費計	224,161	230,727	245,905	282,290	322,505
特定入所者介護サービス費等給付費	442,090	454,389	466,936	522,726	640,828
高額介護サービス費等給付額	350,152	359,947	369,885	413,341	506,729
高額医療合算サービス費等給付額	40,621	41,698	42,850	48,708	59,713
審査支払手数料	11,758	12,070	12,404	14,099	17,285
標準給付費見込額	14,068,493	14,377,751	14,971,458	16,885,838	21,115,073

※端数処理上、計算が一致しない場合があります。

(6) 地域支援事業費の推移

令和3年から令和4年の増減率をみると、介護予防・日常生活支援総合事業では107.8%、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業では100.0%、包括的支援事業（社会保障充実）では103.7%となっています。

また、地域支援事業費の総計では増減率は103.5%となっており、約2千万円増加しています。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

単位：千円

区分	R3 (2021)	R4 (2022)	増減率 (%)
訪問介護相当サービス	39,167	41,666	106.4%
訪問型サービスA	0	0	-
訪問型サービスB	0	0	-
訪問型サービスC	544	1,320	242.6%
訪問型サービスD	0	0	-
訪問型サービス(その他)	0	0	-
通所介護相当サービス	168,643	179,400	106.4%
通所型サービスA	0	0	-
通所型サービスB	0	0	-
通所型サービスC	0	0	-
通所型サービス(その他)	0	0	-
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	-
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	-
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	-
介護予防ケアマネジメント	22,160	24,178	109.1%
介護予防把握事業	0	0	-
介護予防普及啓発事業	20,811	24,741	118.9%
地域介護予防活動支援事業	1,735	1,799	103.7%
一般介護予防事業評価事業	0	0	-
地域リハビリテーション活動支援事業	218	173	79.4%
審査支払手数料	706	753	106.6%
高額介護予防サービス費相当事業等	689	457	66.4%
小計	254,672	274,486	107.8%

2. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

単位：千円

区分	R3 (2021)	R4 (2022)	増減率 (%)
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	269,223	269,444	100.1%
任意事業	41,841	41,523	99.2%
小計	311,064	310,967	100.0%

3. 包括的支援事業（社会保障充実分）

単位：千円

区分	R3 (2021)	R4 (2022)	増減率 (%)
在宅医療・介護連携推進事業	10,561	10,788	102.1%
生活支援体制整備事業	38,636	36,600	94.7%
認知症初期集中支援推進事業	17,989	22,233	123.6%
認知症地域支援・ケア向上事業	1,936	2,112	109.1%
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	-
地域ケア会議推進事業	352	325	92.2%
小計	69,475	72,058	103.7%

4. 地域支援事業費計

単位：千円

区分	R3 (2021)	R4 (2022)	増減率 (%)
介護予防・日常生活支援総合事業費	254,672	274,486	107.8%
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	311,064	310,967	100.0%
包括的支援事業（社会保障充実分）	69,475	72,058	103.7%
地域支援事業費 計	635,211	657,511	103.5%

※端数処理上、計算が一致しない場合があります。

(7) 地域支援事業費の見込額

令和6年度から令和8年度までの計画期間中の地域支援事業費をみると、5千万円程度増加が見込まれます。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

単位：千円

区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
訪問介護相当サービス	43,124	43,986	44,866	50,900	60,047
訪問型サービスA	1,268	1,268	1,268	1,268	1,902
訪問型サービスB	0	0	0	0	0
訪問型サービスC	1,824	1,824	1,824	2,243	2,450
訪問型サービスD	0	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	249,160	270,449	293,555	275,482	316,769
通所型サービスA	1,111	1,111	1,111	1,111	1,666
通所型サービスB	0	0	0	0	0
通所型サービスC	0	0	0	0	0
通所型サービス(その他)	0	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	27,078	27,078	27,078	33,298	36,372
介護予防把握事業	0	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	31,951	31,951	31,951	39,290	42,918
地域介護予防活動支援事業	4,944	4,944	4,944	6,080	6,641
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	359	359	359	441	482
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	0	0	0	0	0
小計	360,819	382,970	406,957	410,113	469,248

2. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

単位：千円

区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	293,238	293,238	293,238	327,630	407,159
任意事業	52,319	52,319	52,319	58,455	72,645
小計	345,557	345,557	345,557	386,085	479,803

3. 包括的支援事業（社会保障充実分）

単位：千円

区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
在宅医療・介護連携推進事業	4,112	4,112	4,112	4,112	4,112
生活支援体制整備事業	29,746	29,746	29,746	29,746	29,746
認知症初期集中支援推進事業	10,313	10,313	10,313	10,313	10,313
認知症地域支援・ケア向上事業	2,816	2,816	2,816	2,816	2,816
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	826	826	826	826	826
小計	47,813	47,813	47,813	47,813	47,813

4. 地域支援事業費計

単位：千円

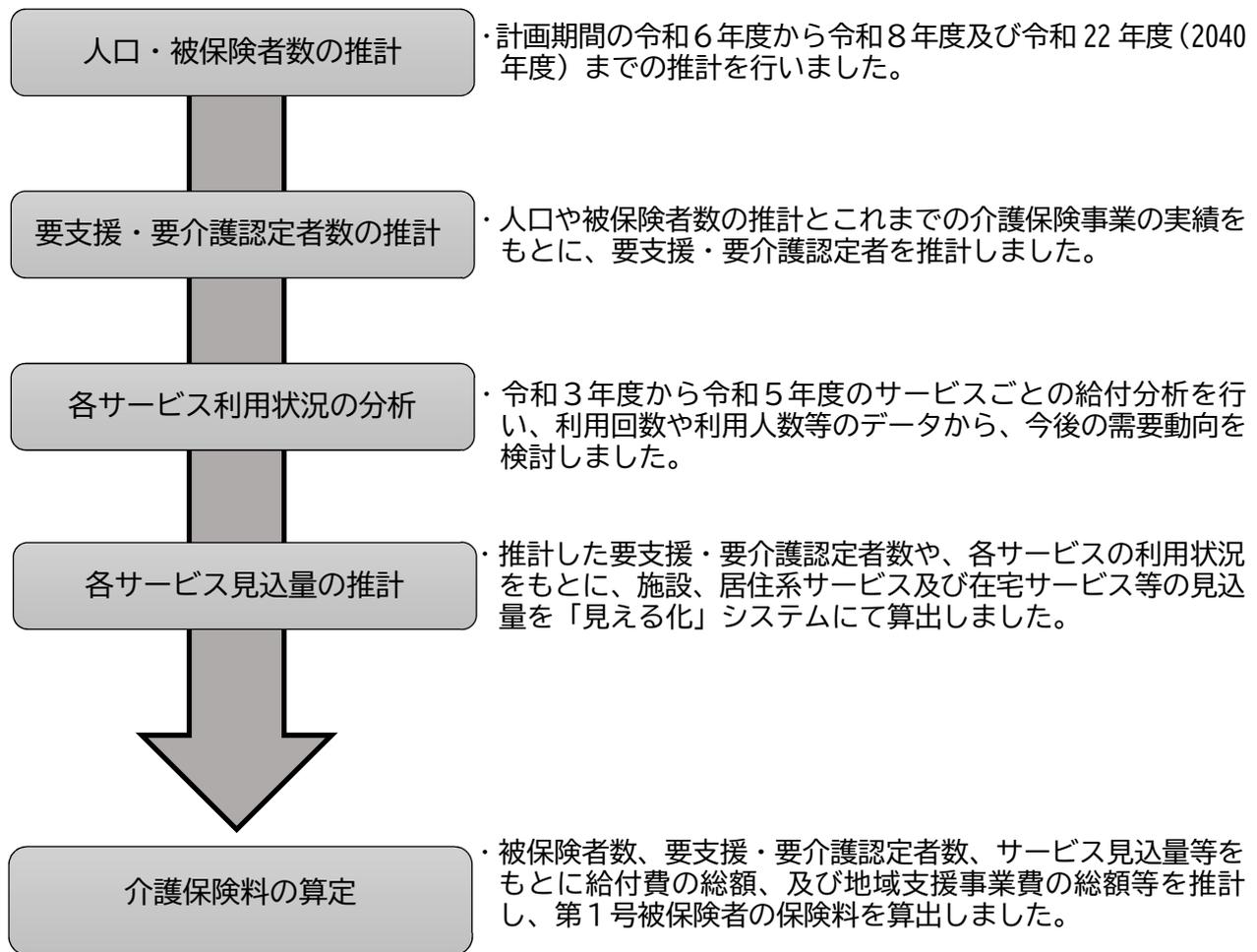
区分	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業費	360,819	382,970	406,957	410,113	469,248
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	345,557	345,557	345,557	386,085	479,803
包括的支援事業（社会保障充実分）	47,813	47,813	47,813	47,813	47,813
地域支援事業費 計	754,189	776,340	800,327	844,011	996,864

第 8 章

介護保険料の見込額

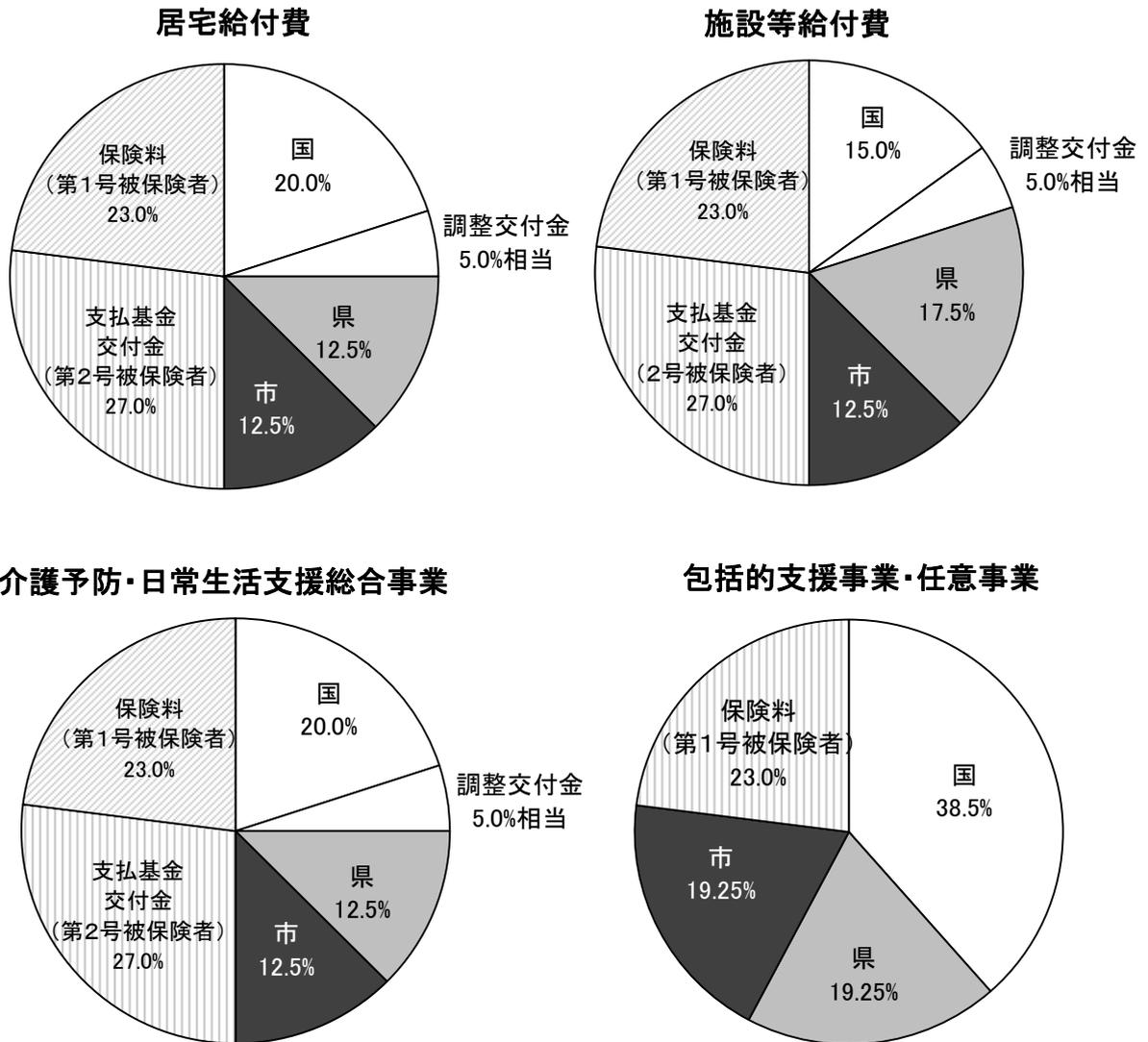
1 介護保険料の算出について

計画期間の要介護認定者及び各種サービス量の見込みにあたっては、以下の手順で介護保険事業量を推計し、介護保険料を算定します。



2 介護保険事業の財源構成

介護保険サービス給付の財源及び地域支援事業の財源として、第1号被保険者の負担割合は23.0%になっています。



保険給付に要する費用の財源は、40歳以上の被保険者が負担する保険料と、国・都道府県・市町村が負担する公費でまかなわれ、保険料と公費の割合は原則として50%ずつとなっています。

3 保険料収納必要額

第1号被保険者が負担する保険収納必要額は、調整交付金を算出した結果令和6年度から令和8年度の3年間で〇円程度となると見込まれています。

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	合 計
費用合計額 (A)	算定中			
標準給付費 (B)				
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業費 (C)				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費				
包括的支援事業（社会保障充実分）				
第1号被保険者負担分相当額 (D) (A × 23%)				
調整交付金相当額 (E) ((B+C) × 5%)				
調整交付金見込割合 (F)				
調整交付金見込額 (G) ((B+C) × F)				
保険料収納必要額 (D+E-G) (H)				

4 保険料基準額の算定

保険料収納必要額から、介護給付費準備基金の取崩額を差し引き、予定収納率で割り、令和6年度から令和8年度の3年間の計画期間中の所得段階別加入割合補正後の被保険者数で割ると介護保険料基準額が算出されます。

この結果、第9期計画の期間における介護保険料の基準額は、年額で〇円、月額で〇円となります。

なお、介護給付費準備基金の取崩しにより、月額で〇円引き下げる結果となります。

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	合計
保険料収納必要額 (A)	算定中			
介護給付費準備基金取崩額 (B)				
実質保険料収納必要額 (A-B) (C)				
予定収納率 (D)				
保険料賦課額 (C ÷ D) (E)				
所得段階別加入割合補正後 被保険者数 (F)				
保険料基準額 (年額) (G)				
保険料基準額 (月額) (H)				

5 保険料額

保険料額の算定に基づき、第9期期計画期間中である令和6年度から令和8年度の所得段階別の保険料額は、以下のとおりとなります。

段階	対象者		保険料率	年間保険料額 (円)
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者		算定中	
	本人及び世帯全員が市民税非課税者	本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税者	本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方		
第3段階		本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方		
第4段階	本人が市民税非課税者で世帯員に市民税課税者がいる方のうち、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第5段階 基準保険料	本人が市民税非課税者で世帯員に市民税課税者がいる方のうち、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方			
第6段階	本人が市民税課税者	前年の合計所得金額が120万円未満の方		
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方		
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方		
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方		
第12段階		前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方		
第13段階		前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方		
第14段階		前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方		
第15段階		前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方		
第16段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上の方			

◆公費による保険料の軽減強化の実施について

低所得者の保険料軽減強化対策として、一定の割合を公費で賄い、保険料の軽減強化を実施します。

6 保険料基準額の推移

保険料基準額（保険料率1.000）の推移を第1期計画期間から第9期計画期間で比較すると以下のとおりとなります。

第1号被保険者の保険料の推移

区分	基準額（円）		上昇率
	年額	月額	
第1期（平成12年度～平成14年度）	32,100円	2,680円	—
第2期（平成15年度～平成17年度）	32,100円	2,680円	0.0%
第3期（平成18年度～平成20年度）	46,500円	3,875円	44.6%
第4期（平成21年度～平成23年度）	49,500円	4,125円	6.5%
第5期（平成24年度～平成26年度）	58,200円	4,850円	17.6%
第6期（平成27年度～平成29年度）	70,700円	5,892円	21.5%
第7期（平成30年度～令和2年度）	72,600円	6,050円	2.7%
第8期（令和3年度～令和5年度）	72,600円	6,050円	0.0%
第9期（令和6年度～令和8年度）	算定中		

第6回つくば市高齢者福祉推進会議（第9期） 事務局出席者名簿

	部・課名等	役職	氏名
1	福祉部	次長	相澤 幸男
2	福祉部 地域包括支援課	課長	相澤 幸子
3	福祉部 地域包括支援課	課長補佐	飯島 良弘
4	保健部 介護保険課	課長補佐	齊藤 具子
5	保健部 介護保険課	係長	小林 実
6	保健部 健康増進課	課長補佐	板倉 邦明
7	保健部 健康増進施設いきいきプラザ	保健係長	永井 さなえ
8	社会福祉協議会	室長	大橋 功
9	社会福祉協議会	室長	河原井 猛
10	福祉部 高齢福祉課	課長	日下 永一
11	福祉部 高齢福祉課	課長補佐	稲葉 正子
12	福祉部 高齢福祉課	係長	石田 佳子
13	福祉部 高齢福祉課	主任	相馬 智菜津

第6回つくば市高齢者福祉推進会議事前質問一覧

No.	質問
1	①パブリックコメントの意見の中にもありますが、No2. の「公衆浴場」につきまして確かにその通りで災害も含めて充実が、求められると思います。また経験的にコミュニティの構築においても有効的と感じております。その点等も交えて、福祉計画面における強化等、考えまたは補足等がありますでしょうか？
質問者	回答（高齢福祉課）
福井委員	公衆浴場の整備については、現在検討しておりませんが、現在設置されている老人福祉センターの活用促進など、今後の在り方について検討を進めていきたいと考えています。

No.	質問
2	②パブリックコメント自体についてですが、意見数等が多い or 少ない、または一般的にこの数は妥当なのか、あるいは市のパブリックコメントの過去の事例から平均なのか、教えて下さい（このあたりについて、関心がありまして……）。
質問者	回答（高齢福祉課）
福井委員	前期計画の意見提出数は、3人となっており、今回と同数でした。また、同時期に実施した他の計画のパブリックコメントと比較すると、意見提出者が、障害者プラン7人、国民健康保険計画2人、スポーツ推進計画2人、成年後見制度利用促進基本計画1人となっており、当市のパブリックコメントでは平均的な意見数と考えられます。

No.	質問
3	1 2040年を見据え、要介護認定率軽減と在宅サービス>施設サービスに資する計画、とりわけ介護型サービスから自立支援型サービスへの転換が重要と考えます。こうした大きな理念のもと、従来の計画はもとより、リハビリテーションに係る計画を重視しておくことがつくば市にとっては望ましいと考えますが、いかがでしょうか？
質問者	回答（高齢福祉課）
斉藤委員	ご指摘のとおり、今後の高齢化の進行と要介護高齢者の増加への対策として、介護予防やリハビリテーション等の強化が求められています。9期計画では、記載の充実が進まなかった部分もありますが、10期計画の策定に向け、計画期間中に現状の見直しと検討を進めてまいります。

No.	質問
4	2 第2章1-(9)における「日常生活圏域別の通いの場の状況」において大穂圏域で「高齢者いこいの広場数」が0である。9期計画で整備あるいは整備検討を計画として検討されていますか？
質問者	回答（高齢福祉課）
斉藤委員	高齢者憩いの広場は市民が主体となる活動のため、市による整備を行う予定はありませんが、引き続き、民生委員等の会議での案内を実施する等、市民に対する制度の周知を強化していきたいと思っております。

No.	質問
5	3 第2章1-(9)における「日常生活圏域別事業者数」において訪問看護・訪問介護がすべての圏域で事業所が存在しているが、訪問リハで「筑波圏域」「豊里圏域」「桜圏域」「荃崎圏域」で0である。また、通所リハでも「通所介護」はすべての圏域で事業所が存在しているが「豊里圏域」「桜圏域」「谷田部東圏域」で0である。9期計画で整備する計画を明記して頂きたいが、いかがでしょうか？
質問者	回答（高齢福祉課）
斉藤委員	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションについては、医療みなし指定の事業所を表に記載していないため、少なくなっていますが、健康保険法の保健医療機関・保険薬局に指定された医療機関・薬局が、介護保険法における特定のサービスの事業者として、指定されたものとみなされる、「医療みなし」指定の事業所を合計すると、訪問リハビ

	リテーションでは、約 160 か所以上、通所リハビリテーションでは 30 か所の事業所があります。また、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションを含む居宅サービスは基本的には本計画における公募等での整備は実施しないため、9 期計画においても整備計画の記載は行わない方針です。
--	--

No.	質問
6	4 第 7 章 3 - (1) の「訪問看護」および (3) の「介護予防訪問看護」において、看護職による訪問看護、介護予防訪問看護と理学療法士等による訪問看護、介護予防訪問看護の現状を確認したい。また、その現状を踏まえて計画を検討して頂きたいが、いかがでしょうか？
質問者	回答 (高齢福祉課)
斉藤委員	医療みなし指定以外の訪問看護 30 事業所中、約半数の 14 事業所が理学療法士等を配置しています。

No.	質問
7	5 第 7 章 3 - (3) の「介護予防訪問リハビリテーション」が若干減少している。4. の実態も考慮したうえで、計画値よりも上回る当該サービスを増やしていく計画に修正してはと考えるがいかがでしょうか？
質問者	回答 (介護保険課)
斉藤委員	介護予防訪問リハビリテーションについては、令和 3 年、令和 4 年の給付実績においては減少傾向となっておりますが、令和 6 年以降は増加していくものとして見込量を設定しています。

No.	質問
8	6 第 7 章 3 - (6) の 1. 第 7 章 3 - (7) の 1. おいて、訪問型サービスや通所型サービスなどの整備する計画は大変結構なことと考えます。一方で、「その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等」は計画の俎上にないように思いますが、重要なサービスとして整備、あるいは整備検討を明記して頂きたいが、いかがでしょうか？
質問者	回答 (地域包括支援課)
斉藤委員	栄養改善や見守りを目的とした配食、定期的な安否確認・緊急時の対応・住民ボランティア等の見守り、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等の総合事業における「その他の生活支援サービス」については、現時点では検討を

	行っておらず、9期計画における整備に関する記載は行わない方向ですが、計画期間中に10期計画に向けての検討を進めていきます。
--	---

No.	質問
9	7 第7章3-(6)の1. 第7章3-(7)の1. おいて、「地域リハビリテーション活動支援事業」の整備する計画は大変結構なことと考えます。しかしながら、より大胆な予算化に修正することで、地域支援事業計画の大きなパラダイムシフトが起こると考えますが、再考いただけないでしょうか？
質問者	回答（地域包括支援課）
斉藤委員	地域リハビリテーション活動支援事業については、市内65歳以上の高齢者を対象に、住み慣れた自宅で、運動面や栄養面の困りごとについて、専門職から助言やプログラムの提案などのサービスを受けることができる「おうちdeリハ」として事業を実施しています。9期計画期間中の事業拡大については、現在は検討しておりませんが、利用実態や効果検証等により検討させていただきます。

No.	質問
10	8 共生型事業の整備については是非明記して頂きたいです。いかがでしょうか？
質問者	回答（高齢福祉課）
斉藤委員	「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる共生型サービスは、地域共生社会の推進において重要なものとなっており、当市でもサービスの普及に努めていきます。